

ツノ部

〔圖録〕

○美術展覽會圖録發行及陳列品ノ撮影印刷ニ關スル規程 (告) 文部第百七十四號(六) 二二八

〔圖書〕

○帝國圖書館官制中改正 (勅) 第六十五號(三) 六四

○帝國圖書館高等官等俸給令廢止 (勅) 第百三十四號(三) 一三一

○圖書館令中改正 (勅) 第百七十八號(六) 三九四

○圖書館令施行規則設定明治三十九年文部省令第十九號(圖書)ニ關スル規程)廢止 (省) 文部第十八號(六) 二〇八

○明治四十二年度學校及圖書館歲入歳出科目表中追加 (訓) 文部第一號(三) 四三

○同上 (訓) 文部第五號(三) 五三

○明治四十三年度文部省所管學校及圖書館歲入歳出歳算科目表 (訓) 文部第四號(三) 四四

○同上中追加 (訓) 文部第六號(四) 八七

○同上 (訓) 文部第七號(四) 八八

○同上 (訓) 文部第八號(四) 八八

○同上 (訓) 文部第九號(四) 八八

○同上 (訓) 文部第十四號(六) 一六四

○同上 (訓) 文部第十五號(七) 二六九

○同上 (訓) 文部第十六號(七) 二六九

○同上 (訓) 文部第十七號(七) 二六九

○同上 (訓) 文部第十九號(九) 三一一

○同上 (訓) 文部第二十號(九) 三一一

○同上 (訓) 文部第二十一號(一〇) 三一一

○同上 (訓) 文部第二十四號(二) 四三七

○小學校教科用圖書翻刻發行ニ關スル規程中追加 (省) 文部第百九號(八) 一四四〇

○小學校教科用圖書翻刻發行ニ關スル規程ニ依リ圖書ニ貼付スヘキ印紙ノ見本設定明治三十六年告示第百七十四號(小學校教科用圖書翻刻發行規則ニ依リ貼付スヘキ印紙ノ種類及見本)廢止 (省) 文部第百四十一號(五) 一〇一八

○小學校教科用圖書ノ定價 (告) 文部第百一十一號(四) 八四一

○翻刻發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書定價 (告) 文部第百二十號(九) 一五六四

○小學校ニ於テ使用スヘキ教科用圖書 (省) 臺灣總督第百九十九號(三) 四四五

○小學校教科用圖書採定明治四十年告示第百八十九號(同件)廢止 (省) 臺灣總督第百八十八號(三) 四四五

○明治三十二年告示第二十一號(臺灣總督府民政部內務局學務課出版圖書携下書目)中追加 (省) 臺灣總督第百五十六號(五) 二二四

○同上 (省) 臺灣總督第百七十號(六) 二八四

○同上 (省) 臺灣總督第百八十四號(七) 一四〇〇

○同上 (告) 臺灣總督第百九十九號(八) 一五四六

○同上 (告) 臺灣總督第百五十六號(三) 二五三三

○小學校ニ於テ使用スヘキ教科用圖書 (告) 關東都督第百六十一號(三) 七六七

○私立臺灣圖書館(東京市)設置開申 (告) 文部第百四十三號(五) 一〇一九

○私立橫濱本町圖書館及同分館(横浜市)同上 (告) 文部第百五十八號(五) 一〇二二

○私立佛敎圖書館(新潟縣)同上 (告) 文部第百九號(三) 五〇三

○私設千野圖書館(埼玉縣)同上 (告) 文部第十一號(一) 五九

○埼玉縣大里郡八基村立圖書館設置認可 (告) 文部第四十二號(三) 三一一

○私立東武圖書館(埼玉縣)設置開申 (告) 文部第百三十八號(五) 一〇一八

○私立高崎圖書館(群馬縣)同上 (告) 文部第百三十九號(五) 一〇一八

○府馬村立府馬村成申圖書館(千葉縣)ヲ小學校ニ附設認可 (告) 文部第百四十七號(五) 一〇二〇

○私立野野青年圖書館(茨城縣)輕野村小學校內ニ設置開申 (告) 文部第百八十二號(六) 一一八六

○三重縣一志郡天白村私立敎育會附屬天白圖書館ヲ小學校內ニ設置開申 (告) 文部第百六十九號(六) 一〇七九

○私立知多郡敎育會第一會附屬圖書館(愛知縣)設置開申 (告) 文部第百二十八號(四) 八四七

○私立靜岡圖書館(靜岡市)同上 (告) 文部第百四十四號(五) 一〇一九

○大津市私立敎育會附屬私立大津圖書館位置變更開申 (告) 文部第百八十六號(三) 五〇〇

○岐阜縣武儀郡菅田町立菅田小學校附屬菅田町立菅田通俗圖書館ヲ同縣同郡同町立同小學校ニ附設認可 (告) 文部第七十號(三) 四九七

○私立片桐學校同窓會圖書館(長野縣)設置開申 (告) 文部第十二號(一) 五九

○長野縣松代町立松代圖書館ヲ同縣埴科郡松代町立松代農商學校ニ附設認可 (告) 文部第百六十號(五) 一〇二二

○私立鯉川圖書館(福島縣)設置開申 (告) 文部第七十九號(三) 四九九

○私立渡瀨圖書館(福島縣)同上 (告) 文部第百一號(三) 五〇三

○私立瀨上圖書館(福島縣)設置開申 (告) 文部第百五十一號(五) 一〇二〇

○私立高田圖書館(福島縣)ヲ小學校內ニ設置開申 (告) 文部第百六十一號(五) 一〇二二

○行橋筑川村立圖書館ヲ福島縣河沼郡筑川尋常高等小學校ニ附設認可 (告) 文部第百七十號(六) 一一八〇

○私立酒田圖書館(山形縣)設置開申 (告) 文部第二十七號(三) 三〇八

○私立能美敎育會圖書館(石川縣)同上 (告) 文部第百八十七號(六) 一一九七

○市立高岡圖書館(高岡市)設置認可 (告) 文部第百五十號(五) 一〇二〇

○私立廣島縣產品郡木野山村外三箇村組合青年會圖書館設置開申 (告) 文部第四十五號(三) 三一一

- 私立職權記念圖書館(廣島縣)設置開申 (告)文部第四百二十二號(五)二〇一九
- 松永町立松永圖書館(廣島縣沼隈郡松永町)立松永尋常小學校(附設認可) (告)文部第四百七十二號(六)二一八〇
- 私立高千帆圖書館(山口縣)設置開申 (告)文部第六十二號(三) 四九六
- 私立井關圖書館(山口縣)同上 (告)文部第四百六十六號(五)一〇一九
- 岩國町立岩國高等小學校附設岩國圖書館(山口縣玖珂郡岩國高等小學校)附設認可 (告)文部第四百二十號(四) 八四四
- 私立紫福圖書館(山口縣阿武郡紫福村)立紫福尋常高等小學校(附設認可) (告)文部第四百七十一號(六)二一八〇
- 私立平野圖書館(德島縣)設置開申 (告)文部第四百五十七號(五)一〇三二
- 私立德島縣教育會附屬圖書館設置開申 (告)文部第四百二十七號(四) 八四七
- 私立高城圖書館(福岡縣)同上 (告)文部第四百四十五號(五)一〇一九
- 船舶通報規則中改正 (省)遞信第九十二號(二〇) 六三三
- 氣象觀測通報規程中追加 (達)海軍第四十一號(四) 七四〇
- 明治四十二年省令第五號(退廢料又ハ扶助料ヲ受クル者犯罪者ノハ就職ノ場合ニ於ケル通知方)中改正 (省)內務第三號(三) 三七
- 明治二十三年省令第十七號(文官判任以上ノ者俸給支給ニ係ル仕拂命令、仕拂請求書及金額氏名表仕拂命令官ヨリ交付スル通知書書式)中改正 (省)大藏第三十七號(八) 五六
- 通行稅法 (法)第五號(三) 二〇
- 通行稅法施行規則 (勅)第二十九號(三) 三三
- 通行稅法施行規則ニ依ル通行稅拂込方 (省)大藏第十三號(三) 五四
- 租稅現況報告書樣式設定明治三十二年訓令第六十號(同件)同三十八年訓令第十號中總物消費稅並通行稅ノ現況報告書樣式及同四十二年訓令第八號中石油消費稅ノ現況報告ニ關スル規程廢止 (訓)大藏第二十六號(三) 五二六
- 明治四十三年省令第八十三號(本邦通貨ノ外北米合衆國通貨ヲ以テ郵便切手類ノ賣捌ヲ爲ス郵便局名)中追加 (省)遞信第四百四號(三) 七〇六
- 朝鮮總督府及其所屬官署ノ職員ニシテ通譯ノ事ヲ兼掌スル者ノ特別手當ニ關スル件 (勅)第三百八十七號(九) 五五五
- 統監府裁判所書記長統監府裁判所通譯官統監府裁判所書記、統監府裁判所通譯生及統監府監獄職員官等給與令廢止 (勅)第三百三十四號(三) 一三一

- 京畿道事務官、書記技手並ニ府事務官、通譯官、府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十一號(一〇) 三九七
- 刑事事件ニ付檢事カ呼出シタル證人、鑑定人及通事ニ日當、旅費及止宿料等支給方 (府)統監第二號(三) 七
- 日英通商航海條約外十三件ヲ無効ニ歸セシムルニ付キ各締約國政府ニ通告ノ件 (省)外務第四號(七) 二九二
- 遞信管理局官制制定、海軍局官制、遞信官署官制及明治四十二年勅令第九十七號(郵便貯金局及遞信官署職員定員ノ件)廢止 (勅)第九十號(三) 八八
- 遞信官署官制 (勅)第九十一號(三) 九二
- 統監府遞信官署官制中改正 (勅)第九十六號(三) 九八
- 朝鮮總督府遞信官署官制 (勅)第三百六十號(九) 四九二
- 關東都督府遞信官署官制中改正 (勅)第三百六號(三) 一〇七
- 郵便貯金局、遞信管理局及遞信官署職員ノ特別任用ニ關スル件制定、遞信事務官、遞信事務官及遞信事務官補特別任用令及鐵道書記補、遞信手特別任用令廢止 (勅)第七十號(三) 二二六
- 朝鮮總督府遞信官署職員特別任用令 (勅)第三百九十七號(九) 五三三
- 明治三十九年勅令第二百三十號(關東都督府遞信書記補ノ俸給ニ關スル件)同四十年勅令第六十二號(臺灣總督府遞信手俸給ノ件)廢止 (勅)第三百五號(三) 一七一
- 明治三十一年勅令第三百十七號(遞信手鐵道書記補、航路標識看守俸給並三等郵便局長手當ノ件)中改正 (勅)第六十一號(三) 二〇八
- 明治三十六年勅令第四十八號(遞信現業員勤勉手當ノ件)中改正 (勅)第五百十九號(三) 二〇六
- 明治四十二年勅令第二百十六號(交通至難ノ場所ニ設置シタル遞信官署ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅)第五百十八號(三) 二〇六
- 交通至難ノ場所ニ在勤スル朝鮮總督府遞信官署職員ノ手當ニ關スル件 (勅)第三百八十八號(九) 五二六
- 明治四十二年勅令第二百五十五號(船舶内ニ設置シタル遞信官署ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅)第五百十七號(三) 二〇五
- 朝鮮總督府遞信官署ノ取扱ニ係ル歲入金歲出金及歲入歲出外現金ノ交互摺替及繰替ニ關スル件 (勅)第四百八號(九) 五四二
- 明治四十二年勅令第五百五十一號(遞信官署現業員共濟組合ニ關スル件)中改正 (勅)第六十號(三) 二〇七
- 明治四十二年勅令第六十一號(臺灣總督府遞信官署稅關支署及登記所經費渡切ニ關スル件)中改正 (勅)第二百二號(四) 二五〇
- 警察官號遞信法 (訓)內務第十二號(七) 二五二
- 朝鮮總督府遞信官署現金受拂規則 (省)大藏第四十四號(一〇) 五六三
- 朝鮮總督府遞信官署現金受拂規則ニ依ル金庫ノ取扱方 (訓)大藏第二十四號(一〇) 三二七

- 鐵道書記補通信手続規則中改正 (省) 逓信第十四號(三) 九八
- 通信官署經費渡切規則施行細則中改正 (省) 逓信第五十七號(三) 一三三
- 通信官署職員共濟組合規則中改正 (省) 逓信第十五號(三) 九九
- 私設電信ニ依ル公衆通信取扱規則中改正 (省) 逓信第三十九號(三) 一〇七
- 明治四十一年第四十六號(無線電報規則) 逓信官署帝國海軍艦船間ノ無線電信ニ依リ收受スル電報ニ準用(中改正) (省) 逓信第九十九號(一) 六四五
- 明治四十二年省令第九號(通信官署出納員充用ノ件) 中改正 (省) 逓信第四十八號(三) 一〇九
- 海軍艦船ト朝鮮總督府及臺灣總督府所屬無線電信所間ノ無線電報通信取扱方 (達) 海軍第三百三十二號(一〇) 二三四
- 明治四十三年省令第三十二號(海軍艦船ト朝鮮總督府及臺灣總督府所屬無線電信所間ノ無線電報通信取扱方) 中追加 (達) 海軍第四百五十五號(二) 二四三
- 朝鮮總督府通信官署徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則 (府) 朝鮮總督第十八號(一〇) 二五二
- 朝鮮總督府通信官署ノ出納員ニ關スル件 (府) 朝鮮總督第二十三號(一〇) 二五七
- 朝鮮總督府通信書記補試驗規則 (府) 朝鮮總督第三十四號(二) 二八九
- 交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及航路標識看守月手當金給與細則 (訓) 朝鮮總督第二十七號(一〇) 三八八
- 同上 (訓) 朝鮮總督第五十號(一〇) 四三五
- 同上 (訓) 朝鮮總督第六十八號(二) 六二〇
- 朝鮮總督府通信局事務分掌規程 (訓) 朝鮮總督第六號(一〇) 三四四
- 關東都督府通信官署徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則 (府) 關東都督第二號(三) 五一
- 通信官署經費渡切規則設定明治四十年府令第四十九號(通信官署局長ニ交付スル渡切經費ノ種目、方法等ニ關シ逓信省令等適用方) 廢止 (府) 關東都督第十六號(五) 一四〇
- 明治四十年告示第二十三號(通信官署ノ經費) 渡切ヲ以テ當該局長ニ交付スルノ件) 中追加 (省) 逓信第四十四號(二) 二二七
- 同上 (省) 逓信第二百五十三號(三) 六五一
- 同上 (省) 逓信第四百五十九號(三) 七七
- 明治四十三年告示第四百五十九號(通信官署ノ經費) 渡切ヲ以テ當該局長ニ交付スルノ件) 別表中改正 (省) 逓信第九百八十七號(九) 二七一
- 船内ニ設置シタル通信官署ハ其定製港ヲ管轄スル通信管理局ノ管轄ニ屬ス (省) 逓信第四百三十四號(三) 七二四
- 船内ニ設置シタル通信官署所屬逓信管理局ノ管轄ニ關スル船積定製港名 (省) 逓信第五百六十四號(四) 九五二
- 明治四十一年告示第六百七十六號(電氣事業者ヨリ逓信省管理ノ通信事業用工作物ニ關シ承諾、立會請求方) 中改正 (省) 逓信第四百八十六號(四) 九二二

- 日英博覽會紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (省) 逓信第五百六十二號(四) 九五二
- 同上中改正 (省) 逓信第五百七十號(四) 九五四
- 同上 (省) 逓信第六百號(五) 一〇九六
- 福岡縣主催第十三回九州沖繩八縣聯合共進會紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (省) 逓信第二百七十八號(三) 六五九
- 愛知縣主催第十回關西府縣聯合共進會紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (省) 逓信第二百九十一號(三) 六六四
- 群馬縣主催一府十四縣聯合共進會紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (省) 逓信第九百三十四號(九) 一七五〇
- 軍艦河内進水紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (省) 逓信第六十七號(一〇) 二〇〇〇
- 陸軍特別大演習紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (省) 逓信第二百六十一號(一) 三三九四
- 渡切ヲ以テ經費ヲ交付スル朝鮮總督府通信官署名指一定 (省) 朝鮮總督第十三號(一〇) 一〇七
- 同上中追加 (省) 朝鮮總督第三十三號(一) 三三三四
- 朝鮮總督府通信官署徽章及航路標識管理所所屬船旗章 (省) 朝鮮總督第十二號(一〇) 二〇六
- 郵遞所以外ノ統監府通信官署ヲシテ韓國國庫金中關税金ノ出納及保管事務ノ取扱ヲ爲サシム (省) 統監第二十五號(三) 七四四
- 朝鮮總督府通信官署官制施行ノ際事務承繼方 (省) 朝鮮總督第四號(一〇) 三〇九九
- 統監府通信官署ニ於テ使用スル通信日附印形式 (省) 統監第十二號(二) 四三九
- 日韓通信事業合同五周年紀念ノタメ郵便給葉發行錠ニ關シ頒布便者 (府) 統監第二十七號(六) 一五三
- 日韓通信事業合同五周年紀念郵便給葉書ノ種類、定價及發賣期日 (省) 統監第二百二十九號(六) 二三八四
- 日韓通信事業合同五周年紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (省) 統監第三百三十七號(七) 三九〇
- 統監著任紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (省) 統監第六十號(八) 二五〇
- 朝鮮總督府始政紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (省) 統監第二百二十九號(一〇) 三〇九七
- 圓山非常通信所設置 (省) 臺灣總督第七十七號(七) 三三九八
- 合流山非常通信所設置 (省) 臺灣總督第七十七號(八) 三三九七
- 層溪非常通信所設置 (省) 臺灣總督第六十七號(二) 三五六八
- 樹杞林郵便出張所郵便ニ關スル非常通信事務ヲ取扱フ (省) 臺灣總督第九十二號(七) 一四〇五
- フロン非常通信所電信ニ關スル非常通信事務ヲ取扱フ (省) 臺灣總督第九十四號(七) 一四〇六
- 圓山非常通信所郵便ニ關スル非常通信事務ヲ取扱フ (省) 臺灣總督第二百六十六號(一〇) 三三三
- 合流山非常通信所廢止 (省) 臺灣總督第六十六號(八) 一五四七
- フロン非常通信所廢止 (省) 臺灣總督第六十六號(八) 一五四七
- 圓山非常通信所廢止 (省) 臺灣總督第四百六十六號(二) 三三三
- 臺灣總督府始政第十五回紀念ノタメ郵便局所ニ於テ特殊通信日附印使用 (省) 臺灣總督第七十三號(六) 二六五

○明治四十年告示第六十一號(經費ノ一部渡切費指定ノ通信官署)中追加 (告)關東都督第七十八號(四) 九九〇

○同上 (告)關東都督第九十五號(五) 一三二

○同上 (告)關東都督第二百二十一號(九) 二八二

○同上 (告)關東都督第五百三十三號(二) 三三四

○關東都督府通信官署印章、通信日附印及郵便切手類模造ノ許可ヲ得ムトスルモノ願ヲ提出方 (告)關東都督第六十九號(四) 九九九

○關東都督府通信官署ニ於テ通信事務ニ使用スル日附印形式 (告)關東都督第四十六號(三) 七六三

ネノ部

[年報]

○明治二十七年途第三百三十八號(大砲放發年報)廢止 (達)海軍第五百七十七號(三) 二六三

[年額]

○統監府郵便所長手當金年額 (府)統監第三百四十四號(七) 一六〇

[年金]

○郵便官署ヲシテ年金、恩給等ノ支給事務ヲ取扱ハシムル件 (勅)第二百五十五號(三) 二七

○郵便局所ニ於テ取扱フ年金、恩給、遺族扶助料及退職料等ノ支給期日 (告)逓信第三百四十一號(三) 六八二

○年金恩給支給規則 (省)逓信第六號(三) 七九

○同上中改正 (省)逓信第六十號(三) 二一七

○勸業年金支給細則中改正 (閣)第二號(三) 三

○秋田縣巡査退隱料及遺族扶助料請求書式及年金證書檢閱方 (告)臺灣總督第五百十五號(九) 一八〇九

ナノ部

[內大臣]

○內大臣府官制中改正 (皇)第二十四號(三) 九〇

○同上 (皇)第五號(三) 四八

[內閣]

○內閣所屬職員官制中改正 (勅)第三十號(三) 三三

○明治二十八年勅令第四百二十四號(內閣總理大臣秘書官樞密院議長秘書官各省大臣秘書官及臺灣總督秘書官任用ノ件)同三十年勅令第九十六號(內閣總理大臣秘書官樞密院議長秘書官各省大臣秘書官及臺灣總督秘書官官等)初級及陞級ニ關スル件)廢止 (勅)第二百八十八號(六) 四〇三

○明治四十一年勅令第四百十四號(內閣所屬總務及倉庫新營事務管理ニ關スル件)改正 (勅)第四百六號(三) 四六

○內閣恩給局長ノ管掌ニ關スル巡査看守退隱料及遺族扶助料取扱規程中改正 (閣)第七號(三) 一一

[內務]

○內務省官制中改正 (勅)第三十七號(三) 三八

○同上 (勅)第二百八十號(六) 三九六

○出版法及新聞紙法中內務大臣ノ職權ヲ樞密院長官ヲシテ行ハシムル件 (勅)第三百四十五號(九) 四六六

○內務省所管旅費規則設定明治三十年勅令第二十號(學校職員及市町村吏員等國庫ノ用務ヲ以テ旅行ノ下キ旅費支給ノ件)外五件廢止 (訓)內務第六號(七) 二二三

○內務省所管旅費規則及警察官吏內國旅費規則中改正 (訓)內務第十六號(一〇) 三二五

[內國]

○內國旅費ハリノ部旅費ノ項ニ載ス (訓)內務第十四號(八) 二八九

[那霸港]

○那霸港修築工事ヲ沖繩縣ニ引續ク事ニ關スル件 (法)第二十一號(三) 五〇

[捺染]

○朝鮮樺太滿洲清國駐節部隊備用被服中厚毛布三枚章及製作年次捺染方 (達)陸軍第四十四號(一〇) 二三〇

ヲノ部

[癩]

○癩癩養所職員ノ名稱待遇及任免ニ關スル件 (勅)第三百四十六號(九) 四六六

○癩癩養所職員ノ官等等級配當ニ關スル件 (勅)第三百四十七號(九) 四六七

○遼寧府縣警察廳及營口警察廳職員並癩癩養所職員ノ休職ニ關スル件 (勅)第三百四十八號(九) 四六九

○明治四十年省令第二十號(癩癩養所設立區域)中追加 (省)內務第一號(三) 三六

○明治四十年法律第十一號(癩癩防ニ關スル件)施行規則中改正 (省)內務第二十四號(六) 一九二

[喇叭]

○喇叭術練習規則 (達)海軍第六十二號(五) 一三四

○海軍喇叭譜中改正 (達)海軍第七十四號(六) 一六五

△ノ部

[霧笛]

○北海道渡島國島田郡沙首岬燈臺ニ設置ノ霧笛從前ノ通吹鳴 (告)逓信第六百五十五號(六) 三三九

○千葉縣下總國大吹埴燈臺ニ霧笛設置 (告)逓信第三百十四號(三) 六七二

○朝鮮南岸全羅南道魚龍島ニ燈臺及霧笛新設 (告)朝鮮總督第十九號(一〇) 二二六

○朝鮮南岸全羅南道所里島同上 (告)朝鮮總督第二十號(一〇) 二二七

○朝鮮東岸咸鏡北道舞水端ニ燈臺建設毎夜點火露笛設置 (告)朝鮮總督第七十七號(三) 三五三

○朝鮮南岸全羅南道魚龍島燈臺設置ノ霧笛從前ノ通吹鳴 (告)朝鮮總督第八十五號(三) 三五五

ウノ部

[上衣]

○フノ部服制ノ項ニ載ス [賣拂、賣渡、賣捌、賣下]

○樺太ニ於ケル生産物賣拂代金延納ノ件 (勅)第二百四號(四) 二五四

明治四十三年索引 ナ (內國) (那霸港) (捺染) フ (癩) (喇叭) △ (霧笛) ウ (上衣) (賣拂、賣渡、賣捌、賣下) 一八七

- 明治四十二年勅令第二百五號(統監府營林廠木材及製品賣拂代金延納ニ關スル件)中改正 (勅)第四百十三號(九) 五四五
- 樟腦油ニ於ケル生産物賣拂代金延納ノ擔保トシテ提 供セシムヘキ有價證券ノ種類 (省)內務第十四號(四) 一一九
- 國有林野製品賣拂規則中改正 (省)農商務第七號(五) 一八三
- 國有林野生産物賣拂規則中改正 (省)農商務第十六號(六) 二二七
- 國有林野生産物製品賣拂規則中改正 (省)農商務第十五號(六) 二二六
- 不要存置國有林野賣拂規則中改正 (省)農商務第十二號(六) 二二〇
- 國有林野主産物年額賣拂規則中改正 (省)農商務第十四號(六) 二二六
- 不要存置國有林野賣拂規則中改正 (省)農商務第十八號(七) 五〇八
- 國有林野及産物賣拂入札規則中改正 (省)農商務第八號(五) 一八三
- 國有林野産物及製品賣拂代金延納規則中改正 (省)農商務第十號(五) 一八四
- 同上 (省)農商務第十九號(七) 五〇九
- 明治三十八年省令第三十六號(國有林野、産物賣拂ニ 關シ保護金、延納金擔保トシテ 提供スル記名有價證 券ニ關スル件)中改正 (省)農商務第九號(五) 一八四
- 專賣權特別定價賣渡及交付金下付規則中改正 (勅)第三百四十二號(九) 四五八
- 樟腦樟腦油ノ賣渡代金延納ニ關スル件 (勅)第十一號(三) 一一
- 官有林野原野豫約賣渡規則ニ依リ賣渡スヘキ土地ノ 價格 (省)農商務第八十二號(七) 二二九
- 傳染病研究所痘苗血清類賣拂規則中改正 (省)內務第三十號(二) 六一八
- 煙草賣拂規則中改正 (省)大藏第十二號(三) 五三
- 同上 (省)大藏第四十一號(八) 五二
- 鹽賣拂規則中改正 (省)大藏第九號(三) 四八
- 鹽賣拂人指定ノ件 (省)大藏第十八號(四) 一三三
- 郵便切手類賣拂規則中改正 (省)逓信第二十五號(三) 一〇一
- 收入印紙賣拂規則中改正 (省)逓信第二十三號(三) 一〇一
- 本邦通貨ノ外北米合衆國通貨ヲ以テ郵便切手類ノ賣 拂ヲ爲ス郵便局名 (省)逓信第八十三號(九) 五五四
- 朝鮮總督府痘苗賣下規則 (府)朝鮮總督第六十八號(三) 四三七
- 郵便切手類及收入印紙賣拂規則 (府)關東都督第六號(四) 九四
- 製造煙草定價及二煙草元賣拂人ノ割引歩合 (省)大藏第九號(二) 三六
- 同上 (省)大藏第八十一號(五) 〇〇九
- 明治四十二年省令第一號(煙草賣拂規則ニ依リ徵 收スル製造煙草ノ保管料)中追加 (省)大藏第五十五號(二) 三三九

- 明治四十二年省令第四十二號(郵便切手類及收入印 紙賣拂規則第二條ニ依リ收入印紙ノ賣拂ヲ爲ス郵便 局所名)中追加 (省)統監第六十四號(四) 九七九
- 明治三十八年省令第七十號(官廳賣拂所業務擔當人) 中改正 (省)海軍總督第十二號(三) 四四四
- 同上 (省)海軍總督第六十五號(五) 二二九
- 同上 (省)海軍總督第九十三號(七) 四〇六
- 同上 (省)海軍總督第九十六號(八) 四四四
- 同上 (省)海軍總督第二百二十八號(〇) 二二三
- 同上 (省)海軍總督第六十四號(三) 五六八
- 國際返信切手券ノ賣拂ヲ爲ス郵便局所名設定明治四 十年省令第七十八號(國際返信切手券ノ賣拂ヲ爲ス 郵便電信局支局名)廢止 (省)關東都督第八十一號(四) 九九一
- 明治三十三年省令第十二號(樟腦樟腦油及食鹽賣下 代金延納ニ關スル件)中改正 (律)第一號(三) 一
- 朝鮮總督府通信官署現金受拂規則 (省)大藏第四十四號(〇) 五六三
- 朝鮮總督府通信官署現金受拂規則ニ依ル金庫ノ取扱 方 (訓)大藏第二十四號(〇) 三二七
- 郵便電信電話官署現金受拂規則中改正 (省)逓信第五十八號(三) 二二三
- 請負
- 韓國ニ於テ海軍ノ施設事業ニ必要トスル工事、運搬 又ハ物件並ニ職工人夫供給請負競争加入者資格 (省)海軍第一號(四) 二二三
- 樟腦樟腦油ノ賣渡代金延納ニ關スル件 (勅)第十一號(三) 一一
- 官有林野原野豫約賣渡規則ニ依リ賣渡スヘキ土地ノ 價格 (省)農商務第八十二號(七) 二二九
- 傳染病研究所痘苗血清類賣拂規則中改正 (省)內務第三十號(二) 六一八
- 煙草賣拂規則中改正 (省)大藏第十二號(三) 五三
- 同上 (省)大藏第四十一號(八) 五二
- 鹽賣拂規則中改正 (省)大藏第九號(三) 四八
- 鹽賣拂人指定ノ件 (省)大藏第十八號(四) 一三三
- 郵便切手類賣拂規則中改正 (省)逓信第二十五號(三) 一〇一
- 收入印紙賣拂規則中改正 (省)逓信第二十三號(三) 一〇一
- 本邦通貨ノ外北米合衆國通貨ヲ以テ郵便切手類ノ賣 拂ヲ爲ス郵便局名 (省)逓信第八十三號(九) 五五四
- 朝鮮總督府痘苗賣下規則 (府)朝鮮總督第六十八號(三) 四三七
- 郵便切手類及收入印紙賣拂規則 (府)關東都督第六號(四) 九四
- 製造煙草定價及二煙草元賣拂人ノ割引歩合 (省)大藏第九號(二) 三六
- 同上 (省)大藏第八十一號(五) 〇〇九
- 明治四十二年省令第一號(煙草賣拂規則ニ依リ徵 收スル製造煙草ノ保管料)中追加 (省)大藏第五十五號(二) 三三九
- 海軍工事請負規則中改正 (省)海軍第十號(五) 一〇一〇
- 運搬
- 韓國ニ於テ海軍ノ施設事業ニ必要トスル工事、運搬 又ハ物件並ニ職工人夫供給請負競争加入者資格 (省)海軍第一號(四) 二二三
- 運賃
- 明治三十四年逓信省令第三十七號(鐵道作業局大 貨物運賃手數料及等級表)中改正 (省)鐵道院第三號(三) 二八三
- 同上 (省)鐵道院第六十四號(六) 二二三
- 明治三十四年省令第三十七號(鐵道作業局大貨物運 賃手數料及等級表)外四件ヲ撤銷ニ准用方 (省)鐵道院第二十四號(四) 七七一
- 級外品第二種石油類貨切扱運賃改正 (省)鐵道院第四十四號(五) 九九五
- 明治三十七年省令第四百八十八號(託送手荷物、小荷 物死體、貴重品、小動物ノ運賃、保管料及其取扱手續) 中改正 (省)鐵道院第六十五號(六) 二二九
- 鐵道院所管汽船青森函館間長尺湖大品ニ對スル運賃 割増方 (省)鐵道院第四十三號(五) 九九四
- 運航
- 打狗港内船出入及運航規程設定明治四十二年府令 第四十六號(打狗港内ヲ出入又ハ運航スル船舶築港 工事ノ妨害ト爲ルトハ追越又ハ横切ヲ爲スコトヲ得 サル件)廢止 (府)海軍總督第六十四號(九) 二三〇

○打狗港内船泊出入及運航規程中改正

○宇野高松間連絡運航開始並ニ尾道多度津間及岡山高松間連絡運航廢止

○運用術練習規程則改正

○荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハサル鐵道運送品等ノ公告ニ關スル件

○荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハサル鐵道運送品等ノ公告ニ關スル件

○運送

○運送營業開始ハテノ部鐵道ノ項ニ載ス

○日滿聯絡運送旅客及手荷物貨率規則

○高等小學校農業、商業兩教科目加設ノ趣旨貫徹方

○明治四十四年度ニ於テ農業教育養成所ニ募集スル學生ノ員數

○朝鮮總督府所屬光濟號乘組員ニ給スル食卓料ニ關スル件

○朝鮮總督府所屬光濟號船長以下乘組員食卓料ノ件

○瑞西聯邦政府ヨリ西班牙、諸威兩國ニ於テ文學的及美術的著作物保護修正ベルヌ條約批准ニ付キ通牒

○內務省第百二十九號(一)二三三三

○區區制

○明治四十二年府令第六十七號ニ依ル區ノ名稱及其區域内ノ街庄社名並ニ區長役場ノ位置

○同上中改正

○同上

○同上

○同上

○明治三十二年告示第九十六號(北海道區制第百十七條北海道一級町村制第百二十三條及北海道町村制第七十條直接稅間接稅ノ類別ノ件)中改正

○內務省第四十九號(三)四七七

(農會)

○農會法中改正

○農會令中改正

○農會令施行規則中改正

○農會補助金交付規則中改正

○帝國農會設立許可

○澎湖廳管内ニ農會設置

○農工銀行法中改正

○明治四十三年法律第三十五號(日本勸業銀行法中改正)同年法律第三十六號(農工銀行法中改正)及同年法律第三十七號(北海道拓殖銀行法中改正)施行期日

○農事試驗場官制中改正

○萬國農事協會ニ關スル條約

○農商務省官制中改正

○同上

○明治四十一年勸令第二百二十八號(農商務省ニ臨時職員設置ノ件)中改正

○地方廳ニ於テ取扱フヘキ農商務省所管經費取扱手續中改正

(農工)

○農會法中改正

○農會令中改正

○農會令施行規則中改正

○農會補助金交付規則中改正

○帝國農會設立許可

○澎湖廳管内ニ農會設置

○農工銀行法中改正

○明治四十三年法律第三十五號(日本勸業銀行法中改正)同年法律第三十六號(農工銀行法中改正)及同年法律第三十七號(北海道拓殖銀行法中改正)施行期日

○農事試驗場官制中改正

○萬國農事協會ニ關スル條約

○農商務省官制中改正

○同上

○明治四十一年勸令第二百二十八號(農商務省ニ臨時職員設置ノ件)中改正

○地方廳ニ於テ取扱フヘキ農商務省所管經費取扱手續中改正

(農事)

○農會法中改正

○農會令中改正

○農會令施行規則中改正

○農會補助金交付規則中改正

○帝國農會設立許可

○澎湖廳管内ニ農會設置

○農工銀行法中改正

○明治四十三年法律第三十五號(日本勸業銀行法中改正)同年法律第三十六號(農工銀行法中改正)及同年法律第三十七號(北海道拓殖銀行法中改正)施行期日

○農事試驗場官制中改正

○萬國農事協會ニ關スル條約

○農商務省官制中改正

○同上

○明治四十一年勸令第二百二十八號(農商務省ニ臨時職員設置ノ件)中改正

○地方廳ニ於テ取扱フヘキ農商務省所管經費取扱手續中改正

(農商務)

○農會法中改正

○農會令中改正

○農會令施行規則中改正

○農會補助金交付規則中改正

○帝國農會設立許可

○澎湖廳管内ニ農會設置

○農工銀行法中改正

○明治四十三年法律第三十五號(日本勸業銀行法中改正)同年法律第三十六號(農工銀行法中改正)及同年法律第三十七號(北海道拓殖銀行法中改正)施行期日

○農事試驗場官制中改正

○萬國農事協會ニ關スル條約

○農商務省官制中改正

○同上

○明治四十一年勸令第二百二十八號(農商務省ニ臨時職員設置ノ件)中改正

○地方廳ニ於テ取扱フヘキ農商務省所管經費取扱手續中改正

(區區制)

○明治四十二年府令第六十七號ニ依ル區ノ名稱及其區域内ノ街庄社名並ニ區長役場ノ位置

○同上中改正

○同上

○同上

○明治三十二年告示第九十六號(北海道區制第百十七條北海道一級町村制第百二十三條及北海道町村制第七十條直接稅間接稅ノ類別ノ件)中改正

○內務省第四十九號(三)四七七

(外務)

○外務省留學生規程中改正

○外國人ノ土地所有權ニ關スル件制定地所買入書入規則廢止

○在外國大使館附及公使館附陸軍武官俸給令中改正

○外國貨幣ハクノ部貨幣ノ項ニ載ス

○外國小包郵便料金、外國電報及外國新聞電報料金ハクノ部小包、テノ部電報ノ項ニ載ス

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

○外務省第一號(三)一一

- 外國駐在陸軍武官給與令中改正 (勅)第百四十八號(三) 一九一
- 明治三十六年勅令第百三號(外國駐劄陸軍武官) 在勅令ニ關スル件)中改正 (勅)第百四十九號(三) 一九二
- 外國在勸警部巡查任用及支給規則中改正 (勅)第百三十九號(三) 一九九
- 同上 (勅)第百三十三號(一) 一九九
- 外國在勸警部巡查任用及支給規則施行細則中改正 (省)外務第四號(三) 三六
- 同上 (省)外務第九號(三) 六六七
- 在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中改正 (勅)第百五十五號(三) 二〇四
- 在外國郵便局職員手當給與規則中改正 (省)遞信第十七號(三) 一〇〇
- 外國在留帝國臣民登錄規則中改正 (省)外務第三號(三) 三五
- 外國旅券規則中改正 (省)外務第七號(一) 六二七
- 外國郵便規則中改正 (省)遞信第三號(三) 三一
- 同上 (省)遞信第十二號(三) 九六
- 同上 (省)遞信第七十一號(六) 四二〇
- 同上 (省)遞信第七十三號(六) 四二四
- 同上 (省)遞信第七十五號(六) 四二五
- 同上 (省)遞信第八十七號(九) 五五九
- 同上 (省)遞信第七十六號(六) 四二六
- 同上 (省)遞信第八十四號(九) 五五四
- 同上 (省)遞信第九十三號(一) 六四九
- 外國電報規則中改正 (省)遞信第九十號(一〇) 六一
- 同上 (省)遞信第百四號(一) 六五〇
- 外國新聞電報轉送規則中改正 (省)遞信第二十九號(三) 一〇四
- 外國旅券規則設定明治四十年統監府令第十六號(同) 件)廢止 (府)朝鮮總督第二十七號(一〇) 二六六
- 外國旅券規則第九條ニ依リ同一旅券ヲ以テ數次往復シ得ヘキ地指定 (省)朝鮮總督第二十三號(一〇) 三二八
- 外國旅券規則取扱手續 (訓)朝鮮總督第四十八號(一〇) 四三〇
- 條約ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ニシテ勞働ニ從事スル者ハ從前ノ居留地以外ニ居住シ又ハ其業務ヲ行フヲ得サルノ件 (府)統監第五十二號(九) 二二八
- 條約ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ニシテ勞働ニ從事スル者指定 (府)朝鮮總督第十七號(一〇) 二五二
- 朝鮮内ニ於ケル外國郵便、外國郵便爲替及外國電信ニ關シ遞信省告示ノ定ムル所ニ依ル事項 (府)朝鮮總督第三十號(一〇) 二六九
- 保險業法ノ施行及外國保險會社ニ關スル件 (府)關東都督第二十二號(七) 一七一
- 明治四十二年告示第百三十四號(小包郵便ニ依リ諸外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品表)中追加 (省)遞信第三十四號(一) 二二二
- 同上 (省)遞信第六百二十八號(五) 二一〇五
- 同上 (省)遞信第六百八十號(六) 二二三六
- 同上 (省)遞信第九百四十八號(九) 二七五七

- 明治四十二年告示第百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中追加 (省)遞信第八十九號(一) 二二三
- 同上 (省)遞信第百九十六號(二) 四二五
- 同上 (省)遞信第百四十九號(三) 六八六
- 同上 (省)遞信第百八十五號(五) 一〇九三
- 同上 (省)遞信第百八十七號(五) 一〇九三
- 同上 (省)遞信第百二十一號(五) 一〇二二
- 同上 (省)遞信第百二十六號(五) 一〇一五
- 同上 (省)遞信第百三十四號(五) 一〇一八
- 同上 (省)遞信第百七十號(六) 一〇三三
- 同上 (省)遞信第百七十九號(六) 一〇三六
- 同上 (省)遞信第百七十四號(六) 一〇二七
- 同上 (省)遞信第百七十八號(七) 一〇三六
- 同上 (省)遞信第百九十三號(九) 一〇四三
- 同上 (省)遞信第百二十三號(一) 二〇九
- 明治四十年告示第百六十四號(外國宛通郵郵便物ノ取扱又ハ名宛變更ヲ請求シ得ル國及該請求書ヲ發送スヘキ官署名)中改正 (省)遞信第二十三號(一) 二〇九
- 同上 (省)遞信第百四十八號(五) 二一七
- 明治四十年告示第百九十三號(外國宛價格表記書狀及同箱物郵便料金表)中追加 (省)遞信第八十八號(一) 二二三
- 同上 (省)遞信第七百七十七號(七) 三六七
- 同上 (省)遞信第九百三十三號(九) 二七四〇
- 同上 (省)遞信第百三十二號(一〇) 二〇四八
- 同上 (省)遞信第百三十八號(一〇) 二〇四九
- 同上 (省)遞信第百三十四號(一〇) 二〇六二
- 明治四十二年告示第百三十一號(帝國ト外國郵便爲替ヲ交換スル國等ヲ示ス表)中改正 (省)遞信第百二十四號(三) 六七六
- 同上 (省)遞信第百二十號(四) 九三三
- 同上 (省)遞信第百三十二號(四) 九三七
- 同上 (省)遞信第百九十六號(五) 一〇九五
- 同上 (省)遞信第百七十四號(六) 一〇三五
- 同上 (省)遞信第百七十五號(六) 一〇三三
- 同上 (省)遞信第百九十五號(九) 二七五七
- 同上 (省)遞信第百九十八號(九) 二七五七
- 同上 (省)遞信第百八十五號(九) 二七五七
- 同上 (省)遞信第百八十一號(九) 二七五七
- 同上 (省)遞信第百八十五號(一〇) 三〇六五
- 同上 (省)遞信第百四十六號(一〇) 三〇八五
- 明治四十年告示第百七十四號(諸外國宛通郵郵便物料金表)中改正 (省)遞信第四百二十一號(三) 七〇九
- 同上 (省)遞信第四百八十八號(四) 九二二
- 同上 (省)遞信第八百三十五號(八) 二四七三
- 同上 (省)遞信第百三十七號(一) 二三八七

- 明治四十二年告示第八十八號(國際無線電信條約ニ署名シタル諸外國中批准シタル國名)中改正 (告)遞信第三千三百三十號(一)三三二
- 明治三十三年告示第六十四號(諸外國ノ郵送禁制品目表)中追加 (告)遞信第六十六號(一)三三七
- 料金受信人拂外國新聞電報ヲ取扱フ通信官署設定明治四十二年告示第六十九號(同件)廢止 (告)遞信第四百五十二號(三)七三三
- 明治四十年告示第五百八十六號(外國郵便爲替ノ拂渡ヲ取扱ハサル郵便局名)中改正 (告)遞信第四百五十三號(三)七三三
- 明治四十年告示第五百八十七號(外國郵便爲替交換局指定)中改正 (告)遞信第四百五十四號(三)七三三
- 明治四十三年告示第九百七十三號(萬國電信條約書附屬國際業務規則ニ基キ外國電信主管廳ニ於テ定ムル隨意規定事項)中改正 (告)遞信第七百四十六號(六)二七三
- 外國ノ海岸局及船舶局ニ於テ課スル外國無線電報ノ海岸料及船舶料設定明治四十二年告示第三十六號(同件)廢止 (告)遞信第二百九十八號(三)六六七
- 外國無線電報ノ外國海岸料金及船舶料金表中追加 (告)遞信第三百三十五號(三)六七九
- 同上 (告)遞信第五百三十一號(四)九三六
- 同上 (告)遞信第五百四十九號(四)九四六
- 同上 (告)遞信第五百九十五號(五)一九五
- 同上 (告)遞信第六百六十號(六)二二二
- 帝國大學特別會計法中改正 (法)第十八號(三)四七
- 同上 (告)遞信第七百五十號(七)二三五八
- 同上 (告)遞信第八百三十九號(八)四七五
- 外國ノ海岸局及船舶局ニ於テ課スル外國無線電報ノ海岸料及船舶料設定明治四十三年告示第二百九十八號(同件)廢止 (告)遞信第三百三十二號(一)三〇七四
- 萬國電信條約書附屬國際業務規則ニ基キ外國電信主管廳ニ於テ定ムル隨意規定事項設定明治三十七年告示第三百九十二號(萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項ニ關シ外國電信主管廳及電信會社ノ決定事項)廢止 (告)遞信第九百七十三號(九)二七七〇
- 外國來代金引換ノ書留及價格表記通常郵便物ノ代金引換金額ヲ佛貨ニテ表示スル國名 (告)遞信第二百三十八號(三)四三八
- 帝國ホテル内郵便局ニ於テ外國宛小包郵便物、價格表記箱物及代金引換ノ書留通常郵便物及價格表記書狀ノ取扱開始 (告)遞信第七百四十六號(六)二七三
- 外國郵便爲替交換取扱郵便局及其區域 (告)朝鮮總督第六號(一)〇三〇一
- 外國製造煙草定價表 (告)臺灣總督第二號(一)二五三
- 外國製造煙草定價表 (告)臺灣總督第一百十二號(九)一八〇八
- 本島人關領東印度諸島ニ旅行セムトキ本人ノ外國旅券ニ最終乘船地ノ和關領事ノ簽證ヲ要セサル件 (告)臺灣總督第四百一十一號(一)三三五〇
- (會計)

- 會計検査院法中改正 (法)第三十一號(三)六三三
- 同上施行期日 (勅)第三百十二號(三)一一二
- 會計検査院事務章程中改正 (勅)第三百十四號(三)一一三
- 帝室會計審査局官制中改正 (皇)第二十八號(三)九三
- 會計検査院勅任検査官、書記及技手ノ定員ニ關スル件 (勅)第三百十三號(三)一一二
- 明治二十九年勅令第六十一號(會計検査院高等官年俸ニ關スル件)廢止 (勅)第三百三十四號(三)一一三
- 舊韓國政府ニ關シタル歳入歳出ノ豫算ニ關スル會計ノ整理及舊韓國政府ニ關シタル財産ノ管理ニ關スル件 (勅)第三百三十號(八)四四七
- 朝鮮總督府特別會計ニ關スル件 (勅)第四百六號(九)五三八
- 朝鮮總督府特別會計規則 (勅)第四百七號(九)五四〇
- 朝鮮總督府特別會計規則ニ據リ同會計ニ要スル諸書類帳簿等様式 (省)大藏第四十五號(一〇)五八〇
- 朝鮮總督府特別會計ニ依ル朝鮮總督府ノ歳入歳出ノ出納簿様方 (訓)大藏第二十三號(一〇)三二六
- 明治四十三年度朝鮮總督府特別會計ニ關スル歳入科目表 (訓)朝鮮總督第四十五號(一〇)四二七
- 朝鮮總督府特別會計歳入歳出ニ關スル納稅告知書等ノ年度欄若クハ餘白ニ附記方 (訓)朝鮮總督第六十九號(一一)六二〇
- 明治四十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫)三月二十四日(三)六
- 明治四十二年度特別會計歳入歳出豫算追加 (豫)三月二十四日(三)八
- 同上 (告)遞信第七百五十號(七)二三五八
- 同上 (告)遞信第八百三十九號(八)四七五
- 外國ノ海岸局及船舶局ニ於テ課スル外國無線電報ノ海岸料及船舶料設定明治四十三年告示第二百九十八號(同件)廢止 (告)遞信第三百三十二號(一)三〇七四
- 萬國電信條約書附屬國際業務規則ニ基キ外國電信主管廳ニ於テ定ムル隨意規定事項設定明治三十七年告示第三百九十二號(萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項ニ關シ外國電信主管廳及電信會社ノ決定事項)廢止 (告)遞信第九百七十三號(九)二七七〇
- 外國來代金引換ノ書留及價格表記通常郵便物ノ代金引換金額ヲ佛貨ニテ表示スル國名 (告)遞信第二百三十八號(三)四三八
- 帝國ホテル内郵便局ニ於テ外國宛小包郵便物、價格表記箱物及代金引換ノ書留通常郵便物及價格表記書狀ノ取扱開始 (告)遞信第七百四十六號(六)二七三
- 外國郵便爲替交換取扱郵便局及其區域 (告)朝鮮總督第六號(一)〇三〇一
- 外國製造煙草定價表 (告)臺灣總督第二號(一)二五三
- 外國製造煙草定價表 (告)臺灣總督第一百十二號(九)一八〇八
- 本島人關領東印度諸島ニ旅行セムトキ本人ノ外國旅券ニ最終乘船地ノ和關領事ノ簽證ヲ要セサル件 (告)臺灣總督第四百一十一號(一)三三五〇
- (會計)
- 帝國大學特別會計法中改正 (法)第十八號(三)四七
- 明治四十三年度歳入歳出總豫算並明治四十三年度各特別會計歳入歳出豫算 (豫)三月二十五日(三)一〇
- 明治四十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫)三月二十六日(三)一四三
- 明治四十三年度特別會計歳入歳出豫算追加 (豫)三月二十六日(三)一四六
- 輕便鐵道會計準則 (閣)第十四號(八)三七
- 明治四十一年訓令第九號(金庫出納事務規程及各特別會計金庫出納事務規程ニ依リ大藏省ノ提出スル各金庫毎月出納計算書様式)中改正 (訓)大藏第四號(三)九
- 鐵道院會計事務規程中改正 (達)大藏往第三九三五號(四)六七
- 陸軍會計監督部検査規程設定陸軍監督部検査規程廢止 (達)陸軍第三十一號(七)一八三
- 鎮守府會計監督規程中改正 (達)海軍第八號(八)一九四
- 同上 (達)海軍第四十七號(一一)二四四
- 海軍兵備品會計規程中改正 (達)海軍第八十三號(六)一七四
- 同上 (達)海軍第二百二十一號(九)二二九
- 同上 (達)海軍第三百一十一號(一〇)二三四
- 同上 (達)海軍第四百三十三號(一〇)二四〇
- 明治三十六年達第三百三十一號(通常物品出納命令會計官吏表)中改正 (達)海軍第三十七號(四)七三
- 同上 (達)海軍第二百二十號(九)二二九

- 明治三十年遼東第三十六號(會計規則)物品會計規則
中海軍經理局所屬事項(件)中改正
- 林本物品會計規程改正
(達)海軍第九九號(八) 一九五
- 大林區警會計事務章程中改正
(訓)農商務第四號(三) 六〇
- 地方費ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ據ル件
(府)朝鮮總督第五十四號(二) 三九三
- 朝鮮總督府所屬官廳會計事務章程
(訓)朝鮮總督第五十三號(二) 四三八
- 統監府中學校會計事務ニ關スル手續ニ理事廳會計事務章程適用
(訓)統監第五號(四) 一一二
- 歳入ヲ徵收スル官吏、歳出金ノ繰替拂詰票ヲ發行スル官吏及物品會計官吏ヲ置カサル郵便局等
(訓)朝鮮總督第二十八號(一〇) 三八九
- 關東都府陸軍軍法會議設置及其ノ管轄區域ニ關スル規程中改正
(府)關東都府第二十號(七) 一七〇
- 朝鮮總督府土木會議官制
(勅)第三百七十五號(九) 五二四
- 明治三十三年勅令第五號(管設海軍軍法會議ニ於ケル主理員等定員ノ件)中改正
(勅)第五十一號(三) 四九
- 明治三十二年勅令第四百五十五號(管設海軍軍法會議ニ海軍警備設置ノ件)中改正
(勅)第五十四號(三) 五三
- 海軍軍法會議ニ於テ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ニ關スル取扱手續中改正
(達)海軍第三號(一) 五
- 關東都府陸軍軍法會議設置及其ノ管轄區域ニ關スル規程中改正
(府)關東都府第二十號(七) 一七〇

〔會社〕

- 東洋拓殖株式會社法中改正
(法)第四十九號(四) 九三
- 補助航海ニ從事スル商會社ニ關スル件
(法)第三十二號(三) 六四
- 明治三十九年勅令第四百四十二號(南滿洲鐵道株式會社ニ關スル件)中改正
(勅)第四號(一) 四
- 會社令
(制)第十三號(三) 一七
- 同上施行規則
(府)朝鮮總督第六十六號(三) 四三
- 明治四十一年府令第四十三號(南滿洲鐵道株式會社設立在外指定學校職員ノ職務並服務及俸給ニ關スル件)中改正
(府)關東都府第十七號(六) 一五六
- 保險業法ノ施行及外國保險會社ニ關スル件
(府)關東都府第二十二號(七) 一七一
- 恐總武鐵道株式會社第二回社債償還額
(告)大藏第五十一號(四) 八二〇
- 恐總武鐵道株式會社第二回社債ノ内償還額
(告)大藏第九十一號(七) 二九四
- 指定倉庫營業者東海倉庫株式會社總支店廢止
(告)大藏第四百二十三號(一〇) 二八九
- 指定倉庫營業者東海倉庫株式會社總支店廢止
(告)司法第七十號(三) 四〇五
- 韓國政府公布ノ東洋拓殖株式會社法中改正ニ關スル件譯文
(告)統監第六十六號(四) 九七九
- 大日本製糖株式會社鐵道線路五間厩他里間運輸營業開始許可
(告)臺灣總督第十一號(一) 四四三

- 臺灣製糖株式會社鐵道東港線中北勢庄內關帝間ニ過溪仔乘降場、阿里港線中溪埔厝九塊厝間ニ武洛溪乘降場設置許可
(告)臺灣總督第六十七號(五) 二二九
- 臺灣製糖株式會社鐵道北勢庄潮州間運輸營業開始
(告)臺灣總督第六十八號(五) 二二三〇
- 高砂製糖株式會社鐵道線路九曲堂旗尾間運輸營業開始
(告)臺灣總督第七十七號(八) 二五八八
- 大日本製糖株式會社私設鐵道油車仔線、北港線及西螺線臨時託送貨物ノ不定時運輸營業開始許可
(告)臺灣總督第二十三號(一〇) 三三三
- 明治四十三年告示第十一號(大日本製糖株式會社鐵道他里霧線營業規程)變更
(告)臺灣總督第三百三十一號(一〇) 三三四
- 林本源製糖合名會社鐵道田中央線ニ乘降場設置許可
(告)臺灣總督第七十二號(三) 三三七〇

〔貨物〕

- 本邦通貨ノ外北米合家國通貨ヲ以テ郵便切手紙ノ賣捌ヲ爲ス郵便局名
(省)遞信第八十三號(九) 五五四
- 明治四十三年二月中稅關ニ於テ外國貨幣ノ換算ニ適用スル内外貨幣比較表
(告)大藏第一號(一) 三五
- 明治四十三年三月中同上
(告)大藏第十一號(三) 二九三
- 明治四十三年四月中同上
(告)大藏第二十六號(三) 四八〇
- 明治四十三年五月中同上
(告)大藏第四十九號(四) 八八九
- 明治四十三年六月中同上
(告)大藏第六十九號(五) 一〇〇五
- 明治四十三年七月中同上
(告)大藏第八十二號(六) 一四三三
- 明治四十三年八月中同上
(告)大藏第九十一號(七) 二九四
- 明治四十三年九月中同上
(告)大藏第四百四號(八) 二四〇
- 明治四十三年十月中同上
(告)大藏第四百十七號(九) 二五五
- 明治四十三年十一月中同上
(告)大藏第四百二十二號(一〇) 二八八
- 明治四十三年十二月中同上
(告)大藏第四百二十三號(一一) 二九三
- 明治四十四年一月中同上
(告)大藏第四百四號(一二) 三三〇
- 郵便局所ニ於テ外國爲替金ノ換算ニ適用スル外國貨幣換算割合
(告)遞信第五號(一) 二〇一
- 同上
(告)遞信第二十一號(一) 二〇九
- 同上
(告)遞信第五十三號(一) 三三二
- 同上
(告)遞信第九十一號(一) 三三四
- 同上
(告)遞信第三百一十一號(三) 四〇一
- 同上
(告)遞信第四百五十四號(三) 四〇九
- 同上
(告)遞信第四百七十八號(三) 四一九
- 同上
(告)遞信第四百八十八號(三) 四四九
- 同上
(告)遞信第四百九十二號(三) 六四八
- 同上
(告)遞信第四百九十七號(三) 六五九
- 同上
(告)遞信第五百零七號(三) 六九二
- 同上
(告)遞信第五百三十三號(三) 七三〇
- 同上
(告)遞信第五百六十九號(四) 九三〇
- 同上
(告)遞信第五百九十八號(四) 九三五
- 同上
(告)遞信第五百七十七號(四) 九三一

○ 同上	(告) 逓信第五百三十四號(四) 九三七	○ 同上	(告) 逓信第九百八十號(七) 二七八七
○ 同上	(告) 逓信第五百五十七號(四) 九四九	○ 同上	(告) 逓信第九百八十八號(七) 二七九一
○ 同上	(告) 逓信第五百七十六號(五) 一〇九〇	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八〇一
○ 同上	(告) 逓信第五百九十號(五) 一〇九三	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八〇五
○ 同上	(告) 逓信第六百十號(五) 一〇九九	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八〇六
○ 同上	(告) 逓信第六百三十一號(五) 一一〇七	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八〇八
○ 同上	(告) 逓信第六百四十九號(五) 一一一七	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八〇九
○ 同上	(告) 逓信第六百六十八號(六) 一一三三	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八一一
○ 同上	(告) 逓信第六百九十一號(六) 一一四一	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八一二
○ 同上	(告) 逓信第七百七號(六) 一二四七	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八一三
○ 同上	(告) 逓信第七百三十一號(六) 一二六九	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八一四
○ 同上	(告) 逓信第七百五十一號(七) 一三五九	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八一五
○ 同上	(告) 逓信第七百六十三號(七) 一三六四	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八一六
○ 同上	(告) 逓信第七百八十二號(七) 一三六九	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八一七
○ 同上	(告) 逓信第八百六號(七) 一三八二	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八一八
○ 同上	(告) 逓信第八百二十八號(八) 一四七二	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八一九
○ 同上	(告) 逓信第八百四十一號(八) 一四七六	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八二〇
○ 同上	(告) 逓信第八百五十七號(八) 一四九八	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八二一
○ 同上	(告) 逓信第八百七十號(八) 一五〇三	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八二二
○ 同上	(告) 逓信第八百八十八號(八) 一五〇九	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八二三
○ 同上	(告) 逓信第九百七號(九) 一七四一	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八二四
○ 同上	(告) 逓信第九百三十號(九) 一七四九	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八二五
○ 同上	(告) 逓信第九百五十號(九) 一七五七	○ 同上	(告) 逓信第九百九十七號(七) 二八二六

〔貨物〕

○ 朝鮮ヨリ移入スル貨物ノ移入税等ニ關スル件	(勅) 第三百三十一號(八) 四四八
○ 明治三十二年勅令第三百四十二號(開港及開港ニ於テ輸出スヘキ貨物ノ指定ニ關スル件)中改正	(勅) 第二百五十二號(五) 三六六
○ 明治三十四年逓信省告示第三十七號(鐵道作業局大貨物運賃手數料及等級表)中改正	(告) 鐵道院第三號(三) 二八三
○ 同上	(告) 鐵道院第六十四號(六) 二二九

○ 明治三十四年告示第三十七號(鐵道作業局大貨物運賃手數料及等級表)外四件ノ續編ニ準用方	(告) 鐵道院第二十四號(四) 七七二	○ 明治三十九年訓令第四號(內國稅徵收費科目)改正	(訓) 大藏第五號(三) 一五
○ 明治四十一年逓信省告示第八十一號(鐵道院所管汽船青森函館間大貨物運賃斤扱及生獸領車輛運賃金)及同第九百四十號(鐵道院所管汽船青森函館間大貨物運賃噸扱賃金)中改正	(告) 鐵道院第十二號(三) 四五三	○ 內國稅徵收費科目中追加	(訓) 大藏第十五號(五) 一四
○ 同上	(告) 鐵道院第四十二號(五) 九九四	○ 明治四十二年大藏省所管歲入科目表中追加	(訓) 大藏第一號(三) 五
○ 鐵道院所管汽船青森函館間大貨物危險品賃金等	(告) 鐵道院第四十一號(五) 九九三	○ 明治四十二年大藏省所管歲入科目表中追加	(訓) 大藏第二號(三) 八
○ 明治四十一年告示第十二號(九州線貨物專用線中一般貨物取扱開始)中改正	(告) 鐵道院第三十九號(五) 九九三	○ 明治四十三年大藏省所管歲入科目表	(訓) 大藏第六號(三) 二
○ 貨物案内所(横濱市)改稱並ニ乘車券類ノ發賣等ニ關スル各種案内等ノ事務取扱	(告) 鐵道院第二十九號(四) 七七三	○ 同上中追加	(訓) 大藏第七號(三) 三〇
○ 函館驛船場町貨物取扱所設置	(告) 鐵道院第八十號(九) 一五五〇	○ 明治四十二年大藏省所管歲入科目表中追加	(訓) 大藏第十三號(五) 二二
○ 大阪荷扱所相生橋支所到著貨物取扱停止	(告) 鐵道院第二百二號(二) 二二九	○ 陸軍第一號(一)	(訓) 陸軍第一號(一) 一
○ 韓國ニ於ケル犯罪即決令ニ依リ沒收シタル金品ノ處分方並罰金科料及收賈金ノ徵收手續	(訓) 統監第二號(三) 六四	○ 陸軍第二號(二)	(訓) 陸軍第二號(二) 二
○ 明治四十三年度內務省所管歲入科目表	(訓) 內務第四號(三) 七	○ 陸軍第三號(三)	(訓) 陸軍第三號(三) 二
○ 明治四十三年度內務省所管歲出科目表	(訓) 內務第五號(三) 七	○ 陸軍第四號(三)	(訓) 陸軍第四號(三) 五
		○ 陸軍第五號(三)	(訓) 陸軍第五號(三) 五
		○ 陸軍第六號(三)	(訓) 陸軍第六號(三) 三八
		○ 陸軍第七號(三)	(訓) 陸軍第七號(三) 三九
		○ 陸軍第八號(三)	(訓) 陸軍第八號(三) 三九
		○ 陸軍第九號(三)	(訓) 陸軍第九號(三) 四〇

○同上中増設	(訓)陸軍第十號(四)	六三	○同上	(訓)陸軍第三十三號(三)	五八
○同上	(訓)陸軍第十一號(四)	八六	○明治四十二年度學校及圖書館議入議出科目表中追加	(訓)文部第一號(三)	四三
○同上	(訓)陸軍第十二號(五)	一一四		(訓)文部第五號(三)	五五
○同上	(訓)陸軍第十三號(五)	一二四	○同上	(訓)文部第九號(四)	八八
○同上	(訓)陸軍第十四號(五)	一二六	○明治四十三年度文部省所管學校及圖書館議入議出豫算科目表	(訓)文部第四號(三)	四四
○同上	(訓)陸軍第十五號(五)	一二七		(訓)文部第六號(四)	八七
○同上	(訓)陸軍第十六號(五)	一二八	○同上中追加	(訓)文部第七號(四)	八八
○同上	(訓)陸軍第十七號(六)	一五九		(訓)文部第八號(四)	八八
○同上	(訓)陸軍第十八號(六)	一六〇		(訓)文部第九號(四)	八八
○同上	(訓)陸軍第十九號(六)	一六二		(訓)文部第十號(五)	一一九
○同上	(訓)陸軍第二十號(七)	二六二		(訓)文部第十一號(五)	一二九
○同上	(訓)陸軍第二十一號(七)	二六三		(訓)文部第十二號(五)	一二〇
○同上	(訓)陸軍第二十二號(八)	二八九		(訓)文部第十四號(六)	一六四
○同上	(訓)陸軍第二十三號(八)	二九一		(訓)文部第十五號(七)	二六九
○同上	(訓)陸軍第二十四號(九)	三〇八		(訓)文部第十六號(七)	二六九
○同上	(訓)陸軍第二十五號(九)	三〇八		(訓)文部第十七號(七)	二六九
○同上	(訓)陸軍第二十六號(九)	三二〇		(訓)文部第十九號(九)	三一一
○同上	(訓)陸軍第二十七號(二〇)	三二七		(訓)文部第二十號(九)	三一一
○同上	(訓)陸軍第二十八號(二〇)	三二七		(訓)文部第二十一號(一〇)	三三二
○同上	(訓)陸軍第二十九號(二〇)	三三九		(訓)文部第二十四號(二)	四三七
○同上	(訓)陸軍第三十號(二)	四三七		(訓)風商務第二號(三)	五四
○同上	(訓)陸軍第三十一號(三)	五二二			
○同上	(訓)陸軍第三十二號(三)	五八三			

○同上中改正	(訓)農商務第九號(四)	九六	○皇族身位令	(法)第三十九號(四)	七五
○同上	(訓)農商務第二十號(六)	一六七	○皇族附職員官制中改正	(皇)第二十七號(三)	九二
○同上	(訓)農商務第二十四號(七)	二八二	○皇族附職員官制中改正	(皇)第二十五號(三)	九二
○同上	(訓)農商務第三十一號(三)	三〇六	○皇后宮職官制中改正	(皇)第三十三號(三)	九六
○同上	(訓)朝鮮總督第四十五號(〇)	四七	○朝鮮總督府平壤鐵業所官制	(法)第十號(三)	三三
	目表		○朝鮮總督府平壤鐵業所職員ノ特別任用ニ關スル件	(勅)第三百六十九號(九)	五〇八
	(訓)朝鮮總督第四十五號(〇)	四七		(勅)第四百一號(九)	五三五
○華族令中改正	(皇)第十七號(八)	七二	○朝鮮總督府官報廣告掲載ノ件	(告)統監第二百七號(七)	二八〇〇
○華族懲戒委員互選規程廢止	(省)宮内第九號(八)	五三	○朝鮮總督府平壤鐵業所職員ノ特別任用ニ關スル件	(勅)第四百一號(九)	五三五
○華族懲戒委員會規則廢止	(省)宮内第九號(八)	五三			
○輝久王殿下ノ情願ヲ九サレ小松ノ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セラル	(告)宮内第十號(七)	二九三			
○黃銅			○皇室親族令	(皇)第三號(三)	八
○黃銅製樫出業採取規程設定明治二十五年達第七號	(勅)第四百一十一號(三)	一八一	○皇室財產令	(皇)第三十三號(三)	九六
○黃銅製樫出業採取規程(同)二十七年達第四十三號			○廣告		
○黃銅製樫出業採取規程ノ件廢止	(達)海軍第一號(二)	二	○朝鮮總督府官報廣告掲載ノ件	(告)統監第二百七號(七)	二八〇〇
○神宮皇學館職員官等俸給令	(勅)第四百一十一號(三)	一八一	○鐵業法中改正	(法)第十號(三)	三三
○皇太子			○朝鮮總督府平壤鐵業所官制	(勅)第三百六十九號(九)	五〇八
○前韓國皇帝ヲ册シテ王ト爲シ皇太子及將來ノ世嗣、			○朝鮮總督府平壤鐵業所職員ノ特別任用ニ關スル件	(勅)第四百一號(九)	五三五
○大皇帝及各其僱臣ノ稱呼ヲ定メ禮遇ノ件	(詔)八月二十九日(八)	二			

明治四十三年 索引 (華族) (鐵業) (皇太子) (皇族) (皇后宮職) (皇帝) (皇室) (廣告) (鐵業) 二〇一

○明治三十二年省令第十四號(土地登記簿、工場財團登記簿、礦業財團登記簿、建物登記簿及商業登記簿ノ附本又ハ抄本ノ請求ニ關スル手数料ノ件)中追加
(省)司法第六號(四) 一三三

○礦業特設電話規則中改正
(省)逓信第三十四號(三) 一〇五

○礦業及砂礦業附屬ノ事業ニアラスシテ礦物竝ニ砂礦ヲ製鍊スル者一箇年工程報告方設定明治三十七年勅令第九號(礦物、砂礦製鍊者一箇年工程報告雜形)廢止
(訓)農商務第二十八號(一〇) 三三四

○礦業法ニ依ル礦業稅賦課ノ標準トスル礦產物ノ價格
(告)農商務第八十四號(二) 三七七

○朝鮮總督府平壤礦業事務所分掌規程
(訓)朝鮮總督第十八號(一〇) 三六二

○臨時礦物調査ニ關スル職員ノ件
(勅)第七十七號(三) 七六

○礦業及砂礦業附屬ノ事業ニアラスシテ礦物竝ニ砂礦ヲ製鍊スル者一箇年工程報告方設定明治三十七年勅令第九號(礦物、砂礦製鍊者一箇年工程報告雜形)廢止
(訓)農商務第二十八號(一〇) 三三四

○鑛山監督官制中改正
(勅)第七十六號(三) 七五

○鑛業法ニ依ル鑛業稅賦課ノ標準トスル鑛產物ノ價格
(告)臺灣總督第八十四號(二) 三七七

○朝鮮總督府官報廣告掲載ノ件 (告)統監第二百七號(九) 一八〇

○朝鮮總督府所屬光濟號乘組員ニ給スル食卓料ニ關スル件
(勅)第三百九十三號(九) 五二九

○朝鮮總督府所屬光濟號船長以下乘組員食卓料ノ件
(訓)朝鮮總督第四十九號(一〇) 四三四

○銃砲火藥類取締法改正
(法)第五十三號(四) 一〇一

○海軍用火藥火工品貯藏及取扱規則中改正
(達)海軍第九號(三) 二九

○同上
(達)海軍第八十一號(六) 一七三

○銃砲火藥取締規則施行細則中改正
(府)臺灣總督第四號(三) 三

○軍隊官衙學校ニ於テ火工掛ヲ命スル下士ノ資格
(達)陸軍第四十六號(二) 二四一

○海軍用火藥火工品貯藏及取扱規則中改正
(達)海軍第九號(三) 二九

○同上
(達)海軍第八十一號(六) 一七三

○信號術練習生及五等水兵用消耗火工品年額
(達)海軍第四百一十一號(一〇) 三三八

○臺灣官有森林原野及產物特別處分令中改正
(勅)第四百三十七號(二) 五九七

〔官員官吏〕

○官吏恩給法中改正
(法)第六十號(四) 三九

○官吏恩給法施行規則中改正
(閣)第三號(三) 五

○韓國在勤鐵道院所屬官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件
(法)第三十八號(四) 七五

○官吏遺族扶助法施行規則中改正
(閣)第四號(三) 八

○陸海軍所屬待遇官吏俸給令
(勅)第五百十號(三) 一九二

○在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中改正
(勅)第五百五十五號(三) 二〇四

○警察官吏職務應援ニ關スル件
(勅)第四百二十七號(二) 五五九

○警察官吏及消防官吏ノ功勞記章ニ關スル件
(勅)第四百三十八號(三) 五九九

○朝鮮人タル官吏ノ特別任用ニ關スル件
(勅)第三百九十六號(九) 五三一

○警察官吏其他內國旅費概則中改正
(省)內務第五號(三) 三八

○警察官吏內國旅費規則
(訓)內務第七號(七) 三三七

○內務省所管旅費規則及警察官吏內國旅費規則中改正
(訓)內務第十六號(一〇) 三二五

○警察官吏消防官吏ニ對シテ濫賞ヲ慎ミ一層奮勵ニ努ムル件
(訓)內務第十九號(二) 五二五

○明治三十五年省令第十號(不動産登記ノ囑託ニ就キ官吏指定)中改正
(省)大藏第二十五號(五) 一六六

○同上
(省)大藏第四十號(八) 五二〇

〔樺太在勤官吏ノ加俸額〕

○樺太在勤官吏ノ加俸額
(省)大藏第十七號(四) 二二二

○明治四十二年省令第十一號(專賣支局管轄區域專賣局ノ出張所、工場、試驗場、專賣支局ノ出張所、專賣局製造所ノ支所及專賣官吏派出所名稱位置)中改正
(省)大藏第二號(二) 二二

○同上
(省)大藏第十一號(三) 五〇

○明治四十二年統監府訓令第四十一號(統監府鐵道院出納官吏及出納員任命規程)中改正
(訓)大藏第十四號(五) 一一三

○明治三十五年省令第四號(陸軍省所管ニ係ル不動産ノ登記囑託ニ就キ官吏指定ノ件)中改正
(省)陸軍第四號(六) 一九九

○明治三十六年達第百三十一號(通常物品出納命令官會計官吏表)中改正
(達)海軍第三十七號(四) 七二

○同上
(達)海軍第二十號(九) 二二九

○明治三十六年達第百三十四號(委任任命官職職入徵收官、收入官吏ノ件)中改正
(達)海軍第三十號(三) 五二

○監獄禮式設定明治三十年內務省訓令第二十五號(監獄官吏禮式)廢止
(訓)司法第六號(二) 五八六

○明治四十年省令第十四號(不動産ノ登記ノ囑託ニ就キ官吏指定ノ件)中改正
(省)農商務第二十四號(二) 六二九

○關東州及樺太ニ在勤スル官吏ニ支給スル加俸額設定
明治四十年省令第二十三號(滿韓在勤文官加俸令及滿韓及樺太ニ在勤スル官吏ニ支給スル加俸額)廢止
(省)逓信第十六號(三) 九九

○ 不動産ノ登記ノ囑託ニ就キ官吏指定明治三十五年省令第五號(同件)廢止 (省) 逓信第五十號(三) 一〇九

○ 逓信官吏練習所規則中改正 (告) 逓信第四百五十八號(三) 七二六

○ 同上 (告) 逓信第六百八十二號(六) 二二七

○ 歳入ヲ徵收スル官吏、歳出金ノ總算拂證票ヲ發行スル官吏及物品會計官吏ヲ置カサル郵便局等 (訓) 朝鮮總督第二十號(一〇) 三八九

○ 鐵道院韓國鐵道管理局出納官吏及出納員任命規程廢止 (訓) 朝鮮總督第二十九號(一〇) 三九二

○ 巡邏船ニ常時乗組ノ監吏、旅客携帶品検査ノタメ乗船ノ稅關官吏及管轄區域内ヲ巡回スル稅關監視署在勤ノ官吏ニ旅費支給方 (府) 朝鮮總督第三十三號(一〇) 二七五

○ 慈惠園官吏ニシテ明治四十三年勅令第三百五十四號ニ依リ廢官ト爲リタル者ノ歸國旅費支給方 (訓) 朝鮮總督第六十號(一) 五二二

○ 財務官吏職務執行ノ際注意ノ件設定度支部訓令第十四號(財務官吏検査規程)廢止 (訓) 朝鮮總督第六十二號(三) 六〇六

○ 諸官員著中休暇 (告) 内閣第六號(七) 二九二

○ 宮内諸官員著中休暇 (告) 宮内第十一號(七) 二九二

○ 明治三十八年告示第八十四號(土地登記ノ囑託ニ就キ官吏指定)中改正 (告) 臺灣總督第五十七號(五) 二二五

○ 同上 (告) 臺灣總督第六十六號(五) 二二九

○ 朝鮮總督府官報ノ發行及發賣ニ關スル件 (告) 統監第九十七號(九) 七九七

○ 明治四十三年統監府告示第九十七號(朝鮮總督府官報ノ發行及發賣ニ關スル件)中改正 (告) 朝鮮總督第三十五號(一) 三三六

○ 朝鮮總督府官報廣告掲載ノ件 (告) 統監第二百七十七號(九) 一八〇〇

○ 高等官官等俸給令制定府縣立師範學校長官等及俸給令、明治二十七年勅令第十八號(裁判所書記長ノ官等ニ關スル件)、同三十二年勅令第九十四號(傳染病研究所職員官等俸給ノ件)、在外公館職員官等令、帝國圖書館高等官官等俸給令、臺灣總督府職員官等俸給令、統監府及理事廳高等官官等令、關東都督府職員官等俸給令、樺太廳職員官等俸給令、統監府所屬官署技師官等俸給令、統監府營林廠職員官等俸給令、明治四十年勅令第四百四號(日本大博覽會事務總長及事務官官等俸給ノ件)、統監府特許局職員官等俸給令、關東都督府中學校職員官等俸給令、旅順工科學堂高等官官等俸給令、統監府司法廳職員官等俸給令、統監府裁判所書記長、統監府裁判所通譯官、統監府裁判所書記、統監府警視廳警部官官等俸給令廢止 (勅) 第三百三十四號(三) 二二二

○ 高等官官等俸給令中改正 (省) 第二百八號(四) 二五八

○ 同上 (勅) 第二百三十七號(五) 二九六

○ 同上 (勅) 第二百八十七號(六) 四〇二

○ 同上 (勅) 第二百九十一號(六) 四〇六

○ 同上 (勅) 第二百九十八號(六) 四一四

○ 同上 (勅) 第三百六號(七) 四三三

○ 道廳府縣警察醫及警察職員ノ官等等級配當ニ關スル件 (勅) 第二百七十三號(六) 三八六

○ 瀨疫養所職員ノ官等等級配當ニ關スル件 (勅) 第三百四十七號(九) 四六七

○ 判事檢事官等俸給令中改正 (勅) 第三百五十二號(三) 二〇〇

○ 帝國大學高等官官等俸給令中改正 (勅) 第三百五十三號(三) 二〇一

○ 文部省直轄諸學校高等官官等俸給令明治三十五年勅令第四百一號(臨時教員養成所教授ノ官等俸給ニ關スル件)及同四十年勅令第二百三十八號(東北帝國大學農科大學大學農科土木工學科、林學科及水産學科教授ノ官等俸給ニ關スル件)廢止 (勅) 第三百五十四號(三) 二〇三

○ 明治四十三年勅令第三百十九號第五項ノ職員ヲ任用スル場合ニ於ケル官等ニ關スル件 (勅) 第三百八十號(九) 五二二

○ 統監府判事及統監府檢事官等俸給令中改正 (勅) 第三百六十三號(三) 二二〇

○ 同上 (勅) 第三百八十二號(九) 五三三

○ 統監府警察官署職員ノ官等等級ニ關スル件 (勅) 第三百號(六) 四一五

○ 明治四十三年勅令第三百號(統監府警察官署職員ノ官等等級ニ關スル件)中改正 (勅) 第四百二號(九) 五三五

○ 朝鮮人タル朝鮮總督府道長官參事官及郡守ノ任用及官等ニ關スル件 (勅) 第三百八十三號(六) 五三三

○ 臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令改正 (勅) 第三百六十七號(三) 二二三

○ 同上 (勅) 第三百七十七號(九) 五二六

○ 同上 (勅) 第四百二十二號(一〇) 五五四

○ 同上 (勅) 第四百四十二號(三) 六〇四

○ 高等官官等俸給令第二十九號ニ依リ監獄指定 (省) 司法第四號(四) 二二五

○ 同上 (皇) 第一號(三) 一

○ 同上 (皇) 第十號(三) 五二

○ 同上 (皇) 第十二號(七) 六〇

○ 同上 (皇) 第十九號(八) 七五

○ 同上 (皇) 第三十二號(三) 九六

○ 同上 (皇) 第三十五號(三) 一〇九

○ 宮内官官等俸給令中改正 (皇) 第一號(三) 一

○ 同上 (皇) 第十號(三) 五二

○ 同上 (皇) 第十二號(七) 六〇

○ 同上 (皇) 第十九號(八) 七五

○ 同上 (皇) 第三十二號(三) 九六

○ 同上 (皇) 第三十五號(三) 一〇九

○ 秘書官ノ任用及官等ニ關スル件制定明治三十年勅令第三百九十六號(内閣總理大臣秘書官樞密院議長秘書官各省大臣秘書官及臺灣總督秘書官官等ノ初叙及陞叙ニ關スル件)同三十九年勅令第二百二號(關東都督秘書官ノ任用及官等ニ關スル件)廢止 (勅) 第二百八十八號(六) 四〇三

○ 鐵道院總裁秘書ノ任用分限及官等ニ關スル件制定明治四十一年勅令第三百二號(鐵道院總裁秘書ノ任用及官等ニ關スル件)廢止 (勅) 第二百八十九號(六) 四〇四

○ 神宮司廳職員官等俸給改正 (勅) 第四百十號(三) 一八〇

○ 神宮皇學館職員官等俸給令 (勅) 第四百一十一號(三) 一八一

○ 明治三十九年勅令第二百六十七號(地方產業ニ關スル技術師技手試驗場講習所及種畜場職員ノ名稱、待遇、任免及官等等級配當ノ件)中改正 (勅) 第二百七十二號(六) 三八五

〔官廳官衙官署〕

- 朝鮮總督府及其ノ所屬官廳ノ執務時間ニ關スル件 (閣)第十六號(三) 四一
- 朝鮮總督府所屬官廳會計事務章程 (訓)朝鮮總督第五十三號(二) 四三八
- 官廳用電信電話規程中改正 (省)遞信第三十六號(三) 一〇六
- 明治三十三年省令第六十六號(電話加入區域外ニ在ル官廳ノ加入ニ關スル件)中改正 (省)遞信第三十二號(三) 一〇五
- 官廳用、軍用及私設電信電話並特設電話維持規程中改正 (府)統監第三十號(七) 一五八
- 軍隊官衙學校ニ於テ火工掛ヲ命スル下士ノ資格 (達)陸達第四十六號(二) 二四一
- 官衙學校及憲兵隊ニ於ケル金錢、糧秣、被服其他ノ物品及裝飾別毛等ニ係ル經理方設定明治三十五年陸達第五十號(各官衙學校ニ於ケル金錢糧食被服其他物品ニ係ル經理方)廢止 (達)陸達第五十二號(二) 二五九
- 朝鮮總督ノ指定スル官署ノ經費渡切ニ關スル件 (勅)第四百九號(九) 五四二
- 明治四十一年告示第六百六十三號(郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フ證券ノ購入保管又ハ貸却ニ關スル料金)中改正 (告)遞信第八百五號(七) 三八一
- 海軍武官官階中改正 (勅)第二百四十一號(五) 三〇一

- 海軍武官官階及海軍卒職名等級表中改正ニ付海軍諸法令中信號兵曹ハ兵曹信號兵ハ水兵トス (達)第七十一號(六) 一六五
- 海軍所轄官用地取扱概則中改正 (達)海軍第四百四號(七) 一九一
- 明治四十一年勅令第二百二十二號(臺灣ノ官租調査)タメ臨時職員設置ノ件)廢止 (勅)第二百一號(四) 二五〇
- 官國幣社(〇)ノ部神社ノ項ニ載ス
- 同上中變更 (告)臺灣總督第九十六號(八) 二四四
- 同上 (告)臺灣總督第六十五號(五) 二二九
- 同上 (告)臺灣總督第九十三號(七) 二四〇
- 同上 (告)臺灣總督第九十六號(八) 二四四
- 同上 (告)臺灣總督第六十四號(三) 二五六
- 內閣所屬職員官制中改正 (勅)第三十號(三) 三三
- 印刷局官制中改正明治三十七年勅令第二百八號(印刷局臨時職員措置ノ件)廢止 (勅)第三十三號(三) 三五
- 賞勳局官制中改正 (勅)第三十一號(三) 三三

- 法制局官制中改正 (勅)第三十二號(三) 三四
- 馬政局官制中改正 (勅)第三十四號(三) 三六
- 馬政局官制改正 (勅)第二百九十號(六) 四〇四
- 馬政委員官制中改正 (勅)第二百九十二號(六) 四〇七
- 鐵道院官制中改正 (勅)第三十五號(三) 三六
- 拓殖局官制 (勅)第二百七十九號(六) 三九五
- 國勢調査準備委員會官制 (勅)第二百三十三號(五) 二八九
- 宮内省官制中改正 (皇)第四號(三) 四六
- 同上 (皇)第十一號(七) 五九
- 同上 (皇)第十八號(八) 七三
- 同上 (皇)第二十三號(二) 八八
- 同上 (皇)第五號(三) 四八
- 同上 (皇)第二十四號(三) 九〇
- 同上 (皇)第二十五號(二) 九一
- 皇太后宮職官制中改正 (皇)第六號(三) 四九
- 東宮職官制中改正 (皇)第二十六號(三) 九一
- 同上 (勅)第二百十三號(四) 二六三
- 皇族附職員官制中改正 (皇)第二十七號(三) 九二
- 帝室會計審査局官制中改正 (皇)第二十八號(三) 九三
- 帝室林野管理官制中改正 (皇)第七號(三) 四九
- 同上 (皇)第二十九號(三) 五〇
- 帝室林野管理局臨時職員官制中改正 (皇)第九號(三) 五一
- 御歌所官制中改正 (皇)第三十號(三) 五二
- 帝室博物館官制中改正 (皇)第八號(三) 五〇
- 同上 (皇)第三十一號(三) 五〇
- 同上 (皇)第三十四號(三) 五二
- 李王職官制 (勅)第二百八十號(六) 三九六
- 內務省官制中改正 (勅)第三十七號(三) 三八
- 同上 (勅)第二百八十號(六) 三九六
- 造神宮使廳官制中改正 (勅)第四百二十一號(一〇) 五五三
- 衛生試驗所官制中改正 (勅)第三十八號(三) 三九
- 傳染病研究所官制中改正 (勅)第三十九號(三) 四〇
- 臨時治水調査會官制 (勅)第四百二十三號(一〇) 五五四
- 警視廳官制中改正 (勅)第十二號(三) 一一
- 同上 (勅)第四百十七號(三) 一一四
- 同上 (勅)第四百四十一號(二) 六〇三
- 北海通商官制中改正 (勅)第十三號(三) 一一
- 同上 (勅)第四百十八號(三) 一一五
- 地方官官制中改正 (勅)第十四號(三) 一四
- 同上 (勅)第二百二十二號(三) 一一三
- 樺太廳官制中改正 (勅)第二百八十三號(六) 三九九
- 明治四十三年勅令第十二號(警視廳官制中改正)同第十三號(北海道廳官制中改正)及同第十四號(地方官官制中改正)施行期日 (勅)第二百二十五號(三) 一二四
- 造幣局官制改正 (勅)第四十號(三) 四一
- 專賣局官制中改正 (勅)第四十一號(三) 四二
- 稅關官制中改正 (勅)第四十二號(三) 四二

○ 同上	(勅)第三百二十號(八)	四三	○ 帝國圖書館官制中改正	(勅)第六十五號(三)	六四
○ 稅務署官制中改正	(勅)第四十三號(三)	四四	○ 中央職業講習官制中改正	(勅)第六十四號(三)	六三
○ 農商部臨時建築部官制中改正	(勅)第四十五號(三)	四五	○ 美術審查委員會官制中改正	(勅)第二百五十六號(六)	三六九
○ 大藏省臨時建築部官制中改正	(勅)第二十八號(三)	三〇	○ 農商務省官制中改正	(勅)第四百二十五號(一〇)	五五七
○ 生業調查會官制	(勅)第二百三十四號(五)	二九〇	○ 同上	(勅)第七十號(三)	七〇
○ 議院建築準備委員會官制	(勅)第三百五號(七)	四三	○ 特許局官制中改正	(勅)第七十二號(三)	七二
○ 農務官制中改正	(勅)第四十八號(三)	四七	○ 林區官制中改正	(勅)第七十三號(三)	七三
○ 陸軍省官制中改正	(勅)第四十九號(三)	四八	○ 鐵道監督官制中改正	(勅)第七十六號(三)	七五
○ 海軍省官制中改正	(勅)第五十二號(三)	五〇	○ 農事試驗場官制中改正	(勅)第七十八號(三)	七七
○ 海軍監獄官制中改正	(勅)第五十五號(三)	五三	○ 工業試驗所官制中改正	(勅)第七十九號(三)	七七
○ 臨時海軍建築部官制中改正	(勅)第四百五十六號(二)	六三	○ 生絲検査所官制中改正	(勅)第八十一號(三)	七九
○ 臨時海軍建築部官制中改正	(勅)第二號(一)	二	○ 花蓮検査所官制中改正	(勅)第八十號(三)	七八
○ 海軍探炭所官制中改正	(勅)第五十七號(三)	五六	○ 蠶業講習所官制中改正	(勅)第八十三號(三)	八一
○ 司法省官制中改正	(勅)第五十九號(三)	五八	○ 水產講習所官制中改正	(勅)第八十四號(三)	八二
○ 監獄官制中改正	(勅)第六十號(三)	五九	○ 同上	(勅)第三百五十一號(九)	四七一
○ 文部省官制中改正	(勅)第六十一號(三)	五九	○ 糖業改良事務局官制中改正	(勅)第八十七號(三)	八五
○ 東京帝國大學官制中改正	(勅)第六十二號(三)	六〇	○ 種畜收揚及種牛所官制制定種畜收揚官制廢止	(勅)第八十二號(三)	八〇
○ 京都帝國大學官制中改正	(勅)第六十三號(三)	六一	○ 逕信省官制中改正	(勅)第八十八號(三)	八五
○ 東北帝國大學農科大學官制中改正	(勅)第六十三號(三)	六一	○ 郵便貯金局官制中改正	(勅)第二十四號(三)	二六
○ 東北帝國大學官制制定東北帝國大學農科大學官制廢止	(勅)第四百四十七號(二)	六一	○ 同上	(勅)第八十九號(三)	八六
○ 九州帝國大學工科大學官制	(勅)第四百四十九號(三)	六二	○ 航路標識管理官制中改正	(勅)第九十二號(三)	九四
○ 文部省直轄諸學校官制中改正	(勅)第六十六號(三)	六四			

○ 逕信管理局官制制定海軍局官制、逕信官署官制及明治四十二年勅令第九十七號(郵便貯金局及逕信官署職員定員ノ件)廢止	(勅)第九十號(三)	八八	○ 朝鮮總督府勸業模範場官制	(勅)第三百七十號(九)	五〇九
○ 逕信官署官制	(勅)第九十一號(三)	九一	○ 朝鮮總督府工業講習所官制	(勅)第三百七十一號(九)	五一一
○ 商船學校官制中改正	(勅)第九十三號(三)	九六	○ 朝鮮總督府土木會議官制	(勅)第三百七十五號(九)	五二四
○ 臨時發電水力調査局官制	(勅)第二百七號(四)	二五七	○ 統監府中學校官制中改正	(勅)第九十九號(三)	一〇二
○ 貴族院事務局官制中改正	(勅)第三百三十二號(三)	一三〇	○ 統監府特許局官制中改正	(勅)第九十七號(三)	一〇〇
○ 衆議院事務局官制中改正	(勅)第三百三十三號(三)	一三〇	○ 統監府特許局官制廢止	(勅)第九十八號(三)	一〇一
○ 朝鮮總督府官制	(勅)第三百五十四號(九)	四七八	○ 統監府逕信官署官制中改正	(勅)第三百二十一號(八)	四三三
○ 朝鮮總督府中樞院官制	(勅)第三百五十五號(九)	四八一	○ 統監府警察官署官制制定統監府司法警察官制廢止	(勅)第九十六號(三)	九八
○ 朝鮮總督府取調局官制	(勅)第三百五十六號(九)	四八三	○ 臺灣總督府官制中改正	(勅)第二百九十六號(六)	四二一
○ 朝鮮總督府地方官官制	(勅)第三百五十七號(九)	四八四	○ 臨時臺灣糖務局官制中改正	(勅)第二百八十一號(六)	三九七
○ 統監府警察官署官制中改正	(勅)第三百五十八號(九)	四八九	○ 臺灣總督府稅關官制中改正	(勅)第四百四十號(二)	六〇二
○ 朝鮮總督府逕信官署官制	(勅)第三百五十九號(九)	四九一	○ 臺灣總督府中學校官制中改正	(勅)第四百號(三)	一〇三
○ 朝鮮總督府臨時土地調査局官制	(勅)第三百六十號(九)	四九二	○ 臺灣總督府高等女學校官制中改正	(勅)第一百號(三)	一〇三
○ 朝鮮總督府稅關官制	(勅)第三百六十一號(九)	四九五	○ 臺灣總督府官制中改正	(勅)第一百二號(三)	一〇四
○ 朝鮮總督府警察官制	(勅)第三百六十二號(九)	四九七	○ 臺灣小學校官制中改正	(勅)第三百十六號(八)	四二九
○ 朝鮮總督府印刷局官制	(勅)第三百六十三號(九)	五〇〇	○ 臺灣總督府醫院官制中改正	(勅)第九十九號(四)	二四七
○ 統監府監獄官制中改正	(勅)第三百六十四號(九)	五〇二	○ 臺灣總督府警察官及司獄官練習所官制中改正	(勅)第十號(三)	一一
○ 朝鮮總督府警察官制	(勅)第三百六十六號(九)	五〇四	○ 臺灣總督府研究所官制中改正	(勅)第二百號(四)	二四九
○ 朝鮮總督府醫院官制	(勅)第三百六十七號(九)	五〇五	○ 臺灣總督府阿里山作業所官制	(勅)第二百六號(四)	二五五
○ 朝鮮總督府平壤鐵業所官制	(勅)第三百六十八號(九)	五〇六			
	(勅)第三百六十九號(九)	五〇八			

- 關東都督府官制中改正 (勅) 第九十號(四) 二二九
- 同上 (勅) 第二百八十二號(六) 三九八
- 關東都督府觀瀾所官制中改正 (勅) 第四百四號(三) 一〇六
- 關東都督府監獄署官制中改正 (勅) 第五百五號(三) 一〇六
- 旅順海軍監獄官制中改正 (勅) 第五百十三號(三) 五一
- 關東都督府通信官署官制中改正 (勅) 第五百六號(三) 一〇七
- 關東都督府中學校官制中改正 (勅) 第五百七號(三) 一〇八
- 關東都督府高等女學校官制 (勅) 第五百八號(三) 一〇八
- 旅順工科學堂官制中改正 (勅) 第五百九號(三) 一〇九
- 官制廢止並ニ施行ノ際統監府警察官署巡查、巡査補採用方 (府) 統監第三十二號(七) 一五九
- 司法警察官官制廢止ノ際統監府巡查即日統監府警察官署巡查ニ採用セラレタルトキハ勅令者トス (府) 統監第三十五號(七) 一六〇
- 朝鮮總督府監獄官制施行ノ際統監府監獄醫其他ノ職ニ在リ別ニ辭令ヲ交付セラレサル者朝鮮總督府同職タル件 (府) 朝鮮總督第十三號(一〇) 二四八
- 朝鮮總督府警察官署官制施行ノ際統監府巡查ノ職ニ在ル内地人並ニ同巡查及巡查補ノ職ニ在ル朝鮮人ヲ同府巡查及巡查補ニ採用方 (府) 朝鮮總督第十六號(一〇) 二五一
- 朝鮮總督府通信官署官制施行ノ際事務承繼方 (告) 朝鮮總督第四號(一〇) 九九
- 海軍局及海務署ノ事務ヲ遞信管理局官制ニ定ムル官署ニ於テ承繼 (告) 遞信第四百三十八號(三) 七七
- 大藏省所管旅費支給規則設定大藏省所管經費支辨ニ關スル特定旅費規則、官船航行旅費規則及專賣局旅費支給規則廢止 (省) 大藏第三十三號(七) 四三二
- 關東州裁判令中改正 (勅) 第四百一十一號(三) 一一一
- 關東州裁判事務取扱令中改正 (勅) 第三百五十號(九) 四七〇
- 明治四十一年勅令第二百三十號(明治四十一年勅令第二百十五號)ヲ韓國、臺灣、關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ準用スルノ件)中改正 (勅) 第一號(一) 一
- 同上 (勅) 第四百十三號(九) 五四五
- 明治三十九年勅令第二百四十七號(橫濱正金銀行ノ關東州及清國ニ於ケル銀行券ノ發行ニ關スル件)中改正 (勅) 第四百十九號(一〇) 五五二
- 關東州ニ支店又ハ代理店ヲ設ケテ保險事業ヲ營ム者ニ關スル件 (勅) 第二百九十四號(六) 四〇九
- 同上 (府) 關東都督第二十一號(七) 一七〇
- 關東州及樺太ニ在勤スル官吏ニ支給スル加俸額設定明治四十年省令第二十三號(滿韓在勤文官加俸令及滿韓及樺太ニ在勤スル官吏ニ支給スル加俸額)廢止 (省) 遞信第十六號(三) 九九

- 明治三十九年省令第四十六號(本邦發關東州租借地宛若ハ租借地内發著ノ小包郵便物ニ清韓小包郵便規則第四條ノ規定ヲ適用セサル件)廢止 (省) 遞信第十一號(三) 九一
- 關東州租借地稅關規則中改正 (府) 關東都督第二十六號(八) 二二六
- 關東州ニ於ケル船舶ノ海上衝突豫防ニ關シテ海上衝突豫防法ニ依ルノ件 (府) 關東都督第十八號(六) 一五六
- 關東州ニ於ケル工場抵當登記取扱手續ニ關スル件 (府) 關東都督第三十號(一〇) 二八一
- 關東州公醫規則中改正 (府) 關東都督第三十六號(一) 三九〇
- 關東州、南滿洲及其附近ニ於ケル明治四十四年度徵兵身體檢查ニ關スル件 (府) 關東都督第四十二號(二) 四四五
- 明治四十二年告示第七十五號(關東州下水規則施行地域)中追加 (告) 關東都督第九十一號(五) 二二〇
- 同上 (告) 關東都督第五十八號(二) 三三三
- 關東州下水規則第六條ノ願書ニ添付スヘキ縱橫斷面圖調製交付方 (告) 關東都督第百二號(六) 二九〇
- 清國ニ於ケル帝國、韓國及關東州租借地發小包郵便物ノ取扱局名 (告) 遞信第四百七十四號(三) 七三三
- 關稅定率法改正 (法) 第五十四號(四) 一〇六
- 同上施行期日 (勅) 第三百十三號(七) 四二八
- 明治三十九年勅令第二百六十五號(關稅定率法ニ依ル製造品ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件)中改正 (勅) 第四百三十九號(二) 六〇二
- 關稅噸稅及稅關雜收入取扱規程中改正 (訓) 大藏第二十二號(九) 三〇五
- 朝鮮ニ於ケル關稅及移出輸入稅ニ關スル件 (制) 第四號(八) 二
- 朝鮮總督府稅關、稅關支署及稅關出張所ニ於テ收入スル關稅噸稅、船稅及稅關雜收入取扱方 (訓) 朝鮮總督第五十二號(一〇) 四三三
- 郵遞所以外ノ統監府通信官署ヲシテ韓國國庫金中關稅金ノ出納及保管事務ノ取扱ヲ爲サシム (告) 統監第二十五號(三) 七四四
- 日蓮宗不受不施講門派管長事務取扱更任 (府) 內務第一號(一) 一
- 本門法華宗管長就任マテ管長事務取扱設置 (訓) 內務第十八號(二) 五二五
- 帝室林野管理局官制中改正 (皇) 第七號(三) 四九
- 同上 (皇) 第二十九號(二) 九三
- 帝室林野管理局臨時職員官制中改正 (皇) 第九號(三) 五二
- 帝室林野管理局支廳職制中改正 (省) 宮內第十三號(二) 六一七
- 遞信管理局官制制定海軍局官制、通信官署官制及明治四十二年勅令第九十七號(郵便貯金局及通信官署職員定員ノ件)廢止 (勅) 第九十號(三) 八八
- 航路標識管理官制中改正 (勅) 第九十二號(三) 九四

○朝鮮總督府通信官者徽章及航路標識管理所屬船旗章 (告)朝鮮總督第十二號(一〇)三〇六

〔管海〕

○明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長月長及之ニ準スルキ者指定ノ件)中改正 (省)逓信第百十五號(二)七〇六

〔管區〕

○陸軍管區表中改正 (軍)陸軍第二號(三) 一

〔還幸〕

○岡山大本營御發聲東京還幸 (告)宮内第十五號(一)三三三

〔觀測〕

○關東都府府觀測所官制中改正 (勅)第四百四號(三)一〇六

○氣象觀測通報規程中追加 (達)海軍第四十一號(四) 七四

〔勸業〕

○日本勸業銀行法中改正 (法)第三十五號(四) 六九

○明治四十三年法律第三十五號(日本勸業銀行法中改正)同年法律第三十六號(農工銀行法中改正)及同年法律第三十七號(北海道拓殖銀行法中改正)施行期日 (勅)第二百三十二號(五) 二八八

○朝鮮總督府勸業模範場官制 (勅)第三百七十號(九) 五〇九

○朝鮮總督府勸業模範場事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十九號(一〇) 三六三

○勸業債券購買媒介郵便規則中改正 (省)逓信第五十四號(三) 二二

〔患者〕

○風俗上取締ヲ要スル稼業ヲ爲ス者及行政執行法第三條ノ患者ノ治療設備ニ關スル件 (勅)第三百十號(七) 四三五

○明治四十年省令第二十號(癩患者療養所設立區域)中追加 (省)内務第一號(三) 三六

○明治三十七年達第五十三號(患者依託治療及收療ニ關スル件)中改正 (達)海軍第二百二十七號(九) 三三五

〔宮内〕

○宮内省官制中改正 (皇)第四號(三) 四六

○同上 (皇)第十一號(七) 五九

○同上 (皇)第十八號(八) 七三

○同上 (皇)第二十三號(二) 八八

○勅任待遇委任待遇宮内職員職制中改正 (省)宮内第二號(三) 三三

○宮内判任官定員 (省)宮内第十五號(二) 六六一

○判任待遇等外宮内職員職制中改正 (省)宮内第一號(二) 一一

○同上 (省)宮内第四號(三) 三四

○同上 (省)宮内第七號(七) 四三〇

○同上 (省)宮内第十八號(三) 六六四

○宮内官官等俸給令中改正 (皇)第一號(三) 一

○同上 (皇)第十號(三) 五一

○同上 (皇)第十二號(七) 六〇

○同上 (皇)第十九號(八) 七五

〔組合〕

○北海道土功組合法中改正 (法)第六十二號(五) 二三一

○北海道土功組合法施行令中改正 (勅)第二百三十五號(五) 二九二

○漁業組合令 (勅)第四百二十九號(二) 五六二

○明治四十二年勅令第五百一十一號(通信官署現業員共濟組合ニ關スル件)中改正 (勅)第六十號(三) 二〇七

○通信官署職員共濟組合規則中改正 (省)逓信第十五號(三) 九九

○朝鮮總督府鐵道局現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (勅)第四百十四號(九) 五四六

○朝鮮總督府鐵道局職員救濟組合規則 (訓)朝鮮總督第二十五號(一〇) 三六八

○共濟組合ヲ組織スル朝鮮總督府鐵道局所屬職員以下ノ現業員指定 (訓)朝鮮總督第二十六號(一〇) 三八七

○地方金融組合設立ニ關スル件 (府)朝鮮總督第五十二號(二) 三四六

○官股堺洲水利組合規則 (府)臺灣總督第二十五號(四) 七九

○龍岩浦學校組合設立認可 (告)統監第六十七號(五) 二二八

○義州學校組合同上 (告)統監第七十二號(五) 二二九

○安州學校組合同上 (告)統監第七十五號(五) 二三〇

○新安州學校組合同上 (告)統監第七十六號(五) 二三〇

○江陵學校組合同上 (告)統監第七十九號(五) 二三三

○宣川學校組合同上 (告)統監第八十一號(五) 二三三

○同上 (皇)第三十二號(二) 九六

○同上 (皇)第三十五號(二) 一〇九

○前韓國宮内府職員ニ關スル件 (皇)第二十號(八) 七六

○朝鮮人タル宮内官ニシテ朝鮮ニ在勤スル者ノ俸給ニ關スル件 (皇)第三十六號(二) 一一二

○宮内官分限令中改正 (皇)第三十八號(二) 一一三

○宮内官任用令中改正 (皇)第三十七號(二) 一一二

○朝鮮ニ在勤スル宮内官ノ恩給遺族扶助料及退官賜金ニ關スル件 (皇)第四十一號(二) 一一六

○宮内官内國旅費令 (皇)第十三號(七) 六二

○同上中改正 (皇)第二十一號(九) 七七

○宮内官内國旅費令施行規則 (省)宮内第五號(七) 四二七

○同上中改正 (省)宮内第十二號(九) 五三九

○宮内諸官員暑中休暇 (省)宮内第十九號(二) 六六四

○宮内傳染病豫防令ノ規定ニ依ル神戸「ベスト」有病地指定解除 (告)宮内第十一號(七) 二九二

○宮内傳染病豫防令ノ規定ニ依リ大阪市ノ虎列刺有病地指定解除 (告)宮内第十六號(二) 三三九

○宮内傳染病豫防令ニ依リ大阪市ヲ虎列刺有病地ト指定 (告)宮内第十三號(一〇) 二八七

○宅地組合法廢止 (法)第二號(三) 五

- 於青島學校組合同上 (告)統監第八十號(五)二二三
- 岡城學校組合同上 (告)統監第八十二號(五)二二三
- 秋風嶺學校組合同上 (告)統監第三百三十二號(七)三八九
- 倭館學校組合同上 (告)統監第三百三十三號(七)三八九
- 南原學校組合同上 (告)統監第三百三十四號(七)三八九
- 尙州學校組合同上 (告)統監第三百三十五號(七)三九〇
- 太邊學校組合同上 (告)統監第三百三十六號(七)三九〇
- 惠山嶺學校組合同上 (告)統監第三百四十四號(七)三九四
- 晉州學校組合同上 (告)統監第三百四十五號(七)三九四
- 慶山學校組合同上 (告)統監第三百四十六號(七)三九四
- 黑橋學校組合同上 (告)統監第三百四十九號(七)三九五
- 筏橋浦學校組合同上 (告)統監第三百五十號(七)三九六
- 永同學校組合同上 (告)統監第三百五十三號(七)三九六
- 荻助羅學校組合同上 (告)統監第三百五十四號(七)三九七
- 知世浦學校組合同上 (告)統監第三百八十七號(九)二七九五
- 大場村學校組合同上 (告)統監第三百八十八號(九)二七九五
- 盈德學校組合同上 (告)統監第三百九十號(九)二七九五
- 泗川學校組合同上 (告)統監第三百九十九號(九)二七九八
- 榮山浦學校組合同上 (告)統監第四百一號(九)二七九八
- 湖山學校組合同上 (告)統監第四百二號(九)二七九八
- 金堤學校組合同上 (告)朝鮮總督第八十三號(二)三五五五
- 禮山學校組合同上 (告)朝鮮總督第八十四號(二)三五五五
- 黃州學校組合地墾變更認可 (告)統監第五百五十一號(七)三九六
- 官設埤圳荊仔埤圳水利組合設置 (告)臺灣總督第四十六號(四)九六四
- 官設埤圳荊仔埤圳水利組合ハ臺灣總督府土木部長ヲシテ管理セシム (告)臺灣總督第五十二號(五)二二三
- 郡 (府)朝鮮總督第七號(一〇)二四一
- 府及郡ノ名稱及管轄區域 (府)朝鮮總督第三十七號(一)三〇〇
- 金山郡位置變更 (府)朝鮮總督第五十三號(三)三九三
- 始興郡同上 (府)朝鮮總督第六十五號(三)四三三
- 懷德郡同上 (府)朝鮮總督第六十五號(三)四三三
- 郡守 (朝鮮人タル朝鮮總督府道長官參事官及郡守ノ任用及官等ニ關スル件) (勅)第三百八十三號(九)五三三
- 軍醫 (海軍軍醫官服務規則中改正) (達)海軍第五百九號(三)二六四
- 海軍中少軍醫及海軍少軍醫候補生採用ニ付キ志願者出願方 (告)海軍第十五號(七)三〇一
- 軍馬 (明治三十九年陸軍第四十七號(馬政局職員タル陸軍現役將校同相當官ハ軍馬補充部本部ノ定員外トスル件)廢止) (達)陸軍第二十五號(六)一六三
- 軍馬補充部支部同派出部及出張所ノ名稱及位置改正 (達)陸軍第三號(三)一五

- 同上 (達)陸軍第八號(三)三三
- 同上 (達)陸軍第二十四號(五)七七
- 同上 (達)陸軍第四十八號(一)二四一
- 軍法 (明治三十三年勅令第五百五號(常設海軍軍法會議ニ於ケル主理員等ノ件)中改正) (勅)第五十一號(三)四九
- 明治三十二年勅令第四百四十五號(常設海軍軍法會議ニ海軍醫官設置ノ件)中改正 (勅)第五十四號(三)五三
- 關東都督府陸軍軍法會議設置及其ノ管轄區域ニ關スル規程中改正 (府)關東都督第二十二號(七)一七〇
- 海軍軍法會議ニ於テ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタル者ニ關スル取扱手續中改正 (達)海軍第三號(一)五
- 軍港 (鎮海軍港境域ノ件) (勅)第四百五十三號(三)六二八
- 明治二十三年法律第二號(軍港要港ニ關スル件)及同年法律第八十三號(軍港要港規則施行者處分ノ件)朝鮮ニ施行 (勅)第四百五十五號(三)六三三
- 軍港要港規則中改正 (省)海軍第十三號(三)六八一
- 軍樂 (海軍軍樂練習規則設定海軍軍樂練習生規則廢止) (達)海軍第六十三號(五)一三七
- 陸軍戶山學校軍樂生徒召募 (告)陸軍第三號(一)三八
- 軍艦、驅逐艦 (運用術練習規則改正) (達)海軍第五十九號(五)一七
- 軍艦職員勤務令中改正 (達)海軍第七十五號(六)一六五
- 橫須賀海軍工廠ニ於テ製造ノ伊號艦艇命名 (達)海軍第三百八十八號(一〇)二三七
- 驅逐艦除籍 (達)海軍第二百二十三號(九)三三〇
- 軍用 (官廳用、軍用及私設電信電話並ニ特設電話維持規程中改正) (府)統監第三百三十號(七)一五六
- 軍隊 (軍隊經理規程改正) (達)陸軍第五十一號(三)二四九
- 軍隊官衙學校ニ於テ火工掛ヲ命スル下士ノ資格 (達)陸軍第四十六號(一)二四一
- 軍事 (軍費費演習費支出規程改正) (達)海軍第九十號(六)一七八
- 明治三十七年勅令第十九號ニ依ル軍事郵便物朝鮮又ハ清國ニ在リテ現ニ陸海軍ノ勤務ニ服スル下士卒ノ差出スモノ取扱方 (省)遞信第八號(二)六五八
- 軍事郵便ニ關スル從來ノ遞信省告示總テ廢止 (告)遞信第一千二百四十四號(一)三九九〇
- 軍人、軍屬 (軍人恩給法中改正) (法)第六十一號(四)二三〇
- 軍人恩給法施行規則中改正 (閣)第五號(三)九
- 舊韓國軍人ニ關スル件 (勅)第三百二十三號(八)四三四
- 明治二十四年法律第四號(明治七年以後戰役ニ死没セル軍人軍屬ノ遺父母及祖父母扶助料支給方)施行規則中改正 (閣)第六號(三)一〇

明治四十三年 索引 (軍法) (軍港) (軍樂) (軍艦、驅逐艦) (軍用) (軍隊) (軍事) (軍人、軍屬) 二一七

○陸軍旅費規則設定明治三十八年省令第三號(陸軍軍人軍旅費前金渡ノ件)廢止 (省)陸軍第六號(七)四三八

○明治三十八年省令第一號(海軍軍人軍旅費前金渡ノ件)中改正 (省)海軍第八號(八)五三三

○海軍軍人軍旅費規則中規定追加ニ付キ休職請願書ニ與證書印出願者ニ證明付與方 (訓)海軍第一號(五)一一八

○海軍軍人軍旅費規則中改正 (達)海軍第六十八號(五)一六〇

○海軍軍人俸給改正ニ付キ月額又ハ日額計算ヲ要スルモノアルトキ支給額算定方 (達)海軍第二十七號(三)五

○明治三十七年省令第三十七號(特ニ指定シタル郵便局所ニ於テ軍人軍旅ノ振出ス通常爲替ニ對シ料金ヲ徵收セサル件)廢止 (省)逓信第九號(二)六五九

○明治三十七年戰役又ハ韓國暴徒鎮壓事件ノタメ死歿ノ軍人軍旅等靖國神社ニ臨時合祀ニ付キ祭式執行 (告)陸軍第四十二號(四)八二六

○明治三十七年戰役及韓國暴徒鎮壓事件ノタメ死歿ノ陸軍軍人軍旅靖國神社ニ臨時合祀人名 (告)陸軍第十二號(四)八三〇

○軍人軍旅ノ振出ス通常爲替ヲ取扱フ郵便電信取扱所、郵便取扱所及郵便所名 (告)統監第二十一號(三)七四三

○軍人軍旅ノ振出ス通常爲替取扱郵便所名 (告)統監第四十二號(四)九五八

○舊韓國勳章及記章ノ佩用ニ關スル件 (勅)第三百三十四號(八)四五一

○勳章年金支給細則中改正 (閣)第二號(三)三

○勳章規程令施行細則ニ依リ沒收シタルモノ犯人ノ本籍地戶籍吏ニ通知方 (訓)統監第一號(三)六四

ヤノ部

〔雇員備人〕○雇員ハコノ部ニ、備人ハヨノ部ニ

〔養成〕

○明治三十五年勅令第百一號(臨時教員養成所教授ノ官等俸給ニ關スル件)廢止 (勅)第百五十四號(三)二〇三

○臨時教員養成所規程中改正 (省)文部第二十五號(〇)六〇四

○工業教員養成所明治四十三年度募集生徒員數 (告)文部第五十八號(三)四九五

○明治四十四年度ニ於テ農業教員養成所ニ募集スヘキ生徒ノ員數 (告)文部第二百四十六號(二)三四一五

○水産講習所特殊技術員養成科規程設定製鹽技術員養成科規程廢止 (告)農商部第四百四號(三)五〇六

〔役場〕

○北海道千歲郡惠庭村戶籍役場ニ備付ノ身分登記簿等燒失ニ付更ニ届出及書類送付方 (告)司法第三十六號(六)二七六

○同村役場備付ノ出入寄留簿燒失ニ付更ニ届出及書類送付方 (告)司法第三十七號(六)二七七

〔訓導〕

○北海道千歲郡惠庭村役場備付ノ書類燒失ニ付キ照會願何屆等應答未済ノモノ更ニ手續方 (告)臺灣總督第六十九號(五)二二三

○東京府北多摩郡國分寺村戶籍役場備付ノ身分登記簿等燒失ニ付キ更ニ届出及書類送付方 (告)司法第二十號(四)八四〇

○同村役場備付ノ出入寄留簿燒失ニ付キ更ニ届出方 (告)司法第二十一號(四)八四〇

○東京府北多摩郡國分寺村役場火災ニ罹リ書類燒失ニ付キ照會願何屆等應答未済ノモノ更ニ手續方 (告)臺灣總督第四十號(四)九八二

○東京府南葛飾郡龜戸町戶籍役場備付ノ戶籍簿燒失 (告)司法第六十七號(二)三二四〇

○新潟縣東頸城郡保倉村戶籍役場備付ノ戶籍簿紛失 (告)司法第二號(一)五七

○新潟縣南蒲原郡中之島村戶籍役場備付ノ身分登記簿中滅失 (告)司法第七十一號(二)三三〇六

○埼玉縣比企郡菅谷村戶籍役場ニ備付ノ身分登記簿等燒失ニ付更ニ届出方 (告)司法第三十八號(六)二二七七

○埼玉縣秩父郡日野澤村戶籍役場備付ノ身分登記簿等燒失ニ付更ニ届出及書類送付方 (告)司法第四十九號(九)二五六一

○同村役場備付ノ出入寄留簿燒失ニ付キ更ニ届出方 (告)司法第五十號(九)二五二二

○埼玉縣南埼玉郡大山村戶籍役場備付ノ身分登記簿燒失 (告)司法第五十二號(九)二五六三

○埼玉縣入間郡南畑村役場備付ノ入寄留簿燒失ニ付キ更ニ届出方 (告)司法第五十三號(九)二五六三

○埼玉縣南埼玉郡豐春村戶籍役場備付ノ本籍人及非本籍人身分登記簿燒失 (告)司法第五十七號(一〇)二八三四

○群馬縣邑樂郡富永村戶籍役場備付ノ身分登記簿等燒失ニ付キ後見人ニ關シ更ニ届出方 (告)司法第五十八號(一〇)二八三五

○茨城縣那珂郡大宮町戶籍役場備付ノ戶籍簿一部燒失 (告)司法第十九號(四)八四〇

○茨城縣猿島郡新郷村戶籍役場備付ノ戶籍簿燒失 (告)司法第二十三號(四)八四一

○茨城縣猿島郡新郷村役場火災ニ罹リ書類燒失ニ付キ照會願何屆等應答未済ノモノ更ニ手續方 (告)臺灣總督第四十九號(四)九八七

○茨城縣稻敷郡本新島村役場備付ノ出入寄留簿燒失ニ付キ更ニ届出方 (告)司法第五十六號(一〇)二八三四

○三重縣志摩郡坂手村戶籍役場備付ノ身分登記簿等燒失ニ付更ニ届出及書類送付方 (告)司法第二十九號(五)一〇一四

○同村役場備付ノ出入寄留簿燒失ニ付キ更ニ届出方 (告)司法第三十號(五)一〇一五

○愛知縣北設樂郡田口町役場備付ノ出入寄留簿燒失ニ付キ更ニ届出方 (告)司法第六號(二)三〇三

○長野縣東筑摩郡朝日村戶籍役場ノ身分登記簿副本中紛失 (告)司法第四號(二)三〇〇

- 長野縣北佐久郡川邊村戸籍役場備付ノ身分登記簿等
焼失ニ付キ更ニ届出及番類送付方
(告)司法第三十三號(六)二七五
- 同村役場備付ノ出入寄留簿焼失ニ付キ出入寄留更ニ
届出方
(告)司法第三十四號(六)二七五
- 福島縣耶麻郡野村戸籍役場保存ノ身分登記簿等焼
失ニ付キ更ニ届出及番類送付方
(告)司法第七號(三)三〇四
- 巖手縣九戸郡糠米村戸籍役場備付ノ戸籍簿ノ一部滅
失
(告)司法第四十一號(七)三〇二
- 青森縣南津輕郡山形村戸籍役場備付ノ身分登記簿等
焼失ニ付キ更ニ届出及番類送付方
(告)司法第五十九號(一〇)二八五
- 同村役場備付ノ出入寄留簿焼失ニ付キ出入寄留更ニ
届出方
(告)司法第六十號(一〇)二八五
- 山形縣西田川郡福榮村戸籍役場備付ノ明治四十三年
非本籍人身分登記簿焼失
(告)司法第二十六號(五)二〇四
- 秋田縣北秋田郡長木村戸籍役場備付ノ身分登記簿等
焼失ニ付キ更ニ届出及番類送付方
(告)司法第三十一號(五)二〇五
- 同村役場備付ノ出入寄留簿焼失ニ付キ出入寄留更
ニ届出方
(告)司法第三十二號(五)二〇六
- 富山縣射水郡新湊町戸籍役場備付ノ本籍人身分登記
簿家督相續之部紛失
(告)司法第二十二號(四)一八四
- 徳島縣三好郡三名村戸籍役場備付ノ身分登記簿等流
失ニ付キ更ニ届出及番類送付方
(告)司法第五十四號(一〇)二八三
- 同村役場備付ノ出入寄留簿流失ニ付キ出入寄留更ニ
届出方
(告)司法第五十五號(一〇)二八四
- 同治四十二年府令第六十七號ニ依ル區ノ名稱及其區
域内ノ街庄社名竝ニ區長役場ノ位置
(告)滋賀總督第三號(二)二五三
- 同上中改正
(告)滋賀總督第二十二號(三)七五八
- 同上
(告)滋賀總督第三號(八)五四七
- 同上
(告)滋賀總督第四號(八)五四七
- 同治四十三年告示第三號(區ノ名稱及其區域内ノ街
庄社名竝ニ區長役場位置)中改正
(告)滋賀總督第三十二號(一〇)二二四
- 同治四十三年告示第六十五號(關東都府府醫院藥價
及諸料金)中改正
(告)關東都府第四十七號(一〇)三二六
- 波銅製棹出藥英取扱規程設定明治二十五年遠第七
號(波銅製棹出藥英取扱方)同二十七年遠第四十三號
(速射砲用藥英符號ノ件)廢止
(達)海軍第一號(一)二

〔藥劑〕

- 陸軍兵籍規則改正明治三十五年省令第二十號(陸軍見
習醫官藥劑官、獸醫官、各部依託學生生徒、諸候補生
及諸生徒ヲ常備兵籍ニ編入)廢止 (省)陸軍第二號(五)一七〇
- 明治四十三年第二回藥劑師試驗施行地及期日等
(告)文部第七十七號(六)二八四
- 明治四十四年第一回藥劑師試驗施行地及期日等
(告)文部第二百四十五號(三)四一四
- 明治三十九年省令第二十一號(第三改正日本藥局方)
中改正
(省)內務第二十一號(五)一四五
- 藥品營業並藥品取扱規則中改正
(法)第二十四號(三)五四
- 分析試驗鑑定出願規則中改正(府)藥務總督府製藥所藥品
試驗規則廢止 (府)藥務總督第八十九號(三)四四二
- 藥品營業並藥品取扱規則中改正
(府)關東都督第十號(五)一三六
- 藥品營業並藥品取扱規則ニ依ル藥品ノ検査ニ關スル
件 (府)關東都督第十二號(五)一三八
- 藥品營業並藥品取扱規則第四條ニ依リ藥品指定
(告)關東都督第八號(七)四〇七
- 野戰砲兵操典改定
(軍)陸第六號(三)三五
- 野戰砲兵射擊教範改定
(軍)陸第八號(三)三五

〔前金渡〕

- 明治四十年勅令第五百十號(統監府及所屬官署職員
ノ俸給、手當及宿舎料前金渡ノ件)中改正
(勅)第四百十三號(九)五四五
- 陸軍旅費規則設定明治三十八年省令第三號(陸軍軍
人軍旅費前金渡ノ件)廢止 (省)陸軍第六號(七)四三八
- 明治三十八年省令第一號(海軍軍人軍旅費前金渡
ノ件)中改正
(省)海軍第八號(八)五三三
- 滿洲製糖株式標準
(達)海軍第四號(一)五
- 滿洲製糖株式標準
(勅)第三百八十四號(九)五三四
- 滿洲製糖株式標準
(勅)第四百四十四號(三)一八八
- 滿洲製糖株式標準
(達)陸軍第十二號(三)四四
- 滿洲製糖株式標準
(達)陸軍第二十一號(四)七一
- 同上
(達)陸軍第五十號(一)二四三

ケノ部

- 朝鮮權太滿洲清國駐節部隊備附被服中厚毛布三枚章及製作年次捺染方 (達)陸軍第四十四號(一〇) 二二〇
- 明治四十年省令第二十三號(滿韓在勤文官加俸令及滿韓及樺太ニ在勤スル官吏ニ支給スル加俸額)廢止 (省)遞信第十六號(三) 九九
- 滿洲內郵便規則 (府)關東都督第五號(四) 九一
- 同上中改正 (府)關東都督第四十四號(三) 四四九
- 滿洲內本邦局所相互間發着ノ新聞電報規則適用方 (府)關東都督第三十八號(二) 三九一
- 滿洲內本邦局所相互間發着ノ電報規則適用方 (府)關東都督第三十九號(二) 三九一
- 明治四十年府令第十三號(滿洲內及滿洲韓國相互間發着ノ新聞電報ニ關スル進據方)廢止 (府)關東都督第三十七號(二) 三九一
- 關東州、南滿洲及其附近ニ於ケル明治四十四年度徵兵身體檢查ニ關スル件 (府)關東都督第四十二號(三) 四四五
- 日滿聯絡運輸旅客及手荷物貨物規則 (告)鐵道院第十三號(三) 四五三
- 朝鮮、臺灣、滿洲及清國芝罘ニ於テ配達スル平内國電報、外國電報及日清電報ノ別便配達料及解船配達料設定明治四十二年告示第六百十二號(臺灣、韓國及在滿洲本邦局所在地ニ於ケル外國電報ノ別便配達料)廢止 (告)遞信第七百七十號(一)三六四
- 臺灣、在滿洲日本郵便局所在地、清國芝罘ニ於ケル電報ノ別便配達料及電報規則第七十八條第二項ノ地域 (告)朝鮮總督第三十九號(一)三三七
- 海軍軍法會議ニ於テ刑ノ執行猶豫ノ旨渡リ受ケタル者ニ關スル取扱手續中改正 (達)海軍第三號(一) 五
- 明治四十年勅令第二百九十二號(裁判所、臺灣總督府、法院、統監府法務院又ハ理事廳及關東都督府法院共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件)中改正 (勅)第百九十七號(四) 二四五
- 明治三十八年省令第十號(區裁判所刑事事務ノ取扱ニ關スル件)中改正 (省)司法第十六號(一〇) 五九九
- 刑事事件ニ付檢事カ呼出シタル證人、鑑定人及通事ニ日當旅費及止宿料等支給方 (府)統監第二號(三) 七
- 民事月報刑事月報及檢事搜查事件月報格式、報告例 (訓)統監第四號(四) 九八
- 廳又ハ支廳ニ留置スル囚人刑事被告人等ノ食費廳長ニ於テ其預定メ方 (府)臺灣總督第五十六號(七) 一六七
- 競馬規則中改正 (關)第十號(五) 一五
- 北海道日高國御料牧場ニ通スル縣道改修及之ニ連絡スル里道開墾工事ニ關スル競争加入者資格 (省)內務第二十二號(六) 一八九

- 韓國ニ於テ海軍ノ施設事業ニ必要トスル工事、運搬又ハ物件竝ニ職工人夫供給請負競争加入者資格 (省)海軍第一號(四) 二二三
- 明治三十三年省令第二十一號(工事又ハ物品供給ノ競争入札ニ加入セントスル者其資格證明方)廢止 (省)遞信第六十一號(四) 一三五
- 〔警報〕
○花蓮港總管下花蓮港街ノ東側丘陵上ニ警報信號標建設 (告)臺灣總督第十五號(三) 四四四
- 〔警務〕
○統監府警務總長、警務部長、警視、警部ノ任用及分限ニ關スル件制定明治四十二年勅令第二百五十八號統監府警視警部ノ任用及分限ニ關スル件)廢止 (勅)第三百二號(六) 四一七
- 明治四十三年勅令第三百二號(統監府警務總長、警務部長、警視、警部ノ任用及分限ニ關スル件)中改正 (勅)第四百二號(九) 五三五
- 統監府警務總長及警務部長ノ發スル命令ニ關スル件 (勅)第二百九十七號(六) 四一四
- 朝鮮總督府警務總長等ノ發スル命令ノ罰則ニ關スル件制定明治四十三年勅令第二百九十七號(統監府警務總長及警務部長ノ發スル命令ニ關スル件)廢止 (勅)第三百七十六號(九) 五二五
- 統監府警務總監部分課規程 (訓)統監第十四號(七) 二八四
- 朝鮮總督府警務總監部事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第四號(一〇) 三三七
- 警務總監部令及警務部令公文式 (府)統監第三十六號(七) 一六〇
- 同上中改正 (府)統監第五十六號(九) 二二九
- 朝鮮總督府警務總監部令公文式 (府)朝鮮總督第三號(一〇) 二九九
- 警務部及警察署名稱、位置及管轄區域表 (府)統監第四十四號(八) 一九五
- 同上 (府)統監第四十七號(八) 二二一
- 同上 (府)朝鮮總督第四十九號(一) 三四三
- 同上 (府)統監第五十五號(九) 二二九
- 同上 (府)朝鮮總督第五十八號(三) 四一九
- 〔警部〕
○警部補退職料及遺族扶助料等ニ關スル件 (法)第三十號(三) 六二
- 同上施行期日 (勅)第百二十四號(三) 二二四
- 國庫ヨリ支給スル警部補ノ退職料、一時金及遺族扶助料ノ取扱ニ關スル件 (關)第九號(三) 一三三
- 警部補ニ關スル諸費支辨ニ關スル件 (勅)第十六號(三) 一六
- 警部補ノ俸給及給與ニ關スル件 (勅)第十七號(三) 一六
- 警部補特別任用令 (勅)第百七十二號(三) 二二九
- 巡查給與品及食與品規則ヲ警部補ニ準用スルノ件 (勅)第二十一號(三) 二〇
- 巡查看守潔治料、給助料及吊祭料給與令ヲ警部補ニ準用ノ件 (勅)第百二十六號(三) 二二五

○ 地方長官主管ニ關スル退隱料及遺族扶助取扱規程ヲ警部補ニ準用 (省)内務第八號(三) 三九	○ 同上中改正 (勅)第四百二號(九) 五五五
○ 巡查ニ行フ實務成績ノ考查及學術ノ試験ヲ警部補ニ執行 (省)内務第九號(三) 四〇	○ 警部消防士特別任用令ニ依ル考試規則中改正 (省)内務第十號(三) 四〇
○ 警務總督府警部補俸給令廢止 (勅)第三百五十五號(三) 一七一	○ 警務總督府警部補俸給令廢止 (勅)第三百五十五號(三) 一七一
○ 關東都督府警部補特別任用令 (勅)第八十一號(三) 三三五	○ 關東都督府警部補特別任用令 (勅)第八十一號(三) 三三五
○ 關東都督府警部補特別任用考試規程廢止 (府)關東都督第七號(四) 一〇一	○ 關東都督府警部補特別任用令 (勅)第八十一號(三) 三三五
○ 樺太廳ニ警部補設置 (勅)第二百一十一號(三) 一三二	○ 樺太廳ニ警部補設置 (勅)第二百一十一號(三) 一三二
○ (同上)中改正 (勅)第二百八十五號(六) 四〇一	○ (同上)中改正 (勅)第二百八十五號(六) 四〇一
○ 外國在勤警部巡查任用及支給規則中改正 (勅)第三百二十九號(三) 一七九	○ 外國在勤警部巡查任用及支給規則中改正 (勅)第三百二十九號(三) 一七九
○ 同上 (勅)第四百三十三號(二) 五九三	○ 同上 (勅)第四百三十三號(二) 五九三
○ 外國在勤警部巡查任用及支給規則施行細則中改正 (省)外務第四號(三) 三六	○ 外國在勤警部巡查任用及支給規則施行細則中改正 (省)外務第四號(三) 三六
○ 同上 (省)外務第九號(三) 六六七	○ 同上 (省)外務第九號(三) 六六七
○ 警部消防士特別任用令中改正 (勅)第七十三號(三) 二二九	○ 警部消防士特別任用令中改正 (勅)第七十三號(三) 二二九
○ 明治三十一年勅令第三百五十八號(千島諸島ニ在勤スル北海道廳ノ支廳長、國技手、警部巡查、森林監守、專業手及月長、筆生、雇員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅)第十八號(三) 一七	○ 明治三十一年勅令第三百五十八號(千島諸島ニ在勤スル北海道廳ノ支廳長、國技手、警部巡查、森林監守、專業手及月長、筆生、雇員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅)第十八號(三) 一七
○ 統監府警務總長、警務部長、警視警部ノ任用及分限ニ關スル件制定明治四十二年勅令第二百五十八號統監府警視警部ノ任用及分限ニ關スル件廢止 (勅)第三百二號(六) 四二七	○ 統監府警務總長、警務部長、警視警部ノ任用及分限ニ關スル件制定明治四十二年勅令第二百五十八號統監府警視警部ノ任用及分限ニ關スル件廢止 (勅)第三百二號(六) 四二七
○ 同上中改正 (勅)第四百二號(九) 五三三	○ 同上中改正 (勅)第四百二號(九) 五三三
○ 統監府警察官署職員ノ俸給等ノ支給ニ關スル件 (勅)第二百九十九號(六) 四四五	○ 統監府警察官署職員ノ俸給等ノ支給ニ關スル件 (勅)第二百九十九號(六) 四四五
○ 統監府警察官署ノ職員タル韓國人ノ任用分限及給與ニ關スル件 (勅)第三百三號(六) 四一八	○ 統監府警察官署ノ職員タル韓國人ノ任用分限及給與ニ關スル件 (勅)第三百三號(六) 四一八
○ 警務總督府警察官及司獄官練習所官制中改正 (勅)第十號(三) 一一	○ 警務總督府警察官及司獄官練習所官制中改正 (勅)第十號(三) 一一
○ 關東都督府警察官制服改正 (勅)第二百五十一號(五) 三三五	○ 關東都督府警察官制服改正 (勅)第二百五十一號(五) 三三五
○ 同上 (府)關東都督第二十三號(七) 一七一	○ 同上 (府)關東都督第二十三號(七) 一七一
○ 治安警察法第十八條ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止ノ件 (省)内務第二十八號(九) 五四〇	○ 治安警察法第十八條ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止ノ件 (省)内務第二十八號(九) 五四〇
○ 同上 (省)内務第二十九號(一〇) 五六三	○ 同上 (省)内務第二十九號(一〇) 五六三
○ 警察官吏其他内國旅費規則中改正 (省)内務第五號(三) 三八	○ 警察官吏其他内國旅費規則中改正 (省)内務第五號(三) 三八
○ 警察官吏内國旅費規則 (訓)内務第七號(三) 三二七	○ 警察官吏内國旅費規則 (訓)内務第七號(三) 三二七
○ 内務省所管旅費規則及警察官吏内國旅費規則中改正 (訓)内務第十六號(一〇) 三二五	○ 内務省所管旅費規則及警察官吏内國旅費規則中改正 (訓)内務第十六號(一〇) 三二五
○ 同上中改正 (勅)第四百二號(九) 五五五	○ 同上中改正 (勅)第四百二號(九) 五五五
○ 統監府警視警部官等給與令廢止 (勅)第三百四號(三) 一三一	○ 統監府警視警部官等給與令廢止 (勅)第三百四號(三) 一三一
○ 警部消防士特別任用令ニ依ル考試規則中改正 (省)内務第十號(三) 四〇	○ 警部消防士特別任用令ニ依ル考試規則中改正 (省)内務第十號(三) 四〇
○ (警査) 明治三十二年勅令第四百十五號(常設海軍軍法會議ニ海軍警査設置ノ件)中改正 (勅)第五十四號(三) 五二	○ (警査) 明治三十二年勅令第四百十五號(常設海軍軍法會議ニ海軍警査設置ノ件)中改正 (勅)第五十四號(三) 五二
○ 海軍警査服制中改正 (勅)第二百二十三號(五) 二七一	○ 海軍警査服制中改正 (勅)第二百二十三號(五) 二七一
○ 警察官吏職務應接ニ關スル件 (勅)第四百二十七號(二) 五九九	○ 警察官吏職務應接ニ關スル件 (勅)第四百二十七號(二) 五九九
○ 警察賞與規則中改正 (勅)第二十號(三) 一九	○ 警察賞與規則中改正 (勅)第二十號(三) 一九
○ 警察賞與規則施行細則中改正 (省)内務第六號(三) 三九	○ 警察賞與規則施行細則中改正 (省)内務第六號(三) 三九
○ 警察賞與規則施行細則中改正 (省)内務第三十二號(三) 六六八	○ 警察賞與規則施行細則中改正 (省)内務第三十二號(三) 六六八
○ 警察官吏及消防官吏ノ功勞記章ニ關スル件 (勅)第四百三十八號(三) 五九九	○ 警察官吏及消防官吏ノ功勞記章ニ關スル件 (勅)第四百三十八號(三) 五九九
○ 警察官吏消防官吏ニ對シ濫賞ヲ慎ミ一層奮勵ニ努ム (訓)内務第十九號(三) 五三五	○ 警察官吏消防官吏ニ對シ濫賞ヲ慎ミ一層奮勵ニ努ム (訓)内務第十九號(三) 五三五
○ 警察官及消防官服制中改正 (勅)第二十三號(三) 二二	○ 警察官及消防官服制中改正 (勅)第二十三號(三) 二二
○ 同上 (勅)第二百二十九號(五) 二六六	○ 同上 (勅)第二百二十九號(五) 二六六
○ 道廳府縣警察官及警察職員ニ關スル件 (勅)第二百二十九號(五) 二六六	○ 道廳府縣警察官及警察職員ニ關スル件 (勅)第二百二十九號(五) 二六六

○ 道廳府縣警察官及警察職員ノ官等等級配當ニ關スル件 (勅)第二百七十三號(六) 三八六	○ 警察禮式中改正 (訓)内務第三號(三) 七
○ 道廳府縣警察官及警察職員ノ官等等級配當ニ關スル件 (勅)第二百七十三號(六) 三八六	○ 警察禮式改正明治二十四年訓令第十五號(同件)及水上警察禮式廢止 (訓)内務第十號(七) 二二二
○ 道廳府縣警察官及警察職員ノ官等等級配當ニ關スル件 (勅)第二百七十三號(六) 三八六	○ 警察信號通信法 (訓)内務第十二號(七) 二五二
○ 統監府警察官署官制制定統監府司法警察官官制廢止 (勅)第二百九十六號(六) 四二二	○ 韓國政府委託ノ警察事務ハ特別規定アルモノ、外韓國從來ノ規定ニ依ルノ件 (府)統監第三十一號(七) 一五六
○ 同上中改正 (勅)第三百五十八號(九) 四八九	○ 官制廢止並ニ施行ノ際統監府警察官署巡查ニ採用力 (府)統監第三十二號(七) 一五九
○ 統監府警察官署職員ノ官等等級ニ關スル件 (勅)第三百號(六) 四一五	○ 司法警察官官制廢止ノ際統監府巡查即日統監府警察官署巡查ニ採用セラレタルトキハ勸級者トス (府)統監第三十五號(七) 一六〇
○ 同上中改正 (勅)第四百二號(九) 五三三	○ 警察ニ關スル規定中理事官ニ關シタル職務執行ノ件 (府)統監第三十八號(七) 一六三
○ 統監府警察官署職員ノ俸給等ノ支給ニ關スル件 (勅)第二百九十九號(六) 四四五	○ 警察署ヲ置カサル地ニ於ケル警察署ノ事務取扱方 (府)統監第四十一號(八) 一八七
○ 統監府警察官署ノ職員タル韓國人ノ任用分限及給與ニ關スル件 (勅)第三百三號(六) 四一八	○ 警察署ノ職務ヲ行フ憲兵分隊名稱位置及管轄區域表 (府)統監第四十二號(八) 一八七
○ 警務總督府警察官及司獄官練習所官制中改正 (勅)第十號(三) 一一	○ 警察署ノ職務ヲ行フ憲兵分隊名稱位置及管轄區域表 (府)統監第四十二號(八) 一八七
○ 關東都督府警察官制服改正 (勅)第二百五十一號(五) 三三五	○ 警察署ノ職務ヲ行フ憲兵分隊名稱位置及管轄區域表 (府)統監第四十二號(八) 一八七
○ 同上 (府)關東都督第二十三號(七) 一七一	○ 正明治四十三年統監府令第四十二號(同件)廢止 (府)朝鮮總督第五十七號(三) 四一〇
○ 治安警察法第十八條ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止ノ件 (省)内務第二十八號(九) 五四〇	○ 警務部及警察署名稱位置及管轄區域表 (府)統監第四十四號(八) 一九五
○ 同上 (省)内務第二十九號(一〇) 五六三	○ 同上 (府)統監第四十七號(八) 二二一
○ 警察官吏其他内國旅費規則中改正 (省)内務第五號(三) 三八	○ 同上 (府)朝鮮總督第四十九號(二) 三三三
○ 警察官吏内國旅費規則 (訓)内務第七號(三) 三二七	○ 同上 (府)統監第五十五號(九) 二二九
○ 内務省所管旅費規則及警察官吏内國旅費規則中改正 (訓)内務第十六號(一〇) 三二五	○ 同上 (府)統監第五十五號(九) 二二九

- 同上 (府)朝鮮總督第五十八號(三) 四一九
- 朝鮮總督府警察官官制施行ノ際統監府巡查ノ職ニ在ル内地人並ニ同巡查及巡查補ノ職ニ在ル朝鮮人ヲ同府巡查及巡查補ニ採用方 (府)朝鮮總督第十六號(一〇) 二五二
- 明治三十九年訓令第七號(普通警察報告例)改正 (訓)統監第八號(六) 二二二
- 理事廳ニ於ケル警察事務引續手續 (訓)統監第十三號(七) 二八二
- 日韓兩國間ニ交換セル韓國ノ警察事務ヲ日本國政府ニ委託ノ件ニ關スル宛書 (告)統監第三百三十九號(七) 二九九
- 東京府下警察署及管轄區域 (告)內務第四百一十一號(二) 三六四
- 郡市ノ區域ニ依ラサル警察管轄區域(大分縣)表中改正 (告)內務第三百三十一號(一) 三三四
- 同上(廣島縣) (告)內務第五百十二號(三) 四七八
- 同上(神奈川縣) (告)內務第五百十號(三) 四七七
- 同上(京都府) (告)內務第五百十六號(四) 七七五
- 同上(愛知縣) (告)內務第九十一號(六) 二四一
- 同上(兵庫縣) (告)內務第八十九號(六) 二四一
- 同上(鹿兒島縣) (告)內務第九十九號(七) 二九九
- 警視廳官制中改正 (勅)第十二號(三) 一一二
- 同上施行期日 (勅)第二百二十五號(三) 二二四
- 警視廳官制中改正 (勅)第四百十七號(三) 二二四
- 同上 (勅)第四百四十一號(三) 六〇三
- 明治三十二年勅令第三號(警視) 特別任用ニ關スル件)中改正 (勅)第四百七十五號(三) 二二二
- 警視廳北海道廳府縣監獄稅務監督局稅務署及專賣局判任官中月俸二十圓未滿ノ者ノ特別任用ニ關スル件制定明治二十六年勅令第九十六號(警視廳北海道廳府縣稅務監督局稅務署專賣局判任官中月俸十五圓未滿ノ者ノ特別任用ノ件)廢止 (勅)第二百十七號(五) 二六六
- 警視廳高等官俸給令及統監府警視廳部給與令廢止 (勅)第三百三十四號(三) 一三二
- 明治二十六年勅令第八十二號(警視廳北海道廳府縣及監獄判任官俸給額ニ關スル件)廢止 (勅)第三百三十五號(三) 一七一
- 道廳府縣警察署及警視廳警察員並兼察所職員ノ休職ニ關スル件 (勅)第三百四十八號(九) 四六九
- 統監府警務總長警務部長警視廳部ノ任用及分限ニ關スル件制定明治四十二年勅令第二百五十八號(統監府警視廳部ノ任用及分限ニ關スル件)廢止 (勅)第三百二號(六) 四二七
- 同上中改正 (勅)第四百二號(九) 五五五
- 輕便鐵道(〇)テノ部鐵道ノ項ニ載ス (挂燈)
- 神奈川縣武藏國橫濱港口水收掛燈浮標ノ南西ニテアセチリン瓦斯燈掛浮標設置 (告)遞信第六十號(一) 三三五

- 香川縣讚岐國鹽飽瀬戸沖ノ洲掛燈浮標從前ノ通確證 (告)遞信第七百六十八號(七) 二六五
- 下關海峽早瀬瀬戸潮流觀測掛燈浮標移轉 (告)遞信第九百一十一號(九) 七四二
- 神奈川縣橫濱港口水收沖假設掛燈浮標從前ノ通點火 (告)遞信第九百一十五號(二) 三三〇
- 愛媛縣來島海峽潮流觀測掛燈浮標燈器破損ノタメ假燈點火 (告)遞信第四百五十六號(三) 五〇七
- 舊韓國政府ニ關シタル歲入歲出ノ豫算ニ關スル會計ノ經理及舊韓國政府ニ屬シタル財産ノ管理ニ關スル件 (勅)第三百三十號(八) 四四七
- 專賣局作業豫算經理規程中改正 (訓)大藏第三號(三) 八
- 軍隊經理規程改正 (達)陸達第五十一號(二) 二四九
- 官衙學校及憲兵隊ニ於ケル金錢糧秣被服其他ノ物品及裝飾別毛等ニ係ル經理方設定明治三十五年陸達第五十號(各官衙學校ニ於ケル金錢糧食被服其他物品ニ係ル經理方)廢止 (達)陸達第五十二號(二) 二五九
- 海軍經理部處務規程中改正 (達)海軍第十四號(三) 三〇
- 兵器經理規程中改正 (達)海軍第八十九號(六) 一七七
- 治療品經理規程中改正 (達)海軍第六十二號(二) 二六四
- 明治三十年陸軍第三百三十六號(會計規則物品會計規則中海軍經理局所掌事項ノ件)中改正 (達)海軍第九號(八) 一九五
- 儀營需品經理規程中改正 (達)海軍第九十七號(七) 一八八
- 同上 (達)海軍第一百十二號(八) 一九五
- 同上 (達)海軍第二百二十二號(九) 三三〇
- 同上 (達)海軍第四百四十二號(〇) 三九九
- 鎮海並入口浦ニ於ケル海軍用地ノ經營貸下及海軍所屬家屋營造物管理方 (達)海軍第六十一號(二) 二六四
- 臨時恩賜金配與ニ付キ管理經營方 (訓)朝鮮總督第四十六號(〇) 四一九
- 李王職經費ノ支辨及李王歲費ノ收支監督ニ關スル件 (皇)第四十號(三) 一一五
- 海外駐節財務官ノ經費ニ關スル件 (勅)第二百三十八號(五) 二九七
- 明治四十三年勅令第二百三十八號ニ依ル海外駐節財務官經費支給規程 (省)大藏第二十八號(六) 一九三
- 商務官ノ給與及經費等ニ關スル件 (勅)第三百七號(七) 四三三
- 勅任官又ハ委任官ノ待遇ヲ受ケル商務官ノ待遇給與及經費等ニ關スル件 (勅)第三百八號(七) 四三四
- 明治三十年勅令第三百三十三號(北海道廳ノ事業ニ要スル經費豫算內ニ於テ事業手設置ノ件)中改正 (勅)第二百二十六號(五) 二八二
- 朝鮮總督ノ指定スル官署ノ經費渡切ニ關スル件 (勅)第四百九號(九) 五四二
- 明治四十二年勅令第六十一號(臺灣總督府通信官署稅關支署及登記所經費渡切ニ關スル件)中改正 (勅)第二百二號(四) 二五〇

- 大藏省所管旅費支給規則設定大藏省所管旅費支弁ニ屬スル特定旅費規則官船航行旅費規則及專賣局旅費支給規則廢止 (省)大藏第三十三號七 四三三
- 大藏省所管經費支弁ニ屬スル各職員寮舎及樺太內旅費支給規則 (省)大藏第三十五號七 四三六
- 同上中改正 (省)大藏第四十六號(一〇) 五八〇
- 大藏省所管經費請拂戻金及請支出金豫算請求順序設定明治三十一年訓令第六十號(請拂戻金ノ配賦)ニ請求ニ關スル取扱ノ件廢止 (訓)大藏第十二號(四) 七九
- 馬政局ニ係ル經費ノ仕拂命令及歳入ノ徵收馬政長官ニ委任ノ件 (達)陸軍第二十六號(六) 一六三
- 明治三十六年達第百三十四號(海軍省所管收入及經費ニ係ル支出收入區分及委任仕拂命令官、歳入徵收官收入官吏ノ件)別表中改正 (達)海軍第百六十五號(三) 二八七
- 地方廳ニ於テ取扱フヘキ農商務省所管經費取扱手續中改正 (訓)農商務第二十五號(八) 二九二
- 通信官署經費渡切規則施行細則中改正 (省)逓信第五十七號(三) 一一三
- 明治四十年告示第二百二十三號(通信官署ノ經費ハ渡切ヲ以テ當該局長ニ交付スルノ件)中追加 (告)逓信第四十四號(一) 二二七
- 同上 (告)逓信第二百五十三號(三) 六五二
- 同上 (告)逓信第四百五十九號(三) 七二七
- 同上 (告)逓信第九百八十七號(九) 一七九

- 朝鮮總督府所屬官署經費渡切規則 (府)朝鮮總督第二十二號(一〇) 二五四
- 渡切ヲ以テ經費ヲ交付スル朝鮮總督府通信官署名指定制 (告)朝鮮總督第十三號(一〇) 二〇七
- 同上追加 (告)朝鮮總督第三十三號(一) 三三四
- 臺灣總督府經費渡切規則中改正 (府)臺灣總督第三十四號(四) 八七
- 地方費ヲ以テ支弁スル經費ノ一部ヲ渡切トシ其手續設定 (府)關東都督第三號(三) 五二
- 地方費ヲ以テ支弁スル經費ノ一部渡切ヲ以テ當該主任官ニ交付スル箇所 (告)關東都督第六十三號(三) 七六九
- 同上追加 (告)關東都督第七十六號(四) 九九〇
- 同上渡切費ノ支弁ニ屬スル種目 (告)關東都督第六十四號(三) 七六九
- 通信官署經費渡切規則設定明治四十年府令第四十九號(通信官署局長ニ交付スヘキ渡切經費ノ種目、方法等ニ關シ逓信省令等準用方)廢止 (府)關東都督第十六號(五) 一四〇
- 明治四十年告示第六十一號(經費ノ一部渡切費指定ノ通信官署)中追加 (告)關東都督第七十八號(四) 九九〇
- 同上 (告)關東都督第九十五號(五) 一三三
- 同上 (告)關東都督第二百一十一號(九) 八二二
- 同上 (告)關東都督第五百五十三號(一) 三三四
- 明治四十二年省令第八號(橫濱稅關緊留船岸壁ニ船舶ヲ緊留スル者使用料納付方)中追加 (省)大藏第一號(一) 一

〔緊留〕

○基隆港內發公島東端緊留船柱撤去 (告)臺灣總督第八十八號(七) 一四〇

〔計量〕

- 明治四十二年告示第三百三十二號(甲種檢定請求者及度量衡器又ハ計量器ノ比較検査依頼者心得)中改正 (告)農商務第六百六十四號(三) 四三四
- 電氣測定法第十一條ニ依ル電氣單位ノ倍數及分數ノ名稱、不變電流以外ノ場合ニ於ケル電流電壓及電力ノ計算方法並ニ同法第一條ニ掲ケタル以外ノ電氣單位 (省)逓信第百十七號(二) 七二〇

〔計算〕

- 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令額收證及諸帳簿ノ様式)中改正 (省)大藏第十號(三) 五〇
- 同上 (省)大藏第三十八號(八) 五八
- 同上 (省)大藏第五十六號(二) 六七〇
- 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令額收證及諸帳簿ノ様式)中明治三十一年訓令第十一號(徵收簿ノ様式)ニ依ルモノ (省)大藏第十四號(四) 二二〇
- 明治四十一年訓令第九號(金庫出納事務規程及各特別會計金庫出納事務規程)ニ依リ大藏省(提出スヘキ各金庫毎月出納計算書様式)中改正 (訓)大藏第四號(三) 九
- 海軍軍人俸給改正ニ付キ月額又ハ日額計算ヲ要スルモノアルトキ支給額算定方 (達)海軍第二十七號(三) 五一
- 停年計算規則改正 (達)海軍第八十七號(六) 一七六

〔携帶〕

○治安警察法第十八條ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止ノ件 (省)內務第二十八號(九) 五四〇

〔敬禮〕

○同上 (省)內務第二十九號(一〇) 五六三

〔契約〕

- 海軍敬禮式中改正 (達)海軍第百三十號(九) 二三八
- 行幸啓ノ節學生生徒敬禮方 (訓)文部第十八號(八) 二九二
- 鐵道院所管高架鐵道ノ拱内又ハ橋下ヲ貨渡ス場合ニ於テ隨意契約ニ依ルコトヲ得ル件 (勅)第三百四十一號(九) 四五七
- 明治三十四年勅令第百二十號(臺灣ニ於ケル政府ノ工事及物件ノ買入借入ニ關スル隨意契約ノ件)中改正 (勅)第四百一十一號(九) 五四四
- 明治三十二年勅令第三百二十三號(臺灣總督府鐵道事業ニ要スル鐵道用品ノ賣買貸借隨意契約ノ件)同四十二年勅令第百二十六號(臺灣總督府ニ於テ鐵道事業ニ必要ナル物件ノ購入ニ關スル隨意契約ノ件)中改正 (勅)第四百十號(九) 五四三
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件 (豫)三月二十五日(三) 一
- 同上 (豫)三月二十五日(三) 一四
- 同上 (豫)三月二十六日(三) 一四

- 大藏省所管旅費支給規則設定大藏省所管旅費支辨ニ屬スル特定旅費規則、官船航行旅費規則及專賣局旅費支給規則廢止 (省)大藏第三十三號(七) 四三三
- 大藏省所管經費支辨ニ屬スル各廳長官俸及俸太内旅費支給規則 (省)大藏第三十五號(七) 四三六
- 同上中改正 (省)大藏第四十六號(一〇) 五八〇
- 大藏省所管經費請拂戻金及諸支出金豫算請求順序設定明治三十一年訓令第六十號(諸拂戻金ノ配賦並ニ請求ニ關スル取扱ノ件)廢止 (訓)大藏第十二號(四) 七九
- 馬政局ニ係ル經費ノ任拂命令及歳入ノ徵收馬政長官ニ委任ノ件 (達)陸軍第二十六號(六) 一六三
- 明治三十六年達第百三十四號(海軍省所管歳入及經費ニ係ル支出收入區分及委任任拂命令官、歳入徵收官收入官吏ノ件)別表中改正 (達)海軍第百六十五號(三) 二八七
- 地方廳ニ於テ取扱フ、キ農商務省所管經費取扱手續中改正 (訓)農商務第二十五號(八) 二九二
- 通信官署經費渡切規則施行細則中改正 (省)逓信第五十七號(三) 一一三
- 明治四十年告示第二百二十三號(通信官署ノ經費ハ渡切ヲ以テ當該局長ニ交付スルノ件)中追加 (告)逓信第四十四號(一) 二二七
- 同上 (告)逓信第二百五十三號(三) 六五二
- 同上 (告)逓信第四百五十九號(三) 七二七
- 同上 (告)逓信第九百八十七號(九) 一七九
- 朝鮮總督府所屬官署經費渡切規則 (府)朝鮮總督第二十二號(一〇) 二五四
- 渡切ヲ以テ經費ヲ交付スル朝鮮總督府通信官署名指定 (告)朝鮮總督第十三號(一〇) 二〇七
- 同上追加 (告)朝鮮總督第三十三號(一) 三三四
- 臺灣總督府經費渡切規則中改正 (府)臺灣總督第三十四號(四) 八七
- 地方費ヲ以テ支辨スル經費ノ一部ヲ渡切トシ其手續設定 (府)關東都督第三號(三) 五二
- 地方費ヲ以テ支辨スル經費ノ一部渡切ヲ以テ當該主任官ニ交付スル箇所 (告)關東都督第六十三號(三) 七六九
- 同上追加 (告)關東都督第七十六號(四) 九九〇
- 同上渡切費ノ支辨ニ屬スル種目 (告)關東都督第六十四號(三) 七六九
- 通信官署經費渡切規則設定明治四十年府令第四十九號(通信官署局長ニ交付ス、キ渡切經費ノ種目、方法等ニ關シ逓信省令準用方)廢止 (府)關東都督第十六號(五) 一四〇
- 明治四十年告示第六十一號(經費ノ一部渡切費指定ノ通信官署)中追加 (告)關東都督第七十八號(四) 九九〇
- 同上 (告)關東都督第九十五號(五) 一三三
- 同上 (告)關東都督第二百一十一號(九) 八二一
- 同上 (告)關東都督第五百五十三號(二) 三三四
- 明治四十二年省令第八號(橫濱稅關緊留船岸壁ニ船積ヲ緊留スル者使用料納付方)中追加 (省)大藏第一號(一) 一

〔緊留船〕

○基隆港内盤公島東端緊留船柱撤去 (告)臺灣總督第八十八號(七) 四〇一

〔計量〕

- 明治四十二年告示第三百三十二號(甲種檢定請求者及度量衡器又ハ計量器ノ比較檢査依頼者心得)中改正 (告)農商務第六百六十四號(二) 三四四
- 電氣測定法第十一條ニ依ル電氣單位ノ倍數及分數ノ名稱、不變電流以外ノ場合ニ於ケル電流電壓及電力ノ計算法並ニ同法第一條ニ掲ケタル以外ノ電氣單位 (省)逓信第百十七號(二) 七二〇

〔計算〕

- 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿ノ様式)中改正 (省)大藏第十號(三) 五〇
- 同上 (省)大藏第三十八號(八) 五八
- 同上 (省)大藏第五十六號(二) 六七〇
- 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿ノ様式)中明治三十一年訓令第十一號(徵收簿ノ様式)ニ依ルモ (省)大藏第十四號(四) 一一〇
- 明治四十一年訓令第九號(金庫出納事務規程及各特別會計金庫出納事務規程ニ依リ大藏省ハ提出ス、キ各金庫毎月出納計算書様式)中改正 (訓)大藏第四號(三) 九
- 海軍軍人俸給改正ニ付キ月額又ハ月額計算ヲ要スルモノアルトキ支給額算定方 (達)海軍第二十七號(三) 五一
- 停年計算規則改正 (達)海軍第八十七號(六) 一七六

〔携帶〕

○治安警察法第十八條ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止ノ件 (省)内務第二十八號(九) 五四〇

〔敬禮〕

- 海軍敬禮式中改正 (達)海軍第百三十號(九) 二三八
- 行幸啓ノ節學生生徒敬禮方 (訓)文部第十八號(八) 二九二
- 鐵道院所管高梁鐵道ノ拱内又ハ橋下ヲ渡渡ス場合ニ於テ隨意契約ニ依ルコトヲ得ル件 (勅)第三百四十一號(九) 四五七
- 明治三十四年勅令第百二十號(臺灣ニ於ケル政府ノ工事及物件ノ買入借入ニ關スル隨意契約ノ件)中改正 (勅)第四百一十一號(九) 五四四
- 明治三十二年勅令第三百二十三號(臺灣總督府鐵道事業ニ要スル鐵道用品ノ賣買貸借隨意契約ノ件)同四十二年勅令第百二十六號(臺灣總督府ニ於テ鐵道事業ニ必要ナル物件ノ購入ニ關スル隨意契約ノ件)中改正 (勅)第四百十號(九) 五四三
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件 (豫)三月二十五日(三) 一
- 同上 (豫)三月二十五日(三) 一四
- 同上 (豫)三月二十六日(三) 一四

〔契約〕

- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件 (豫)三月二十五日(三) 一
- 同上 (豫)三月二十五日(三) 一四
- 同上 (豫)三月二十六日(三) 一四

○ 同上	(讓)三月二十六日(三) 一五	○ 小學校程度ノ實業教育ニ關シ成績顯著ナル者ニ小學 校教育收級狀規程準用 (省)文部第十號(四) 一三四
○ 同上	(豫)三月二十六日(三) 一六	○ 師範學校教授要目ヲ編纂シタルニ付キ本要目ニ準據 シ師範教育ノ本旨ニ副ハシメンコトヲ期セシム (訓)文部第十三號(五) 一一〇
○ 入札又ハ契約ノ保證金ニ關スル件	(勅)第三百四十號(九) 四五七	○ 高等女學校令及高等女學校令施行規則中改正ニ付キ 其實施ニ當リ土地ノ情況ニ適應スルニ注意シ女子教 育ノ改善ニ勉メシム (訓)文部第二十三號(〇) 三三三
○ 入札又ハ契約ノ保證金トシテ提供セシムヘキ有價證 券ノ種類	(告)內務部百十七號(九) 五五三	○ 明治二十六年訓令第九號(修身教育ニ係ルノ件)廢止 (訓)文部第三號(三) 四四
○ 同上	(告)大藏部百二十六號(一〇) 二八〇	○ 交通兵隊工卒教育規則 (達)陸達第一號(一) 一
○ 同上	(告)海軍第十七號(一) 三三九	○ 艦隊隊教育規則中改正 (達)海軍第十五號(三) 四五
○ 同上	(告)司法第六十三號(一) 三三九	○ 同上 (達)海軍第七十號(五) 一六一
○ 同上	(省)農商務第二十二號(一〇) 六〇七	○ 海軍五等卒教育規則 (五等卒教育規則及五等卒教育要目)廢止 (達)海軍第五號(二) 五
○ 同上	(告)逓信第七十二號(一〇) 六〇六	○ 海軍五等卒教育綱領 (達)海軍第七號(一) 九
○ 契稅規則廢止	(律)第二號(四) 三	○ 三等筆記教育規則廢止 (達)海軍第九十三號(六) 一八一
○ 型式	(達)海軍第四號(一) 五	○ 明治三十五年勅令第百一號(臨時教員養成所教授ノ 官等俸給ニ關スル件)廢止 (勅)第百五十四號(三) 二〇三
○ 滿艦飾型式標準	(達)海軍第四號(一) 五	
○ 結婚	(告)宮內第五號(五) 九九六	
○ 鳩彦王殿下九子內親王殿下ト御結婚	(省)內務部第三十號(一) 六八	
○ 傳染病研究所痘苗血清類賣捌規則中改正	(省)內務部第三十號(一) 六八	

○ 樺太廳立小學校教員退職料及遺族扶助料取扱規程中 削除 (省)內務部第四號(三) 三八	○ 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定豫備試驗受 驗者中水書又ハ同試驗延期ノタメ公務上等ノ都合ニ 依リ關席シタル者次年受験方 (告)文部第二百十六號(九) 一五六
○ 明治二十四年省令第七號(府縣小學校教員恩給基金 管理規則)中改正 (省)文部第十七號(六) 二〇八	○ 明治四十四年度ニ於テ農業教員養成所ニ募集スヘキ 生徒ノ員數 (告)文部第二百四十六號(三) 二四一
○ 教員檢定ニ關スル規程中改正 (省)文部第三十二號(二) 六二七	○ 工業教員養成所明治四十三年度募集生徒員數 (告)文部第五十八號(三) 四九五
○ 臨時教員養成所規程中改正 (省)文部第二十五號(一〇) 六〇四	○ 野戰砲兵射擊教範改定 (軍)陸第八號(三) 三五
○ 臺灣小學校、臺灣公學校教員檢定及免許ニ關スル規 程中改正 (府)臺灣總督第四十五號(五) 一一〇	○ 海軍陸戰要務教範中改正 (達)海軍第十三號(三) 三〇
○ 明治四十三年開設スヘキ實業學科教員夏期講習會ノ 學科、學科目等 (告)文部第七十三號(六) 二一八〇	○ 海軍禮儀教範海軍銃術教範 (達)海軍第十七號(三) 四六
○ 本年新ニ開設スヘキ工業學校、徒弟學校、實習學科 講習會ノ講習學科目等 (告)文部第九十七號(七) 二一三〇	○ 明治四十一年陸達第七號(教導隊下士兵卒分進時期) 中改正 (達)陸達第五十三號(二) 二五九
○ 本年度ニ於テ開設スヘキ師範學校中學校高等女學校 教員等第一回講習會ノ講習科目、講習會場等 (告)文部百二十二號(四) 八四四	○ 森林主事教練規則設定森林主事教育規則廢止 (訓)農商務第五號(四) 八九
○ 明治四十三年開設ノ師範學校中學校高等女學校教員 等第二回講習會ノ講習學科目等 (告)文部百八十四號(六) 二一八六	○ 明治三十八年府令第五號(臺灣總督府國語學校第一 附屬學校ノ教則ニ關スル件)中改正 (府)臺灣總督第四十二號(五) 二一八
○ 師範學校中學校高等女學校教員等第三回講習學科 目、會場等 (告)文部第二百二十四號(一〇) 二八四〇	
○ 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行 (告)文部第二十六號(三) 三〇七	
○ 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定ノ豫備試驗 延期 (告)文部第二百一號(八) 一四三八	

〔教科〕

- 小學校ニ於ケル修身教科書修正編纂ニ付キ教科ノ日
的貫徹方 (訓) 文部第二號(三) 四三
- 小學校教科用圖書翻刻發行ニ關スル規程ニ依リ圖書
ニ貼付スヘキ印紙ノ見本設定明治三十六年告示第百
七十四號(小學校教科用圖書翻刻發行規則ニ依リ貼
付スヘキ印紙ノ種類及見本)廢止 (告) 文部第百四十一號(五) 二〇八
- 小學校教科用圖書翻刻發行ニ關スル規程中追加 (告) 文部第百九號(八) 二四〇
- 小學校教科用圖書ノ定價 (告) 文部第百一十一號(四) 八四一
- 翻刻發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書定價 (告) 文部第百一十號(九) 二五六
- 小學校教科用圖書採定明治四十年告示第百八十九號
(同件)廢止 (告) 臺灣總督第十八號(三) 四四五
- 小學校ニ於テ使用スヘキ教科用圖書 (告) 臺灣總督第十九號(三) 四四五
- 同上 (告) 關東都督第六十一號(三) 七六七

〔教官〕

- 文部省直轄諸學校教官俸給ノ支給ニ關スル件制定文
部省直轄諸學校高等官官俸給令廢止 (勅) 第百五十四號(三) 二〇三
- 明治十九年勅令第六十八號(陸軍及海軍教官設置ノ
件)中改正 (勅) 第五十六號(三) 五五

〔教諭〕

- 統監府中學校ノ教諭又ハ講師ノ俸給支給等ニ關スル
件 (勅) 第百六十五號(三) 二二
- 明治四十三年勅令第百六十五號(統監府中學校ノ教
諭又ハ講師ノ俸給支給等ニ關スル件)中改正 (勅) 第百四十三號(九) 五四五
- 旅順工科學堂關東都督府中學校又ハ關東都督府高等
女學校ノ教授助教教諭又ハ講師ノ俸給支給等ニ關
スル件 (勅) 第百二十七號(五) 二八三

〔教習〕

- 森林主事教練規則設定森林主事教習規則廢止 (訓) 農商務第五號(四) 八九
- 朝鮮總督府鐵道局從事員教習所規程 (訓) 朝鮮總督第六十一號(二) 五三

〔教授〕

- 明治三十五年勅令第百一號(臨時教員養成所教授ノ
官等俸給ニ關スル件)及同四十年勅令第百三十八
號(東北帝國大學農科大學大學預科、土木工學科、林
學科及水産學科教授ノ官等俸給ニ關スル件)廢止 (勅) 第百五十四號(三) 二〇三
- 明治四十年勅令第百九十四號(帝國大學醫科大學教
授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若クハ副院
長ト爲リタル陸海軍現役衛生部將校相當官ニ關スル
件)中改正明治三十九年勅令第百二十六號(陸軍現役
將校同相當官ニシテ馬政局職員ニ任セラレタル者ニ
關スル件)廢止 (勅) 第百九十三號(六) 四〇八

- 旅順工科學堂關東都督府中學校又ハ關東都督府高等
女學校ノ教授助教教諭又ハ講師ノ俸給支給等ニ關
スル件 (勅) 第百二十七號(五) 二八三
- 師範學校教授要目 (訓) 文部第十三號(五) 一一〇
- 同上中改正 (訓) 文部第二十二號(一〇) 三三三
- 同上 (訓) 文部第二十五號(三) 六〇四

〔協會〕

- 伊太利萬國博覽會出品協會規則 (告) 農商務第二百四號(四) 八八〇

〔下水〕

- 明治四十二年告示第七十五號(關東州下水規則施行
地域)中追加 (告) 關東都督第九十一號(五) 一一三〇
- 同上 (告) 關東都督第百五十八號(二) 三三五
- 關東州下水規則第六條ノ願書ニ添付スヘキ縱橫斷面
圖調製交付方 (告) 關東都督第百二號(六) 二二九〇

〔憲兵〕

- 憲兵科佐官補充ノ件 (勅) 第百六十六號(六) 三七八
- 明治四十年勅令第百二十三號(韓國ニ駐劄スル憲
兵ニ關スル件)中改正 (勅) 第百一號(六) 四一六
- 朝鮮駐劄憲兵條例制定明治四十年勅令第百二十三
號(韓國ニ駐劄スル憲兵ニ關スル件)廢止 (勅) 第百四十三號(九) 四六一
- 憲兵服務規程改正 (達) 陸達第三十八號(九) 二〇七

- 官衙學校及憲兵隊ニ於ケル金錢、雜株、被服其他ノ物
品及裝飾別毛等ニ係ル經理方設定明治三十五年陸達
第五十號(各官衙學校ニ於ケル金錢糧食被服其他物
品ニ係ル經理方)廢止 (達) 陸達第五十二號(三) 二五九
- 朝鮮駐劄憲兵服務規程 (府) 朝鮮總督第四十八號(二) 三四〇
- 憲兵隊管區及配置表 (府) 統監第百四十三號(八) 一九〇
- 同上中改正 (府) 朝鮮總督第二十八號(一〇) 二六八
- 朝鮮駐劄憲兵隊管區及配置表改正明治四十三年統監
府令第百四十三號(憲兵隊管區及配置表)廢止 (府) 朝鮮總督第五十六號(三) 三九三
- 警察署ノ職務ヲ行フ憲兵分隊名稱位置及管轄區域表 (府) 統監第百四十二號(八) 一八七
- 警察署ノ職務ヲ行フ憲兵分隊名稱位置管轄區域表改
正明治四十三年統監府令第百四十二號(同件)廢止 (府) 朝鮮總督第五十七號(三) 四一〇

〔建築〕

- 議院建築準備委員會官制 (勅) 第百三十四號(五) 二九〇
- 大藏省臨時建築部官制中改正 (勅) 第百四十五號(三) 四四五
- 臨時海軍建築部官制改正 (勅) 第百五十五號(三) 五三三
- 同上 (勅) 第百五十六號(三) 六三三
- 建築及土木事務ヲ掌理セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨
時職員設置 (勅) 第百七十三號(九) 五二二
- 旅順市内ニ於テ家屋ヲ建築又ハ變更セムトスルトキ
許可ヲ受クヘキ件 (府) 關東都督第四十一號(二) 三九二

- 明治四十年告示第十號(臨時陸軍建築部出張所) 中追加 (告)陸軍第八號(三) 四九〇
- 同上 (告)陸軍第十四號(四) 八三三
- 同上 (告)陸軍第二十四號(三)三九六
- 臨時陸軍建築部仙臺支部若松出張所閉鎖 (告)陸軍第二號(一) 三八
- 臨時陸軍建築部名古屋支部滋松出張所閉鎖 (告)陸軍第六號(三) 四九〇
- 臨時陸軍建築部東京支部宇都宮出張所閉鎖 (告)陸軍第九號(三) 四九〇
- 臨時陸軍建築部大阪支部中閉鎖出張所閉鎖 (告)陸軍第十號(三) 四九一
- 臨時陸軍建築部廣島支部松江出張所閉鎖 (告)陸軍第十五號(五)一〇〇九
- 臨時陸軍建築部廣島支部福山出張所閉鎖 (告)陸軍第十七號(六)二二七三
- 臨時陸軍建築部名古屋支部富山出張所閉鎖 (告)陸軍第十八號(七)三〇一
- 臨時陸軍建築部東京支部下志津出張所閉鎖 (告)陸軍第十九號(八)一四三六
- 臨時陸軍建築部小倉支部都城出張所閉鎖 (告)陸軍第二十號(八)一四三七
- 臨時陸軍建築部大阪支部奈良出張所及同小倉支部佐賀出張所閉鎖 (告)陸軍第二十二號(一)三三九
- 臨時陸軍建築部仙臺支部松本出張所閉鎖 (告)陸軍第二十三號(一)三三九六
- 臨時陸軍建築部仙臺支部盛岡出張所閉鎖 (告)陸軍第二十六號(一)三三九六
- 〔建設〕
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物ノ資格アルモノ指定 (告)內務第十號(八)一四二六
- 古社寺保存法ニ依リ指定ノ特別保護建造物石川縣鳳至郡輪島町重藏神社本殿焼失 (告)內務第七十三號(五) 九九九
- 〔建設〕
- 明治三十九年達第四百三十三號(二十坪未満ノ各廳所屬建設物大破シ解散ヲ要スルトキ所管長官ニ於テ決行スルヲ得ル件)改正 (達)海軍第五百一十一號(一) 二四七
- 明治四十一年告示第二號(鐵道院建設事務所名稱位置及所管區域)中削除 (告)鐵道院第八十六號(九)一五五二
- 〔裁判〕
- 明治四十一年勅令第二百三十號(明治四十一年勅令第二百十五號ヲ韓國、臺灣、關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ準用スルノ件)中改正 (勅)第一號(一) 一
- 同上 (勅)第四百十三號(九) 五四五
- 〔現業〕
- 衛生試驗所現業從事判任官及雇員ノ勸勉手當ニ關スル件 (勅)第二百一十一號(四) 二六一
- 明治三十六年勅令第四十八號(通信現業員勸勉手當ノ件)中改正 (勅)第五百十九號(三) 二〇六

- 明治四十二年勅令第五百一十一號(通信官署現業員共濟組合ニ關スル件)中改正 (勅)第六十號(三) 二〇七
- 朝鮮總督府鐵道局現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (勅)第四百十四號(九) 五四六
- 共濟組合ヲ組織スル朝鮮總督府鐵道局所屬原員以下ノ現業員指定 (訓)朝鮮總督第二十六號(一〇) 三八七
- 明治四十三年告示第四百三十五號(鐵道列車内及船内ニ於ケル郵便現業事務ノ所掌郵便局線路區域及管轄遞信管理局)中追加 (告)遞信第九百五十七號(九)二七五九
- 同上 (告)遞信第九百五十七號(九)二七五九
- 同上 (告)遞信第九百九十九號(一〇)四〇一
- 同上 (告)遞信第九百二十五號(一〇)七九
- 〔現役〕
- 朝鮮總督府所屬官署職員ニ任セラレタル陸海軍現役將校同相當官ニ關スル件 (勅)第三百八十一號(九) 五三三
- 朝鮮總督府臨時土地調查局等ノ職員ニ任セラレタル陸軍現役將校同相當官中定員外タル件 (達)陸軍第四十號(一〇) 三三九
- 明治四十年勅令第三百三十二號(陸軍現役步兵科兵卒ノ歸休ニ關スル件)中改正 (勅)第二百九號(四) 二五九
- 海軍現役將校同相當官ニシテ遞信省所管商船學校職員ニ任セラレタル者ニ關スル件 (勅)第二百六十二號(六) 三七四
- 明治四十一年徵集ノ現役歩兵及同上等看護卒ニシテ第二師團ノ歩兵聯隊及臨時朝鮮派遣隊及樺太守備隊ニ屬スル者在營期間延期 (省)陸軍第十三號(一〇) 五九四
- 明治三十九年陸軍第四十七號(馬政局職員タル陸軍現役將校同相當官ハ軍馬補充部本部ノ定員外トスル件)廢止 (達)陸軍第二十五號(六) 一六三
- 〔現金〕
- 明治三十三年勅令第四百八號(官設鐵道郵便電信電話官署出納員現金出納ニ關スル件)中改正 (勅)第四百十六號(一〇) 五四九
- 明治三十三年法律第五十號(官設鐵道郵便電信郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ關スル件)ヲ朝鮮ニ施行スル件 (勅)第四百十五號(一〇) 五四九
- 朝鮮總督府通信官署ノ取扱ニ係ル歳入金歳出金及歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替ニ關スル件 (勅)第四百八號(九) 五四二
- 鐵道院出納員現金取扱規則中改正 (省)大藏第十五號(四) 二二二
- 朝鮮總督府通信官署現金受拂規則 (省)大藏第四十四號(一〇) 五六三
- 朝鮮總督府通信官署現金受拂規則ニ依ル金庫ノ取扱方 (訓)大藏第二十四號(一〇) 三二七
- 郵便電信電話官署現金受拂規則中改正 (省)遞信第五十八號(三) 一一三
- 明治三十三年第三百五十一號(全國郵便局ニ於テ代金引換郵便物及現金取立郵便物ノ引換並ニ同取立金拂渡ノ件)中改正 (告)遞信第四百四十七號(三) 七二二
- 郵便集配事務及郵便爲替事務ヲ取扱フ内地ノ郵便局所ニ於テ現金取立郵便物ノ現金取立ヲ取扱フ (告)遞信第七百六十四號(七) 一三六四

- 艦船造修試験検査規則中改正 (達)海軍第八十四號(六) 一七五
- 兵器造修試験検査規則中改正 (達)海軍第十六號(三) 四六
- 同上 (達)海軍第八十號(六) 一七〇
- 三吋砲以上ノ實用彈丸及演習彈検査炸燵供給方 (達)海軍第九十六號(七) 一八六
- 海軍身置検査手續 (達)海軍第六十三號(二) 二六六
- 海軍兵學校生徒志願者ニ對スル身置検査日割 (告)海軍第九號(五) 一〇〇九
- 明治四十三年告示第二號(海軍兵學校生徒志願者及第九號(同校生徒志願者身置検査及學術試驗施行地名)中變更 (告)海軍第十四號(六) 一七五
- 海軍經理學校生徒志願者ニ對スル身置検査日割 (告)海軍第三號(三) 三〇〇
- 海軍機關學校生徒志願者ニ對スル身置検査日割 (告)海軍第六號(四) 八三三
- 花進検査規則施行細則中改正 (省)農商務第十三號(六) 二二〇
- 検査員職務規程中改正 (訓)農商務第十號(五) 一四六
- 明治四十二年告示第三百三十二號(甲種檢定請求者及度量衡器又ハ計量器ノ比較検査依頼者心得)中改正 (告)農商務第六十四號(二) 四三四
- 船舶検査法施行細則中改正 (省)遞信第六十五號(六) 三九二
- 船舶検査規程中改正 (省)遞信第六十六號(六) 三九三
- 水船検査規程中改正 (省)遞信第六十七號(六) 四〇五
- 漁船検査規程中改正 (省)遞信第七十號(六) 四一九
- 機關検査規程改正 (省)遞信第六十九號(六) 四〇七
- 鐵鋼船検査規程改正 (省)遞信第六十八號(六) 四〇六
- 船舶検査手續中改正 (訓)遞信第二號(六) 一六七
- 船舶検査執行地設定明治三十三年告示第五百四十一號(同件)廢止 (告)遞信第四百五十五號(三) 七三三
- 甲斐國南都留郡大石村及船津村ヲ船舶検査臨時執行地トス (告)遞信第八百四十號(八) 一四七六
- 根室國根室郡根室町ヲ船舶検査臨時執行地トス (告)遞信第一千五百一號(三) 五三三
- 遠江國鷺津ヲ船舶検査臨時執行地トス (告)遞信第一千二百十六號(二) 三三八〇
- 船舶検査規則 (府)統監第四號(三) 一一一
- 巡邏船ニ常時乗組ノ監吏旅客携帶品検査ノタメ乗船ノ稅關官吏及管轄區域内ヲ巡回スル稅關監視者在勤ノ官吏ニ旅費支給方 (府)朝鮮總督第三十三號(一〇) 二七五
- 財務官吏職務執行ノ際注意ノ件設定度支部訓令第十四號(財務官吏検査規程)廢止 (訓)朝鮮總督第六十二號(三) 六〇六
- 船舶検査執行期日 (告)統監第八十八號(六) 二七九
- 同上中改正 (告)統監第八十五號(八) 二五三九
- 鎮南浦元山ニ於テ船舶検査執行 (告)統監第七十三號(五) 二一九
- 馬山外七箇所ニ於テ船舶検査執行 (告)統監第七十四號(五) 二一九

- 韓國政府公布ノ船舶法、船舶検査法及船舶積量測定法譯文 (告)統監第二十九號(三) 七四七
- 韓國政府公布ノ船舶検査執行地及同執行期日指定譯文 (告)統監第一百十二號(六) 二八〇
- 臺灣小學校兒童身置検査規程 (府)臺灣總督第二十九號(四) 八二
- 臺灣總督府國語學校、同附屬學校ニ於テ生徒兒童身體検査施行 (府)臺灣總督第三十一號(四) 八六
- 臺灣總督府中學校ニ於テ生徒身置検査施行 (府)臺灣總督第三十二號(四) 八六
- 臺灣公學校兒童身置検査規程 (府)臺灣總督第三十號(四) 八五
- 臺灣總督府高等女學校ニ於テ生徒身置検査施行 (府)臺灣總督第三十三號(四) 八七
- 臨時打狗ニ臺灣鹽出販所設置砂糖、糖蜜、糖水ノ検査及消費稅收入ニ關スル事項ヲ取扱フ (告)臺灣總督第六十六號(二) 三五六
- 藥品營業並藥品取締規則ニ依ル藥品ノ検査ニ關スル件 (府)關東都督第十二號(五) 一三八
- 關東州、南滿洲及其附近ニ於ケル明治四十四年度徵兵身置検査ニ關スル件 (府)關東都督第四十二號(二) 四四五
- 判事檢察官等俸給令中改正 (勅)第五百五十二號(三) 二〇〇
- 明治四十二年勅令第二百五十五號(統監府判事及檢察ノ任用ニ關スル件)中改正 (勅)第七十七號(三) 三三三
- 朝鮮總督府判事及檢察ノ任用ニ關スル件 (制)第六號(一〇) 六
- 統監府判事及統監府檢察官等俸給令中改正 (勅)第六十三號(三) 二二〇
- 同上 (勅)第三百八十二號(九) 五三三
- 統監府裁判所及檢事局事務規程中改正 (府)朝鮮總督第十二號(一〇) 二四八
- 統監府判事、統監府檢察特別任用試驗規則 (府)統監第十五號(四) 六七
- 刑事事件ニ付檢事力呼出シタル證人、鑑定人及通事ニ日當旅費及止宿料等支給方 (府)統監第二號(三) 七
- 民事月報、刑事月報及檢察搜查事件月報様式報告例 (訓)統監第四號(四) 九八
- 傳染病研究所官制中改正 (勅)第三十九號(三) 四〇
- 明治三十二年勅令第九十四號(傳染病研究所職員官等俸給ノ件)廢止 (勅)第三百三十四號(三) 一三三
- 臺灣總督府研究所官制中改正 (勅)第二百號(四) 二四九
- 傳染病研究所痘苗血清類賣捌規則中改正 (省)內務第三十號(二) 六二八
- 〔縣社〕〇シノ部神社ノ項ニ關ス (拳銃)
- 海軍拳銃操式 (達)海軍第二十二號(三) 四
- 野砲小銃及拳銃射擊規則中改正 (達)海軍第二十五號(三) 五〇

フノ部

〔府、府縣〕

- 府及郡ノ名稱及管轄區域 (府)朝鮮總督第七號(一〇)二四二
- 明治四十年勅令第二百七十四號(府縣事務官補ノ特別任用ニ關スル件)中改正 (勅)第百七十六號(三)三三三
- 港務部長タル府縣事務官ノ特別任用ニ關スル件 (勅)第百七十四號(三)三三〇
- 警視廳、北海道廳、府縣、監獄、稅務監督局、稅務署及專賣局到任官中月俸二十圓未滿ノ者ノ特別任用ニ關スル件制定明治二十六年勅令第九十六號(警視廳、北海道廳、府縣、稅務監督局、稅務署、專賣局到任官中月俸十五圓未滿ノ者特別任用ノ件)廢止 (勅)第百二十七號(五)二六六
- 明治二十六年勅令第八十二號(警視廳、北海道廳府縣及監獄到任官俸給額ニ關スル件)廢止 (勅)第百三十五號(三)一七一
- 府縣高等官ノ加俸ニ關スル件 (勅)第百六十八號(三)二二四
- 府縣立師範學校長官等及俸給令廢止 (勅)第百三十四號(三)二二二
- 道廳府縣警察醫及警察醫員ニ關スル件 (勅)第百二十九號(五)二八六
- 道廳府縣警察醫及警察醫員ノ官等等級配當ニ關スル件 (勅)第百七十三號(六)三八六
- 道廳府縣警察醫及警察醫醫員並警察醫所職員ノ休職ニ關スル件 (勅)第百四十八號(九)四九九
- 明治二十四年省令第七號(府縣小學校教員恩給基金管理規則)中改正 (省)文部第十七號(六)二〇八

〔府令〕

- 朝鮮總督府令公文式 (府)朝鮮總督第一號(一〇)二三八
- 〔府社〕〇シノ部神社ノ項ニ載ス
- 〔浮標〕
- 北海道後志國岩内港ニ浮標設置 (告)遞信第五百七十四號(五)一〇八九
- 神奈川縣武藏國橫濱港口本牧掛燈浮標ノ南西ニ、アセチリンノ瓦斯燈掛浮標設置 (告)遞信第六十號(二)三三五
- 神奈川縣橫濱港口本牧沖假設掛燈浮標點燈停止 (告)遞信第百三十號(一〇)三〇八〇
- 神奈川縣橫濱港口本牧沖假設掛燈浮標從前ノ通點火 (告)遞信第千二百十五號(二)三三八〇
- 新潟縣佐渡郡澤根町立二見灣内大乗寺瀨浮標撤去 (告)遞信第千四百五十一號(二)三三〇四
- 尾張國名古屋港内ニ碇置ノ浮標構造等 (告)遞信第百四十一號(三)六四七
- 尾張國名古屋港突堤内航路ノ右舷ニ碇置ノ各浮標變更 (告)遞信第百二十六號(九)一七四八
- 福井縣越前國敦賀港改良工事施行中浮標設置 (告)遞信第百二十四號(五)一〇〇三
- 石川縣能登國七尾南灣七甲礁浮標撤去 (告)遞信第六號(一)二〇二
- 石川縣能登國七尾南灣七甲礁浮標從前ノ通點燈 (告)遞信第百七十二號(二)四一七

- 岡山縣兒島郡味野町立同町沖合地磯ヶ瀬浮標撤去 (告)遞信第千六百一十一號(一〇)二九〇
- 廣島縣備後國布刈瀬戸潮流觀測掛燈浮標設置 (告)遞信第百九十二號(三)六九九
- 下關海峽早瀬瀬戸潮流觀測掛燈浮標移轉 (告)遞信第百九十一號(九)一七四二
- 香川縣讚岐國觀瀾瀬戸沖ノ洲掛燈浮標當分點火停止 (告)遞信第六十七號(二)三二七
- 香川縣讚岐國觀瀾瀬戸沖ノ洲掛燈浮標從前ノ通點火 (告)遞信第百六號(二)二四一
- 香川縣讚岐國觀瀾瀬戸沖ノ洲掛燈浮標從前ノ通點火 (告)遞信第七百六十八號(七)一三六五
- 愛媛縣伊豫國來島海峽潮流觀測掛燈浮標從前ノ通點火 (告)遞信第百三十三號(三)六七三
- 愛媛縣來島海峽潮流觀測掛燈浮標燈器破損ノタメ假燈點火 (告)遞信第千四百五十六號(二)三〇七
- 鹿兒島縣薩摩國鹿兒島第一及第二浮標塗換工事中撤去 (告)遞信第百五十四號(三)六五一
- 鹿兒島縣薩摩國鹿兒島港鹿兒島第一及第二浮標從前ノ通點燈 (告)遞信第五百二十五號(四)九三四
- 鹿兒島縣鹿兒島港鹿兒島第一、第二浮標撤去 (告)遞信第千三百三十八號(一〇)一〇八三
- 鹿兒島縣鹿兒島港鹿兒島第一及第二浮標設置 (告)遞信第千三百二十七號(二)三三〇
- 朝鮮東岸元山港防波堤ノ北方松亭里沖ニ在ル暗礁ノ位置ヲ示スタメ浮標設置 (告)朝鮮總督第四十二號(二)三三六

- 鴨綠江航路結水ノタメ浮標全部撤去 (告)朝鮮總督第四十七號(二)三三四
- 朝鮮西岸大同江航路結水ノタメ浮標全部撤去 (告)朝鮮總督第五十六號(二)三三四六
- 朝鮮西岸漢江航路結水ノタメ同浮標全部撤去 (告)朝鮮總督第五十七號(二)三三四六
- 基隆港ニ浚深區域識別用浮標一箇及駁船浮標二箇設置 (告)臺灣總督第三十七號(四)九八二
- 基隆港内ニ碇置ノ石花灘浮標及「インフレキシブル」浮標變更 (告)臺灣總督第六十四號(五)二二八
- 基隆港内浚深區域識別ノタメ浮標設置並ニ變更 (告)臺灣總督第百十號(九)二八〇七
- 基隆港内碇置ノ石花灘浮標閃光發射時間變更 (告)臺灣總督第百十四號(九)二八〇八
- 基隆港内駁船浮標増設 (告)臺灣總督第百二十一號(一〇)三三三〇
- 基隆港内浚深區域識別用〇浮標掛燈裝置撤去 (告)臺灣總督第百二十七號(一〇)三三三三
- 淡水港口ニ碇置ノ南門洲浮標當分撤去 (告)臺灣總督第五十一號(四)九八九
- 淡水港口ニ碇置ノ南門洲浮標流失 (告)臺灣總督第百十九號(九)一八一〇
- 淡水港口碇置ノ北門洲浮標流失 (告)臺灣總督第百三十號(一〇)三三三三
- 南門洲浮標舊位置ニ碇置 (告)臺灣總督第五十三號(五)二二三

- 北門洲浮標位置ニ碇置 (告) 臺灣總督第九十一號(七)二四〇五
- 北門洲浮標及碇置碇置 (告) 臺灣總督第四百十號(二)三三五〇
- 安平澎湖島間海底電線修理工事ノタメ東吉嶼附近ニ浮標碇置 (告) 臺灣總督第七十號(二)三五六九
- 〔不動産〕
- 明治三十五年省令第十號(不動産登記ノ囑託ニ就キ官吏指定)中改正 (省) 大藏第二十五號(五) 一六六
- 同上 (省) 大藏第四十號(八) 五二〇
- 明治三十五年省令第四號(陸軍省所管ニ係ル不動産ノ登記囑託ニ就キ官吏指定ノ件)中改正 (省) 陸軍第四號(六) 一九九
- 明治四十年省令第十四號(不動産ノ登記ノ託囑ニ就キ官吏指定ノ件)中改正 (省) 農商務第二十四號(二) 六二九
- 不動産ノ登記ノ囑託ニ就キ官吏指定明治三十五年省令第五號(同件)廢止 (省) 逓信第五十號(三) 一〇九
- 〔振替〕
- 朝鮮總督府通信官署ノ取扱ニ係ル歳入金歳出金及歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替ニ關スル件 (勅) 第四百八號(九) 五四二
- 郵便振替貯金規則中改正 (省) 逓信第八號(三) 八五
- 同上 (省) 逓信第十號(三) 八九
- 同上 (省) 逓信第七十八號(七) 五二〇
- 同上 (省) 逓信第八十九號(二) 六〇八
- 同上 (省) 逓信第九十四號(二) 六二五
- 郵便振替貯金小切手拂込規則 (省) 逓信第七十七號(七) 五二〇
- 市公金受拂ノ爲ニスル郵便振替貯金特別取扱規則中改正 (省) 逓信第九號(三) 八八
- 同上 (省) 逓信第五十五號(三) 一一一
- 郵便貯金局、大阪郵便貯金支局所管ノ郵便振替貯金口座加入者口座所管變更請求方 (省) 逓信第九十三號(一〇) 六二四
- 在東京市内各郵便局郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ同市ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ受入ヲ爲ス (省) 逓信第七百五十四號(七) 三六〇
- 京都市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名 (省) 逓信第四百八十九號(四) 九三
- 横濱市内各郵便局同市ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ受入ヲ爲ス (省) 逓信第七百七十五號(七) 三六七
- 新潟市内各郵便局新潟市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス (省) 逓信第六百七十三號(六) 二三五
- 和歌山市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名 (省) 逓信第七百二十二號(六) 二六五
- 在名古屋市内各郵便局同市ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ受入ヲ爲ス (省) 逓信第七百七十九號(七) 三六八
- 大阪市内各郵便局同上 (省) 逓信第七百八十號(七) 三六八
- 京都市内各郵便局同上 (省) 逓信第七百八十一號(七) 三六八

- 在神戸市内各郵便局同市ヲ支拂地トスル郵便振替貯金小切手ニ限リ受入ヲ爲ス (告) 逓信第七百九十五號(七) 三七六
- 大阪市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名 (告) 逓信第七百二十五號(一〇) 四六
- 明治四十一年告示第千二百六號(郵便振替貯金事務ニ關シ郵便爲替貯金管理所同支所間發受ノ郵便物及書類宛名記載方)中改正 (告) 逓信第五百七十九號(五) 一〇九
- 福岡郵便貯金支局ニ關スル郵便振替貯金加入者口座番號ノ件 (告) 逓信第九百九十九號(一〇) 三三六
- 郵便振替貯金加入者名簿追加第一號ノ價格 (告) 逓信第五百三十號(四) 九三六
- 郵便振替貯金規則中改正 (府) 統監第五號(三) 一七
- 同上 (府) 統監第七號(四) 五四
- 同上 (府) 統監第三十七號(七) 一六一
- 同上 (府) 朝鮮總督第三十一號(一〇) 二七〇
- 金庫所在地外ノ郵便局及郵便所ニ於テ朝鮮總督府及其所屬官署所管歳入金歳出金歳出外現金ノ振替繰替受拂ニ關スル事務ヲ取扱フ (告) 朝鮮總督第八號(一〇) 二〇四
- 郵便振替貯金事務ニ關シ朝鮮總督府郵便爲替貯金管理所宛差出ノ郵便物宛名記載方等設定明治四十二年統監府告示第百二十六號(郵便振替貯金事務ニ關シ統監府通信管理局ニ差出ス郵便物ニ宛名記載方等)廢止 (告) 朝鮮總督第十一號(一〇) 二〇五
- 郵便振替貯金規則ニ依リ貯金ノ當座勘定口振替ヲ請求シ得ル銀行指定 (告) 統監第四百三十三號(七) 三九四
- 郵便振替貯金規則 (府) 臺灣總督第十八號(三) 三五
- 同上中改正 (府) 臺灣總督第二十二號(四) 七二
- 同上 (府) 臺灣總督第六十號(八) 二二一
- 同上 (府) 臺灣總督第七十二號(二) 三三八
- 郵便振替貯金事務ニ關シ臺灣總督府ニ宛テ差出ス郵便物宛名記載方 (告) 臺灣總督第三十五號(三) 七六一
- 臺灣總督府ニ屬スル郵便振替貯金口座番號ノ上ニ「臺灣」ト冠記 (告) 臺灣總督第三十六號(三) 七六一
- 〔ブルーム〕
- 西濱洲ブルーム市ニ帝國名譽領事館設置 (告) 外務第一號(三) 二八八
- 〔符號〕
- 黃銅製出藥表取扱規程設定明治二十五年達第七號(黃銅製出藥表取扱方)同二十七年達第四十三號(速射砲用藥表符號ノ件)廢止 (達) 海軍第一號(二) 二
- 〔負擔〕
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件 (豫) 三月二十五日(三) 一
- 同上 (豫) 三月二十五日(三) 一四
- 同上 (豫) 三月二十六日(三) 一四
- 同上 (豫) 三月二十六日(三) 一五
- 同上 (豫) 三月二十六日(三) 一六

- 明治三十七年省令第三十二號(煙草專賣法ニ依ル鑑定人ノ手當旅費支給方及異議申立人ノ負擔スヘキ費用徴収方)中改正 (省)大藏第五十一號(一〇) 五八八
- 明治三十八年省令第二十七號(鹽專賣法施行細則ニ依リ選定シタル鑑定人ノ手當旅費支給方及再鑑定申立人ノ負擔スヘキ費用ノ件)中改正 (省)大藏第五十二號(二〇) 五八九
- 織物消費税法ニ依リ選定シタル鑑定人ノ日當並ニ旅費支給方及異議申立人ノ負擔スヘキ費用 (省)大藏第十六號(四) 一三二
- 宮城縣刈田郡立刈田中學校費用負擔者變更認可 (告)文部第九十一號(三) 五〇一
- 内地、臺灣及樺太朝鮮トノ間ニ出入スル船舶及物件ノ検査及取締ニ關スル件 (勅)第三百三十三號(八) 四五〇
- 明治三十四年勅令第百二十號(臺灣ニ於ケル政府ノ工事及物件ノ買入借入ニ關スル隨意契約ノ件)中改正 (勅)第四百十一號(九) 五四四
- 明治三十二年勅令第三百二十三號(臺灣總督府鐵道事業ニ要スル鐵道用品ノ買入貸借隨意契約ノ件)同四十二年勅令第百二十六號(臺灣總督府ニ於テ鐵道事業ニ必要ナル物件ノ買入ニ關スル隨意契約ノ件)中改正 (勅)第四百十號(九) 五四三
- 治安警察法第十八條ニ依リ或シテ其他ノ物件攜帶禁止ノ件 (省)內務第二十八號(九) 五四〇
- 同上 (省)內務第二十九號(一〇) 五三三
- 同上 (省)內務第三十一號(一二) 五六八
- 古社寺保存法ニ依リ圍籬ノ資格アル物件指定 (告)內務第六十八號(四) 八二三
- 同上 (告)內務第十一號(八) 一四二八
- 韓國ニ於テ海軍ノ施設事業ニ必要トスル工事、運搬又ハ物件並ニ職工人夫供給請負競争加入者資格 (省)海軍第一號(四) 一三三
- 韓國政府告示ノ鐵道用地收用ノタメ土地、地上物件ノ賣買、典當及家屋、墳墓ノ新造等禁止ノ件 (告)統監第四十三號(四) 九五八
- 同上中追加 (告)統監第六十一號(四) 九七八
- 同上 (告)統監第六十三號(四) 九七八
- 同上 (告)統監第六十五號(四) 九七九
- 土地地上物件ノ賣買典當及家屋墳墓ノ新造等禁止解除府部名 (告)統監第六十一號(八) 一五二二
- 内部告示第二十八號(龍山、元山間及太田、木浦間鐵道用地ニ當ル各坊面ニ於ケル土地及地上物件ノ賣買、典當及家屋、墳墓ノ新造等禁止區域)中解除土地 (告)朝鮮總督第九十一號(三) 三五六
- 旅順港取締規則及大連港則ニ依ル船舶物件ノ消毒費、停留人ノ食費、患者死者其他ニ關スル費用及手數料 (府)關東都督第三十五號(二) 三六九
- 古物商取締法遺失物法水難救護法傳染病預防法種痘法及明治三十三年法律第十五號(飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件)ヲ樺太ニ施行 (勅)第二十七號(三) 二九

- 物品購買規則中改正 (告)海軍第十一號(五) 一〇一一
- 明治三十六年海軍第百三十一號(通常物品出納命令官會計官吏表)中改正 (達)海軍第三十七號(四) 七三
- 同上 (達)海軍第百三十號(九) 二二九
- 明治三十年達第百三十六號(會計規則、物品會計規則、中海軍經理局所管事項ノ件)中改正 (達)海軍第九號(八) 一九五
- 林産物品會計規程改正 (訓)農商務第四號(三) 六〇
- 伊太利萬國博覽會出品ノ美術品ニシテ鑑査ヲ受クヘキ物品搬入期間 (告)農商務第四百六十五號(九) 一六五四
- 明治三十三年省令第二十一號(工事又ハ物品供給ノ競争入札ニ加入セントスル者其資格證明方)廢止 (省)遞信第六十一號(四) 一三五
- 明治三十三年告示第六十四號(諸外國ヘノ郵送禁制品目表)中追加 (告)遞信第六十六號(二) 一三七
- 明治四十二年告示第千三百四號(小包郵便ニ依リ諸外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品表)中追加 (告)遞信第三十四號(二) 一三二
- 同上 (告)遞信第六百四號(五) 二〇五
- 同上 (告)遞信第六百八十號(六) 二二六
- 同上 (告)遞信第九百四十八號(九) 二七五七
- 明治四十二年告示第六百六十四號(通常又ハ小包郵便ニ依リ諸國若クハ韓國ニ輸入シ又ハ清國ヨリ輸出スルコトヲ得サル物品表)中追加 (告)遞信第九號(二) 一〇三
- 同上 (告)遞信第千三百八十一號(三) 四七七
- 同上 (告)遞信第千五百三十七號(三) 五三七
- 職入ヲ徵收スル官吏、歳出金ノ繰替拂出票ヲ發行スル官吏及物品會計官吏ヲ置カサル郵便局等 (訓)朝鮮總督第二十八號(一〇) 三八九
- 通常又ハ小包郵便ニ依リ内地、臺灣及樺太ニ移入シ若クハ清國ニ輸入シ又ハ朝鮮ニ輸入若クハ移入スルコトヲ得サル物品 (告)朝鮮總督第八十七號(三) 三五六
- 佛蘭西 (日佛、日澳、日通商航海條約等無效ニ歸セシムルニ付キ各締約國政府ニ通告ノ件 (告)外務第五號(八) 一四二四
- 佛蘭西國際無線電信條約批准 (告)遞信第四百七十三號(三) 七三三
- 佛蘭西國際無線電信條約ニ加入 (告)遞信第千八百三十三號(二) 三六八
- 帝國ト佛領印度支那トノ間ニ交換スル郵便爲替券ノ有効期間 (告)遞信第九百八十二號(九) 二七九〇
- 佛貨 (四分利付佛貨公債發行規程 (省)大藏第十九號(四) 一三三
- 外國來代金引換ノ保留及價格表並通常郵便物ノ代金引換金額ヲ佛貨ニテ表示スル國名 (告)遞信第二百三十八號(二) 四三八
- 武官 (東宮武官官制中改正 (勅)第二百十三號(四) 二六三
- 在外國大使館附及公使館附陸軍武官俸給令中改正 (勅)第四百四十七號(三) 一九〇

- 外國駐在陸軍武官給與令中改正 (勅)第百四十八號(三) 一九
- 明治三十六年勅令第二三三號(外國駐節陸軍武官) 在勅令ニ關スル件)中改正 (勅)第百四十九號(三) 一九
- 海軍高等武官補充條例中改正 (勅)第百六十三號(六) 三七五
- 海軍武官官階中改正 (勅)第百四十一號(五) 三〇一
- 朝鮮總督府武官及副官ノ給與ニ關スル件 (勅)第百八十六號(九) 五二五
- 陸軍武官官階給與規程中改正 (達)陸軍第十四號(二四) 六七
- 海軍武官官階給與規程中改正 (達)海軍第百五十五號(三) 二六一
- 海軍武官文官考課表規則中改正 (達)海軍第七十九號(六) 一七〇
- 東宮武官タル海軍佐尉官中一名ヲ參謀官ト定メラルタルモノ廢止 (達)海軍第四十八號(四) 七六
- 海軍武官官階及海軍卒職名等規程中改正ニ付キ海軍諸法令中信號兵費ハ兵費信號兵ハ水兵トス (達)海軍第七十一號(六) 一六五
- 憲兵服務規程改正 (達)陸軍第三十八號(九) 二〇七
- 衛戍病院服務規則設定從前ノ同規程廢止 (達)陸軍第四號(三) 一六
- 砲臺監守服務規則中改正 (達)陸軍第二十九號(六) 一六四
- 海軍軍醫官服務規則中改正 (達)海軍第百五十九號(三) 二六四
- 東京美術學校園遊師範科卒業生服務規程改正 (省)文部第二號(三) 五七
- 東京音樂學校甲種師範科卒業生服務規則改正 (省)文部第三號(三) 五九
- 東京盲學校東京聾啞學校ノ師範科卒業生服務規則 (省)文部第三十一號(二) 六二六
- 朝鮮駐節憲兵服務規程 (府)朝鮮總督第四十八號(二) 三四〇
- 在外指定學校職員ノ職務及服務ニ關スル件 (府)統監第二十五號(六) 一五二
- 汽船光濟號、稅關所屬船及航路 標識管理所所屬船服務方 (訓)朝鮮總督第十號(一〇) 三五四
- 明治四十一年府令第四十三號(南滿洲鐵道株式會社設立在外指定學校職員ノ職務及服務及俸給ニ關スル件)中改正 (府)關東都督第十七號(六) 一五六
- 海軍下士卒服役條例改正 (勅)第百五十號(五) 三三五
- 待命陸軍將校同相當官准士官ノ服役及召集ニ關スル件 (勅)第百八十三號(三) 三三八
- 陸軍將校同相當官實役停年名簿及服役停年名簿編纂規則中改正 (達)陸軍第二十二號(五) 七七
- 海軍服裝規則中改正 (達)海軍第四十四號(四) 七五
- 同上 (達)海軍第八十六號(六) 一七五
- 同上 (達)海軍第百十六號(九) 二〇九
- 同上 (達)海軍第百三十七號(一〇) 二二七

〔服役〕

- 砲臺監守服務規則中改正
- 海軍軍醫官服務規則中改正

〔服裝〕

- 海軍服裝規則中改正
- 同上
- 同上
- 同上

〔服制〕

- 海軍服制中改正 (勅)第百四十八號(三) 三七
- 同上 (勅)第百七十七號(六) 三九三
- 海軍警查服制中改正 (勅)第百二十三號(五) 二七一
- 港務部職員服制中改正 (勅)第百三十號(三) 二一九
- 警察官及消防官服制中改正 (勅)第百二十三號(三) 二二
- 同上 (勅)第百二十九號(三) 二一八
- 日本赤十字社救護員服制 (告)陸軍第十六號(六) 二四五
- 臺灣總督府典獄、監獄監吏略服及看守服制改正 (勅)第百六十號(六) 三七二
- 明治三十三年勅令第百二十一號(臺灣總督府海港檢査所職員服制ノ件)中改正 (勅)第百三十一號(三) 二一九
- 朝鮮總督府及所屬官署職員ノ服制ニ關スル件 (勅)第百四十五號(九) 五三八
- 統監府巡査及統監府巡査補服制 (府)統監第四十六號(八) 二〇二
- 關東都督府警察官服制改正 (勅)第百五十一號(五) 三三五
- 同上施行期日 (府)關東都督第二十三號(七) 一七一
- 關東都督府製鐵監視員服制 關東都督第百一號(六) 二八七
- 鐵道院職員上衣及外套襟章 (閣)第一號(一) 一
- 明治三十九年府令第二十三號(統監府及所屬官署職員ノ襟章)中改正 (府)統監第一號(一) 一
- 同上 (府)統監第十號(四) 六四

〔副官〕

- 朝鮮總督府武官及副官ノ給與ニ關スル件 (勅)第百八十六號(九) 五二五
- 扶助 (勅)第百二十三號(五) 二七一
- 警部補退隱料及遺族扶助料等ニ關スル件 (法)第三十號(三) 六二
- 同上施行期日 (勅)第百二十四號(三) 一三四
- 國庫ヨリ支給スル警部補ノ退隱料、一時金及遺族扶助料ノ取扱ニ關スル件 (閣)第九號(三) 一三
- 巡査看守退隱料及遺族扶助料法施行令準用ノ件 (勅)第百二十七號(三) 一三五
- 韓國在勤鐵道院所屬官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第三十八號(四) 七五
- 明治四十年法律第四十四號(韓國ニ在勤スル居留民團立在外指定學校職員ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル件)中改正 (法)第三十四號(四) 六八
- 朝鮮ニ在勤スル宮内官ノ恩給遺族扶助料及退官賜金ニ關スル件 (皇)第四十一號(二) 二一六
- 砲兵工廠職工扶助令中改正 (勅)第百九十八號(四) 二四六
- 官吏遺族扶助法施行規則中改正 (閣)第四號(三) 八
- 内閣恩給局長ノ管掌ニ關スル巡査看守退隱料及遺族扶助料取扱規程中改正 (閣)第七號(三) 一一
- 明治二十四年法律第四號(明治七年以後服役ニ死歿セル軍人軍屬ノ遺父母及祖父扶助料支給方)施行規則中改正 (閣)第六號(三) 一〇

- 樺太廳立小學校教員退職料及遺族扶助料取扱規程中
削除 (省)内務第四號(三) 三六
- 明治四十二年省令五第號(退職料又ハ扶助料ヲ受ク
ル者犯罪若クハ就職ノ場合ニ於ケル通知方)中改正
(省)内務第三號(三) 三七
- 地方長官主管ニ關スル退職料及遺族扶助料取扱規程
ヲ警部補ニ準用 (省)内務第八號(三) 三九
- 公立學校職員退職料及遺族扶助料支給規則中改正
(省)文部第五號(三) 六一
- 郵便局所ニ於テ取扱フ年金恩給、遺族扶助料及退職
料等ノ支給期日 (告)逓信第三百四十一號(三) 六八
- 釜山居留民團立收島尋常小學校在外指定學校職員退
職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第三十九號(四) 九五八
- 京城居留民團立櫻井尋常小學校在外指定學校職員退
職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第五十號(四) 九六一
- 蕨州學校組合立蕨州尋常小學校在外指定學校職員退
職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)朝鮮總督第五十五號(二)三五五
- 水原學校組合立尋常高等小學校在外指定學校職員退
職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第一百八十八號(二)二八二
- 清津日本人會立清津尋常高等小學校在外指定學校職
員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第一百五十二號(二)三九六
- 定州學校組合立尋常小學校在外指定學校職員退職料
及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第二百六號(二)一八〇
- 秋田縣巡查退職料及遺族扶助料請求方式及年金證書
檢閱方 (告)臺灣總督第一百五號(二)一八九
- (普濟院)
○臺北仁濟院、臺南慈惠院及澎湖普濟院規則中改正明
治三十七年府令第五十八號(彰化慈惠院開設)及同三
十九年同第六十二號(嘉義慈惠院開設)廢止 (府)臺灣總督第二十一號(四) 七一
- (敷設)
○鐵道敷設法中改正 (法)第二十二號(三) 五一
- 北海道鐵道敷設法中改正 (法)第二十三號(三) 五三
- (墳墓)
○韓國政府告示ノ鐵道用地收用ノタメ土地、地上物
ノ賣買、典當及家屋墳墓ノ新造等禁止ノ件 (告)統監第四十三號(四) 九八八
- 同上 (告)統監第六十一號(四) 九七六
- 同上 (告)統監第六十五號(四) 九七九
- 同上 (告)統監第八十九號(二)二七四
- 土地地上物件ノ賣買典當及家屋墳墓ノ新造等禁止解
除府部名 (告)統監第六十一號(二)二五二
- (分挽)
○成久王妃殿下御分挽王男子御誕生 (告)宮内第二號(三) 二八八
- 那彦王妃殿下御分挽王男子御誕生 (告)宮内第八號(五) 九八八

(分課)

- 大臣官房分課規程中改正 (省)宮内第十號(八) 五二三
- 太林區警分課規程中改正 (訓)農商務第七號(四) 九四
- 同上 (訓)農商務第十一號(五) 一四七
- 同上 (訓)農商務第十八號(六) 一六五
- 統監府警務總監部分課規程 (訓)統監第十四號(七) 二八四
- (分遣)
○明治四十一年陸軍第七號(教導隊下士兵分遣時期)
中改正 (達)陸軍第五十三號(二) 二五九
- (分限)
○鐵道院總裁秘書ノ任用分限及官等ニ關スル件制定明
治四十一年勅令第三百二號(鐵道院總裁秘書ノ任用
及官等ニ關スル件)廢止 (勅)第二百八十九號(六) 四〇四
- 宮内官分限令中改正 (皇)第三十八號(二) 一一三
- 陸軍將校分限令中改正 (勅)第八十二號(三) 三二六
- 朝鮮人タル文官ノ分限及給與ニ關スル件 (勅)第四百三號(九) 五三六
- 明治四十二年勅令第二百五十九號(統監府裁判所及
統監府監獄ノ職員タル韓國人ノ任用分限及給與ニ關
スル件)中改正 (勅)第六十四號(三) 二二二
- 同上 (勅)第七十八號(三) 二二三
- 統監府警務總監、警務部長、警視、警部ノ任用及分限ニ
關スル件制定明治四十二年勅令第二百五十八號(統
監府警視警部ノ任用及分限ニ關スル件)廢止 (勅)第三百二號(六) 四一七
- 同上中改正 (勅)第四百二號(九) 五三五
- 統監府警察官署ノ職員タル韓國人ノ任用分限及給與
ニ關スル件 (勅)第三百三號(六) 四一八
- (分掌)
○朝鮮總督府事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第二號(二) 三三七
- 道事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第三號(二) 三三四
- 朝鮮總督府警務總監部事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第四號(二) 三三七
- 朝鮮總督府鐵道局事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第五號(二) 三三四
- 朝鮮總督府通信局事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第六號(二) 三三四
- 朝鮮總督府郵便局事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第七號(二) 三三四
- 朝鮮總督府郵政總局事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第八號(二) 三四七
- 朝鮮總督府臨時土地調查局事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第九號(二) 三五三
- 朝鮮總督府稅關事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十一號(二) 三五四
- 朝鮮總督府稅關事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十二號(二) 三五五
- 朝鮮總督府專賣局事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十三號(二) 三五七

- 朝鮮總督府印刷局事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十四號(一〇) 三五九
- 朝鮮總督府營林廠事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十五號(一〇) 三六〇
- 朝鮮總督府醫院事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十六號(一〇) 三六一
- 朝鮮總督府慈善醫院事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十七號(一〇) 三六二
- 朝鮮總督府平壤鐵業所事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十八號(一〇) 三六三
- 朝鮮總督府勸業模範場事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十九號(一〇) 三六三
- 〔分析〕
- 分析試驗鑑定出願規則中改正臺灣總督府製藥所藥品試驗規則廢止 (府)臺灣總督第八十九號(三) 四四二
- 文學的及美術的著作物保護修正(ベルヌ)條約 (條)第五號(九) 三二
- 瑞西聯邦政府ヨリ西班牙、諸威兩國ニ於テ文學的及美術的著作物保護修正(ベルヌ)條約批准ニ付キ通牒 (告)內務第百二十九號(一)三三三
- 西班牙國政府ハ文學的及美術的著作物保護修正(ベルヌ)條約ヲ同國ニ實施シ同條約ニ對スル同國ノ加盟ハ其領地ヲ包含スル旨瑞西聯邦政府ノ通牒 (告)內務第百三十三號(一)三三五
- 〔文官〕
- 文官懲戒令中改正 (勅)第四百四號(九) 五三七
- 文官試補及見習ニ關スル件制定文官試補及見習規程廢止 (勅)第二百七十五號(六) 三九二
- 陸海軍所屬ノ判任文官及同待遇者ニ關スル件 (勅)第二百六十八號(六) 三八一
- 陸軍所屬特別文官俸給令廢止 (勅)第三百四十四號(三) 一三一
- 明治二十五年勅令第三十九號(委任及判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル公立學校職員等級配當表)中改正 (勅)第二百七十號(六) 三八三
- 朝鮮人タル文官ノ分限及給與ニ關スル件 (勅)第四百三號(九) 五三六
- 臺灣清聲及樺太文官加俸令制定滿韓在勤文官加俸令及明治四十年勅令第三十七號(樺太ニ在勤スル文官ノ加俸ニ關スル件)廢止 (勅)第三百三十七號(三) 一七七
- 同上中改正 (勅)第三百八十四號(九) 五二四
- 明治二十三年省令第十七號(文官判任以上ノ者俸給支給ニ係ル仕拂命令、仕拂請求書及金額氏名表仕拂命令官ヨリ交付スル通知書書式)中改正 (省)大藏第三十七號(八) 五六
- 明治二十一年陸軍第百四十二號(陸軍出仕ノ文官等中休暇賜與ノ件)中改正 (達)陸軍陸軍第三十五號(九) 一九九
- 海軍武官文官考課表規則中改正 (達)海軍第七十九號(六) 二七〇

- 海軍准士官下士文官志願者取扱内規附式中改正 (達)海軍第百二十九號(九) 二二七
- 關東州及樺太ニ在勤スル官吏ニ支給スル加俸額設定明治四十年省令第二十三號(滿韓在勤文官加俸令及滿韓及樺太ニ在勤スル官吏ニ支給スル加俸額)廢止 (省)逓信第十六號(三) 九九
- 北海道廳立根室實業學校、同空知農業學校、文官任用令ニ依リ認可 (告)文部第五十七號(三) 四九五
- 東京府立園藝學校同上 (告)文部第二百三十三號(一)二二四
- 新潟縣立工業學校徵兵令並ニ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第二十五號(三) 三〇七
- 群馬縣高崎市立甲種商業學校同上 (告)文部第十號(一) 五九
- 群馬縣勢多郡立農林學校同上 (告)文部第八十九號(六) 二九七
- 山口縣立大島商船學校文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第七十六號(三) 四九八
- 岡山縣笠岡町立商業學校同上 (告)文部第六十號(三) 四九五
- 愛媛縣東宇和郡立農畜學校及同縣周桑郡立周桑農畜學校徵兵令及文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第七十五號(三) 四九八
- 佐賀縣立佐賀商船學校及同縣立佐賀工業學校同上 (告)文部第一百十二號(四) 八四二
- 佐賀縣佐賀市立佐賀商業學校同上 (告)文部第二百七號(八) 四三九
- 臺灣總督府國語學校小學師範部、同校公學師範部甲科同上 (告)文部第三百二十二號(四) 八四八
- 〔文庫〕
- 相川村立通俗相川文庫(神奈川縣)ヲ小學校ニ附設認可 (告)文部第四百十八號(五) 一〇二〇
- 下野私立教育會附設二宮文庫ヲ栃木縣師範學校内ニ設置開申 (告)文部第六十八號(六) 二七九
- 私立大里文庫(長野縣)廢止開申 (告)文部第七十八號(六) 二八五
- 私立華城教育團文庫(山口縣)設置開申 (告)第百八十三號(六) 二八六
- 村立平郡西文庫(山口縣)ヲ大島郡平郡西尋常高等小學校ニ附設認可 (告)文部第百八十八號(六) 二九七
- 高島郡立藤樹文庫及高島郡立藤樹文庫今津支庫改稱開申 (告)文部第百二十九號(四) 八四七
- 私立廣島縣安佐郡教育會巡回文庫設置開申 (告)文部第三十號(三) 三〇八
- 〔雇員〕
- 衛生試驗所現業從事判任官及雇員ノ勤勉手當ニ關スル件 (勅)第二百一十一號(四) 二六一
- 臺灣樺太並在外陸海軍雇員傷人死傷手當金給與規則中改正 (勅)第四百二十六號(二) 五五九
- 臺灣並在外陸軍雇員傷人死傷手當金給與規則中追加 (省)陸軍第十五號(二) 六二八

- 臺灣樺太在外海軍雇員傷人死傷手當金給與細則中改正 (省)海軍第十二號(一) 六九
- 明治三十一年勅令第三百五十八號(千島諸島ニ在勤スル北海道廳ノ支廳長、厨、技手、警部、巡查、森林監守、事業手及月長、筆生、雇員ノ手當給與ノ件)中改正 (勅)第十八號(三) 一七
- 明治四十年勅令第五十八號(樺太廳ニ於ケル技師廳技手増置竝ニ囑託員雇員使用ノ件)中改正 (勅)第九十九號(三) 二〇
- 雇員備人給料支給規則中改正 (達)陸軍第十九號(四) 七〇
- 同上 (達)陸軍第三十九號(一〇) 三二九
- 雇員備人給與規則改正 (達)海軍第三十三號(三) 六一
- 同上 (達)海軍第七號(八) 一九四
- 雇員備人規則中改正 (達)海軍第二十一號(三) 四七
- 同上 (達)海軍第七十六號(六) 一六九
- 同上 (達)海軍第六十六號(八) 一九三
- 雇員以下俸給支給方 (訓)朝鮮總督第五十一號(一〇) 四三五
- 共濟組合ヲ組織スル朝鮮總督府鐵道局所屬雇員以下ノ現業員指定 (訓)朝鮮總督第二十六號(一〇) 三八七
- 大阪荷扱所横堀、四ッ橋、安治川、及相生橋ノ各支所ニ於テ小荷物ノ受付ヲ爲ス (告)鐵道院第九十四號(一〇) 二八五
- 金澤市石浦町ニ小荷物取扱所設置 (告)鐵道院第九十九號(一〇) 二八六

- 日本帝國遞信省及墨西哥合衆國遞信工部省間ニ締結セル小包郵便物交換條約 (條)第一號(六) 一
- 同上施行期日 (告)遞信第七百十三號(六) 二六二
- 日本帝國遞信省及墨西哥合衆國遞信工部省間ニ締結セル小包郵便物交換條約ノ施行規則 (告)遞信第七百十二號(六) 二四八
- 清韓小包郵便規則及明治三十九年省令第四十六號(本邦發關東州租借地宛若ハ租借地内發著ノ小包郵便物ニ清韓小包郵便規則第四條ノ規定ヲ適用セサル件)廢止 (省)遞信第十一號(三) 九一
- 韓國内發著小包郵便物ニ關スル件 (府)統監第十三號(四) 六六
- 朝鮮内發著小包郵便物ニ關スル件設置明治四十三年統監府令第十三號(韓國内發著小包郵便物ニ關スル件)廢止 (府)朝鮮總督第六十四號(三) 四三〇
- 明治四十二年告示第六百三十號(外國小包郵便料金表)中改正 (告)遞信第八十號(一) 二三一
- 同上 (告)遞信第五百十六號(三) 四一〇
- 同上 (告)遞信第二百七十五號(三) 六五八
- 同上 (告)遞信第二百九十七號(三) 六七七
- 同上 (告)遞信第四百十九號(三) 七〇七
- 同上 (告)遞信第五百四十五號(四) 九四三
- 同上 (告)遞信第六百十七號(五) 一〇一
- 同上 (告)遞信第六百四十二號(五) 一一三

- 同上 (告)遞信第六百四十七號(五) 一一七
- 同上 (告)遞信第七百號(六) 二四四
- 同上 (告)遞信第七百一號(六) 二四五
- 同上 (告)遞信第七百十號(六) 二四七
- 同上 (告)遞信第七百十四號(六) 二六二
- 同上 (告)遞信第八百十三號(七) 二八四
- 同上 (告)遞信第九百八十八號(一〇) 二〇六
- 同上 (告)遞信第九百四十五號(一〇) 二〇八
- 同上 (告)遞信第九百四十七號(一〇) 二〇七
- 明治四十二年告示第千三百四號(小包郵便ニ依リ諸外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品表)中改正 (告)遞信第三十四號(一) 二二二
- 同上 (告)遞信第六百二十八號(五) 一〇五
- 同上 (告)遞信第六百八十號(六) 一三六
- 同上 (告)遞信第九百四十八號(九) 一七五
- 明治四十二年告示第六百六十四號(通常又ハ小包郵便ニ依リ清國若クハ韓國ニ輸入シ又ハ清國ヨリ輸出スルコトヲ得サル物品表)中追加 (告)遞信第九號(一) 二〇三
- 同上 (告)遞信第千三百八十一號(三) 四七七
- 同上 (告)遞信第千五百三十七號(三) 五三七
- 通常又ハ小包郵便ニ依リ内地、臺灣及樺太ニ移入シ若クハ清國ニ輸入シ又ハ朝鮮ニ輸入若クハ移入スルコトヲ得サル物品 (告)朝鮮總督第八十七號(三) 五五六

- 清國ニ於ケル帝國、韓國及關東州租借地發小包郵便物ノ取扱局名 (告)遞信第四百七十四號(三) 七三三
- 明治四十一年告示第九百二十四號(希臘宛小包郵便物ハ露西亞經由ニテ差立ツルヲ得ス)廢止 (告)遞信第二百八十一號(三) 六六〇
- 無集配三等郵便局ハ別ニ告示スルモノノ外外國郵便物、中小包郵便物似格表記箱物並ニ代金引換ノ寄留通常郵便物及似格表記箱物ノ取扱ヲ爲サ、ル件設置明治四十年告示第五百六十五號(同件)廢止 (告)遞信第七百四十五號(六) 二七三
- 帝國ホテル内郵便局ニ於テ外國宛小包郵便物、似格表記箱物並ニ代金引換ノ寄留通常郵便物及似格表記書狀ノ取扱開始 (告)遞信第七百四十六號(六) 二七三
- 小松 (告)遞信第七百四十六號(六) 二七三
- 輝久王殿下ノ情願ヲ允サレ小松ノ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セラル (告)宮内第十號(七) 二九二
- 小作 (告)遞信第七百四十六號(六) 二七三
- 國稅及國有地小作料並ニ地方費賦課金交付金額報告書調製提出方 (訓)朝鮮總督第五十四號(一) 五一九
- 小切手 (告)遞信第七百五十四號(七) 三六〇
- 郵便振替貯金小切手拂込規則 (省)遞信第七十七號(七) 五二〇
- 在東京市内各郵便局郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ同市ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ受入ヲ爲ス (告)遞信第七百五十四號(七) 三六〇

- 横濱市内各郵便局同市ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ受入ヲ爲ス (告) 逓信第七百七十五號(七) 二二六
- 在名古屋市内各郵便局同市ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ受入ヲ爲ス (告) 逓信第七百七十九號(七) 二二六
- 大阪市内各郵便局同上 (告) 逓信第七百八十號(七) 二二六
- 京都市内各郵便局同上 (告) 逓信第七百八十一號(七) 二二六
- 在神戸市内各郵便局同市ヲ支拂地トスル郵便振替貯金小切手ニ限リ受入ヲ爲ス (告) 逓信第七百九十五號(七) 二二六
- 〔互認〕
- 日露兩國間船積量互認ノ件ニ關スル條規 (省) 逓信第五號(三) 七九
- 〔互選〕
- 華族懲戒委員互選規程廢止 (省) 宮内第八號(八) 五三
- 〔戸長〕
- 明治三十一年勅令第三百五十八號(千島諸島ニ在勤スル北海道廳ノ支隊長、副支隊長、警部、巡查、森林監督、事業手及戸長、筆生、雇員ノ手當給與ノ件)中改正 (勅) 第十八號(三) 一七
- 明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長戸長及之ニ準スヘキ者指定ノ件)中改正 (省) 逓信第百十五號(二) 七〇六
- 〔戸口〕
- 戸口規則中改正 (府) 臺灣總督第八十三號(三) 四八
- 〔戸籍〕
- 皇族ヨリ臣籍ニ入りタル者及婚嫁ニ因リ臣籍ヨリ出テ皇族ト爲リタル者ノ戸籍ニ關スル件 (法) 第三十九號(四) 七五
- 勅令ニ依リ施行細則ニ依リ沒收シタルモノ犯人ノ本籍地戸籍吏ニ通知方 (訓) 統監第一號(三) 六四
- 〔御獵地〕
- 福島縣西白河郡滑津村ノ内岩御獵場ニ編入區域 (訓) 農商務第二十三號(七) 二八〇
- 明治三十六年告示第二百十三號(御獵地ノ名稱及所在地ノ件)中追加 (省) 農商務第三百四十五號(七) 二三七
- 〔御料牧場〕
- 北海道日高國御料牧場ニ通スル縣道改修及之ニ連絡スル里道開墾工事ニ關スル競争加入者資格 (省) 内務第二十二號(六) 一八九
- 〔御料地〕
- 御料地拂下規程ニ依リ拂下ヲ爲スヘキ小町歩不要存御料地 (告) 宮内第一號(一) 一
- 同上 (告) 宮内第十二號(八) 四二
- 〔虎列刺〕
- 宮内傳染病豫防令ニ依リ大阪市ヲ虎列刺有病地ト指定 (告) 宮内第十三號(一〇) 二八七

- 宮内傳染病豫防令ノ規定ニ依リ大阪市ノ虎列刺有病地指定解除 (告) 宮内第十六號(二) 三三九
- 虎列刺病熱ニ付キ釜山、馬山、木浦三港ニ於ケル船舶検査廢止 (告) 朝鮮總督第八十九號(三) 五五八
- 虎列刺患者死亡 (告) 關東都督第二百二十四號(九) 二八一
- 虎列刺患者發見 (告) 關東都督第二百二十五號(九) 二八一
- 虎列刺患者發生ニ付汽車検査施行 (告) 關東都督第二百二十六號(九) 二八一
- 釜口ニ虎列刺發生ニ付汽車検査施行 (告) 關東都督第二百二十七號(九) 二八一
- 虎列刺豫防ノタメキ全乗停車場ニ於テ汽車検査施行 (告) 關東都督第二百二十八號(九) 二八一
- 虎列刺豫防ノタメ施行中ノ旅順外七停車場汽車検査廢止 (告) 關東都督第二百五十一號(二) 三三三
- 虎列刺豫防ノタメ施行中ノ沙河鎮、草河口停車場汽車検査廢止 (告) 關東都督第二百五十七號(二) 三三五
- 〔公醫〕
- 關東州公醫規則中改正 (府) 關東都督第三十六號(二) 三九〇
- 臺灣公醫規則中改正 (府) 臺灣總督第六十七號(一〇) 二七五
- 明治四十一年告示第七十號(公醫配置ノ場所及受持區域)改正 (告) 關東都督第七十號(四) 九八九
- 〔公有〕
- 公有林野造林獎勵規則 (省) 農商務第四號(三) 七五
- 〔公族〕
- 李太王世子及公族ニ分屬スル李王職屬、典醫補定員 (省) 宮内第十七號(二) 六六三
- 〔公課〕
- 明治三十二年勅令第三百七十四號(砂防法第十一條ノ地租其他ノ公課減免ニ關スル件)中改正 (勅) 第七號(三) 六
- 〔公館〕
- 在外公館職員定員令中改正 (勅) 第二百五十八號(六) 三七二
- 在外公館職員官等令廢止 (勅) 第三百三十四號(三) 一三一
- 在外公館費用條例中改正 (勅) 第三百三十八號(三) 一七八
- 同上 (勅) 第二百五十九號(六) 三七二
- 同上 (勅) 第四百三十二號(二) 五九二
- 在外公館費用條例施行細則中改正 (省) 外務第六號(八) 五二四
- 〔公布〕
- 朝鮮總督ノ發スル制令ノ公布式 (府) 統監第五十號(九) 二二七
- 〔公文〕
- 統監府令公文式中改正 (府) 統監第五十一號(九) 二二八
- 朝鮮總督府令公文式 (府) 朝鮮總督第一號(一〇) 二三八
- 朝鮮總督府令公文式 (府) 朝鮮總督第二號(一〇) 二二九
- 警務總監部令及警務部令公文式 (府) 統監第三十六號(七) 一六〇

- 同上中改正 (府)統監第五十六號(九) 二九九
- 朝鮮總督府警務部令公文式 (府)朝鮮總督第四號(一〇) 二四〇
- 荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハサル鐵道運送品等ノ公告ニ關スル件 (閣)第十一號(五) 一六
- 海外ニ於ケル財務處理ノタメ大藏省ニ臨時職員増置ノ件制定明治三十九年勅令第二百三十五號(公債事務處理ノタメ大藏省高等官中二名ヲ歐米ニ駐在セシムル件)廢止 (勅)第二百三十六號(五) 二九五
- 第一回四分利公債規程 (省)大藏第三號(三) 二二
- 第二回四分利公債規程 (省)大藏第七號(三) 四二
- 第三回四分利付英貨公債發行規程 (省)大藏第二十四號(五) 一六五
- 四分利付佛貨公債發行規程 (省)大藏第十九號(四) 一三三
- 恩賜公債規程 (省)大藏第四十二號(九) 五〇一
- 沖繩縣諸條公債規程 (省)大藏第二十一號(五) 一六〇
- 救恤公債規程 (省)大藏第四十八號(二〇) 五八二
- 製鹽地整理公債規程 (省)大藏第五十號(二〇) 五八八
- 五分利付國債償還ノ場合ニ於テ債權者ノ望ニ依リ四分利公債交付ノ件 (省)大藏第二十三號(五) 一六五
- 寄託又ハ供託ニ係ル國債ノ償還元金代リ新公債交付ニ關スル特別取扱規程 (省)大藏第二十六號(五) 一六七
- 郵便貯金預ケ人四分利公債應募特別取扱規則 (省)逓信第七號(三) 八三

- 郵便官署保管國債ノ償還元金代リ新公債引換取扱規則 (省)逓信第六十三號(五) 一八五
- 海軍、整理兩公債償還金額 (省)大藏第三十七號(三) 四八一
- 代公債證書交付 (省)大藏第六十一號(四) 八三三
- 同上 (省)大藏第七十三號(五) 一〇〇六
- 公債償還 (省)大藏第七十一號(五) 一〇〇六
- 同上 (省)大藏第七十二號(五) 一〇〇六
- 明治三十三年發行大日本帝國政府五分利公債證書利札ヲ附シタル證書ト引換方 (省)大藏第二十號(三) 二九八
- 日本銀行ニ交付ノ大日本帝國政府五分利公債證書額而金額 (省)大藏第二十九號(三) 四八一
- 大日本帝國政府四分利公債假證書見本配置 (省)大藏第二十八號(三) 四八一
- 大日本帝國政府四分利公債假證書見本配置 (省)大藏第五十七號(四) 八三三
- 大日本帝國政府四分利公債假證書(第三)樣式 (省)大藏第六十六號(四) 八三五
- 大日本帝國政府四分利公債假證書(第二)見本配置 (省)大藏第八十三號(六) 一四一三
- 第二回四分利公債ノ募集事務取扱ノタメ臨時國債事務取扱店派出所設置 (省)大藏第四十三號(三) 四八五
- 臨時恩賜金公債證書買上方 (省)朝鮮總督第四十號(一)三三三八

〔公共〕

- 鐵道聯隊所屬ノ將校以下ヲシテ公共團體ノ經營スル輕便鐵道業務ニ從事セシムル場合ニ關スル件 (勅)第三百十七號(八) 四三〇

〔公金〕

- 市公金受拂ノ爲ニスル郵便振替貯金特別取扱規則中改正 (省)逓信第九號(三) 八八
- 同上 (省)逓信第五十五號(三) 一一一
- 京都市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名 (省)逓信第四百八十九號(四) 九三二
- 大阪市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名 (省)逓信第四百八十九號(四) 九三二
- 新潟市内各郵便局新潟市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス (省)逓信第六百七十三號(六) 一三三五
- 和歌山市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名 (省)逓信第七百二十二號(六) 一三六五
- 在外國大使館附及公使館附陸軍武官俸給令中改正 (勅)第四百七十七號(三) 一九〇
- 明治四十二年省令第十五號(公証人定員表)中改正 (省)司法第三號(三) 三二
- 同上 (省)司法第十七號(二) 六二九

〔購買、購入〕

- 新潟地方裁判所管内長岡區裁判所公証人ノ職務執行 (省)司法第三號(二) 五七
- 勸業債券購買媒介郵便規則中改正 (省)逓信第五十四號(三) 一一一
- 物品購買賣却規則中改正 (省)海軍第十一號(五) 一〇一一
- 明治三十二年勅令第三百二十三號(臺灣總督府鐵道事業ニ要スル鐵道用品ノ賣買貸借隨意契約ノ件)同四十二年勅令第二百六十六號(臺灣總督府ニ於テ鐵道事業ニ必要ナル物件ノ購入ニ關スル隨意契約ノ件)中改正 (勅)第四百十號(九) 五四三
- 明治四十一年告示第六百六十三號(郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フ證券ノ購入保管又ハ賣却ニ關スル料金)中追加 (省)逓信第七百六十五號(一〇)九九二
- 陸軍兵籍規則改正明治三十五年省令第二十號(陸軍見習官、候補官、歐陽官、各部依託學生生徒、諸候補生及諸生徒ヲ常備兵籍ニ編入)廢止 (省)陸軍第二號(五) 一七〇
- 陸軍士官候補生諸生徒其他陸軍志願者身體檢査規則中改正 (省)陸軍第一號(三) 二〇
- 明治四十四年召募スヘキ士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得 (省)陸軍第二十一號(一〇) 一八二四
- 陸軍砲兵工科學校條例ニ依ル砲兵工長候補者召募 (省)陸軍第四號(一) 三九

- 海軍機關少尉候補生實務練習規則中改正 (達)海軍第三十九號(四) 七二
- 海軍少主計候補生採用ニ付キ志願者出願方 (告)海軍第八號(四) 八三五
- 海軍中少軍醫及海軍少軍醫候補生採用ニ付キ志願者出願方 (告)海軍第十五號(七)三〇一
- 〔工場〕
- 陸軍砲兵工科學校條例ニ依ル砲兵工員候補者召募 (告)陸軍第四號(一) 三九
- 〔工場〕
- 臺灣製糖及纖維工場胎權規則 (律)第六號(五) 七
- 臺灣製糖及纖維工場胎權規則施行規則 (告)臺灣總督第四十七號(五) 二四
- 關東州ニ於ケル工場胎權登記取扱手續ニ關スル件 (府)關東都督第三十號(一〇)二八一
- 朝鮮總督府鐵道局所屬工場ノ名稱及位置 (告)朝鮮總督第三號(一〇)〇九九
- 明治三十二年省令第十四號(土地登記簿、工場財團登記簿、礦業財團登記簿、建物登記簿及商業登記簿ノ附本又ハ抄本ノ請求ニ關スル手数料ノ件)中追加 (省)司法第六號(四)一三三
- 交通兵隊工卒教育規則 (達)陸軍第一號(一) 一
- 〔工卒〕
- 海軍工卒請願規則中改正 (告)海軍第十號(五)一〇〇
- 砂防工事施行區域 (告)內務第五十八號(四)七七六
- 同上 (告)內務第七十七號(五)一〇〇〇
- 同上 (告)內務第三十七號(三)三三三
- 河川法ニ依ル渡良瀨川改良工事施行區域 (告)內務第六十三號(四)八二二
- 九頭龍川改良工事ノ一部日野川改良工事施行區域 (告)內務第六十四號(四)八二二
- 利根川改良工事終了 (告)內務第六十號(四)七七七
- 福井縣致賀港改良工事ニ付キ附近航路ノ船舶注意方 (告)內務第九十二號(二)二四二
- 朝鮮總督府度支部稅關工事課出張所名稱、位置 (告)朝鮮總督第二十八號(一〇)二一九
- 慶尚南道釜山港草梁埋築地帯防波堤前面ニ防波堤新設工事開始ニ付キ附近航行ノ船舶注意方 (告)朝鮮總督第六十三號(三)三五四七
- 〔工廠〕
- 砲兵工廠職工扶助令中改正 (勅)第九十八號(四)二四六
- 海軍工廠資金取扱規程中改正 (達)海軍第四百十六號(一)二四四
- 橫濱製鐵所海軍工廠ニ於テ製造ノ伊號機艦命名 (達)海軍第三百三十八號(一〇)三三七
- 〔控訴〕
- 大阪控訴院移轉 (告)司法第十一號(三)四九一
- 〔工科學堂〕○旅順ニ科學堂ハカノ部學校ノ項ニ聽ス
- 〔工業〕
- 工業試驗所官制中改正 (勅)第七十九號(三) 七七
- 朝鮮總督府工業傳習所官制 (勅)第三百七十一號(九) 五二一
- 明治三十三年勅令第二百五十九號(工業試驗所長タル技師ノ俸給ニ關スル件)廢止 (勅)第三百三十四號(三) 一三三
- 臺灣工業用酒精稅規則施行規則 (府)臺灣總督第十四號(三) 一九
- 臺灣工業用酒精稅規則施行規則中削除 (府)臺灣總督第七十八號(二) 三六五
- ドミニオン共和國ハ萬國工業所有權保護同盟條約ヲ修セルヲラツセルニ條約ニ加入スルキ旨通知 (告)農商務第四百十九號(九)二五六七
- 工業教員養成所明治四十三年年度募集生徒員數 (告)文部第五十八號(三) 四九五
- 〔工營〕
- 釜山水道事務所及釜山水道聖知谷、仁川水道松林山兩工營所閉鎖 (告)朝鮮總督第九十二號(三)三六一
- 〔工程〕
- 鐵業及砂鐵業附屬ノ事業ニアラシテ續物或ニ砂鐵ヲ製鍊スル者一箇年工程報告方設定明治三十七年勅令第九號(續物、砂鐵製煉者一箇年工程報告雜形)廢止 (訓)農商務第二十八號(一〇)三三四

- 〔工作〕
- 韓國政府告示ノ道路用地收用ノタメ土地、地上物件ノ賣買、典當及家屋其他工作物ノ新造等禁止ノ件 (告)統監第六十三號(四) 九七六
- 〔工事〕
- 那珂港修築工事ヲ沖繩縣ニ引續ク事ニ關スル件 (法)第二十一號(三) 五〇
- 明治三十四年勅令第二百十號(臺灣ニ於ケル政府ノ工事及物件ノ買入借入ニ關スル隨意契約ノ件)中改正 (勅)第四百十一號(九) 五四四
- 北海道日高國御料牧場ニ通スル縣道改修及之ニ連絡スル里道開墾工事ニ關スル競争加入者資格 (告)內務第二十二號(六) 一八九
- 韓國ニ於テ海軍ノ施設事業ニ必要トスル工事、運搬又ハ物件或ニ職工人夫供給請願競争加入者資格 (省)海軍第一號(四) 二二三
- 明治四十一年達第九號(海軍工事施行手續)中改正 (達)海軍第百十五號(八) 一九六
- 大藏省所屬工事取扱規程中改正 (訓)大藏第二十五號(三) 五二五
- 明治三十三年省令第二十一號(工事又ハ物品供給ノ競争入札ニ加入セントスル者其資格證明方)廢止 (省)逓信第六十一號(四) 一三五
- 打狗港内船出入及運航規程設定明治四十二年府令第四十六號(打狗港内ヲ出入又ハ運航スル船舶築港工事ノ妨害ト爲ルキ追越又ハ横切ヲ爲スコトヲ得サル件)廢止 (府)臺灣總督第六十四號(九) 二三〇
- 海軍工廠職工扶助令中改正 (勅)第九十八號(四) 二四六
- 海軍工廠資金取扱規程中改正 (達)海軍第四百十六號(一) 二四四
- 橫濱製鐵所海軍工廠ニ於テ製造ノ伊號機艦命名 (達)海軍第三百三十八號(一〇) 三三七
- 〔控訴〕
- 大阪控訴院移轉 (告)司法第十一號(三) 四九一

○電報料金後納規則中改正 (府)朝鮮總督府第四十七號(二) 三三九

〔後備〕

○豫備役後備役陸軍將校同相當官准士官下士兵卒歸休兵及補充兵役ニ在ル者ニシテ朝鮮又ハ樺太ニ居住スル者ニ對シ營分ノ内勤務演習召集及簡閉點呼ヲ行ハス (省)陸軍第九號(九) 五四四

○海軍豫備役、後備役又ハ歸休下士卒ヨリ鎮守府司令長官又ハ海軍人事部長ニ提出スル願書提出方 (省)海軍第九號(九) 五四四

○南滿洲ニ於ケル鐵道守備ニ任スル獨立守備隊補充要員トシテ陸軍豫備役後備役各兵科各部下士兵卒召集 (告)陸軍第五號(三) 四八八

〔功勞〕

○警察官吏及消防官吏ノ功勞記章ニ關スル件 (勅)第四百三十八號(三) 五九九

〔口座〕

○郵便貯金局、大取郵便貯金支局所管ノ郵便振替貯金口座加入者口座所管變更請求方 (省)逓信第九十三號(二) 六二四

○福岡郵便貯金支局ニ屬スル郵便振替貯金加入者口座番號ノ件 (告)逓信第九百九十九號(〇)三〇三六

○朝鮮總督府郵便爲替貯金管理所ニ屬スル郵便振替貯金口座番號冠字改正 (告)朝鮮總督第十號(〇)三〇三五

○臺灣總督府ニ屬スル郵便振替貯金口座番號ノ上ニ「臺灣」ト冠記 (告)臺灣總督府第三十六號(三) 七六二

〔講座〕

○明治四十年勅令第二百四十號(東北帝國大學農科大學ノ講座ニ關スル件)中改正 (勅)第六十八號(三) 六八

〔講習〕

○統監府中學校ノ教諭又ハ講師ノ俸給支給等ニ關スル件 (勅)第四百三十三號(九) 五四五

○明治四十三年勅令第六十五號(統監府中學校ノ教諭又ハ講師ノ俸給支給等ニ關スル件)中改正 (勅)第四百三十三號(九) 五四五

○旅順工科學堂關東都督府中學校又ハ關東都督府高等女學校ノ教授助教教諭又ハ講師ノ俸給支給等ニ關スル件 (勅)第二百二十七號(五) 二八三

〔講習〕

○蠶業講習所官制中改正 (勅)第八十三號(三) 八一

○水産講習所官制中改正 (勅)第八十四號(三) 八二

○同上 (勅)第三百五十一號(九) 四七一

○明治三十九年勅令第二百六十七號(地方産業ニ關スル技術師手続試驗場講習所及種畜場職員ノ名稱待遇、任免及官等等級配當ノ件)中改正 (勅)第二百七十二號(六) 三八五

○蠶業講習所特殊技術員養成科規程制定蠶技術員養成科規程廢止 (告)農商務第四百四號(三) 五〇六

○水産講習所試驗規程改正 (告)農商務第四十三號(一) 一九四

○水産講習所試驗又ハ鑑定依頼者心得 (告)農商務第六百六十三號(二)三三四三

○水産技術員等ニ對スル講習會開催 (告)農商務第三百三十三號(三)三三〇

○本年度ニ於テ開設スヘキ師範學校中學校高等女學校教員等第一回講習會ノ講習科目、講習會場等 (告)文部第二百二十二號(四) 八四四

○明治四十三年開設ノ師範學校中學校高等女學校教員等第二回講習會ノ講習科目等 (告)文部第八十四號(六)二八六

○師範學校中學校高等女學校教員等第三回講習會ノ講習科目等 (告)文部第二百二十四號(〇)二八四〇

○明治四十三年開設スヘキ實業學科教員定期講習會ノ講習科目等 (告)文部第七十三號(六)二一八〇

○本年新ニ開設スヘキ工業學校、徒弟學校實習教員講習會ノ講習科目等 (告)文部第九十七號(七)二〇三

○臺北醫院ニ於テ助産婦ノ講習開始 (告)臺灣總督第十七號(二) 四四四

〔國有〕

○明治三十九年勅令第五十九號(足尾國有林復舊事業ニ關スル職員設置ノ件)中改正 (勅)第七十五號(三) 七四

○國有林野製品賣拂規則中改正 (省)農商務第七號(五) 一八三

○國有林野及產物賣拂入札規則中改正 (省)農商務第八號(五) 一八三

○國有林野、產物及製品賣拂代金延納規則中改正 (省)農商務第十號(五) 一八四

○同上 (省)農商務第十九號(七) 五〇九

○不要存置國有林野賣拂規則中改正 (省)農商務第十二號(六) 二一〇

○國有林野主產物年期限賣拂規則中改正 (省)農商務第十四號(六) 二二六

○國有林野產物製品賣拂規則中改正 (省)農商務第十五號(六) 二二六

○國有林野產物賣拂規則中改正 (省)農商務第十六號(六) 二二七

○不要存置國有林野賣拂規則中改正 (省)農商務第十八號(七) 五〇八

○國有林野法施行規則中改正 (省)農商務第二十三號(二) 六〇七

○明治三十八年省令第三十六號(國有林野、產物賣拂ニ關シ保證金、延納金擔保トシテ提供スル記名有價證券ニ關スル件)中改正 (省)農商務第九號(五) 一八四

○國有林野事業豫定案規程中削除 (訓)農商務第三十三號(三) 五九

○同上 (訓)農商務第十七號(六) 一六五

○國有林野案編成規程中改正 (訓)農商務第十三號(五) 一四八

○明治四十年勅令第二號(國有林野部分林規則、社寺保管林規則、國有林野委託規則及國有林野法施行規則ニ依ル事務取扱手續)中改正 (訓)農商務第二十九號(〇) 三二六

○國稅及國有地小作料並ニ地方賦課課金交付金額報告書調製提出方 (訓)朝鮮總督第五十四號(二) 五一九

- 同上 (告)大藏第四百四十四號(二)三三七五
- 明治三十九年告示第七百三十七號(乙)種國債登錄簿ヲ撤フル取扱店名)中追加 (告)大藏第四百四十五號(二)三三七五
- 臨時國債事務取扱店派出所設置 (告)大藏第二十一號(三) 二九八
- 第二回四分利公債ノ募集事務取扱ノタメ臨時國債事務取扱店派出所設置 (告)大藏第四十三號(三) 四八五
- 減失、紛失ニ因リ失効ノ記名國債證券 (告)大藏第八號(二) 三七
- 紛失ニ因リ失効ノ記名國債證券 (告)大藏第五號(二) 三六
- 同上 (告)大藏第三十一號(三) 四八二
- 同上 (告)大藏第四百四十八號(二)三三七六
- 減失ニ因リ失効ノ記名國債證券 (告)大藏第五十二號(四) 八二〇
- 同上 (告)大藏第四百一十一號(二)四三四
- 同上 (告)大藏第四百四十七號(二)三三七六
- 紛失ニ對シ元利金ヲ仕拂ヒタル無記名國債證券 (告)大藏第四百四十六號(二)三三七六
- 減失、紛失ニ因リ失効ノ記名國債證券ノ利賦札 (告)大藏第六十三號(四) 八二四
- 同上 (告)大藏第九十九號(七)二九九
- 紛失ニ因リ失効ノ記名國債證券利賦札 (告)大藏第六號(二) 三七
- 同上 (告)大藏第五百五號(八)一四三〇
- 同上 (告)大藏第四百十三號(八)一四三五
- 同上 (告)大藏第四百二十八號(一〇)一八三三
- 利札紛失ニ對シ利金ヲ仕拂ヒタル無記名國債證券 (告)大藏第三十四號(三) 四八三
- 同上 (告)大藏第六十四號(四) 八三五
- 紛失ニ對シ利金ヲ仕拂ヒタル無記名國債證券ノ利札 (告)大藏百號(七)一三〇〇
- 同上 (告)大藏第六號(八)一四三一
- 同上 (告)大藏第四百四十四號(二)四三六
- 同上 (告)大藏第四百二十九號(一〇)一八三三
- 同上 (告)大藏第四百四十九號(二)三三七七
- 萬國電信條約書附屬國際業務規則中改正 (告)遞信第六百二十號(五)二二〇二
- 同上 (告)遞信第八百四十八號(八)一四九六
- 同上 (告)遞信第一千二百五十八號(二)三三九三
- 同上 (告)遞信第一千四百六十八號(二)三三九三
- 明治四十三年告示第八十八號(國際無線電信條約ヲ批准シタル國名)中追加 (告)遞信第六百三十二號(五)二二〇七
- 同上 (告)遞信第六百四十三號(五)二二〇六
- 佛蘭西國際無線電信條約批准 (告)遞信第四百七十三號(三) 七三三
- モナコ國際無線電信條約批准 (告)遞信第七百四十九號(七)三三五八

- ザンジバル及和蘭國際無線電信條約ニ加入 (告)遞信第六百四十四號(五)二二一六
- 佛蘭西國際無線電信條約ニ加入 (告)遞信第一千八百三十三號(二)三三六八
- 萬國電信條約書附屬國際業務規則ニ基キ外國電信主管機關ニ於テ定ムル應遵規定事項設定明治三十七年告示第三百九十二號(萬國電信條約附屬細則中各國應遵規定事項ニ關シ外國電信主管機關及電信會社ノ決定事項)廢止 (告)遞信第九百七十三號(九)二七七〇
- 同上中改正 (告)遞信第八十號(一〇)二〇六四
- 明治四十年告示第五百六十九號(本邦ト國際遞信切手券交換國名)中追加 (告)遞信第二百二十二號(二)二〇九
- 國勢
- 國勢調査準備委員會官制 (勅)第二百三十三號(五) 二八九
- 國稅
- 國稅(〇)ノ部租稅ノ項ニ載ス
- 告示
- 明治三十九年統監府令第一號(郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、鐵道船舶郵便法及電信法ノ施行ハ遞信省令及告示ニ依ル件)廢止 (府)朝鮮總督第十九號(一〇)二五三
- 朝鮮内ニ於ケル外國郵便、外國郵便爲替及外國電信ニ關シ遞信省告示ノ定ムル所ニ依ル事項 (府)朝鮮總督第三十號(一〇)二六九
- 古物商
- 古物商取締法遺失物法水難救護法傳染病豫防法種痘法及明治三十三年法律第十五號(飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件)ヲ樺太ニ施行 (勅)第二十七號(三) 二九
- 古社寺
- 明治三十年勅令第四百四十六號(古社寺保存法施行ニ關スル件)中改正 (勅)第四百二十號(一〇)五五三
- 古社寺保存法ニ依リ國寶ノ資格アル物件指定 (告)內務第六十八號(四) 八二三
- 同上 (告)內務第一百十一號(八)一四一八
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物ノ資格アルモノ指定 (告)內務第一百十號(八)一四一六
- 古社寺保存法ニ依リ指定ノ特別保護建造物石川縣鳳至郡輪島町重藏神社本殿燒失 (告)內務第七十三號(五) 九九九
- 顧問
- 明治二十四年勅令第九十六號(樞密院議長副議長顧問官並書記官長書記官議長秘書官年俸ノ件)廢止 (勅)第三百三十四號(三) 一三二
- 明治三十九年勅令第二百四十二號(臺灣總督府及關東都督府ニ顧問設置ノ件)廢止 (勅)第二百八十六號(六) 四〇一
- 婚嫁
- 皇族ヨリ臣籍ニ入りタル者及婚嫁ニ因リ臣籍ヨリ出テ皇族ト爲リタル者ノ戶籍ニ關スル件 (法)第三十九號(四) 七五
- エノ部
- 統監府營林廠官制中改正 (勅)第九十七號(三) 一〇〇

- 統監府營林廠職員官等給與令廢止 (勅) 第三百三十四號(三) 一三三
- 朝鮮總督府營林廠官制 (勅) 第三百六十七號(九) 五〇五
- 朝鮮總督府營林廠事務分掌規程 (訓) 朝鮮總督第十五號(一〇) 三六〇
- 明治四十二年勅令第二百五號(統監府營林廠木材及製品賣拂代金延納ニ關スル件)中改正 (勅) 第四百十三號(九) 五四五
- (營業) ○ 鐵道運輸營業ノ開始及廢止ハテノ部鐵道ノ項ニ據ス (法) 第四百五十五號(四) 八三
- 營業稅法中改正 (勅) 第四百五十一號(三) 六二六
- 鐵道營業法中改正 (法) 第五十號(四) 九四
- 藥品營業並藥品取扱規則中改正 (法) 第二十四號(三) 五四
- 藥品營業並藥品取扱規則中改正 (府) 關東都督第十號(五) 一三六
- 藥品營業並藥品取扱規則ニ依ル藥品ノ検査ニ關スル件 (府) 關東都督第十二號(五) 一三八
- 藥品營業並藥品取扱規則第四條ニ依リ藥品指定 (告) 關東都督第九十八號(七) 一四〇七
- 輕便鐵道營業規程 (關) 第十三號(八) 三〇
- 牛乳營業取締規則中改正 (省) 內務第十七號(五) 一三九
- 明治三十三年省令第二十號(牛乳營業取締規則第二條牛乳ノ比重及脂肪量檢定方法)中改正 (省) 內務第十八號(五) 一四一
- 清涼飲料水營業取締規則中改正 (省) 內務第二十六號(七) 四三二
- 明治三十七年省令第十號(私設保稅倉庫ノ營業等ニ關スル特許手數料)中改正 (省) 大藏第五十七號(三) 六八〇
- 輕便鐵道營業報告書ハ私設鐵道法第六十六條營業報告書格式ニ準據調製方 (告) 內閣第十四號(二) 三二八
- 橫濱線ノ營業規程改正 (告) 鐵道院第二十五號(四) 七三二
- 名古屋市第十回關西府縣聯合共進會會場正門前ニ鐵道營業所設置 (告) 鐵道院第十一號(三) 二八八
- 名古屋市ニ市内營業所設置 (告) 鐵道院第七十號(八) 四二一
- 京都市ニ市内營業所設置 (告) 鐵道院第二百二十號(三) 三三五
- 大阪市内營業所移轉 (告) 鐵道院第二百二十二號(三) 三三九
- 日本銀行營業年限延長並ニ資本金及株數增加許可 (告) 大藏第二十四號(三) 二九九
- 指定倉庫營業者廢業 (告) 司法第十六號(四) 八三三
- 供託法ニ依リ倉庫營業者指定 (告) 司法第十七號(四) 八三六
- 鳳山新製糖株式會社鐵道鳳山線並ニ林仔邊線營業列車運轉停止認可 (告) 臺灣總督第六十三號(五) 二二八
- 臺東廳下里隴新開闢間輕便鐵道臺東食下營業開始 (告) 臺灣總督第九十七號(八) 一五四五
- (營造) ○ 臺灣國防用防禦營造物區域ニ關スル地圖取締規程 (府) 臺灣總督第十七號(三) 三四
- 明治三十九年達第四百四十四號(二十坪未満ノ家屋營造物ノ移轉及借用所管長官ニ於テ決行スルヲ得ル件)改正 (達) 海軍第五百二十二號(二) 二四八

- 第三回四分利付英貨公債發行規程 (省) 大藏第二十四號(五) 一六五
- (英貨) ○ 衛戍條例改正 (勅) 第二十六號(三) 二七
- 衛戍勅務令 (軍) 陸軍第三號(三) 二
- 衛戍病院服務規則設定從前ノ同規程廢止 (達) 陸軍第四號(三) 一六
- 衛戍病院分院名稱及位置指定明治四十二年陸軍第三十六號(同件)廢止 (達) 陸軍第四十二號(三) 三九
- (衛生) ○ 衛生試驗所官制中改正 (勅) 第三十八號(三) 三九
- 明治四十年勅令第九十四號(帝國大學醫科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若クハ副院長ト爲リタル陸海軍現役衛生部將校相當官ニ關スル件)中改正明治三十九年勅令第二百二十六號(陸軍現役將校同相當官ニシテ島政局職員ニ任セラレタル者ニ關スル件)廢止 (勅) 第二百九十三號(六) 四〇八
- 衛生試驗所現業從事判任官及雇員ノ勸勉手當ニ關スル件 (勅) 第二百一十一號(四) 二六一
- 衛生材料取扱規則中改正 (達) 陸軍第六號(三) 三三
- 同上 (達) 陸軍第四十五號(一〇) 三三
- 水陸部、海軍大學校ニ於テ醫務衛生上處理ヲ要スル事項發生シタルトキ處置方 (達) 海軍第九十八號(七) 一八八
- 內部衛生局試驗課移置 (告) 統監第九十八號(九) 七九八
- 臺灣中央衛生會規則中改正 (府) 臺灣總督第十六號(三) 三三
- 同上 (府) 臺灣總督第五十九號(七) 一六九
- (繪葉書) ○ ハノ部葉書ノ項ニ據ス [標章] ○ フノ部標章ノ項ニ據ス
- (要港) ○ 朝鮮咸鏡南道永興ヲ要港ト爲シ其境域ヲ定ムル件 (勅) 第四百五十四號(三) 六二〇
- 明治二十三年法律第二號(軍港要港ニ關スル件)及同年法律第八十三號(軍港要港規則違犯者處分ノ件)ヲ朝鮮ニ施行 (勅) 第四百五十五號(三) 六三三
- 要港部條例中改正 (軍) 海軍第一號(三) 三六
- 軍港要港規則中改正 (省) 海軍第十三號(三) 六八一
- (要塞) ○ 明治三十四年告示第九號(各要塞地ニ於ケル禁止制限解除ノ事項及其區域ノ件)中擴張 (告) 陸軍第一號(二) 三八
- 同上 (告) 陸軍第十三號(四) 八三三
- (驛屯土) ○ 韓國政府發布ノ驛屯土管理規程改正中第六條ノ施行 (府) 統監第五十九號(一〇) 三三七
- (煙膏) ○ 明治三十四年告示第七十二號(阿片煙膏定價)改正 (告) 臺灣總督第五十九號(五) 二二五

〔延納延期〕

- 沖繩縣ニ於ケル舊租免除ニ關スル件制定沖繩縣帶納舊租延納法廢止 (法)第二十五號(三) 三四
- 明治四十二年勅令第二百五號(統監府營林廠木材及製品賣拂代金延納ニ關スル件)中改正 (勅)第四百十三號(九) 五四五
- 樺太ニ於ケル生産物賣拂代金延納ノ件 (勅)第二百四號(四) 二五四
- 樺太廳ニ於ケル生産物賣拂代金延納ノ擔保トシテ提供セシムヘキ有價證券ノ種類 (省)内務第十四號(四) 二一九
- 檀羅檳榔油ノ賣拂代金延納ニ關スル件 (勅)第十一號(三) 一一
- 明治三十三年律令第十二號(檀羅檳榔油及食鹽賣下代金延納ニ關スル件)中改正 (律)第一號(三) 一
- 國有林野生産物及製品賣拂代金延納規則中改正 (省)農商務第十九號(七) 五〇九
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定豫備試驗受驗者中水害又ハ同試驗延期ノタメ公務上等ノ都合ニ依リ開席シタル者次年度受驗方 (告)文部第二百十六號(九) 一五五

〔遠洋〕

- 遠洋漁業獎勵法中改正 (法)第二十號(三) 四九
- 明治三十九年勅令第五十號(遠洋漁業獎勵ニ關スル職員設置ノ件)中改正 (勅)第八十五號(三) 八三

- 明治四十二年勅令第七十三號(遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁獲業ノ種類、船舶ノ噸數及漁獲場所ニ關スル制限竝ニ漁獲職員ノ資格及定員ニ關スル件)中改正 (勅)第四百十七號(一〇) 五五〇
- 遠洋航路補助法施行細則中改正 (省)逓信第五十九號(三) 二二六

〔鹽藏〕

- 鹽藏、鹽藏魚類及製成醬油ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方假定期間明治四十二年訓令第二十五號(鹽及鹽藏魚類ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方)廢止 (訓)大藏第二十號(九) 二九七

〔演習〕

- 明治三十七年勅令第三十五號(東京帝國大學農科大學附屬鹽澤演習林在勤職員加俸支給ノ件)廢止 (勅)第三百三十七號(三) 一一七
- 豫備役後備役陸軍將校同相當准士官下士兵卒歸休兵及補充兵役ニ在ル者ニシテ朝鮮又ハ樺太ニ居住スル者ニ對シ當分ノ内勤務演習召集及前開點呼ヲ行ハス (省)陸軍第九號(九) 五〇四
- 軍事費演習費支出規程改正 (達)海軍第九十號(六) 一七八
- 三吋砲以上ノ實用彈丸及演習彈検査炸供供給方 (達)海軍第九十六號(七) 一八六
- 定期及小演習用消耗兵器年額表 (達)海軍第四百十九號(一) 二四五

- 明治四十一年達第百二十八號(四季及小演習用消耗兵器年額表)廢止 (達)海軍第五百十號(一) 二四七
- 特別大演習御施行ニ付キ岡山縣下(行幸) (告)宮内第十四號(一) 二二三
- 陸軍特別大演習紀念ノタメ特殊逓信日附印使用 (告)逓信第千二百六十一號(一) 二二九

テノ部

〔定員〕

- 明治四十二年勅令第三百三十七號(鐵道院職員定員ノ件)中改正 (勅)第三十六號(三) 三六
- 同上 (勅)第三百五十三號(八) 四七七
- 在外公館職員定員令中改正 (勅)第二百五十八號(六) 三七一
- 明治三十三年勅令第五百五號(常設海軍軍法會議ニ於ケル主理理事定員ノ件)中改正 (勅)第五十一號(三) 四九
- 裁判所書記長書記定員ノ件制定裁判所書記長書記定員及俸給令廢止 (勅)第五十八號(三) 五七
- 文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅)第六十七號(三) 六六
- 逓信管理局官制制定海軍局官制、逓信官署官制及明治四十二年勅令第九十七號(郵便貯金局及逓信官署職員定員ノ件)廢止 (勅)第九十號(三) 八八
- 海員審判所職員定員及任用令中改正 (勅)第七十一號(三) 二二八

- 會計検査院勅任検査官、書記及技手ノ定員ニ關スル件 (勅)第四百十三號(三) 一一二
- 貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正 (勅)第二百十號(四) 二二〇
- 朝鮮總督府裁判所職員定員令 (勅)第三百六十五號(九) 五〇三
- 臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令改正 (勅)第六十七號(三) 二二三
- 明治二十九年勅令第四百八十八號(廳府縣巡查定員ノ件)中改正 (勅)第二十二號(三) 二二〇
- 明治四十二年勅令第七十三號(遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁獲業ノ種類、船舶ノ噸數及漁獲場所ニ關スル制限竝ニ漁獲職員ノ資格及定員ニ關スル件)中改正 (勅)第四百十七號(一〇) 五五〇
- 宮内判任官定員 (省)宮内第十五號(三) 六六一
- 李王職判任官定員 (省)宮内第十六號(三) 六六三
- 李太王、王世子及公族ニ分屬スル李王職、典醫補定員 (省)宮内第十七號(三) 六六三
- 朝鮮總督府臨時土地調查局等ノ職員ニ任セラレタル陸軍現役將校同相當官中定員外タル件 (達)陸軍第四十號(一〇) 三三九
- 明治三十九年陸軍第四十七號(馬政局職員タル陸軍現役將校同相當官ハ軍馬補充部本部ノ定員外トスル件)廢止 (達)陸軍第二十五號(六) 一六三
- 海軍下士卒定員補充交代規則中改正 (達)海軍第九十四號(六) 一八一

- 明治四十二年省令第十五號(公職人員定員表)中改正 (省)司法第三號(三) 二二
- 同上 (省)司法第十七號(二) 六二九
- 各道憲醫院職員定員 (訓)朝鮮總督第一號(一〇) 三二六
- 京畿道事務官、書記、技手並ニ府事務官、通譯官、府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十一號(一〇) 三九七
- 忠清北道事務官、書記、技手並ニ郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十二號(一〇) 四〇〇
- 忠清南道事務官、技師、書記、技手並ニ郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十三號(一〇) 四〇一
- 全羅北道事務官、技師、書記、技手並ニ府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十四號(一〇) 四〇四
- 全羅南道同上 (訓)朝鮮總督第三十五號(一〇) 四〇六
- 慶尙北道事務官、書記、技手並ニ府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十六號(一〇) 四〇九
- 慶尙南道事務官、技師、書記、技手並ニ府事務官、府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十七號(一〇) 四二二
- 黃海道事務官、書記、技手並ニ郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十八號(一〇) 四二四
- 江原道同上 (訓)朝鮮總督第三十九號(一〇) 四二六
- 平安南道事務官、書記、技手並ニ府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第四十號(一〇) 四二八
- 平安北道同上 (訓)朝鮮總督第四十一號(一〇) 四三〇
- 咸鏡南道同上 (訓)朝鮮總督第四十二號(一〇) 四三三
- 咸鏡北道事務官、技師、書記、技手並ニ府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第四十三號(一〇) 四三三
- 關稅定率法改正 (法)第五十四號(四) 一〇六
- 同上施行期日 (勅)第三百十三號(七) 四二八
- 明治三十九年勅令第二百六十五號(關稅定率法ニ依ル製造品ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件)中改正 (勅)第四百三十九號(二) 六〇二
- 〔定額〕
- 船舶内ニ設置シタル通信官署ハ其定額港ヲ管轄スル通信管理局ノ管轄ニ屬ス (告)逓信第四百三十四號(三) 七二四
- 船舶内ニ設置シタル通信官署所屬逓信管理局ノ管轄ニ屬スル船舶定額港名 (告)逓信第五百六十四號(四) 九五二
- 〔定夫〕
- 製材職工定夫規則中改正 (訓)農商務第十二號(五) 一四七
- 〔定敷〕
- 宅地貸賃價格調査委員定敷 (省)大藏第二十九號(六) 一九三
- 明治四十二年陸運第七號(陸軍各隊陣營具定敷表及附圖)中改正 (達)陸運第二號(一) 二
- 同上 (達)陸運第十七號(四) 六九
- 同上 (達)陸運第四十七號(二) 二四二
- 〔抵當〕
- 鐵道抵當法施行規則中改正 (閣)第十七號(三) 四一
- 關東州ニ於ケル工場抵當登記取扱手續ニ關スル件 (府)關東都督第三十號(一〇) 二八一

- 陸軍將校同相當官實役停年名簿及服役停年名簿編纂規則中改正 (達)陸運第二十二號(五) 七七
- 停年計算規則改正 (達)海軍第八十七號(六) 一七六
- 〔蹄鐵工〕
- 第四十四回獸醫免許試驗並ニ第三十四回蹄鐵工免許試驗舉行地及期日 (告)農商務第二十一號(一) 一一三
- 〔帝室〕
- 帝室林野管理局官制中改正 (皇)第七號(三) 四九
- 同上 (皇)第二十九號(二) 九三
- 帝室林野管理局臨時職員官制中改正 (皇)第九號(三) 五二
- 帝室林野管理局支廳職制中改正 (省)宮内第十三號(二) 六一七
- 帝室博物館官制中改正 (皇)第八號(三) 五〇
- 同上 (皇)第三十一號(二) 九五
- 帝室會計審查局官制中改正 (皇)第二十八號(二) 九三
- 〔逓信〕
- 逓信省官制中改正 (勅)第八十八號(三) 八五
- 逓信管理局官制制定海軍局官制、通信官署官制及明治四十二年勅令第九十七號(郵便貯金局及通信官署職員定員ノ件)廢止 (勅)第九十號(三) 八八
- 海軍現役將校同相當官ニシテ逓信省所管船舶學校職員ニ任セラレタル者ニ關スル件 (勅)第二百六十二號(六) 三七四
- 郵便貯金局、逓信管理局及通信官署職員ノ特別任用ニ關スル件制定逓信事務官、通信事務官及通信事務官補特別任用令廢止 (勅)第七十號(三) 二六
- 日本帝國逓信省及墨西哥合衆國逓信工部省間ニ締結セル小包郵便物交換條約 (條)第一號(六) 一
- 同上施行期日 (告)逓信第七十三號(六) 二六二
- 日本帝國逓信省及墨西哥合衆國逓信工部省間ニ締結セル小包郵便物交換條約ノ施行規則 (告)逓信第七十二號(六) 二四八
- 日本帝國逓信省及墨西哥合衆國逓信工部省間ニ締結セル郵便爲替業務條約 (條)第二號(六) 五
- 同上施行期日 (告)逓信第七百十六號(六) 二六四
- 日本帝國逓信省及墨西哥合衆國逓信工部省間ニ締結セル郵便爲替業務條約交換局名 (告)逓信第七百十七號(六) 二六四
- 逓信大臣ノ主管ニ屬スル公益法人ノ設立及監督ニ關スル規則 (省)逓信第五十六號(三) 一一一
- 逓信官吏練習所規則中改正 (告)逓信第四百五十八號(三) 七六
- 同上 (告)逓信第六百八十二號(六) 二二七
- 逓信省位置復舊 (告)逓信第五百八十六號(五) 〇九三
- 明治四十一年告示第六百七十六號(電氣事業者ヨリ逓信省管理ノ通信事業用工作物ニ關シ承請、立會請求力)中改正 (告)逓信第四百八十六號(四) 九二二
- 海軍ニ關スル逓信管理局ノ管轄區域表並ニ逓信管理局海軍部出張所名稱位置及管轄區域表設定 (告)逓信第四百三十三號(三) 七三

- 一等郵便局ノ管理事務ヲ選信管理局ニ於テ承繼 (告)選信第四百三十七號(三) 七七
- 海軍局及海務署ノ事務ヲ選信管理局官制ニ定ムル旨 署ニ於テ承繼 (告)選信第四百三十八號(三) 七七
- 神戸選信管理局海軍部移轉 (告)選信第四百五十八號(八) 四九八
- 船舶内ニ設置シタル通信官署ハ其定額港ヲ管轄スル 選信管理局ノ管轄ニ屬ス (告)選信第四百三十四號(三) 七四
- 船舶内ニ設置シタル通信官署所屬選信管理局ノ管轄 二屬スル船舶定額港名 (告)選信第五百六十四號(四) 九五三
- 鐵道列車内及船舶内ニ於ケル郵便現業事務ノ所掌郵 便局線路區域及管轄選信管理局 (告)選信第四百三十五號(三) 七五
- 同上中改正 (告)選信第五百二十一號(四) 九三五
- 同上 (告)選信第六百七十五號(六) 二三五
- 同上 (告)選信第六百八十一號(六) 二三六
- 同上 (告)選信第八百七十九號(八) 二五〇七
- 同上 (告)選信第九百五十七號(九) 二七五九
- 同上 (告)選信第一千三百二十六號(一) 三三〇
- 同上 (告)選信第一千三百三十一號(一) 三三三
- 同上 (告)選信第一千四百十號(二) 三三八九
- 同上 (告)選信第一千四百三十一號(二) 三九四七
- 同上 (告)選信第一千四百三十七號(二) 三九四九
- 同上 (告)選信第一千四百四十九號(二) 三九五〇
- 仙臺選信管理局青森支局廢止 (告)選信第六百十八號(五) 二〇二
- 熊本選信管理局鹿兒島支局及仙臺選信管理局青森支 局設置 (告)選信第四百三十六號(三) 七二六
- 熊本選信管理局鹿兒島支局廢止 (告)選信第六百四十一號(五) 二二三
- 明治三十九年統監府令第一號(郵便法、郵便爲替法、郵 便貯金法、鐵道船舶郵便法及電信法ノ施行ハ選信省 令及告示ニ依ル件)廢止 (府)朝鮮總督第十九號(一〇) 二五三
- 朝鮮内ニ於ケル外國郵便、外國郵便爲替及外國電信 二屬シ選信省告示ノ定ムル所ニ依ル事項 (府)朝鮮總督第三十號(一〇) 二六九
- [手荷物] 日清聯絡運輸旅客及手荷物貨率規則 (告)鐵道院第十三號(三) 四三三
- [手當] 衛生試驗所現業從事判任官及雇員ノ勤勉手當ニ關ス ル件 (勅)第二百一十一號(四) 二六一
- 文部省直轄醫學專門學校附屬醫院職員ニ手當給與ノ 件 (勅)第二百五十七號(六) 三七〇
- 在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中改正 (勅)第五百五十五號(三) 二〇四
- 在外國郵便局職員手當給與規則中改正 (省)選信第十七號(三) 一〇〇

- 明治四十二年勅令第二百十五號(船舶内ニ設置シタル 通信官署ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅)第五百五十七號(三) 二〇五
- 明治三十六年勅令第四十八號(通信現業員勤勉手當 ノ件)中改正 (勅)第五百五十九號(三) 二〇六
- 明治三十一年勅令第三百七十七號(通信手鐵道番記補 航路標識看守俸給並三等郵便局長手當ノ件)中改正 (勅)第六百六十一號(三) 二〇八
- 明治四十二年勅令第二百十六號(交通至難ノ場所ニ 設置シタル通信官署ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ 件)中改正 (勅)第五百五十八號(三) 二〇六
- 明治三十五年勅令第二百二十六號(在清國帝國領事館 附海軍局職員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅)第五百五十六號(三) 二〇四
- 在清國帝國領事館附海軍局職員手當給與ニ關スル手 續中改正 (省)選信第十八號(三) 一〇〇
- 朝鮮總督府職員ノ交際手當ニ關スル件 (勅)第三百八十五號(九) 五二四
- 朝鮮總督府及其所屬官署ノ職員ニシテ通譯ノ事ヲ兼 掌スル者ノ特別手當ニ關スル件 (勅)第三百八十七號(九) 五二五
- 交通至難ノ場所ニ在勤スル朝鮮總督府通信官署職員 ノ手當ニ關スル件 (勅)第三百八十八號(九) 五二六
- 交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤スル朝鮮總督 府通信技手及航路標識看守月手當給與規則 (訓)朝鮮總督第三十七號(一〇) 三三八
- 同上中改正 (訓)朝鮮總督第五十號(一〇) 四三五
- 同上 (訓)朝鮮總督第六十八號(三) 六一〇
- 明治四十年勅令第五百十號(統監府及所屬官署職員 ノ俸給手當及宿舍料前金減ノ件)中改正 (勅)第四百十三號(九) 五五五
- 臺灣樺太並在外陸軍軍醫員備人死傷手當給與規則 中改正 (勅)第四百二十六號(二) 五五九
- 臺灣並在外陸軍軍醫員備人死傷手當給與規則中追加 (省)樞軍第十五號(二) 六一八
- 臺灣樺太並在外海軍軍醫員備人死傷手當給與規則中 改正 (省)海軍第十二號(二) 六二九
- 明治三十年勅令第二百四十六號(北海道廳巡查番守 及北海道集治監看守ニ手當支給ノ件)中改正 (勅)第十九號(三) 一八
- 明治三十一年勅令第三百五十八號(千島諸島ニ在勤 スル北海道廳ノ支廳長、副支廳長、警部、巡查、森林看守、 專業手及月長、兼生、雇員ノ手當給與ノ件)中改正 (勅)第十八號(三) 一七
- 千島國諸島ニ在勤スル北海道廳支廳長以下手當給與 規則中改正 (省)內務第七號(三) 三九
- 宅地賃賃價格調査委員手當及旅費支給規程 (省)大藏第三十四號(七) 四三五
- 明治四十三年法律第四十八號(鹽灘地整理ニ關スル 件)ニ依ル鑑定人ノ手當及旅費 (省)大藏第三十六號(八) 五二五

- 明治三十七年省令第三十二號(煙草專賣法ニ依ル鑑定人ノ手當監費支給方及異議申立人ノ負擔スヘキ費用徴收方)中改正 (省)大藏第五十一號(一〇) 五八八
- 明治三十八年省令第二十七號(鹽專賣法施行細則ニ依リ選定シタル鑑定人ノ手當監費支給方及再鑑定申立人ノ負擔スヘキ費用ノ件)中改正 (省)大藏第五十二號(一〇) 五八九
- 勸勉手當支給規則中改正 (達)陸軍第四十一號(一〇) 三三九
- 勸勉手當支給規則中改正 (達)海軍第二十八號(三) 五二
- 統監府郵便所長手當金年額 (府)統監第三十四號(七) 一六〇
- 統監府看守及統監府女監取締非番勤務手當宿料及特別手當支給規則中改正 (訓)統監第十號(七) 二八二
- 明治四十二年統監府訓令第三十二號(統監府看守及統監府女監取締非番勤務手當宿料及特別手當支給規則)中改正 (訓)朝鮮總督第二十一號(一〇) 三六五
- 明治三十二年告示第五十三號(獸疫豫防規則ニ依リ撲殺セル獸類ニ對シテ下付スヘキ手當金標準額)中改正 (告)臺灣總督第一號(一) 二五二
- 關東都督府郵便所長手當金年額 (府)關東都督第十五號(五) 一四〇
- 〔手数料〕
- 賣藥部外品ノ免許手数料等ニ關スル件 (勅)第二百十九號(五) 二六九
- 明治四十三年勅令第二百十九號ニ依ル手数料額及手数料免除ニ關スル件 (省)內務第十九號(五) 一四三
- 明治四十三年勅令第二百十九號第二條ノ規定ニ關スル件 (省)農商務第六號(五) 一八二
- 明治三十五年勅令第六十號(漁業ニ關スル手数料ノ件)改正 (勅)第四百三十一號(一) 五九二
- 明治三十三年告示第四十一號(領事官ノ徴收スル手数料及出役費用ヲ收入印紙ニテ納付セシムルコトヲ得ル地指定)中追加 (告)外務第六號(八) 一四四
- 明治三十七年省令第十號(私設保稅倉庫ノ營業等ニ關スル特許手数料)中改正 (省)大藏第五十七號(三) 六八〇
- 明治三十二年省令第十四號(土地登記簿、工場財團登記簿、營業財團登記簿、建物登記簿及商業登記簿ノ謄本又ハ抄本ノ請求ニ關スル手数料ノ件)中追加 (省)司法第六號(四) 一三三
- 明治三十二年訓令第五號(登録稅及手数料報告格式)中改正 (訓)司法第一號(三) 四一
- 海員裁判所ノ裁決ノ正本謄本抄本又ハ被審人陳述書ノ謄本下付手数料ノ件 (省)遞信第四號(三) 七九
- 明治四十一年府令第二十五號(收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手数料ノ項目)中追加 (府)關東都督第四十號(二) 三九一
- 旅順港取締規則及大連港則ニ依ル船舶物件ノ消滅費、停留人ノ食費患者、死者其他ニ關スル費用及手数料 (府)關東都督第三十五號(二) 三八九
- 明治三十四年遞信省告示第三十七號(鐵道作業局大貨物運賃手数料及等級表)中改正 (告)鐵道院第三號(二) 二八三

- 同上 (告)鐵道院第六十四號(六) 二二九
- 明治三十四年告示第三十七號(鐵道作業局大貨物運賃手数料及等級表)外四件ヲ橫濱線ニ準用方 (告)鐵道院第二十四號(四) 七七
- 明治三十二年告示第七十七號(船舶法施行細則)ニ依リ手数料納付場所ノ件)中改正 (告)遞信第四百五十七號(三) 七三六
- 明治三十一年告示第三百二十三號(本邦及在韓國、清國、本邦郵便局相互發着郵便物ニ內國郵便稅及手数料適用)廢止 (告)遞信第四百二十號(三) 七〇八
- 〔鐵道〕
- 鐵道敷設法中改正 (法)第二十二號(三) 五二
- 北海道鐵道敷設法中改正 (法)第二十三號(三) 五三
- 鐵道營業法中改正 (法)第五十號(四) 九四
- 輕便鐵道法 (法)第五十七號(四) 二二
- 同上施行期日 (勅)第三百十四號(八) 四一九
- 輕便鐵道法施行規則 (閣)第十二號(八) 一九
- 輕便鐵道營業規程 (閣)第十三號(八) 三〇
- 輕便鐵道會計準則 (閣)第十四號(八) 三七
- 輕便鐵道法第四條但書ニ依ル線路敷設ノ許可手續 (省)內務第二十七號(八) 五二四
- 輕便鐵道法第四條但書ニ依リ線路敷設ノ許可ヲ申請スル者ノ書類進達方 (訓)內務第十三號(八) 二八八
- 輕便鐵道事故届出ニ關スル規程 (告)內閣第十三號(一) 二二七
- 輕便鐵道營業報告書ハ私設鐵道法第六十六條營業報告書格式ニ準據調製方 (告)內閣第十四號(一) 二二八
- 輕便鐵道運賃ハ鐵道運賃規程ニ準據調製方 (告)內閣第十五號(一) 二二九
- 輕便鐵道統計ニ關シテ鐵道統計規程第一條乃至第四條ノ規定準用 (告)內閣第十六號(一) 二二九
- 韓國在勤鐵道院所屬官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第三十八號(四) 七五
- 鐵道院官制中改正 (勅)第三十五號(三) 三六
- 明治四十二年勅令第三百三十七號(鐵道院職員定員ノ件)中改正 (勅)第三十六號(三) 三八
- 同上 (勅)第三百五十三號(九) 四七七
- 明治四十年勅令第二十八號(鐵道院技監候補ノ件)廢止 (勅)第三百三十四號(三) 一三一
- 鐵道院總裁秘書ノ任用分限及官等ニ關スル件制定明治四十一年勅令第三百二號(鐵道院總裁秘書ノ任用及官等ニ關スル件)廢止 (勅)第二百八十九號(六) 四〇四
- 朝鮮總督府鐵道局官制 (勅)第三百五十九號(九) 四九一
- 朝鮮總督府鐵道局職員特別任用令 (勅)第三百九十五號(九) 五三一
- 明治三十一年勅令第三百十七號(通信手鐵道書記補航路標識看守俸給並三等郵便局長手當ノ件)中改正 (勅)第六十一號(三) 二〇八

○鐵道書記補、通信手特別任用令廢止 (勅)第七十號(三) 二六	○鐵道抵當法施行規則中改正 (閣)第十七號(三) 四一
○明治四十年勅令第七十二號(樺太廳ニ鐵道書記補 置ノ件)中改正 (勅)第七十號(三) 二〇	○荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハサル鐵道運送品 等ノ公告ニ關スル件 (閣)第十一號(五) 一六
○明治三十三年法律第五十號(官設鐵道郵便、電信 郵便及郵便貯金ニ關スル 現金出納ニ關スル件)ヲ 朝鮮ニ施行スル件 (勅)第四百十五號(一〇) 五四九	○鐵道院職員上衣及外套襟章 (閣)第一號(一) 一
○鐵道院所屬ノ將校以下ヲシテ公共團體ノ經營スル 輕便鐵道業務ニ從事セシムル場合ニ關スル件 (勅)第三百十七號(八) 四三〇	○鐵道院出納員現金取扱規則中改正 (省)大藏第十五號(四) 二二二
○朝鮮總督府鐵道局現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (勅)第四百十四號(七) 五四六	○鐵道院會計事務規程中改正 (達)大藏往第三九三五號(四) 六七
○明治三十三年勅令第四百八號(官設鐵道郵便電信 話官署出納員現金出納ニ關スル件)中改正 (勅)第四百十六號(一〇) 五四九	○舊鐵道株式會社第二回社債償還額 (告)大藏第五十一號(四) 八二〇
○鐵道院所屬高梁鐵道ノ拱内又ハ橋下ヲ渡ス場合ニ 於テ關連契約ニ依ルコトヲ得ル件 (勅)第三百四十一號(七) 四五七	○舊鐵道株式會社第二回社債ノ内償還額 (告)大藏第五百二十三號(一〇) 二八九
○明治三十二年勅令第三百二十三號(臺灣總督府鐵道 事業ニ要スル鐵道用品ノ賣買貸借附屬契約ノ件)同 四十二年勅令第二百六號(臺灣總督府ニ於テ鐵道 事業ニ必要ナル物件ノ購入ニ關スル 隨意契約ノ件) 中改正 (勅)第四百十號(七) 四四三	○南滿洲ニ於ケル鐵道守備ニ任スル獨立守備隊補充要 員トシテ陸軍隊備役後備役各兵科各部トシテ兵卒召募 (告)陸軍第五號(三) 四八八
○明治三十九年勅令第四百十二號(南滿洲鐵道株式會 社ニ關スル件)中改正 (勅)第四百號(一) 四	○明治四十二年告示第五號(鐵道管理局名稱位置及管 理區域)中追加 (告)內閣第一號(三) 四七三

○同上 (告)內閣第八號(八) 四二二	○同上 (告)鐵道院第十六號(三) 三三七
○同上 (告)內閣第九號(九) 四四九	○同上 (告)鐵道院第十七號(三) 三三八
○同上 (告)內閣第十號(一〇) 四八三	○同上 (告)鐵道院第十八號(三) 四七一
○同上 (告)內閣第十一號(一一) 五〇九	○同上 (告)鐵道院第十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第十二號(一二) 五三三	○同上 (告)鐵道院第二十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第十三號(一三) 五五七	○同上 (告)鐵道院第二十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第十四號(一四) 五八〇	○同上 (告)鐵道院第二十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第十五號(一五) 六〇四	○同上 (告)鐵道院第二十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第十六號(一六) 六二七	○同上 (告)鐵道院第二十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第十七號(一七) 六五〇	○同上 (告)鐵道院第二十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第十八號(一八) 六七三	○同上 (告)鐵道院第二十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第十九號(一九) 六九六	○同上 (告)鐵道院第二十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第二十號(二〇) 七一〇	○同上 (告)鐵道院第二十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第二十一號(二一) 七三三	○同上 (告)鐵道院第二十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第二十二號(二二) 七五七	○同上 (告)鐵道院第三十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第二十三號(二三) 七八〇	○同上 (告)鐵道院第三十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第二十四號(二四) 八〇四	○同上 (告)鐵道院第三十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第二十五號(二五) 八二七	○同上 (告)鐵道院第三十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第二十六號(二六) 八五〇	○同上 (告)鐵道院第三十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第二十七號(二七) 八七三	○同上 (告)鐵道院第三十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第二十八號(二八) 八九六	○同上 (告)鐵道院第三十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第二十九號(二九) 九一〇	○同上 (告)鐵道院第三十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第三十號(三〇) 九三三	○同上 (告)鐵道院第三十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第三十一號(三一) 九五七	○同上 (告)鐵道院第三十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第三十二號(三二) 九八〇	○同上 (告)鐵道院第四十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第三十三號(三三) 一〇〇四	○同上 (告)鐵道院第四十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第三十四號(三四) 一〇二七	○同上 (告)鐵道院第四十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第三十五號(三五) 一〇五〇	○同上 (告)鐵道院第四十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第三十六號(三六) 一〇七三	○同上 (告)鐵道院第四十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第三十七號(三七) 一〇九六	○同上 (告)鐵道院第四十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第三十八號(三八) 一一二〇	○同上 (告)鐵道院第四十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第三十九號(三九) 一一四三	○同上 (告)鐵道院第四十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第四十號(四〇) 一一六六	○同上 (告)鐵道院第四十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第四十一號(四一) 一二一〇	○同上 (告)鐵道院第四十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第四十二號(四二) 一二三三	○同上 (告)鐵道院第五十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第四十三號(四三) 一二五七	○同上 (告)鐵道院第五十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第四十四號(四四) 一二八〇	○同上 (告)鐵道院第五十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第四十五號(四五) 一三〇四	○同上 (告)鐵道院第五十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第四十六號(四六) 一三二七	○同上 (告)鐵道院第五十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第四十七號(四七) 一三五〇	○同上 (告)鐵道院第五十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第四十八號(四八) 一三七三	○同上 (告)鐵道院第五十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第四十九號(四九) 一三九六	○同上 (告)鐵道院第五十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第五十號(五〇) 一四二〇	○同上 (告)鐵道院第五十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第五十一號(五一) 一四四三	○同上 (告)鐵道院第五十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第五十二號(五二) 一四六六	○同上 (告)鐵道院第六十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第五十三號(五三) 一四九〇	○同上 (告)鐵道院第六十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第五十四號(五四) 一五一三	○同上 (告)鐵道院第六十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第五十五號(五五) 一五三六	○同上 (告)鐵道院第六十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第五十六號(五六) 一五五九	○同上 (告)鐵道院第六十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第五十七號(五七) 一五八二	○同上 (告)鐵道院第六十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第五十八號(五八) 一六〇五	○同上 (告)鐵道院第六十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第五十九號(五九) 一六二八	○同上 (告)鐵道院第六十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第六十號(六〇) 一六五二	○同上 (告)鐵道院第六十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第六十一號(六一) 一六七五	○同上 (告)鐵道院第六十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第六十二號(六二) 一六九八	○同上 (告)鐵道院第七十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第六十三號(六三) 一七二一	○同上 (告)鐵道院第七十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第六十四號(六四) 一七四四	○同上 (告)鐵道院第七十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第六十五號(六五) 一七六七	○同上 (告)鐵道院第七十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第六十六號(六六) 一七九〇	○同上 (告)鐵道院第七十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第六十七號(六七) 一八一三	○同上 (告)鐵道院第七十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第六十八號(六八) 一八三六	○同上 (告)鐵道院第七十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第六十九號(六九) 一八五九	○同上 (告)鐵道院第七十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第七十號(七〇) 一八八二	○同上 (告)鐵道院第七十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第七十一號(七一) 一九〇五	○同上 (告)鐵道院第七十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第七十二號(七二) 一九二八	○同上 (告)鐵道院第八十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第七十三號(七三) 一九五一	○同上 (告)鐵道院第八十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第七十四號(七四) 一九七四	○同上 (告)鐵道院第八十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第七十五號(七五) 一九九七	○同上 (告)鐵道院第八十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第七十六號(七六) 二〇二〇	○同上 (告)鐵道院第八十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第七十七號(七七) 二〇四三	○同上 (告)鐵道院第八十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第七十八號(七八) 二〇六六	○同上 (告)鐵道院第八十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第七十九號(七九) 二〇八九	○同上 (告)鐵道院第八十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第八十號(八〇) 二一一二	○同上 (告)鐵道院第八十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第八十一號(八一) 二一三五	○同上 (告)鐵道院第八十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第八十二號(八二) 二一五八	○同上 (告)鐵道院第九十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第八十三號(八三) 二一八一	○同上 (告)鐵道院第九十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第八十四號(八四) 二二〇四	○同上 (告)鐵道院第九十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第八十五號(八五) 二二二七	○同上 (告)鐵道院第九十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第八十六號(八六) 二二五〇	○同上 (告)鐵道院第九十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第八十七號(八七) 二二七三	○同上 (告)鐵道院第九十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第八十八號(八八) 二二九六	○同上 (告)鐵道院第九十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第八十九號(八九) 二三一九	○同上 (告)鐵道院第九十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第九十號(九〇) 二三四二	○同上 (告)鐵道院第九十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第九十一號(九一) 二三六五	○同上 (告)鐵道院第九十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第九十二號(九二) 二三八八	○同上 (告)鐵道院第一百號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第九十三號(九三) 二四一一	○同上 (告)鐵道院第一百零一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第九十四號(九四) 二四三四	○同上 (告)鐵道院第一百零二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第九十五號(九五) 二四五七	○同上 (告)鐵道院第一百零三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第九十六號(九六) 二四八〇	○同上 (告)鐵道院第一百零四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第九十七號(九七) 二五〇三	○同上 (告)鐵道院第一百零五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第九十八號(九八) 二五二六	○同上 (告)鐵道院第一百零六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第九十九號(九九) 二五四九	○同上 (告)鐵道院第一百零七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百號(一〇〇) 二五七二	○同上 (告)鐵道院第一百零八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百零一號(一〇一) 二五九五	○同上 (告)鐵道院第一百零九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百零二號(一〇二) 二六一八	○同上 (告)鐵道院第一百一十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百零三號(一〇三) 二六四一	○同上 (告)鐵道院第一百一十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百零四號(一〇四) 二六六四	○同上 (告)鐵道院第一百一十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百零五號(一〇五) 二六八七	○同上 (告)鐵道院第一百一十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百零六號(一〇六) 二七一〇	○同上 (告)鐵道院第一百一十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百零七號(一〇七) 二七三三	○同上 (告)鐵道院第一百一十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百零八號(一〇八) 二七五六	○同上 (告)鐵道院第一百一十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百零九號(一〇九) 二七七九	○同上 (告)鐵道院第一百一十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百一十號(一一〇) 二八〇二	○同上 (告)鐵道院第一百一十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百一十一號(一一一) 二八二五	○同上 (告)鐵道院第一百一十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百一十二號(一一二) 二八四八	○同上 (告)鐵道院第一百二十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百一十三號(一一三) 二八七一	○同上 (告)鐵道院第一百二十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百一十四號(一一四) 二八九四	○同上 (告)鐵道院第一百二十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百一十五號(一一五) 二九一七	○同上 (告)鐵道院第一百二十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百一十六號(一一六) 二九四〇	○同上 (告)鐵道院第一百二十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百一十七號(一一七) 二九六三	○同上 (告)鐵道院第一百二十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百一十八號(一一八) 二九八六	○同上 (告)鐵道院第一百二十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百一十九號(一一九) 三〇〇九	○同上 (告)鐵道院第一百二十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百二十號(一二〇) 三〇三二	○同上 (告)鐵道院第一百二十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百二十一號(一二一) 三〇五五	○同上 (告)鐵道院第一百二十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百二十二號(一二二) 三〇七八	○同上 (告)鐵道院第一百三十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百二十三號(一二三) 三一一一	○同上 (告)鐵道院第一百三十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百二十四號(一二四) 三一三四	○同上 (告)鐵道院第一百三十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百二十五號(一二五) 三一五七	○同上 (告)鐵道院第一百三十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百二十六號(一二六) 三一八〇	○同上 (告)鐵道院第一百三十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百二十七號(一二七) 三二〇三	○同上 (告)鐵道院第一百三十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百二十八號(一二八) 三二二六	○同上 (告)鐵道院第一百三十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百二十九號(一二九) 三二四九	○同上 (告)鐵道院第一百三十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百三十號(一三〇) 三二七二	○同上 (告)鐵道院第一百三十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百三十一號(一三一) 三二九五	○同上 (告)鐵道院第一百三十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百三十二號(一三二) 三三一八	○同上 (告)鐵道院第一百四十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百三十三號(一三三) 三三四一	○同上 (告)鐵道院第一百四十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百三十四號(一三四) 三三六四	○同上 (告)鐵道院第一百四十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百三十五號(一三五) 三三八七	○同上 (告)鐵道院第一百四十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百三十六號(一三六) 三四一〇	○同上 (告)鐵道院第一百四十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百三十七號(一三七) 三四三三	○同上 (告)鐵道院第一百四十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百三十八號(一三八) 三四五六	○同上 (告)鐵道院第一百四十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百三十九號(一三九) 三四七九	○同上 (告)鐵道院第一百四十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百四十號(一四〇) 三五〇二	○同上 (告)鐵道院第一百四十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百四十一號(一四一) 三五二五	○同上 (告)鐵道院第一百四十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百四十二號(一四二) 三五四八	○同上 (告)鐵道院第一百五十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百四十三號(一四三) 三五七二	○同上 (告)鐵道院第一百五十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百四十四號(一四四) 三五九五	○同上 (告)鐵道院第一百五十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百四十五號(一四五) 三六一八	○同上 (告)鐵道院第一百五十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百四十六號(一四六) 三六四一	○同上 (告)鐵道院第一百五十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百四十七號(一四七) 三六六四	○同上 (告)鐵道院第一百五十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百四十八號(一四八) 三六八七	○同上 (告)鐵道院第一百五十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百四十九號(一四九) 三七一〇	○同上 (告)鐵道院第一百五十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百五十號(一五〇) 三七三三	○同上 (告)鐵道院第一百五十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百五十一號(一五一) 三七五六	○同上 (告)鐵道院第一百五十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百五十二號(一五二) 三七七九	○同上 (告)鐵道院第一百六十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百五十三號(一五三) 三八〇二	○同上 (告)鐵道院第一百六十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百五十四號(一五四) 三八二五	○同上 (告)鐵道院第一百六十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百五十五號(一五五) 三八四八	○同上 (告)鐵道院第一百六十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百五十六號(一五六) 三八七一	○同上 (告)鐵道院第一百六十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百五十七號(一五七) 三八九四	○同上 (告)鐵道院第一百六十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百五十八號(一五八) 三九一七	○同上 (告)鐵道院第一百六十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百五十九號(一五九) 三九四〇	○同上 (告)鐵道院第一百六十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百六十號(一六〇) 三九六三	○同上 (告)鐵道院第一百六十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百六十一號(一六一) 三九八六	○同上 (告)鐵道院第一百六十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百六十二號(一六二) 四〇〇九	○同上 (告)鐵道院第一百七十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百六十三號(一六三) 四〇三二	○同上 (告)鐵道院第一百七十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百六十四號(一六四) 四〇五五	○同上 (告)鐵道院第一百七十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百六十五號(一六五) 四〇七八	○同上 (告)鐵道院第一百七十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百六十六號(一六六) 四〇八一	○同上 (告)鐵道院第一百七十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百六十七號(一六七) 四〇〇四	○同上 (告)鐵道院第一百七十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百六十八號(一六八) 四〇二七	○同上 (告)鐵道院第一百七十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百六十九號(一六九) 四〇五〇	○同上 (告)鐵道院第一百七十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百七十號(一七〇) 四〇七三	○同上 (告)鐵道院第一百七十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百七十一號(一七一) 四〇九六	○同上 (告)鐵道院第一百七十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百七十二號(一七二) 四一一九	○同上 (告)鐵道院第一百八十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百七十三號(一七三) 四一四二	○同上 (告)鐵道院第一百八十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百七十四號(一七四) 四一六五	○同上 (告)鐵道院第一百八十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百七十五號(一七五) 四一八八	○同上 (告)鐵道院第一百八十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百七十六號(一七六) 四二一一	○同上 (告)鐵道院第一百八十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百七十七號(一七七) 四二三四	○同上 (告)鐵道院第一百八十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百七十八號(一七八) 四二五七	○同上 (告)鐵道院第一百八十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百七十九號(一七九) 四二八〇	○同上 (告)鐵道院第一百八十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百八十號(一八〇) 四三〇三	○同上 (告)鐵道院第一百八十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百八十一號(一八一) 四三二六	○同上 (告)鐵道院第一百八十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百八十二號(一八二) 四三四九	○同上 (告)鐵道院第一百九十號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百八十三號(一八三) 四三七二	○同上 (告)鐵道院第一百九十一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百八十四號(一八四) 四三九五	○同上 (告)鐵道院第一百九十二號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百八十五號(一八五) 四四一八	○同上 (告)鐵道院第一百九十三號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百八十六號(一八六) 四四四一	○同上 (告)鐵道院第一百九十四號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百八十七號(一八七) 四四六四	○同上 (告)鐵道院第一百九十五號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百八十八號(一八八) 四四八七	○同上 (告)鐵道院第一百九十六號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百八十九號(一八九) 四五一〇	○同上 (告)鐵道院第一百九十七號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百九十號(一九〇) 四五三三	○同上 (告)鐵道院第一百九十八號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百九十一號(一九一) 四五五六	○同上 (告)鐵道院第一百九十九號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百九十二號(一九二) 四五七九	○同上 (告)鐵道院第二百號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百九十三號(一九三) 四六〇二	○同上 (告)鐵道院第二百零一號(三) 四七三
○同上 (告)內閣第一百九十四號(一九	

- 同上 (告)鐵道院第二十二號(三) 四七一
- 同上 (告)鐵道院第四十號(五) 九九三
- 同上 (告)鐵道院第八十四號(九) 一五五二
- 同上 (告)鐵道院第八十六號(九) 一五五三
- 同上 (告)鐵道院第七號(一) 一三三三
- 明治四十一年告示第三號(西部鐵道管理局出張所名稱位置及所管區域)中改正 (告)鐵道院第六十七號(七) 二二九一
- 明治三十四年告示第三十七號(鐵道作業局大貨物運賃手數料及等級表)中追加 (告)鐵道院第六十四號(六) 二二九九
- 同上 (告)鐵道院第三號(三) 二二八三
- 明治三十四年告示第三十七號(鐵道作業局大貨物運賃手數料及等級表)外四件ヲ續行ニ進用方 (告)鐵道院第二十四號(四) 七七一
- 明治四十一年通告告示第八十一號(鐵道院所管汽船青森函館間大貨物通常斤扱及生獸類車輛積賃金)及同第九百四十號(鐵道院所管汽船青森函館間大貨物通常噸扱賃金)中改正 (告)鐵道院第十二號(三) 四四三
- 同上 (告)鐵道院第四十二號(五) 九九四
- 明治四十一年告示第十二號(九州線貨物專用線中一般貨物取扱開始)中改正 (告)鐵道院第三十九號(五) 九九三
- 明治四十年告示第三百六十二號(北海道函館線手荷物取扱於旅客ノ取扱停止ノ件)中追加 (告)鐵道院第九十二號(一〇) 一八二四
- 中央東線大月笹子間ニ初狩停車場設置 (告)鐵道院第四號(二) 二八四
- 東北本線蓮田久喜間ニ白岡停車場設置 (告)鐵道院第五號(二) 二八五
- 鹿兒島本線久留米羽犬塚間ニ荒木停車場設置 (告)鐵道院第二十六號(四) 七七二
- 函館本線札幌白石間ニ苗穂停車場設置 (告)鐵道院第三十六號(四) 七七四
- 九州筑豐本線新入第三、新入第四兩停車場廢止新入第三第四停車場開設 (告)鐵道院第三十八號(五) 九九三
- 岡山驛支所設置 (告)鐵道院第五十一號(六) 一三三五
- 韓國馬山線昌原馬山間ニ舊馬山停車場設置 (告)鐵道院第五十四號(六) 一三三六
- 山陽本線船木小野田間ニ宇部停車場設置 (告)鐵道院第六十二號(六) 一三三八
- 東北本線赤羽藤岡間川口町停車場設置 (告)鐵道院第七十六號(九) 一五四九
- 東海道本線住吉三ノ宮間ニ灘停車場設置 (告)鐵道院第八十三號(九) 一五五一
- 奧羽本線鹿坂板谷間赤岩停車場設置 (告)鐵道院第九十三號(一〇) 一八二四
- 九州筑豐本線菅平田分岐點、菅平田間ニ第二菅平田分岐點設置 (告)鐵道院第九十五號(一〇) 一八二五
- 山手線板橋赤羽間ニ十條停車場設置 (告)鐵道院第一百號(一〇) 一八二六
- 東北本線乙野邊地間ニ千良停車場設置 (告)鐵道院第一百一號(一二) 二二九九

- 北海道函館本線小樽朝里間ニ小樽港停車場設置 (告)鐵道院第一百三號(一二) 一三三〇
- 山手線其鴨田端間ニ駒込停車場設置 (告)鐵道院第一百四號(一二) 一三三〇
- 關西本線八尾停車場加美汽動車專用乘降場間ニ久寶寺汽動車專用乘降場設置 (告)鐵道院第一百十二號(一二) 一三三三
- 中央東線上野原、島澤間ニ四方津停車場設置 (告)鐵道院第一百七號(一二) 一三五七
- 九州佐世保線早岐佐世保間ニ日字停車場設置 (告)鐵道院第二百二十一號(一二) 一三五八
- 常磐線南中郷停車場一般貨物取扱開始 (告)鐵道院第八號(二) 二八六
- 東北本線田端停車場一般貨物取扱開始 (告)鐵道院第十七號(三) 四七〇
- 東海道本線鶴見停車場一般貨物取扱開始 (告)鐵道院第五十九號(六) 二二三七
- 吳線矢野停車場一般貨物取扱開始 (告)鐵道院第六十六號(七) 二二九一
- 兩毛線國定停車場一般貨物取扱開始 (告)鐵道院第七十一號(八) 二四一一
- 西成線福島停車場一般大貨物取扱廢止 (告)鐵道院第三十五號(四) 七七四
- 水戸線羽黑停車場旅客手小荷物取扱開始 (告)鐵道院第六十九號(七) 二二九一
- 北海道夕張線沼ノ澤停車場旅客手小荷物取扱開始 (告)鐵道院第七十二號(八) 一四一一
- 山手線新宿目白間高田馬場停車場(電車專用)設置及ニ旅客及手小荷物取扱開始 (告)鐵道院第七十五號(九) 一五四九
- 韓國京釜線本線增若停車場開設 (告)鐵道院第五十三號(六) 二二三六
- 讚岐線高松停車場位置變更及ニ高松樓橋待合所廢止 (告)鐵道院第六十三號(六) 二二三八
- 西成線福島停車場一般運輸營業開始及ニ同線天保山停車場廢止 (告)鐵道院第十八號(三) 四七〇
- 鹿兒島本線海老津停車場一般運輸營業開始 (告)鐵道院第二號(二) 二八三
- 常磐線勝田、小木津、南中郷停車場同上 (告)鐵道院第十四號(三) 四六九
- 北陸本線魚津泊間鐵道運輸營業開始 (告)鐵道院第三十號(四) 七七三
- 宇野線岡山宇野間同上 (告)鐵道院第四十八號(六) 一三三三
- 鹿兒島本線坂本白石間ニ瀬戸石、一勝地渡間ニ那瓦口停車場設置一般運輸營業開始 (告)鐵道院第五十八號(六) 一三三三
- 山陰線宍道莊原間及ニ鳥取岩美間鐵道運輸營業開始 (告)鐵道院第四十六號(六) 一三三三
- 借越線輕井澤追分間齊掛停車場設置一般運輸營業開始 (告)鐵道院第六十八號(七) 二二九一

- 京都線開部被部間運輸營業開始 (告)鐵道院第七十三號(八)二四二
- 北海道網走線池田道別間同上 (告)鐵道院第八十一號(九)二五二
- 中央西線須原上松間及中央東線奈良井飯原間同上 (告)鐵道院第八十七號(〇)二八三
- 山陰線莊原出雲今市間並三同線島取若美間設置ノ鹽見停車場同上 (告)鐵道院第九十號(〇)二八四
- 信越線新津島下間同上 (告)鐵道院第九十七號(〇)二八六
- 北海道留萌線深川留萌間同上 (告)鐵道院第九十五號(二)三三〇
- 中央東線飯原宮ノ越間及中央西線上松水會福島間同上 (告)鐵道院第九十九號(二)三三二
- 岩越線喜多方山都間同上 (告)鐵道院第一百十五號(二)三三五
- 九州豐州本線宇佐中山香間同上 (告)鐵道院第一百十八號(二)三三五
- 東神奈川八王子間橫濱鐵道會社社債受運營業ノ橫濱線ノ營業哩程改正 (告)鐵道院第十六號(三)四七〇
- 九州筑豐線本洞分岐點哩程改正 (告)鐵道院第二十五號(四)七七一
- 鐵道院第一百十三號(二)三三三
- 鐵道院所管汽船青森函館間大貨物危險品貨金等 (告)鐵道院第四十一號(五)九九三
- 鐵道院所管汽船青森函館間長尺瀨大品ニ關スル運賃割増方 (告)鐵道院第四十三號(五)九九四
- 長門國豐浦郡彦島村字生板夕灣製前國企教郡足立村大字赤坂間ニ鐵道事業用水底電線布設 (告)鐵道院第十號(二)二八六
- 名古屋市第十回關西府縣聯合共進會會場正門前ニ鐵道營業所設置 (告)鐵道院第十一號(三)二八八
- 名古屋共進會會場內ノ鐵道營業所事務取扱期間 (告)鐵道院第五十五號(六)二三六
- 東海道本線島森有樂町間電車ニ檢ル旅客ノ取扱開始 (告)鐵道院第五十六號(六)二三六
- 鐵道列車內及船內ニ於ケル郵便現業事務ノ所掌郵便局線路區域及管轄遞信管理局 (告)遞信第四百三十五號(三)七二五
- 明治四十三年告示第四百三十五號(鐵道列車內及船內ニ於ケル郵便現業事務ノ所掌郵便局線路區域)中改正 (告)遞信第五百二十三號(四)九三四
- 同上 (告)遞信第六百七十五號(六)二三五
- 同上 (告)遞信第六百八十一號(六)二三六
- 同上 (告)遞信第八百七十九號(八)二五〇七
- 同上 (告)遞信第九百五十七號(九)二七五九

- 同上 (告)遞信第九九號(〇)四〇四
- 同上 (告)遞信第一千二百五號(〇)〇七九
- 同上 (告)遞信第一千二百六號(二)三三〇
- 同上 (告)遞信第一千三百三十一號(二)三三二
- 同上 (告)遞信第一千四百十號(二)三三九
- 同上 (告)遞信第一千四百三十一號(二)三九九
- 同上 (告)遞信第一千四百三十七號(二)三九九
- 同上 (告)遞信第一千四百四十九號(二)三九九
- 朝鮮總督府鐵道局ノ出納員ニ關スル件 (府)朝鮮總督第二十二號(〇)二五七
- 明治三十九年統監府令第一號(郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、鐵道船舶郵便法及電信法ノ施行ノ遞信省令及告示ニ依ル件)廢止 (府)朝鮮總督第十九號(〇)二五三
- 鐵道院韓國鐵道管理局出納官吏及出納員任命規程廢止 (訓)朝鮮總督第二十九號(〇)三九二
- 朝鮮總督府鐵道局事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第五號(〇)三四二
- 朝鮮總督府鐵道局倉庫事務規程 (訓)朝鮮總督第三十號(〇)三九二
- 朝鮮總督府鐵道局從事員講習所規程 (訓)朝鮮總督第六十一號(二)五三三
- 朝鮮總督府鐵道局職員救濟組合規則 (訓)朝鮮總督第二十五號(二)三六八
- 共濟組合ヲ組織スル朝鮮總督府鐵道局所屬職員以下ノ現業員指定 (訓)朝鮮總督第二十六號(二)三八七
- 明治四十二年告示第八十二號(韓國鐵道管理局出張所名稱位置及所管區域)廢止 (告)鐵道院第七號(三)二八五
- 朝鮮總督府鐵道局事務所ノ名稱、位置及所管區域 (告)朝鮮總督第二號(二)〇九九
- 朝鮮總督府鐵道局所屬工場ノ名稱及位置 (告)朝鮮總督第三號(二)〇九九
- 平南線平壤鎮南浦間鐵道運輸營業開始 (告)朝鮮總督第十四號(〇)三三〇
- 京釜支線富平柵峴間ニ米安停車場設置 (告)朝鮮總督第十五號(〇)三三二
- 韓國政府告示ノ鐵道用地收用ノタメ土地、地上物件ノ賣買、典當及家屋、墳墓ノ新造等禁止ノ件 (告)統監第四十三號(四)九五八
- 韓國政府告示ノ鐵道用地收用ノタメ土地、地上物件ノ賣買、典當及家屋、墳墓ノ新造等禁止地區中追加ノ件 (告)統監第六十一號(四)九七六
- 同上 (告)統監第六十五號(四)九七九

- 韓國政府告示ノ龍山元山線鐵道用地收用終了マテ土地、地上物件ノ賣買、典當及家屋、墳墓ノ新造等禁止地區中追加 (告) 統監第八十九號(二)二七四
- 韓國政府公布ノ龍山元山間及太田木浦間鐵道用地ニ關スル禁止行為ノ件中追加 (告) 統監第九百二十六號(二)二八三
- 臺灣總督府鐵道部運輸規程中改正 (府) 臺灣總督第五號(三) 三
- 荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハサル鐵道運送品等ノ公告ニ關スル件 (府) 臺灣總督第五十八號(七) 一六八
- 臺灣製糖株式會社鐵道東港線中北勢庄內閣帝間ニ過溪仔乘降場、阿里港線中溪埔厝九塊厝間ニ武洛溪乘降場設置許可 (告) 臺灣總督第六十七號(五) 二二九
- 明治製糖株式會社鐵道樓仔脚線嘉義過海間ニ水原厝停車場設置許可 (告) 臺灣總督第八十一號(七) 二九九
- 高砂製糖株式會社鐵道旗尾線ノ中嶺口大樹脚間ニ溪埔乘降場設置許可 (告) 臺灣總督第五十五號(三) 二五三
- 明治製糖株式會社蕃仔田蕭壠間鐵道線路中乘降場位置變更及改稱並ニ停車場設置許可 (告) 臺灣總督第六十八號(三) 二五六
- 林本源製糖合名會社鐵道田中央線ニ乘降場設置許可 (告) 臺灣總督第七十二號(三) 二五七
- 臺灣製糖株式會社鐵道北勢庄湖洲間運輸營業開始 (告) 臺灣總督第六十八號(五) 二一三〇
- 高砂製糖株式會社鐵道線路九曲堂旗尾間運輸營業開始 (告) 臺灣總督第七十七號(八) 二五八
- 林本源製糖合名會社鐵道田中央線運輸營業開始許可 (告) 臺灣總督第七十七號(九) 二八〇
- 嘉義廳下嘉義竹頭崎間鐵道運輸營業開始 (告) 臺灣總督第二百二十三號(一〇) 三三三
- 大日本製糖株式會社私設鐵道油車仔線、北港線及西螺線臨時託送貨物ノ不定時運輸營業開始許可 (告) 臺灣總督第二百二十三號(一〇) 三三三
- 花蓮港廳下花蓮港鯉魚尾間鐵道運輸營業開始 (告) 臺灣總督第五百五十七號(三) 二五三
- 新興製糖株式會社鐵道運輸營業復舊許可 (告) 臺灣總督第六十五號(三) 二五六
- 新興製糖株式會社鐵道運輸營業休止許可 (告) 臺灣總督百十八號(九) 二八〇
- 鳳山新興製糖株式會社鐵道鳳山線並ニ林仔邊線營業列車運轉休止認可 (告) 臺灣總督第六十三號(五) 二二八
- 明治四十三年告示第十一號(大日本製糖株式會社鐵道他里霧線營業規程)變更 (告) 臺灣總督第三百一十一號(一〇) 三三四

- 停車場郵便出張所郵便物受付及電話通話取扱時間並ニ郵便爲替、郵便貯金及郵便取立金受拂事務取扱日時 (告) 臺灣總督第八十六號(七) 二四〇
- 停車場郵便出張所郵便切手類ノ賣捌ヲ爲サス (告) 臺灣總督第八十七號(七) 二四〇
- 花蓮港廳下花蓮港鳳林間輕便鐵道臺車貨下營業開始 (告) 臺灣總督第二十七號(三) 七五九
- 花蓮港廳下鳳林馬太鞍間輕便鐵道臺車貨下營業開始 (告) 臺灣總督第二十七號(三) 七五九
- 臺東廳下卑南里龍間輕便鐵道臺車貨下營業開始 (告) 臺灣總督第五十五號(五) 二二四
- 花蓮港廳下馬太鞍拔仔庄間輕便鐵道臺車貨下營業開始 (告) 臺灣總督第七十一號(三) 二八四
- 臺東廳下里龍新開園間輕便鐵道臺車貨下營業開始 (告) 臺灣總督第八十五號(七) 二四〇
- 花蓮港廳下拔仔庄水尾間及臺東廳下新開園公埔間輕便鐵道臺車貨下營業開始 (告) 臺灣總督第八十八號(九) 二八〇
- 花蓮港鯉魚尾間輕便鐵道臺車貨下營業廢止 (告) 臺灣總督第五百五十八號(三) 二五六
- 明治四十一年府令第四十三號(南滿洲鐵道株式會社設立在外指定學校職員ノ職務並服務及俸給ニ關スル件)中改正 (府) 關東都督第十七號(六) 一五六
- 虎列刺病豫防ノタメ施行中ノ旅順外七停車場汽車檢査廢止 (告) 關東都督第五百一十一號(二) 三三五
- 虎列刺豫防ノタメ施行中ノ沙河鎮、草河口停車場汽車檢査廢止 (告) 關東都督第五百五十七號(三) 二五三
- 鐵鋼船檢査規程改正 (省) 遞信第六十八號(六) 四〇六
- 韓國併合ニ關スル條約 (條) 第四號(八) 二九
- 韓國併合ニ付キ法令及條約適用並ニ管下居民指導方 (訓) 統監第十六號(九) 三二二
- 萬國農事協會ニ關スル條約 (條) 第三號(七) 二二
- 文學的及美術的著作物保護修正ニルル條約 (條) 第五號(九) 三三
- 日本帝國遞信省及墨西哥合衆國遞信工部省間ニ締結セル小包郵便物交換條約 (條) 第一號(六) 一
- 同上施行期日 (告) 遞信第七百十三號(六) 二六二
- 日本帝國遞信省及墨西哥合衆國遞信工部省間ニ締結セル小包郵便物交換條約ノ施行規則 (告) 遞信第七百十二號(六) 二四八
- 日本帝國遞信省及墨西哥合衆國遞信工部省間ニ締結セル郵便爲替業務條約 (條) 第二號(六) 五
- 同上施行期日 (告) 遞信第七百十六號(六) 二六四

- 日本帝國通信省及墨西哥合衆國通信工部省間ニ締結セル郵便爲替業務條約交換局名
(告) 遞信第七百十七號(六)二二六四
- 條約ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ニシテ勞働ニ從事スル者指定
(府) 朝鮮總督第十七號(一〇) 二五二
- 條約ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ニシテ勞働ニ從事スル者ハ從前ノ居留地以外ニ居住シ又ハ其業務ヲ行フヲ得サルノ件
(府) 統監第五十二號(九) 二二八
- 日英通商航海條約外十三件ヲ無効ニ歸セシムルニ付
(告) 外務第四號(七)二二九二
- 日佛、日埃、日暹、日通商航海條約等無効ニ歸セシムルニ付
(告) 外務第五號(八)二二四四
- 西班牙國政府ハ文學的及美術的著作物保護修正ベル又條約ヲ同國ニ實施シ同條約ニ對スル同國ノ加盟ハ其領地ヲ包含スル旨瑞西聯邦政府ノ通牒
(告) 內務第百三十三號(一)二二三五
- 萬國郵便條約施行規則中改正
(告) 遞信第五百十六號(四) 九三二
- 同上
(告) 遞信第九百七十一號(九) 二七六八
- 羅馬締結萬國郵便條約施行規則中改正
(告) 遞信第千八百八十二號(一)二二六八
- 萬國電信條約附屬國際業務規則中改正
(告) 遞信第六百二十號(五) 二〇三三
- 同上
(告) 遞信第八百四十八號(八) 二四九六
- 明治四十二年告示第六百六號(萬國電信條約附屬國際業務規則)中改正
(告) 遞信第千二百五十八號(一)二九九三
- 同上
(告) 遞信第千四百六十八號(三)三三五一
- 萬國電信條約附屬國際業務規則ニ基キ外國電信主管廳ニ於テ定ムル隨意規定事項(明治三十七年告示第三百九十二號)(萬國電信條約附屬細目規則)中各國隨意規定事項ニ關シ外國電信主管廳及電信會社ノ決定事項(廢止)
(告) 遞信第九百七十三號(九) 二七〇
- 明治四十三年告示第九百七十三號(萬國電信條約附屬國際業務規則)ニ基キ外國電信主管廳ニ於テ定ムル隨意規定事項(中改正)
(告) 遞信第千八百八十號(一〇)二〇六四
- 明治四十二年告示第百八十八號(國際無線電信條約)ニ署名シタル諸外國中批准シタル國名(中改正)
(告) 遞信第千三百三十號(一)三三一一
- 同上
(告) 遞信第六百三十二號(五) 二一〇七
- 佛蘭西國國際無線電信條約批准
(告) 遞信第六百四十三號(五) 二二六
- 佛蘭西國國際無線電信條約ニ加入
(告) 遞信第四百七十三號(三) 七三三
- 突尼斯國國際無線電信條約ニ加入
(告) 遞信第千八百八十三號(一)二二六八
- 同上
(告) 遞信第五百四十八號(四) 九四六

- ザンジバル及和蘭國際無線電信條約ニ加入
(告) 遞信第六百四十四號(五) 二二六
- モナコ國際無線電信條約批准
(告) 遞信第七百四十九號(七) 三三三八
- [調停]
○ 民事争訟調停ニ關スル件
(制) 第十一號(三) 一一
- 民事争訟調停事務取扱規則
(府) 朝鮮總督第六十七號(二) 四三五
- 民事争訟調停事務取扱手續
(朝) 朝鮮總督第七十一號(二) 二六一
- 明治三十七年律令第三號(廳長ヲシテ民事争訟調停等ヲ取扱ハシムル件)中改正
(律) 第三號(四) 三
- 廳長ヲシテ民事争訟調停等ヲ取扱ハシムル律令施行細則中改正
(府) 臺灣總督第四十九號(五) 一四五
- [調査]
○ 國勢調査準備委員會官制
(勅) 第二百三十三號(五) 二八九
- 臨時治水調査會官制
(勅) 第四百二十三號(一〇) 五五四
- 生産調査會官制
(勅) 第二十八號(三) 三〇
- 臨時礦物調査ニ關スル職員ノ件
(勅) 第七十七號(三) 七六
- 明治三十八年勅令第七十六號(臨時專用漁業免許處分調査ニ關スル職員ノ件)中改正
(勅) 第八十六號(三) 八四
- 臨時發電水力調査局官制
(勅) 第二百七號(四) 二五七
- 發電水力調査申請規則
(省) 遞信第八十八號(九) 五六〇
- 臨時發電水力調査局長證書
(告) 遞信第七百五十七號(七) 二二六〇
- 臨時發電水力調査局支局名稱、位置及調査區域
(告) 遞信第五百三十六號(四) 九三八
- 朝鮮總督府臨時土地調査局官制
(勅) 第三百六十一號(九) 四九五
- 臨時臺灣舊慣調査會規則中改正
(勅) 第二百八十四號(六) 四〇〇
- 明治四十一年勅令第百二十二號(臺灣ノ官租調査)タメ臨時職員設置ノ件(廢止)
(勅) 第二百一號(四) 二五〇
- 臺灣林野調査規則
(律) 第七號(二) 一一
- 臺灣林野調査規則施行規則
(府) 臺灣總督第七十三號(一) 三五一
- 高等林野調査委員會規則
(府) 第八號(二) 一一
- 高等林野調査委員會規則施行規則
(府) 臺灣總督第七十四號(一) 三六一
- 地方林野調査委員會規則
(府) 臺灣總督第七十五號(一) 三六二
- 臺灣林野調査規則ヲ臺東及花蓮港區ニ施行
(府) 臺灣總督第七十六號(一) 三六三
- 臺灣林野調査規則實施ニ際シ民庶ニ遵守スヘキ事項ヲ示シ述ニ申告ヲ爲シ調査ヲ受ケ各自權利ノ安固ヲ期スルニ努メシム
(論) 臺灣總督第二號(二) 一五

- 宅地貸賃價格調査委員定數 (省)大藏第二十九號(六) 一九三
- 宅地貸賃價格調査委員手當及旅費支給規程 (省)大藏第三十四號(七) 四三五
- 遡入紙取締規則ニ依リ文字畫紋ヲ遡入タル紙届出ア
リタルトキ見本調査方 (訓)大藏第十六號(六) 一五九
- 朝鮮總督府臨時土地調査局等ノ職員ニ任セラレタル
陸軍現役將校同相當官中定員外タル件 (達)陸達第四十號(一〇) 二二九
- 假出獄者行狀調査簿 (訓)司法第五號(三) 五八五
- 朝鮮總督府臨時土地調査局事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十一號(一〇) 三五四
- 明治四十二年十二月三十一日調査北海道區制及北海
道一級町村制施行地ニ於ケル現住人口 (告)內務第百二十六號(一〇) 二八八
- 韓國政府公布ノ土地調査法高等土地調査委員會規
則、地方土地調査委員會規則、土地調査法施行規則ノ
譯文 (告)統監第百八十六號(八) 二五九
- 〔調製〕
- 明治三十一年訓令第十一號(國稅徵收事務取扱上諸
帳簿及報告調製方)中改正 (訓)大藏第八號(四) 六七
- 明治三十三年訓令第十四號(林野整理支局統計報告
調製手續)廢止 (訓)農商務第十四號(六) 一六四
- 關東州下水規則第六條ノ願書ニ添付スル半縱橫斷面
圖調製交付方 (告)關東都督第百二號(六) 二九〇
- 〔吊祭〕
- 巡查看守療治料給助料及吊祭料給與令ヲ警部補ニ準
用ノ件 (勅)第百二十六號(三) 一二五
- 統監府看守及統監府 女監取締ノ療治料、給助料及吊
祭料給與ニ關スル件 (勅)第百九十五號(四) 二四四
- 〔朝鮮〕
- 朝鮮ニ於ケル舊刑所犯ノ罪囚中特大赦ヲ行ヒ積年
ノ通租及今年ノ租稅減免ノ件 (詔)八月二十九日(八) 二二
- 朝鮮貴族令 (皇)第十四號(八) 六七
- 朝鮮ニ在任スル貴族ニ關スル件 (皇)第十五號(八) 七〇
- 朝鮮貴族ノ敘位ニ關スル件 (皇)第十六號(八) 七一
- 朝鮮貴族タル有爵者大禮服制 (皇)第二十二號(三) 七九
- 朝鮮人タル宮内官ニシテ朝鮮ニ在勤スル者ノ俸給ニ
關スル件 (皇)第三十六號(三) 一一一
- 朝鮮ニ於ケル李王職ノ事務及朝鮮ニ在勤スル李王職
職員ニ關スル件 (皇)第三十九號(三) 一一四
- 朝鮮ニ在勤スル宮内官ノ恩給遺族扶助料及退官賜金
ニ關スル件 (皇)第四十一號(三) 一二六
- 韓國ノ國號ヲ改メ朝鮮ト稱スル件 (勅)第三百十八號(八) 四三一
- 朝鮮總督府設置ニ關スル件 (勅)第三百十九號(八) 四三一

- 明治四十三年勅令第三百十九號第五項ノ職員ヲ任用
スル場合ニ於ケル官等ニ關スル件 (勅)第三百八十號(九) 五二
- 朝鮮ヲ統治スルノ始ニ方リ惠澤ヲ施サンカク特ニ
大赦ヲ行ハシム (勅)第三百二十五號(八) 四三六
- 朝鮮ニ於ケル臨時恩賜ニ關スル件 (勅)第三百二十九號(八) 四四五
- 施政ノ綱領ヲ示シ朝鮮民衆ニ諭告ノ件 (諭)統監八月二十九日(九) 一
- 朝鮮總督府官制 (勅)第三百五十四號(九) 四七八
- 朝鮮總督府及所屬官署職員特別任用令 (勅)第三百九十四號(九) 五三〇
- 朝鮮總督府所屬官署職員ニ任セラレタル陸海軍現役
將校同相當官ニ關スル件 (勅)第三百八十一號(九) 五三三
- 朝鮮總督府職員ノ交際手當ニ關スル件 (勅)第三百八十五號(九) 五三四
- 朝鮮總督府附武官及副官ノ給與ニ關スル件 (勅)第三百八十六號(九) 五三五
- 朝鮮總督府及其所屬官署ノ職員ニシテ通譯ノ事ヲ兼
掌スル者ノ特別手當ニ關スル件 (勅)第三百八十七號(九) 五三六
- 朝鮮總督府及所屬官署職員ノ加俸ニ關スル件 (府)朝鮮總督第十五號(一〇) 二五一
- 朝鮮總督府及所屬官署職員ノ宿舍料ニ關スル件 (勅)第三百九十二號(九) 五二九
- 朝鮮總督府及所屬官署職員宿舍料支給規則 (府)朝鮮總督第二十五號(一〇) 二六二
- 朝鮮總督府中樞院官制 (勅)第三百五十五號(九) 四八一
- 朝鮮總督府取調局官制 (勅)第三百五十六號(九) 四八三
- 朝鮮總督府地方官官制 (勅)第三百五十七號(九) 四八四
- 朝鮮總督府鐵道局官制 (勅)第三百五十九號(九) 四八一
- 朝鮮總督府鐵道局職員特別任用令 (勅)第三百九十五號(九) 五三一
- 朝鮮總督府通信官官制 (勅)第三百六十號(九) 四九二
- 朝鮮總督府通信官署官制施行ノ際事務承繼方 (告)朝鮮總督第四號(一〇) 九九九
- 朝鮮總督府通信官署職員特別任用令 (勅)第三百九十七號(九) 五三三
- 朝鮮總督府臨時土地調査局官制 (勅)第三百六十一號(九) 四九五
- 朝鮮總督府臨時土地調査局等ノ職員ニ任セラレタル
陸軍現役將校同相當官中定員外タル件 (達)陸達第四十號(一〇) 二二九
- 朝鮮總督府稅關官制 (勅)第三百六十二號(九) 四九七
- 朝鮮總督府稅關監吏ノ任用ニ關スル件 (勅)第三百九十八號(九) 五三三
- 朝鮮總督府事實局官制 (勅)第三百六十三號(九) 五〇〇
- 朝鮮總督府印刷局官制 (勅)第三百六十四號(九) 五〇二
- 朝鮮總督府營林廠官制 (勅)第三百六十七號(九) 五〇五
- 朝鮮總督府醫院官制 (勅)第三百六十八號(九) 五〇六

- 朝鮮總督府平壤鐵業所官制 (勅)第三百六十九號(九) 五〇八
- 朝鮮總督府平壤鐵業所職員ノ特別任用ニ關スル件 (勅)第四百一號(九) 五〇九
- 朝鮮總督府勸業模範場官制 (勅)第三百七十號(九) 五〇九
- 朝鮮總督府工業傳習所官制 (勅)第三百七十一號(九) 五一〇
- 朝鮮總督府土木會議官制 (勅)第三百七十五號(九) 五一〇
- 建築及土木事務ヲ掌理セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅)第三百七十三號(九) 五一〇
- 朝鮮總督府裁判所職員定員令 (勅)第三百六十五號(九) 五〇三
- 朝鮮人タル奏任官及判任官ノ増置ニ關スル件 (勅)第三百七十四號(九) 五〇三
- 朝鮮總督府判事及檢事ノ任用ニ關スル件 (制)第六號(二〇) 六
- 朝鮮人タル朝鮮總督府裁判所職員ノ任用ニ關スル件 (制)第七號(二〇) 六
- 朝鮮總督府裁判所書記長及裁判所書記特別任用令 (勅)第三百九十九號(九) 五〇三
- 朝鮮總督府典獄及看守長特別任用令 (勅)第四百號(九) 五〇四
- 朝鮮總督府警察官官制施行ノ際統監府巡查ノ職ニ在ル内地人並ニ同巡查及巡查補ノ職ニ在ル朝鮮人ヲ同府巡查及巡查補ニ採用方 (府)朝鮮總督第十六號(二〇) 二五二
- 朝鮮總督府監獄官制施行ノ際統監府監獄警其他ノ職ニ在リ別ニ辭令ヲ交付セラレタル者朝鮮總督府同職 (府)朝鮮總督第十三號(二〇) 二四八
- 交通至難ノ場所ニ在勤スル朝鮮總督府通信官署職員ノ手當ニ關スル件 (勅)第三百八十八號(九) 五〇六
- 交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及航路標識看守月手當金給與細則 (訓)朝鮮總督第二十七號(二〇) 三八八
- 同上中改正 (訓)朝鮮總督第五十號(二〇) 四三五
- 同上 (訓)朝鮮總督第六十八號(二〇) 四二〇
- 朝鮮人タル官吏ノ特別任用ニ關スル件 (勅)第三百九十六號(九) 五〇一
- 朝鮮人タル文官ノ分限及給與ニ關スル件 (勅)第四百三號(九) 五〇六
- 朝鮮人タル朝鮮總督府道長官參與官及郡守ノ任用及官等ニ關スル件 (勅)第三百八十三號(九) 五〇三
- 朝鮮總督府巡查及朝鮮總督府巡查補採用及給與令 (府)朝鮮總督第十四號(二〇) 二四九
- 朝鮮總督府郵便所長任用規則 (府)朝鮮總督第三十二號(二〇) 二七四
- 朝鮮總督府所屬光濟號乘組員ニ給スル食卓料ニ關スル件 (勅)第三百九十三號(九) 五〇九
- 朝鮮總督府所屬光濟號船長以下乘組員食卓料ノ件 (訓)朝鮮總督第四十九號(二〇) 四三九
- 朝鮮總督府裁判所令中改正 (制)第九號(二〇) 九
- 朝鮮總督府裁判所ノ名稱、位置及管轄區域設定明治四十二年統監府令第二十八號(統監府裁判所ノ名稱、位置及管轄區域)廢止 (府)朝鮮總督第九號(二〇) 二四三

- 朝鮮總督府特別會計ニ關スル件 (勅)第四百六號(九) 五〇八
- 朝鮮總督府特別會計規則 (勅)第四百七號(九) 五〇九
- 朝鮮總督府特別會計規則ニ據リ同會計ニ要スル諸書類帳簿等格式 (省)大藏第四十五號(二〇) 五八〇
- 朝鮮總督府特別會計ニ依ル朝鮮總督府ノ歲入歲出ノ出納準據方 (訓)大藏第二十三號(二〇) 三二六
- 朝鮮總督府特別會計歲入歲出ニ關スル納稅告知書等ノ年度欄若クハ餘白ニ附記方 (訓)朝鮮總督第六十九號(二〇) 二六〇
- 明治四十三年度朝鮮總督府特別會計ニ關スル歲入料目表 (訓)朝鮮總督第四十五號(二〇) 四二七
- 朝鮮駐紮憲兵條約制定明治四十年勅令第三百二十三號(韓國ニ駐紮スル憲兵ニ關スル件)廢止 (勅)第三百四十三號(九) 四六二
- 朝鮮ニ於ケル特許辦理士ニ關スル件 (勅)第三百三十九號(八) 四五六
- 朝鮮總督府及所屬官署職員ノ服制ニ關スル件 (勅)第四百五號(九) 五〇八
- 朝鮮總督府通信官署ノ取扱ニ係ル歲入金歲出金及歲入歲出外現金ノ交互振替及繰替ニ關スル件 (勅)第四百八號(九) 五〇二
- 朝鮮ヨリ移入スル貨物ノ移入稅等ニ關スル件 (勅)第三百三十一號(八) 四四八
- 朝鮮ニ於ケル關稅及移出入稅ニ關スル件 (制)第四號(八) 二
- 内地、臺灣及樺太ト朝鮮トノ間ニ通航スル船舶ニ關スル件 (勅)第三百三十二號(八) 四四九
- 内地、臺灣及樺太ト朝鮮トノ間ニ出入スル船舶及物件ノ檢査及取締ニ關スル件 (勅)第三百三十三號(八) 四五〇
- 内地、臺灣及樺太ト朝鮮トノ間ニ通航スル船舶ニ關スル件 (勅)第四百五十號(二〇) 六二五
- 朝鮮總督ノ指定スル官署ノ經費渡切ニ關スル件 (勅)第四百九號(九) 五〇二
- 朝鮮總督府所屬官署經費渡切規則 (府)朝鮮總督第二十一號(二〇) 二五四
- 朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件 (勅)第三百二十四號(八) 四三四
- 朝鮮ニ施行スル法律ニ關スル件 (勅)第四百十二號(九) 五〇四
- 特許法、意匠法、實用新案法、商標法、著作權法、朝鮮ニ施行 (勅)第三百三十五號(八) 四五二
- 特許法、意匠法及實用新案法ヲ朝鮮ニ施行スルコトニ關スル件制定韓國特許令、韓國意匠令及韓國實用新案令廢止 (勅)第三百三十六號(八) 四五二
- 商標法ヲ朝鮮ニ施行スルコトニ關スル件制定韓國商標令廢止 (勅)第三百三十七號(八) 四五四
- 著作權法ヲ朝鮮ニ施行スルコトニ關スル件制定韓國著作權令廢止 (勅)第三百三十八號(八) 四五五
- 明治二十三年法律第二號(軍港要港ニ關スル件)及同年法律第八十三號(軍港要港規則違犯者處分ノ件)ヲ朝鮮ニ施行 (勅)第四百五十五號(二〇) 六三二

- 明治三十三年法律第五十號官設鐵道、郵便、電信、郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現令出納ニ關スル件ヲ朝鮮ニ施行スル件 (勅)第四百十五號(一〇) 五四九
- 朝鮮總督府鐵道局現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (勅)第四百十四號(九) 五四六
- 朝鮮總督府鐵道局職員救濟組合規則 (訓)朝鮮總督第二十五號(一〇) 三六八
- 共濟組合ヲ組織スル朝鮮總督府鐵道局所屬職員以下ノ現業員指定 (訓)朝鮮總督第二十六號(一〇) 三八七
- 宮内官朝鮮登壇及樺太旅費規則 (省)宮内第十九號(三) 六六四
- 朝鮮總督府旅費規則 (府)朝鮮總督第二十四號(一〇) 二五八
- 内地又ハ朝鮮内ノ旅行ニシテ郵便線路以外ノ地ニ涉ル旅費請求方 (訓)朝鮮總督第五十五號(一一) 五二二
- 朝鮮總督府鐵道局ノ出納員ニ關スル件 (府)朝鮮總督第二十二號(一〇) 二五七
- 朝鮮總督府通信官署ノ出納員ニ關スル件 (府)朝鮮總督第二十三號(一〇) 二五七
- 朝鮮ニ於ケル法令ノ效力ニ關スル件 (制)第一號(八) 一
- 明治四十三年制令第一號(朝鮮ニ於ケル法令ノ效力ニ關スル件)ニ依ル命令ノ區分ニ關スル件 (制)第八號(一〇) 七
- 朝鮮總督府警務總長等ノ發スル命令ノ罰則ニ關スル件制定明治四十三年勅令第二百九十七號(統監府警務總長及警務部長ノ發スル命令ニ關スル件)廢止 (勅)第三百七十六號(九) 五二五
- 朝鮮總督府發スル制令ノ公布式 (府)統監第五十號(九) 二二七
- 朝鮮總督府令公文式 (府)朝鮮總督第一號(一〇) 二三八
- 朝鮮總督府警務總監部令公文式 (府)朝鮮總督第二號(一〇) 二三九
- 朝鮮總督府及其ノ所屬官署ノ執務時間ニ關スル件 (府)朝鮮總督第三號(一〇) 二三九
- 明治四十一年徵集ノ現役歩兵及同上等看護卒ニシテ第二師團ノ歩兵聯隊及臨時朝鮮派遣隊及樺太守備隊ニ屬スル者在營期間延期 (省)陸軍第十三號(一〇) 五九四
- 朝鮮總督府及所屬官署執務時間 (府)朝鮮總督第五十九號(三) 四二一
- 朝鮮總督府所屬官署ノ司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表スル件 (府)朝鮮總督第四十二號(一一) 三三六
- 朝鮮總督府監獄及監獄分監設置及名稱位置指定明治四十二年統監府令第三十一號(統監府監獄設置ノ件)廢止 (府)朝鮮總督第十一號(一〇) 二四七
- 朝鮮駐劄憲兵服務規則 (府)朝鮮總督第四十八號(一一) 三三四
- 朝鮮駐劄憲兵隊管區及配置表改正明治四十三年統監府令第四十三號(憲兵隊管區及配置表)廢止 (府)朝鮮總督第五十六號(三) 三九三
- 朝鮮總督府事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第二號(一〇) 三三七
- 朝鮮總督府中樞院議事規則 (訓)朝鮮總督第六十五號(三) 六〇八
- 朝鮮總督府警務總監部事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第四號(一〇) 三三七

- 朝鮮總督府鐵道局事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第五號(一〇) 三四二
- 朝鮮總督府鐵道局倉庫事務規程 (訓)朝鮮總督第三十號(一〇) 三九二
- 朝鮮總督府通信局事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第六號(一〇) 三四四
- 朝鮮總督府郵便爲替貯金管理事務所事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第七號(一〇) 三四六
- 朝鮮總督府郵便局事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第八號(一〇) 三四七
- 朝鮮總督府航路標識管理事務所事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第九號(一〇) 三五三
- 朝鮮總督府臨時土地調查局事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十一號(一〇) 三五四
- 朝鮮總督府稅關事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十二號(一〇) 三五五
- 朝鮮總督府專賣局事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十三號(一〇) 三五七
- 朝鮮總督府印刷局事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十四號(一〇) 三五九
- 朝鮮總督府營林廠事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十五號(一〇) 三六〇
- 朝鮮總督府醫院事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十六號(一〇) 三六一
- 朝鮮總督府慈善醫院事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十七號(一〇) 三六二
- 朝鮮總督府平壤鐵業所事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十八號(一〇) 三六二
- 朝鮮總督府勸業模範場事務分掌規程 (訓)朝鮮總督第十九號(一〇) 三六三
- 朝鮮總督府所屬官廳會計事務規程 (訓)朝鮮總督第五十三號(一一) 四三八
- 朝鮮總督府鐵道局從事員教習所規程 (訓)朝鮮總督第六十一號(一一) 五三三
- 朝鮮航路標識規則 (府)朝鮮總督第六十二號(三) 四二五
- 朝鮮總督府通信官署徽章、通信日付印及郵便切手類模造取締規則 (府)朝鮮總督第十八號(一〇) 二五二
- 朝鮮總督府痘苗賣下規則 (府)朝鮮總督第六十八號(三) 四三七
- 朝鮮内ニ於ケル外國郵便、外國郵便爲替及外國電信ニ關シ通信省告示ノ定ムル所ニ依ル事項 (府)朝鮮總督第三十號(一〇) 二六九
- 朝鮮下内地臺灣、樺太及清國間郵便規則制定日清郵便規則廢止 (府)朝鮮總督第六十三號(三) 四二六
- 朝鮮内發著小包郵便物ニ關スル件制定明治四十三年統監府令第十三號(韓國内發著小包郵便物ニ關スル件)廢止 (府)朝鮮總督第六十四號(三) 四三〇
- 豫備役後備隊軍將校同相當官准士官下士官卒歸休兵及補充兵役ニ在ル者ニシテ朝鮮又ハ樺太ニ居住スル者ニ對シ當分ノ内勤務演習召集及簡閱點呼ヲ行ハス (省)陸軍第九號(九) 五四四

- 朝鮮樺太、滿洲、清國駐節部隊備附被服中厚毛布ニ徵章及製作年次捺染方 (達)陸達第四十四號(一〇)三三〇
- 朝鮮内ニ支金庫増設 (告)大藏第四百二十一號(九)二五五六
- 内地、臺灣及樺太ト朝鮮トノ間ニ發着スル郵便物ニ關シ規定準用方 (省)逓信第四百十二號(三)七〇五
- 朝鮮總督府ニ提出スル願屆書等ノ手續 (府)朝鮮總督第五號(一〇)二四二
- 朝鮮總督府看守及朝鮮總督府女監取締ノ補助證書授與ニ關シ看守、女監取締補助證書授與規則準用並ニ勸懲期間算入方 (訓)朝鮮總督第二十號(一〇)三六五
- 朝鮮總督府稅關、稅關支署及稅關出張所ニ於テ收入スル關稅、噸稅、船稅及稅關雜收入取扱方 (訓)朝鮮總督第五十二號(一〇)四三五
- 朝鮮總督府稅關所屬船ノ旗章 (告)朝鮮總督第四十五號(一〇)三四一
- 朝鮮總督府通信書記補試驗規則 (府)朝鮮總督第三十四號(一〇)二八九
- 朝鮮總督府通信官署現金受拂規則 (省)大藏第四百四號(一〇)五六三
- 朝鮮總督府通信官署現金受拂規則ニ依ル金庫ノ取扱方 (訓)大藏第二十四號(一〇)三三七
- 朝鮮總督府郵便局所ト在清國帝國郵便局所及關東都督府郵便局所トノ間ニ取組ム郵便爲替料金庫ニ朝鮮總督府郵便局所ト内地、臺灣、樺太ニ在ル郵便局所ト在清國帝國郵便局所及關東都督府郵便局所トノ間ニ取組ム電信爲替料金 (府)朝鮮總督第五十號(一〇)三四四
- 海軍艦船ト朝鮮總督府及臺灣總督府所屬無線電信所間ノ無線電信通信取扱方 (達)海軍第四百三十二號(一〇)二三四
- 明治四十三年逓信第四百三十二號(海軍艦船ト朝鮮總督府及臺灣總督府所屬無線電信所間ノ無線電信通信取扱方)中追加 (達)海軍第四百四十五號(一〇)二四三
- 朝鮮總督府官報ノ發行及發賣ニ關スル件 (告)統監第四百九十七號(九)七九七
- 明治四十三年統監府告示第四百九十七號(朝鮮總督府官報ノ發行及發賣ニ關スル件)中改正 (告)朝鮮總督第三十五號(一〇)三三六
- 朝鮮總督府官報廣告掲載ノ件 (告)統監第二百七號(九)一八〇〇
- 朝鮮總督府内務部地方局土木課派出所名稱位階 (告)朝鮮總督第一號(一〇)三〇九八
- 明治四十三年告示第一號(朝鮮總督府内務部地方局土木課派出所名稱、位階)中追加 (告)朝鮮總督第三十七號(一〇)三三六
- 朝鮮總督府内務部地方局土木課水原派出所閉鎖 (告)朝鮮總督第五十三號(一〇)三五五
- 朝鮮總督府鐵道局事務所ノ名稱、位階及所管區域 (告)朝鮮總督第二號(一〇)三〇九九
- 朝鮮總督府鐵道局所屬工場ノ名稱及位階 (告)朝鮮總督第三號(一〇)三〇九九
- 朝鮮總督府度支部鑛造試驗所及鑛車試驗作場同上 (告)朝鮮總督第二十六號(一〇)三二九
- 朝鮮總督府專賣局出張所同上 (告)朝鮮總督第二十七號(一〇)三二九

- 朝鮮總督府度支部稅關工事出張所同上 (告)朝鮮總督第二十八號(一〇)三二九
- 朝鮮總督府稅關出張所同上 (告)朝鮮總督第二十九號(一〇)三三〇
- 明治三十七年勅令第十九號ニ依ル軍事郵便物朝鮮又ハ清國ニ在リテ現ニ陸海軍ノ勤務ニ服スル下士卒ノ差出スモノ取扱方 (省)逓信第四百八號(一〇)六五八
- 明治四十二年告示第六百六十四號(通常又ハ小包郵便ニ依リ清國ヨリ輸出シ若クハ清國ニ輸入シ又ハ朝鮮ニ輸入若クハ移入スルコトヲ得サル物品)中改正 (告)逓信第五百三十七號(一〇)五三七
- 朝鮮、臺灣、滿洲及清國芝罘ニ於テ配送スヘキ内國電報、外國電報及日清電報ノ別使配達料及解船配達料設定明治四十二年告示第六百十二號(臺灣、韓國及在滿洲本邦局所在地ニ於ケル外國電報ノ別使配達料)廢止 (告)逓信第四百七十號(一〇)三六四
- 金庫所在地外ノ郵便局及郵便所ニ於テ朝鮮總督府及其所屬官署所管收入金庫出金簿出外現金ノ振替總替受拂ニ關スル事務ヲ取扱フ (告)朝鮮總督第八號(一〇)三〇四
- 朝鮮總督府郵便局所取扱事務 (告)朝鮮總督第九號(一〇)三〇四
- 郵便振替貯金事務ニ關シ朝鮮總督府郵便爲替貯金管理所宛差出ノ郵便物宛名記載方等設定明治四十二年統監府告示第四百二十六號(郵便振替貯金事務ニ關シ統監府通信管理局ニ差出ス郵便物ニ宛名記載方等)廢止 (告)朝鮮總督第十一號(一〇)三〇五
- 朝鮮總督府通信官署徵收及航路標識管理所所屬船旗章 (告)朝鮮總督第十二號(一〇)三〇六
- 朝鮮總督府郵便爲替貯金管理所ニ關スル郵便振替貯金口座番號冠字改正 (告)朝鮮總督第十號(一〇)三〇五
- 渡切ヲ以テ經費ヲ交付スル朝鮮總督府通信官署名指定制 (告)朝鮮總督第十三號(一〇)三〇七
- 朝鮮總督府始政紀念ノタメ紀念郵便繪葉書發行 (府)統監第六十號(一〇)三三七
- 朝鮮總督府始政紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)朝鮮總督第二百二十九號(一〇)三〇九七
- 行政訴訟書類印紙貼用廢止ニ關スル件 (法)第十七號(三)四六
- 小學校教科用圖書翻刻發行ニ關スル規程ニ依リ圖書ニ貼付スヘキ印紙ノ見本設定明治三十六年告示第四百七十四號(小學校教科用圖書翻刻發行規則ニ依リ貼付スヘキ印紙ノ種類及見本)廢止 (告)文部第四百一十一號(五)一〇一八
- 裝飾及別毛器械制式及定數表中改正 (達)陸達第三十四號(八)一九三
- [別毛] (典醫)
- 李太王世子及公族ニ分屬スル李玉職屬、典醫補定 (省)宮内第十七號(一〇)六六三

〔典當〕

- 韓國政府告示ノ鐵道用地收用ノタメ土地、地上物件ノ賣買、典當及家屋、墳墓ノ新造等禁止ノ件 (告)統監第四十三號(四) 九五八
- 韓國政府告示ノ鐵道用地收用ノタメ土地、地上物件ノ賣買、典當及家屋、墳墓ノ新造等禁止地區中追加ノ件 (告)統監第六十一號(四) 九七八
- 韓國政府告示ノ道路用地收用ノタメ土地、地上物件ノ賣買、典當及家屋其他工作物ノ新造等禁止ノ件 (告)統監第六十三號(四) 九七八
- 韓國政府告示ノ鐵道用地收用ノタメ土地、地上物件ノ賣買、典當及家屋、墳墓ノ新造等禁止地區中追加ノ件 (告)統監第六十五號(四) 九七九
- 韓國政府告示ノ龍山元山線鐵道用地收用終了マテ土地、地上物件ノ賣買、典當及家屋、墳墓ノ新造等禁止地區中追加 (告)統監第八十九號(六) 二七四
- 土地地上物件ノ賣買典當及家屋墳墓ノ新造等禁止解除府郡名 (告)統監第六十一號(八) 一五二
- 〔典獄〕
- 典獄及看守長特別任用令中改正 (勅)第九十一號(四) 二四二
- 朝鮮總督府典獄及看守長特別任用令 (勅)第四百號(九) 五三四
- 典獄俸給令廢止 (勅)第三百四十四號(三) 一三一
- 臺灣總督府典獄監獄監吏略服及看守制服改正 (勅)第二百六十號(六) 三七二

〔典賣〕

- 內部告示第二十八號龍山、元山間及太田、木浦間鐵道用地ニ當ル各坊面ニ於ケル土地及地上物件ノ賣買、典當及家屋、墳墓ノ新造等禁止區域中解除土地 (告)朝鮮總督第九十一號(三) 五六〇

〔電報〕

- 電報規則中改正 (省)遞信第二十六號(三) 一〇三
- 同上 (省)遞信第九十五號(二) 六四〇
- 外國電報規則中改正 (省)遞信第九十一號(二) 六四九
- 無線電報規則中改正 (省)遞信第九十一號(二) 六四二
- 外國無線電報規則中改正 (省)遞信第九十號(二) 六一一
- 同上 (省)遞信第四百號(二) 六五〇
- 日清電報規則設定本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發電報取扱規則韓國國內電報規則、明治四十一年省令第三十二號(帝國及在清國滿洲帝國通信官署間直發普通電報及在清國滿洲帝國通信官署發著無線電報取扱方)同四十二年遞信省令第二十九號(帝國ト在清國芝罘帝國郵便局トノ間ニ發著ノ普通電報及在清國芝罘帝國郵便局トノ間ニ發著ノ無線電報ニ關シ準用方)、同第三十號(在清國芝罘郵便局ト在韓國又ハ清國滿洲帝國通信官署トノ間ニ發著ノ電報ニ關シ準用方)同第三十一號(在清國芝罘帝國郵便局ト在韓國又ハ清國滿洲帝國通信官署トノ間ニ發著スル新聞電報ニ關シ準用方)廢止 (省)遞信第四百一號(二) 六四六

日清無線電報規則

- 新聞電報規則中改正 (省)遞信第二十七號(三) 一〇三
- 同上 (省)遞信第九十六號(二) 六四四
- 明治三十三年省令第十七號(內地臺灣間新聞電報ノ件)廢止 (省)遞信第五百五號(二) 六五二
- 豫約新聞電報規則中改正 (省)遞信第二十八號(三) 一〇三
- 新聞電報料金豫納及後納規則及豫約新聞電報規則中改正 (省)遞信第九十七號(二) 六四五
- 外國新聞電報轉送規則中改正 (省)遞信第二十九號(三) 一〇四
- 氣象通知電報規則中改正 (省)遞信第七十九號(七) 五二一
- 電信局所ノ電報取扱時間及其時間外電報取扱規則中改正 (省)遞信第四十一號(三) 一〇七
- 同上 (省)遞信第九十八號(二) 六四五
- 明治三十三年省令第六十三號(臺灣島内ニ於ケル電報別便配達料ノ件)同三十六年省令第三號(臺灣電報ノ船船配達費超過額追納ニ關スル件)同三十九年省令第二十三號(小笠原島、臺灣、樺太ト其以外ノ本邦各地トノ間及小笠原島臺灣樺太間相互間ニ發受スル私報ノ通常電報料金設定)廢止 (省)遞信第四百號(二) 六四六
- 明治四十一年第四十六號(無線電報規則ヲ通信官署帝國海軍艦船間ノ無線電報ニ依リ發受スル電報ニ準用)中改正 (省)遞信第九十九號(二) 六四五
- 本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發電報取扱規則中追加 (省)遞信第一號(二) 九

海軍無線電報取扱規約中追加

- 海軍無線電報取扱規約中追加 (達)海軍第二號(一) 四
- 同上 (達)海軍第十二號(三) 三〇
- 同上 (達)海軍第二十號(三) 四七
- 同上 (達)海軍第四十六號(四) 七六
- 同上 (達)海軍第五十三號(五) 八〇
- 同上 (達)海軍第四百四十四號(二) 二四三
- 海軍艦船ト朝鮮總督府及臺灣總督府所屬無線電信所間ノ無線電報通信取扱方 (達)海軍第三百三十二號(一) 二三四
- 同上追加 (達)海軍第四百四十五號(二) 二四三
- 外國ノ海岸局及船舶局ニ於テ課スル外國無線電報ノ海岸料及船舶料設定明治四十二年告示第三十六號 (告)遞信第二百九十八號(三) 六六七
- 同上追加 (告)遞信第三百三十五號(三) 六七九
- 同上 (告)遞信第五百三十一號(四) 九三六
- 同上 (告)遞信第五百四十九號(四) 九四六
- 同上 (告)遞信第五百九十五號(五) 〇九五
- 同上 (告)遞信第六百六十號(六) 二三一
- 同上 (告)遞信第七百五十號(七) 三三八
- 同上 (告)遞信第八百三十九號(八) 四七五
- 外國ノ海岸局及船舶局ニ於テ課スル外國無線電報ノ海岸料及船舶料設定明治四十三年告示第二百九十八號(同件)廢止 (告)遞信第四百一十二號(二) 〇七四
- 明治四十二年告示第六百二十二號(外國電報ノ取扱ニ關スル制限)中追加 (告)遞信第八十九號(二) 二二三

〔電話〕

- 明治三十三年勅令第四百八號(官設鐵道郵便電信電話官署出納員現金出納ニ關スル件)中改正
 - (勅)第四百十六號(一) 五四九
- 電話規則中改正
 - (省)遞信第三十號(三) 一〇四
 - (省)遞信第六十二號(四) 一三五
 - (省)遞信第七十三號(二) 七〇五
 - (省)遞信第三十一號(三) 一〇四
 - (省)遞信第三十三號(三) 一〇五
 - (省)遞信第三十四號(三) 一〇五
 - (省)遞信第三十五號(三) 一〇六
 - (省)遞信第三十六號(三) 一〇六
 - (省)遞信第五十八號(三) 一一三
 - (省)遞信第四十九號(三) 一〇九
- 明治三十六年告示第二百三十八號(電信及電話線路ノ移轉請求方)中改正
 - (省)遞信第四百五十一號(三) 七三三
- 明治三十三年告示第三百四十一號(電信法第五條ノ電信及電話官署指定ノ件)中改正
 - (省)遞信第四百四十八號(三) 七三三
- 明治三十三年告示第三百四十號(電話機ニ依リ電報ヲ發受スル心得)中改正
 - (省)遞信第四百四十九號(三) 七三三
- 電話至急開通ノ申請ヲ受付クヘキ郵便局、電話豫定箇數及其期間並ニ至急開通料
 - (省)遞信第五百六十六號(四) 九五三
- 二等郵便局及在外郵便局、電信局、三等郵便局並ニ郵便便爲替、郵便貯金、電信及電話ノ取扱所各其事務
 - (省)遞信第四百四十五號(三) 七二〇
- 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中改正
 - (省)遞信第九十號(一) 二三四
 - (省)遞信第一百十二號(一) 二四三
 - (省)遞信第一百八十六號(三) 四二二
 - (省)遞信第三百五十五號(三) 六八七
 - (省)遞信第五百十號(四) 九二九
 - (省)遞信第五百六十九號(四) 九五九
 - (省)遞信第六百三十六號(五) 一一〇
 - (省)遞信第七百二十一號(六) 二六五
 - (省)遞信第七百四十四號(六) 二七三
 - (省)遞信第八百九十九號(七) 三三八
 - (省)遞信第八百七十一號(八) 一五〇二
 - (省)遞信第九百三十二號(九) 一七五〇
 - (省)遞信第九百九十二號(九) 一七九三
 - (省)遞信第一千零一十一號(一〇) 二〇七三
 - (省)遞信第一千二百五十三號(一一) 三二二

- 同上
 - (省)遞信第一千二百九十六號(一二) 三一一
- 明治四十一年告示第九百十號(特設電話加入區域)中追加
 - (省)遞信第二十四號(一) 二〇九
 - (省)遞信第七十六號(一) 二二〇
 - (省)遞信第二百二十七號(二) 四〇〇
 - (省)遞信第八百八十八號(二) 四三三
 - (省)遞信第二百二十七號(三) 四三五
 - (省)遞信第二百五十號(三) 六五〇
 - (省)遞信第四百八十三號(三) 七四〇
 - (省)遞信第五百九十九號(四) 九二八
 - (省)遞信第六百十二號(五) 一〇九九
 - (省)遞信第六百二十五號(五) 一一〇五
 - (省)遞信第六百五十七號(六) 一二三〇
 - (省)遞信第七百十九號(六) 一二六四
 - (省)遞信第七百二十六號(六) 一二六六
 - (省)遞信第七百四十三號(六) 一二七二
 - (省)遞信第七百六十二號(七) 一三六四
 - (省)遞信第七百七十二號(七) 一三六六
 - (省)遞信第七百八十四號(七) 一三六九
 - (省)遞信第七百九十八號(七) 一三七七
 - (省)遞信第八百八十七號(七) 一三八二
 - (省)遞信第八百七十二號(七) 一三八三
 - (省)遞信第八百三十三號(八) 一四七一
- 同上
 - (省)遞信第八百三十七號(八) 一四七四
 - (省)遞信第八百四十四號(八) 一四七七
 - (省)遞信第八百五十二號(八) 一四九七
 - (省)遞信第八百六十二號(八) 一四九九
 - (省)遞信第八百六十九號(八) 一五〇二
 - (省)遞信第八百七十四號(八) 一五〇五
 - (省)遞信第八百七十八號(八) 一五〇六
 - (省)遞信第八百八十一號(八) 一五〇七
 - (省)遞信第八百八十七號(八) 一五〇九
 - (省)遞信第八百九十一號(八) 一五三三
 - (省)遞信第八百九十四號(九) 一七三四
 - (省)遞信第九百九號(九) 一七三八
 - (省)遞信第九百九十九號(九) 一七四二
 - (省)遞信第九百十八號(九) 一七四四
 - (省)遞信第九百二十號(九) 一七四五
 - (省)遞信第九百三十三號(九) 一七五〇
 - (省)遞信第九百三十六號(九) 一七五一
 - (省)遞信第九百四十二號(九) 一七五四
 - (省)遞信第九百六十三號(九) 一七六四
 - (省)遞信第九百六十六號(九) 一七六五
 - (省)遞信第九百七十八號(九) 一七八六
 - (省)遞信第九百八十九號(九) 一七九二
 - (省)遞信第一千零四號(一〇) 二〇三七

○同上	(告)遞信第八百二十七號(一)三三八〇	○同上	(告)遞信第五十五號(一)三〇五四
○同上	(告)遞信第八百二十七號(二)三三八五	○同上	(告)遞信第五十八號(一)三〇五五
○同上	(告)遞信第八百二十一號(一)三三八六	○同上	(告)遞信第六十三號(一)三〇五八
○同上	(告)遞信第八百五十六號(一)三九八	○同上	(告)遞信第七十八號(一)三〇六三
○同上	(告)遞信第八百六十五號(一)三九〇二	○同上	(告)遞信第八十三號(一)三〇六四
○同上	(告)遞信第八百六十七號(一)三九〇二	○同上	(告)遞信第九十五號(一)三〇六九
○同上	(告)遞信第八百八十四號(一)三九〇八	○同上	(告)遞信第九十七號(一)三〇六九
○同上	(告)遞信第九百五十五號(一)三九四〇	○同上	(告)遞信第九百三十七號(一)三〇七二
○同上	(告)遞信第九百五十五號(二)三九四三	○同上	(告)遞信第九百七十七號(一)三〇七二
○同上	(告)遞信第九百二十二號(一)三九四六	○同上	(告)遞信第九百九十九號(一)三〇七八
○同上	(告)遞信第九百四十五號(一)三九五六	○同上	(告)遞信第九百三十二號(一)三〇八一
○同上	(告)遞信第九百六十九號(一)三七六七	○同上	(告)遞信第九百四十號(一)三〇八三
○同上	(告)遞信第九百七十五號(一)三七八六	○同上	(告)遞信第九百五十五號(一)三〇八七
○同上	(告)遞信第九百九十五號(一)三九〇四	○同上	(告)遞信第九百五十五號(二)三〇八七
○同上	(告)遞信第一千一號(一)三〇〇三	○同上	(告)遞信第九百六十三號(一)三〇九一
○同上	(告)遞信第一千四號(一)三〇〇四	○同上	(告)遞信第九百七十三號(一)三〇九一
○同上	(告)遞信第一千五號(一)三〇〇四	○同上	(告)遞信第九百八十五號(一)三〇九二
○同上	(告)遞信第一千二十號(一)三〇〇五	○同上	(告)遞信第九百九十六號(一)三〇九二
○同上	(告)遞信第一千二十三號(一)三〇〇五	○同上	(告)遞信第九百九十七號(一)三〇九三
○同上	(告)遞信第一千四十四號(一)三〇〇五	○同上	(告)遞信第九百九十七號(二)三〇九三
○同上	(告)遞信第一千四十六號(一)三〇〇五	○同上	(告)遞信第九百九十七號(三)三〇九三
○同上	(告)遞信第一千四十九號(一)三〇〇五	○同上	(告)遞信第九百九十七號(四)三〇九三
○同上	(告)遞信第一千五十二號(一)三〇〇五	○同上	(告)遞信第九百九十七號(五)三〇九三

○同上	(告)遞信第一千二百四十三號(一)三三八九	○同上	(告)遞信第一千四百八號(一)三〇八八
○同上	(告)遞信第一千二百四十八號(一)三三九〇	○同上	(告)遞信第一千四百十三號(一)三〇八九
○同上	(告)遞信第一千二百五十一號(一)三三九一	○同上	(告)遞信第一千四百十六號(一)三〇八九
○同上	(告)遞信第一千二百五十五號(一)三三九二	○同上	(告)遞信第一千四百二十一號(一)三〇九二
○同上	(告)遞信第一千二百六十三號(一)三三九五	○同上	(告)遞信第一千四百二十二號(一)三〇九三
○同上	(告)遞信第一千二百六十八號(一)三三九八	○同上	(告)遞信第一千四百三十三號(一)三〇九八
○同上	(告)遞信第一千二百八十號(一)三三〇一	○同上	(告)遞信第一千四百四十號(一)三〇九九
○同上	(告)遞信第一千二百九十四號(一)三三〇一	○同上	(告)遞信第一千四百七十二號(一)三〇九二
○同上	(告)遞信第一千三百一號(一)三三〇二	○同上	(告)遞信第一千四百七十六號(一)三〇九三
○同上	(告)遞信第一千三百七號(一)三三〇四	○同上	(告)遞信第一千四百八十二號(一)三〇九五
○同上	(告)遞信第一千三百十號(一)三三〇五	○同上	(告)遞信第一千四百八十五號(一)三〇九五
○同上	(告)遞信第一千三百十五號(一)三三〇六	○同上	(告)遞信第一千四百九十一號(一)三〇九五
○同上	(告)遞信第一千三百二十一號(一)三三〇八	○同上	(告)遞信第一千四百九十二號(一)三〇九五
○同上	(告)遞信第一千三百三十六號(一)三三〇三	○同上	(告)遞信第一千四百九十二號(二)三〇九五
○同上	(告)遞信第一千三百四十一號(一)三三〇四	○同上	(告)遞信第一千四百九十二號(三)三〇九五
○同上	(告)遞信第一千三百四十八號(一)三三〇六	○同上	(告)遞信第一千四百九十二號(四)三〇九五
○同上	(告)遞信第一千三百五十四號(一)三三〇八	○同上	(告)遞信第一千四百九十二號(五)三〇九五
○同上	(告)遞信第一千三百六十號(一)三三〇三	○同上	(告)遞信第一千四百九十二號(六)三〇九五
○同上	(告)遞信第一千三百六十二號(一)三三〇三	○同上	(告)遞信第一千四百九十二號(七)三〇九五
○同上	(告)遞信第一千三百七十五號(一)三三〇七	○同上	(告)遞信第一千四百九十二號(八)三〇九五
○同上	(告)遞信第一千三百八十六號(一)三三〇八	○同上	(告)遞信第一千四百九十二號(九)三〇九五
○同上	(告)遞信第一千三百九十二號(一)三三〇八	○同上	(告)遞信第一千四百九十二號(十)三〇九五
○同上	(告)遞信第一千三百九十九號(一)三三〇八	○同上	(告)遞信第一千四百九十二號(十一)三〇九五

- 東京中央及大阪中央兩電話局設置 (告) 遞信第四百四十一號(三) 七七八
- 東京中央電話局京橋分局(東京市)設置 (告) 遞信第五百八號(二) 三五二五
- 小口鐵業特設電話所(新潟縣)設置 (告) 遞信第三十一號(二) 二二三
- 新津鐵業特設電話所(新潟縣)設置 (告) 遞信第七百五十九號(七) 二二六三
- 中宮祠電話所(栃木縣)設置 (告) 遞信第七百七十五號(二) 二二六六
- 好間鐵業特設電話所(福島縣)設置 (告) 遞信第五百五十六號(四) 九四九
- 高田鐵業特設電話所(福島縣)設置 (告) 遞信第六百四十號(五) 二二三
- 三星礦業特設電話所(福島縣)設置 (告) 遞信第八百四十二號(八) 二四七六
- 加納鐵業特設電話所(福島縣)設置 (告) 遞信第一千二百八十六號(二) 三三〇七
- 山田鐵業特設電話所(福島縣)設置 (告) 遞信第一千四百六十六號(三) 三五〇
- 釜石鐵業特設電話所(巖手縣)設置 (告) 遞信第五百十三號(四) 九〇〇
- 不老鐵業特設電話所(秋田縣)設置 (告) 遞信第七百四十八號(七) 二二五八
- 樺鐵業特設電話所(秋田縣)設置 (告) 遞信第一千四百四十七號(二) 三五〇三
- 高松電話取扱所(香川縣)移轉 (告) 遞信第七百三十五號(六) 二二七〇
- 別子鐵業特設電話所設置 (告) 遞信第二百十三號(二) 四〇〇
- 中嶋鐵業特設電話所(福岡縣)設置 (告) 遞信第五百二十二號(四) 九三三
- 泉水鐵業特設電話所(福岡縣)設置 (告) 遞信第七百八號(六) 二二四七
- 綠鐵業特設電話所(福岡縣)設置 (告) 遞信第九百三十七號(九) 二七五二
- 久玉鐵業特設電話所(熊本縣)移轉改稱 (告) 遞信第七十八號(二) 二二〇〇
- 日平鐵業特設電話所(宮崎縣)設置 (告) 遞信第二百二號(三) 四二七
- 井ヶ野鐵業特設電話所(鹿兒島縣)設置 (告) 遞信第一千三百六十七號(二) 三三〇七
- 官廳用、軍用及私設電信電話特設電話維持規程中改正 (府) 統監第三十號(七) 一五八
- 電報規則設定明治四十一年統監府令第三十一號(電報發行人ノ最初納付シタル船舶配達料額ニシテ過剩アルトキ還付方)、同第四十一號(電信電話ニ關スル別使配達料及船舶配達料)其他本令ニ抵觸スル從前ノ規定廢止 (府) 朝鮮總督第三十八號(二) 三〇〇
- 明治四十一年統監府令第三十七號(電話規則)中改正 (府) 朝鮮總督第四十六號(二) 三三九

○明治四十一年告示第五百五十二號(電話規則ニ依ル甲地乙地區別、通話區域及電話料)中改正

- 同上 (告) 統監第八號(二) 二五二
- 同上 (告) 統監第七十八號(五) 二二〇
- 同上 (告) 統監第四百一十二號(七) 三三九三
- 同上 (告) 統監第五百六十六號(七) 三三九七
- 同上 (告) 統監第六百六十八號(八) 二二五三
- 同上 (告) 統監第七百七十五號(八) 二二五四
- 同上 (告) 統監第七百七十九號(八) 二二五六
- 同上 (告) 統監第九百九十二號(九) 二七九六
- 同上 (告) 統監第二百十六號(九) 二八〇三
- 同上 (告) 統監第二百二十二號(九) 二八〇五
- 同上 (告) 朝鮮總督第二十二號(〇) 二二一八
- 同上 (告) 朝鮮總督第六十五號(二) 二二五八
- 明治四十一年統監府告示第五百五十八號(電話加入區域)中改正 (告) 統監第七百二十七號(六) 二二八三
- 同上 (告) 朝鮮總督第七十二號(二) 二二五二
- 電話交換加入區域中改正 (告) 統監第四百四十二號(七) 二二九三
- 明治四十一年告示第五百五十九號(電話呼出地域)中改正 (告) 統監第十號(二) 二五一
- 同上 (告) 統監第七十一號(五) 二二一九
- 同上 (告) 統監第五百五十七號(七) 三三九八
- 同上 (告) 統監第六十九號(八) 二二五二
- 同上 (告) 統監第七十四號(八) 二二五四
- 同上 (告) 統監第八十號(八) 二二五七
- 同上 (告) 統監第九十三號(八) 二二七六
- 同上 (告) 統監第二百一十一號(九) 二八〇二
- 同上 (告) 統監第二百二十七號(九) 二八〇三
- 同上 (告) 統監第二百二十三號(九) 二八〇六
- 瑞興電信取扱所ニ對スル電報取扱制限改正 (告) 統監第三十四號(四) 九五六
- 長距離電話通話開始區域 (告) 統監第二百十五號(九) 二八〇三
- 電信事務及電話通話事務開始郵便所名 (告) 統監第六十三號(八) 二二二二
- 電話通話事務開始郵便局所名 (告) 統監第六十七號(八) 二二五三
- 電話通話事務開始郵便所及電信取扱所名 (告) 統監第七十三號(八) 二二五四
- 電話通話事務開始郵便電信取扱所及郵便所名 (告) 統監第二百二十一號(九) 二八〇五
- 郵便局所ノ郵便、電信、電話及郵便爲替、郵便貯金等取扱時間 (告) 朝鮮總督第七號(〇) 二〇三三
- 明治三十七年府令第八十五號(電話料及電話呼出料)中追加 (府) 朝鮮總督第八號(三) 五

- 同上 (府) 臺灣總督第九號(三) 一八
- 同上 (府) 臺灣總督第十二號(三) 一九
- 同上 (府) 臺灣總督第十三號(三) 一九
- 同上 (府) 臺灣總督第十九號(三) 五二
- 同上 (府) 臺灣總督第二十號(四) 七〇
- 同上 (府) 臺灣總督第二十八號(四) 八二
- 同上 (府) 臺灣總督第五十七號(七) 一六八
- 同上 (府) 臺灣總督第八十一號(二) 三六七
- 同上 (府) 臺灣總督第八十八號(三) 四四一
- 同上 (府) 臺灣總督第八十八號(三) 四四一
- 明治三十九年府令第四十五號(臺灣特設電話加入規則第十六條ノ料金額)中追加 (府) 臺灣總督第六號(三) 四
- 同上 (府) 臺灣總督第十一號(三) 一八
- 明治三十七年告示第四百四十五號(電話呼出地域)中追加 (告) 臺灣總督第十四號(三) 四四四
- 同上 (告) 臺灣總督第二十五號(三) 七五九
- 同上 (告) 臺灣總督第三十九號(四) 九八二
- 明治三十七年告示第四十五號(電話呼出地域)中追加 (告) 臺灣總督第四十二號(四) 九八二
- 明治三十九年告示第五十一號(特設電話事務取扱ヲ爲ス郵便局所ノ名稱並其位置及指定區域)中追加 (告) 臺灣總督第二十四號(三) 七五九
- 同上 (告) 臺灣總督第四十四號(四) 九八三
- 同上 (告) 臺灣總督第四十九號(二) 三三三
- 南設郵便局臺灣特設電話加入規則ニ依ル加入申込受理 (告) 臺灣總督第四十三號(四) 九八二
- 北港郵便局特設電話加入規則ニ依ル加入申込受理 (告) 臺灣總督第五十號(二) 三三五
- 明治四十一年告示第一百七十七號(電話料及電話呼出料)中追加 (告) 關東都督第八十三號(四) 九九二
- 同上 (告) 關東都督第八十三號(四) 九九二
- 同上 (告) 關東都督第八十三號(四) 九九二
- 明治四十年告示第十號(電話呼出地域)中追加 (告) 關東都督第八十四號(四) 九九二
- 同上 (告) 關東都督第八十四號(四) 九九二
- 同上 (告) 關東都督第八十四號(四) 九九二
- 同上 (告) 關東都督第八十四號(四) 九九二
- 明治四十一年告示第六十三號(電話加入區域)中改正 (告) 關東都督第六十二號(三) 三五七
- 同上 (告) 關東都督第六十三號(三) 三五七
- 同上 (告) 關東都督第六十三號(三) 三五七
- 同上 (告) 關東都督第六十三號(三) 三五七
- 關東州沙河河口會ノ内西黒石礁ニ自働電話設置 (告) 關東都督第八十二號(四) 九九二
- 同上 (告) 關東都督第八十七號(八) 一五四八

〔電氣〕

- 電氣測定法 (法) 第二十六號(三) 五五
- 電氣測定法第十一條ニ依ル電氣單位ノ倍數及分數ノ名稱ノ不統一電流以外ノ場合ニ於ケル電流電壓及電力ノ計算方法並ニ同法第一條ニ掲ケタル以外ノ電氣單位 (省) 遞信第十七號(三) 七二〇

- 電氣測定法第六條ニ依ル電氣單位ノ標準器仕様細目 (告) 遞信第五百三十三號(二) 三三三
- 電氣事務官特別任用令中改正 (勅) 第二百十六號(五) 二六六
- 電氣事業取締規則中改正 (省) 遞信第四十三號(三) 一〇八
- 電氣計器試驗規則 (省) 遞信第四百十六號(二) 七〇七
- 電氣計器檢定ニ關スル取扱方 (達) 海軍第四十號(四) 七四
- 明治四十一年告示第六百七十六號(電氣事業者ヨリ遞信省管理ノ通信事業用工作物ニ關シ承諾、立會請求方)中改正 (告) 遞信第四百八十六號(四) 九二二
- 東海道本線鳥森有樂町間電車ニ據ル旅客ノ取扱開始 (告) 鐵道院第五十六號(六) 二二六
- 旅順電氣使用規則中改正 (府) 關東都督第十九號(七) 一六九
- 同上 (府) 關東都督第二十八號(九) 三三六
- 同上 (府) 關東都督第四十三號(三) 四四六
- 〔電車〕
- 東海道本線有樂町、吳服橋間 電車ニ據ル旅客取扱開始 (告) 鐵道院第七十八號(九) 二五五〇
- 〔電信〕
- 明治三十三年勅令第四百八號(官設鐵道郵便電信電話官署出納員現金出納ニ關スル件)中改正 (勅) 第四百十六號(一〇) 五四九
- 明治三十三年法律第五十號(官設鐵道、郵便、電信、郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ關スル件)ヲ朝鮮ニ施行スル件 (勅) 第四百十五號(一〇) 五四九
- 在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中改正 (勅) 第五百五十五號(三) 二〇四
- 同報電信規則 (省) 遞信第八十二號(九) 五五〇
- 請願電信規則中改正 (省) 遞信第四十號(三) 一〇七
- 私設電信規則中改正 (省) 遞信第三十七號(三) 一〇六
- 私設電信規則第二十條ノ料金額及其納付手續中改正 (省) 遞信第三十八號(三) 一〇六
- 官廳用電信電話規程中改正 (省) 遞信第三十六號(三) 一〇六
- 私設電信ニ依ル公衆通信取扱規則中改正 (省) 遞信第三十九號(三) 一〇七
- 本邦下在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發著電取扱規則中追加 (省) 遞信第一號(一) 九
- 本邦下在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發著電取扱規則廢止 (省) 遞信第一號(一) 六四六
- 明治四十一年第四十六號(無線電報規則)通信官署帝國海軍艦船間ノ無線電信ニ依リ發受スル電報ニ準用)中改正 (省) 遞信第九十九號(二) 六四五
- 明治四十一年省令第四十九號(在臺灣、樺太、韓國及其以外ノ郵便局所間取組電信爲替料金並ニ在清國郵便局所相互間、同局所ト其以外ノ郵便局所間取組電信爲替料金割合)中改正 (省) 遞信第一百號(二) 六五九
- 明治三十三年省令第五十八號(電信法ニ依ル損害賠償及報酬ノ請求ニ關スル件)中改正 (省) 遞信第四十二號(三) 一七

- 郵便電信電話官署現金受拂規則中改正 (省) 遞信第五十八號(三) 一一三
- 郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則中改正 (省) 遞信第四十九號(三) 一〇九
- 電信局所ノ電報取扱時間及其時間外電報取扱規則中改正 (省) 遞信第四十一號(三) 一〇七
- 同上 (省) 遞信第九十八號(二) 六四五
- 海軍艦船ノ朝鮮總督府及臺灣總督府所屬無線電信所間ノ無線電報通信取扱方 (達) 海軍第三百三十二號(〇) 二三四
- 同上追加 (達) 海軍第四百五十五號(二) 二四三
- 萬國電信條約書附屬國際業務規則中改正 (省) 遞信第六百二十號(五) 二〇二
- 同上 (省) 遞信第八百四十八號(八) 一四九六
- 同上 (省) 遞信第九百五十八號(二) 三三九三
- 同上 (省) 遞信第九百六十八號(三) 三五一
- 萬國電信條約書附屬國際業務規則ニ基キ外國電信主管廳ニ於テ定ムル隨意規定事項設定明治三十七年告示第三百九十二號(萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項ニ關シ外國電信主管廳及電信會社ノ決定事項) 廢止 (省) 遞信第九百七十三號(九) 二七〇
- 同上中改正 (省) 遞信第九百七十三號(九) 二七〇
- 明治四十二年告示第八十八號(國際無線電信條約ヲ批准シタル國名) 中追加 (省) 遞信第六百三十二號(五) 二〇七
- 同上 (省) 遞信第六百四十三號(五) 二一六
- 同上 (省) 遞信第七百四十九號(七) 一三五八
- 清國ニ設置シタル帝國郵便局所中電信爲替事務取扱郵便局所名ノ件設定明治三十三年告示第三百五十二號(各郵便受取所及在清國郵便局所ハ電信爲替ノ取扱ヲ爲サ、ル件)、同三十九年告示第四百一十一號(清國牛莊郵便局ニ於テ電信爲替事務ヲ取扱フ件)、同四十二年告示第七十號(電信爲替事務取扱郵便局所名) 同四十二年告示第五百一十一號(清國牛莊新市街郵便受取所ニ於テ電信爲替事務ヲ取扱フ件) 廢止 (省) 遞信第七百四十九號(七) 一三五八
- 朝鮮、臺灣、滿洲及清國芝罘ニ於テ配達スヘキ內國電報、外國電報及日清電報ノ別使配達料及解船配達料設定明治四十二年告示第六百十二號(臺灣、韓國及在滿洲本邦局所在地ニ於ケル外國電報ノ別使配達料) 廢止 (省) 遞信第七百七十號(二) 一三六四
- 同上 (省) 遞信第七百七十號(二) 一三六四
- 佛蘭西國國際無線電信條約批准 (省) 遞信第三百三十號(二) 三三三
- 佛蘭西國國際無線電信條約ニ加入 (省) 遞信第四百七十三號(三) 七三三
- 佛蘭西國國際無線電信條約ニ加入 (省) 遞信第五百八十三號(二) 三六八
- 突尼斯國國際無線電信條約ニ加入 (省) 遞信第五百四十八號(四) 九四六
- ザンジバル及和蘭國際無線電信條約ニ加入 (省) 遞信第六百四十四號(五) 二一六
- モナコ國國際無線電信條約批准 (省) 遞信第七百四十九號(七) 一三五八

- 二等郵便局及在外郵便局電信局、三等郵便局及郵便便爲替、郵便貯金電信及電話ノ取扱所各其事務承繼 (省) 遞信第四百四十五號(三) 七二〇
- 明治三十年告示第三百四十四號(在韓國本邦郵便及電信局相互間並ニ本邦トノ間ニ發著スル郵便稅率ノ件) 同三十二年告示第三百四十四號(在韓國本邦郵便及電信局相互間並ニ本邦トノ間ニ發著スル郵便稅率ノ件) 廢止 (省) 遞信第四百二十號(三) 七〇八
- 明治三十三年告示第三百四十一號(電信法第五條ノ電信及電話官署指定ノ件) 中改正 (省) 遞信第四百四十八號(三) 七二二
- 明治三十六年告示第二百三十八號(電信及電話線路ノ移轉請求方) 中改正 (省) 遞信第四百五十一號(三) 七三二
- 明治三十一年告示第二百六十九號(郵便電信取扱局所ノ設置移轉及郵便區變更等ニ關スル請願書提出方) 中改正 (省) 遞信第四百五十五號(三) 七三三
- 新島三宅島間海底電信線ノ内新島方面陸揚地變更 明治四十年告示第三十八號第三項(同伴) 廢止 (省) 遞信第八百四十六號(八) 一四九五
- 明治二十九年告示第二百八十五號(數字ヲ以テ聯接セル漢語電報ノ件) 廢止 (省) 遞信第九百七十一號(二) 三三六五
- 東京中央及大阪中央兩電信局設置 (省) 遞信第四百四十號(三) 七二八
- 東京中央電信局同報電信取扱開始 (省) 遞信第九百四十六號(九) 二七五六
- 花咲電信局(北海道)設置 (省) 遞信第四百八十號(二) 三二四
- 江部乙電信取扱所(北海道)電報配達事務廢止 (省) 遞信第九百五十五號(九) 二七五九
- 手宮電信取扱所(北海道)同上 (省) 遞信第九百五十五號(九) 二七五九
- 花咲電信局(北海道)廢止 (省) 遞信第四百九十二號(四) 九二四
- 輪西電信取扱所(北海道)廢止 (省) 遞信第九百五十四號(九) 二七五八
- 輕川、鏡函、幌別電信取扱所(北海道)廢止 (省) 遞信第四百四十二號(一〇) 三〇五〇
- 鷲春別電信取扱所(北海道)廢止 (省) 遞信第三百七十號(二) 三二四七
- 大阪玉造電信局(大阪市)改等並ニ改稱 (省) 遞信第三百七十八號(三) 六九九
- 高槻電信取扱所(大阪府)電報配達事務廢止 (省) 遞信第四百五十五號(三) 七〇三
- 葛葉、濱寺兩電信取扱所(大阪府)同上 (省) 遞信第九百六十一號(九) 二七六四
- 天下茶屋電信取扱所(大阪府)同上 (省) 遞信第九百九十九號(一〇) 三三七一
- 大津電信取扱所(大阪府)同上 (省) 遞信第九百九十九號(一〇) 三三七一
- 東神奈川電信取扱所(橫濱市)設置 (省) 遞信第四百四十號(二) 三〇五〇

- 川崎電信取扱所(神奈川縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第二百一十一號(三) 四三〇
- 逗子電信取扱所(神奈川縣)同上 (告) 遞信第八百五十四號(八) 四九六
- 寶塚電信取扱所(兵庫縣)同上 (告) 遞信第七百七十九號(一) 三三〇
- 加古川、寶殿、寺前、八鹿、豐岡電信取扱所(兵庫縣)設置 (告) 遞信第四百五十七號(三) 三五〇七
- 池田電信取扱所(兵庫縣)廢止 (告) 遞信第七百七十號(七) 三六六
- 大村電信取扱所(長崎縣)設置 (告) 遞信第八百八十八號(一) 三六九
- 野母崎海軍望樓電信取扱所(長崎縣)廢止 (告) 遞信第三百四號(一) 三三三
- 北條電信取扱所(新潟縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第三百二十五號(一) 三三〇
- 蘇我電信取扱所(千葉縣)同上 (告) 遞信第三十六號(一) 二二三
- 法隆寺、郡山、五條電信取扱所(奈良縣)設置 (告) 遞信第三百五十六號(一) 三三九
- 下田電信取扱所(奈良縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第八十七號(一) 二二三
- 長島、河原田、加佐登電信取扱所(三重縣)設置 (告) 遞信第四百八十九號(一) 三三七〇
- 用宗電信取扱所(靜岡縣)設置 (告) 遞信第二百三十六號(三) 四三八
- 虎姫、柏原兩電信取扱所(滋賀縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第七百七十九號(一) 三六七
- 貴生川電信取扱所(滋賀縣)同上 (告) 遞信第二百十號(一) 三三九
- 穠積電信取扱所(岐阜縣)設置 (告) 遞信第四百八十九號(一) 三三七〇
- 互理、吉田兩電信取扱所(宮城縣)設置 (告) 遞信第三百三十四號(一) 三三三
- 熱海、龍田兩電信取扱所(福島縣)設置 (告) 遞信第三百三十四號(一) 三三三
- 鹿島電信取扱所(福島縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第四百四十九號(一) 三〇八六
- 八戸電信取扱所(青森縣)設置 (告) 遞信第二百八十二號(一) 三三〇
- 淺虫電信取扱所(青森縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第四百四十九號(一) 三〇八六
- 動橋電信取扱所(石川縣)同上 (告) 遞信第五百十七號(三) 三五八
- 大石田電信取扱所(山形縣)設置 (告) 遞信第三百三十四號(一) 三三三
- 丹形電信取扱所(山形縣)廢止 (告) 遞信第九百八十五號(九) 一七九〇
- 湯澤、應ノ巢、院内、ニノ井電信取扱所(秋田縣)設置 (告) 遞信第二百八十二號(一) 三三〇
- 小坂、能代兩電信取扱所(秋田縣)設置 (告) 遞信第四百四號(三) 四八八

- 下市電信取扱所(鳥取縣)設置 (告) 遞信第六百六十號(一〇) 三〇九〇
- 倉吉電信取扱所(鳥取縣)廢止 (告) 遞信第五百六號(四) 九二八
- 宇野電信取扱所(岡山縣)設置 (告) 遞信第八百三十一號(八) 四二七二
- 利氣、倉敷兩電信取扱所(岡山縣)設置 (告) 遞信第六百六十號(一〇) 三〇九〇
- 萬富電信取扱所(岡山縣)電報配達事務開始 (告) 遞信第五百五十八號(四) 九五〇
- 西大寺電信取扱所(岡山縣)同上 (告) 遞信第二百三十三號(一) 三三七五
- 松江、安來、兩電信取扱所(島根縣)設置 (告) 遞信第三百五十八號(二) 三三九
- 天應、西條兩電信取扱所(廣島縣)設置 (告) 遞信第三百五十八號(二) 三三九
- 本郷電信取扱所(廣島縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第四百二十一號(二) 四四六
- 小月電信取扱所(山口縣)設置 (告) 遞信第三百五十八號(二) 三三九
- 田布施電信取扱所(山口縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第八十五號(三) 四二二
- 岩田電信取扱所(山口縣)廢止 (告) 遞信第六百三十三號(五) 三〇九七
- 名手電信取扱所(和歌山縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第二百十號(一) 三三七九
- 丸龜電信取扱所(德島縣)設置 (告) 遞信第六百六十號(一〇) 三〇九〇
- 徳島電信取扱所(徳島市)設置 (告) 遞信第四百二號(一三) 四八七
- 鬼無電信取扱所(香川縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第六百七十七號(六) 二二三六
- 三津電信取扱所(愛知縣)設置 (告) 遞信第三百五十八號(二) 三三九
- 土橋電信取扱所(愛媛縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第三十三號(一) 二二三
- 城野電信取扱所(福岡縣)設置 (告) 遞信第二百二十七號(一) 三三七八
- 新延、篠栗、八幡、大隈、二日市電信取扱所(福岡縣)設置 (告) 遞信第二百八號(一) 三三七八
- 箱崎電信取扱所(福岡縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第二百十六號(三) 四三一
- 宇ノ島電信取扱所(福岡縣)同上 (告) 遞信第九百四十三號(九) 一七五五
- 長尾電信取扱所(福岡縣)同上 (告) 遞信第三百三十五號(一〇) 三〇八一
- 沖ノ島電信取扱所(福岡縣)廢止 (告) 遞信第三百六十七號(三) 六九一
- 岩屋、伊萬里兩電信取扱所(佐賀縣)設置 (告) 遞信第四百八十八號(一) 三三六九
- 大根占電信局(鹿児島縣)設置 (告) 遞信第四百四十三號(三) 七一九
- 赤嶺電信取扱所(熊本縣)設置 (告) 遞信第五百八十八號(五) 一〇九三

- 鹿兒島縣鹿兒島郡中郡宇村字新牛掛ト同縣肝屬郡小根占村大字山本ノ内大濠間ニ海底電線新設並線路區域 (告) 逕信第八百九十六號(九)二七三六
- 水底電線區域廢止 (告) 統監第二百二十七號(〇)二〇九七
- 轉學 (轉學) (告) 文部第六十三號(六)二二七八
- 韓國統監府中學校生徒並ニ其卒業者ノ他ノ學校へ入學、轉學等ニ關シ認定 (告) 文部第六十三號(六)二二七八
- 轉送 (轉送) (告) 文部第六十三號(六)二二七八
- 外國新聞電報轉送規則中改正 (省) 逕信第二十九號(三)一〇四
- 展覽會 (展覽會) (告) 文部第七十四號(六)二一八一
- 美術展覽會圖錄發行及陳列品ノ攝影印刷ニ關スル規程 (告) 文部第七十四號(六)二一八一
- 第四回美術展覽會期日、會場及出品出願期限等 (告) 文部第八十五號(六)二一九六
- 同上中改正 (告) 文部第九十三號(七)二二〇二
- 點檢 (點檢) (訓) 內務第十一號(七)二二三八
- 巡查點檢規則改正 (訓) 內務第十七號(二)三二六
- 同上中改正 (訓) 司法第七號(二)五九二
- 看守點檢規則改正明治三十四年訓令第二號(同件)廢止
- 點呼 (點呼) (達) 陸達第九號(三)三三三
- 簡閱點呼執行規則 (達) 陸達第九號(三)三三三
- 朝鮮總督府工業傳習所官制 (勅) 第三百七十一號(九)五一一
- 傳染病研究所官制中改正 (勅) 第三百九十九號(三)四〇
- 明治三十二年勅令第九十四號(傳染病研究所職員官等俸給ノ件)廢止 (勅) 第三百三十四號(三)一三二
- 古物商取締法遺失物法水難救護法傳染病預防法種痘法及明治三十三年法律第十五號(飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件)ヲ樞太ニ施行 (勅) 第二十七號(三)二一九
- 傳染病研究所痘苗血清類實捌規則中改正 (省) 內務第三十號(二)六二八
- 宮内傳染病豫防令ノ規定ニ依ルル神戶「バスト」有病地指定解除 (告) 宮内第四號(四)七七五
- 宮内傳染病豫防令ニ依リ大阪府ヲ虎列刺有病地ト指定 (告) 宮内第十三號(二)〇二八七
- 宮内傳染病豫防令ノ規定ニ依リ大阪市ノ虎列刺有病地指定解除 (告) 宮内第十六號(二)三三五九
- 阿片 (阿片) (府) 臺灣總督第八十號(一)三六五
- 臺灣阿片令施行規則中改正 (府) 臺灣總督第五十九號(五)二二三五
- 明治三十四年告示第七十二號(阿片烟膏定價)改正 (告) 臺灣總督第五十九號(五)二二三五

- 阿片煙膏及粉末阿片賣下所 (告) 臺灣總督第四百二十二號(二)三三五一
- 阿里山 (阿里山) (勅) 第二百六號(四)二五五
- 臺灣總督府阿里山作業所官制 (告) 臺灣總督第六十一號(五)二二二六
- 預ケ入 (預ケ入) (省) 逕信第七號(三)八三
- 郵便貯金預ケ入四分利公債應募特別取扱規則 (省) 逕信第七號(三)八三
- 亞弗利加 (亞弗利加) (告) 外務第二號(四)七七五
- 南亞弗利加ケーブ、タウンニ帝國名譽領事館設置 (告) 外務第二號(四)七七五
- 亞米利加 (亞米利加) (省) 逕信第八十三號(九)五五四
- 本邦通貨ノ外北米合衆國通貨ヲ以テ郵便切手類ノ賣捌ヲ爲ス郵便局名 (省) 逕信第八十三號(九)五五四
- 同上中追加 (省) 逕信第一百四十四號(二)七〇六
- 押送 (押送) (勅) 第九十七號(四)二四四五
- 明治四十年勅令第二百九十二號(裁判所、臺灣總督府法院、統監府法務院又ハ理事廳及關東都督府法院共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件)中改正 (勅) 第九十七號(四)二四四五
- 宛名 (宛名) (明) 治四十一年告示第千二百六號(郵便振替貯金事務ニ關シ郵便爲替貯金管理理所同支所開發受ノ郵便物及書類宛名記載力)中改正 (告) 逕信第五百七十九號(五)一〇九一
- 阿片 (阿片) (預ケ入) (亞弗利加) (亞米利加) (押送) (宛名) (案内) (裁判) 三一八
- 朝鮮總督府郵便爲替貯金管理理所宛差出ノ郵便物宛名記載方等設定明治四十二年統監府告示第百二十六號(郵便振替貯金事務ニ關シ統監府通信管理局ニ差出ス郵便物ニ宛名記載方等)廢止 (告) 朝鮮總督第十一號(〇)二〇五
- 案内 (案内) (貨物案内所(橫濱市)改稱並ニ乘車券類ノ發賣等ニ關スル各種案内等ノ事務取扱 (告) 鐵道院第二十九號(四)七七三
- サノ部 (サノ部) (裁判) (間島ニ於ケル領事官ノ裁判ニ關スル件 (法) 第四十號(四)七七
- 明治四十年法律第五十二號(裁判所、臺灣總督府法院、統監府法務院又ハ理事廳ト關東都督府法院ト間ニ於ケル法律上ノ共助ニ關スル件)中改正 (法) 第四十一號(四)七九
- 明治四十年勅令第二百九十二號(裁判所、臺灣總督府法院、統監府法務院又ハ理事廳及關東都督府法院共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件)中改正 (勅) 第九十七號(四)二四四五
- 明治四十二年法律第三十六號(裁判所、臺灣總督府法院、統監府法務院及理事廳ノ判決ノ執行ニ關スル件)中改正 (法) 第四十二號(四)七九
- 明治二十三年法律第六十二號(裁判所位置及管轄區域表)中變更 (法) 第四十七號(四)八八

- 裁判所書記長書記定員ノ件制定裁判所書記長書記定員及俸給令廢止 (勅)第五十八號(三) 五七
- 明治二十三年勅令第百一十一號(行政裁判所評定官並書記ノ員數及職務ノ件)中改正 (勅)第百十五號(三) 一一三
- 行政裁判所ニ臨時職員増置 (勅)第百十六號(三) 一二四
- 明治二十四年勅令第九十八號(行政裁判所長官並評定官年俸ノ件)及同二十七年勅令第十八號(裁判所書記長ノ官等ニ關スル件)及統監府裁判所書記長、統監府裁判所通譯官、統監府裁判所書記、統監府裁判所通譯生及統監府監獄職員官等給與令廢止 (勅)第百三十四號(三) 一一一
- 朝鮮總督府裁判所職員定員令 (勅)第三百六十五號(九) 五〇三
- 明治四十二年勅令第二百五十九號(統監府裁判所及統監府監獄ノ職員タル韓國人ノ任用分限及給與ニ關スル件)中改正 (勅)第百六十四號(三) 一一一
- 同上 (勅)第百七十八號(三) 一一三
- 朝鮮總督府裁判所書記長及裁判所書記特別任用令 (勅)第三百九十九號(九) 五三三
- 統監府裁判所令中改正 (制)第五號(〇) 五
- 朝鮮總督府裁判所令中改正 (制)第九號(二) 九
- 朝鮮人タル朝鮮總督府裁判所職員ノ任用ニ關スル件 (制)第七號(〇) 六
- 關東州裁判令中改正 (勅)第百一十一號(三) 一一一
- 關東州裁判事務取扱令中改正 (勅)第三百五十號(九) 四七〇
- 明治三十八年省令第十號(區裁判所刑事事務ノ取扱ニ關スル件)中改正 (省)司法第十六號(二〇) 五九九
- 橫濱地方裁判所管内橫濱區裁判所神奈川出張所所屬商業登記事務取扱方 (省)司法第二號(三) 一一
- 千葉地方裁判所管内北條區裁判所前京出張所取扱方 (省)司法第八號(六) 二〇〇
- 大阪地方裁判所管内管轄並ニ登記管轄區域中改正 (省)司法第十二號(八) 五三三
- 大阪地方裁判所管内大阪區裁判所土佐堀出張所管轄商業、法人、夫婦財產契約登記事務取扱方 (省)司法第十三號(八) 五七七
- 奈良地方裁判所管内區裁判所出張所設置、移轉改稱並ニ登記管轄區域表中改正 (省)司法第十四號(八) 五七七
- 奈良地方裁判所管内五條區裁判所阪本、五條兩出張所ノ管轄ニ關スル商業登記事務取扱方 (省)司法第十五號(八) 五三八
- 鹿兒島地方裁判所管内區裁判所出張所改稱 (省)司法第十八號(二) 六二〇
- 東京地方裁判所管内東京區裁判所中野出張所燒失ニ付キ登記事務停止 (告)司法第十號(三) 四九一
- 東京地方裁判所管内東京區裁判所中野出張所備付ノ土地登記簿等燒失ニ付キ登記回復ノ申請方等 (告)司法第十四號(三) 四九二
- 同出張所備付ノ確定日附簿燒失ニ付キ確定日附ヲ附シタル私署證書所持ノ者證書提出方 (告)司法第十五號(三) 四九三

- 千葉地方裁判所管内松戸區裁判所二川出張所備付ノ土地登記簿中轉寫 (告)司法第六十五號(二)三三四
- 宇都宮地方裁判所管内大田區裁判所蘆野出張所燒失ニ付登記事務停止 (告)司法第二十八號(五)一〇一四
- 宇都宮地方裁判所管内大田區裁判所蘆野出張所ニ備付ノ不動產登記ニ關スル帳簿書類燒失ニ付キ印鑑更ニ差出方 (告)司法第三十九號(六)二二七八
- 宇都宮地方裁判所管内栃木區裁判所所屬出張所水害ニ罹リタルニ付キ登記事務停止 (告)司法第四十四號(八)二四三七
- 浦和地方裁判所管内川越區裁判所坂戸出張所燒失ニ付登記事務停止 (告)司法第二十四號(五)一〇一一
- 浦和地方裁判所管内川越區裁判所坂戸出張所備付ノ不動產登記ニ關スル帳簿及書類燒失 (告)司法第二十五號(五)一〇一一
- 靜岡地方裁判所管内濱松區裁判所見附出張所水害ニ罹リタルニ因リ登記事務停止 (告)司法第四十三號(八)四三七
- 長野地方裁判所管内長野區裁判所及飯山區裁判所備付ノ申請書滅失 (告)司法第五號(三)三〇一
- 長野地方裁判所管内飯田區裁判所富原出張所備付ノ登記簿中滅失 (告)司法第六十九號(二)三二四一
- 新潟地方裁判所管内長岡區裁判所公認人ノ職務執行 (告)司法第三號(二) 五七
- 新潟地方裁判所管内長岡區裁判所公認事務取扱廢止 (告)司法第七十三號(二)三二四〇六
- 新潟地方裁判所管内長岡區裁判所見附出張所備付ノ土地登記簿轉寫 (告)司法第七十七號(二)三二四一一
- 京都地方裁判所管内木津區裁判所所屬出張所移轉 (告)司法第一號(一) 五七
- 京都地方裁判所管内木津區裁判所備付ノ申請書滅失 (告)司法第六十一號(二〇)二八三六
- 大阪地方裁判所移轉 (告)司法第十三號(三) 四九一
- 大阪地方裁判所管内大阪區裁判所移轉 (告)司法第四十號(六)二二七八
- 大阪地方裁判所管内大阪區裁判所ノ登記事務本廳廳舎ニ於テ取扱フ (告)司法第四十二號(八)二四三七
- 奈良地方裁判所管内五條區裁判所小原出張所移轉及事務引續ノタメ登記事務停止 (告)司法第四十五號(八)二四三七
- 天津地方裁判所管内八幡區裁判所備付ノ土地登記簿轉寫 (告)司法第四十六號(九)一五六〇
- 德島地方裁判所管内脇町區裁判所貞光出張所備付ノ土地登記簿中轉寫 (告)司法第六十六號(二)三二四〇
- 高知地方裁判所管内須崎區裁判所移轉 (告)司法第九號(三) 三〇五
- 高知地方裁判所管内中村區裁判所清水出張所備付ノ登記申請ニ關シ提出シタル建物ノ圖面滅失 (告)司法第十八號(四) 八三六
- 名古屋地方裁判所管内新城區裁判所田口出張所備付ノ土地登記簿轉寫 (告)司法第八號(三) 三〇四
- 安濃津地方裁判所管内上野區裁判所ニ備付ノ簿公證簿滅失 (告)司法第三十五號(六)二二七六

- 金澤地方裁判所管内高濱區裁判所管來出張所備付ノ地所登記簿轉寫 (告) 司法第四十七號(九)二五二
- 金澤地方裁判所管内高濱區裁判所管來出張所備付ノ地所登記簿減失 (告) 司法第四十八號(九)二六一
- 山口地方裁判所管内柳井津區裁判所備付ノ登記簿及附屬書類中減失 (告) 司法第七十六號(三)三四七
- 鳥取地方裁判所管内鳥取區裁判所管非出張所及溝口區裁判所矢戸出張所備付ノ不動產登記申請書紛失 (告) 司法第十二號(三)四九一
- 鹿兒島地方裁判所管内大島區裁判所古仁屋出張所備付ノ地所登記簿轉寫 (告) 司法第五十一號(九)一五六二
- 宮崎地方裁判所管内内肥區裁判所備付ノ土地登記簿中登記用紙ノ一部減失 (告) 司法第六十四號(二)三三九
- 福島地方裁判所管内平區裁判所備付ノ登記申請書及其附屬書類減失 (告) 司法第七十四號(三)三四〇
- 秋田地方裁判所管内大曲區裁判所刈野出張所備付ノ公證簿減失 (告) 司法第六十二號(〇)二八三六
- 青森地方裁判所管内野邊地區裁判所川内出張所備付ノ地所登記簿減失 (告) 司法第六十八號(二)三四〇
- 青森地方裁判所管内野邊地區裁判所川内出張所備付ノ地所登記簿中轉寫 (告) 司法第七十二號(三)三四〇
- 管轄權ヲ有スヘキ統監府裁判所指定 (府) 統監第十四號(四) 六七
- 統監府裁判所及檢事局事務章程中改正 (府) 統監第十二號(〇)二四八
- 明治四十二年府令第三十號ニ依リ既ニ受理シタル裁判事務引續キ取扱方 (府) 統監第四十九號(九)二二七
- 明治四十二年府令第二十八號(統監府裁判所ノ名稱、位置及管轄區域表)中改正 (府) 統監第二十一號(六)一四三
- 朝鮮總督府裁判所ノ名稱、位置及管轄區域設定 明治四十二年統監府令第二十八號(統監府裁判所ノ名稱、位置及管轄區域)廢止 (府) 朝鮮總督第九號(〇)二四三
- 明治四十二年府令第二十九號(地方裁判所支部管轄表)中改正 (府) 統監第二十二號(六)一四四
- 地方裁判所支部設置明治四十二年統監府令第二十九號(同件)廢止 (府) 朝鮮總督第十號(〇)二四六
- 統監府裁判所支部開廳 (告) 統監第九號(六)二七九
- 瑞山區裁判所開廳 (告) 統監第九十六號(九)二七九
- 〔歳入歳出〕
- 舊韓國政府ニ屬シタル歳入歳出ノ豫算ニ關スル會計ノ整理及舊韓國政府ニ屬シタル財産ノ管理ニ關スル件 (勅) 第三百三十號(八) 四四七
- 朝鮮總督府通信官署ノ取扱ニ係ル歳入金歳出金及歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替ニ關スル件 (勅) 第四百八號(九) 五四二
- 明治四十二年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 二月二十四日(二) 一
- 同上 (豫) 三月九日(三) 九
- 同上 (豫) 三月二十六日(三) 一三四
- 同上 (豫) 三月二十六日(三) 一三五

- 明治四十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 二月二十四日(二) 六
- 明治四十二年度特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 二月二十四日(二) 八
- 明治四十三年度歳入歳出總豫算 明治四十三年度各特別會計歳入歳出豫算 (豫) 三月二十五日(三) 一〇
- 明治四十三年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 三月二十五日(三) 一〇
- 同上 (豫) 三月二十五日(三) 一三三
- 同上 (豫) 三月二十六日(三) 一三六
- 同上 (豫) 三月二十六日(三) 一四五
- 同上 (豫) 三月二十六日(三) 一四六
- 明治四十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 三月二十六日(三) 一四三
- 明治四十三年度特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 三月二十六日(三) 一四六
- 明治四十三年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途 (勅) 第二百二十五號(五) 二七七
- 明治四十三年度内務省所管歳入科目表 (訓) 内務第四號(三) 七
- 明治四十三年度内務省所管歳出科目表 (訓) 内務第五號(三) 七
- 明治四十二年度大藏省歳入科目表中追加 (訓) 大藏第一號(三) 五
- 同上 (訓) 大藏第二號(三) 八
- 同上 (訓) 大藏第六號(三) 二二
- 同上 (訓) 大藏第九號(四) 六八
- 明治四十三年度專賣局作業歳入歳出科目 (訓) 大藏第七號(三) 三〇
- 同上追加 (訓) 大藏第十三號(五) 一一三
- 朝鮮總督府特別會計ニ依ル朝鮮總督府ノ歳入歳出ノ出納單據方 (訓) 大藏第二十三號(〇) 三三六
- 明治四十二年度歳入歳出科目表中増設 (訓) 陸軍第一號(一) 一
- 同上 (訓) 陸軍第二號(一) 二
- 同上 (訓) 陸軍第三號(一) 二
- 同上 (訓) 陸軍第四號(二) 五
- 同上 (訓) 陸軍第五號(二) 五
- 同上 (訓) 陸軍第六號(三) 三八
- 同上 (訓) 陸軍第七號(三) 三九
- 同上 (訓) 陸軍第八號(三) 三九
- 明治四十三年度陸軍省所管歳入歳出科目表 (訓) 陸軍第九號(三) 四〇
- 同上中増設 (訓) 陸軍第十號(四) 八二
- 同上 (訓) 陸軍第十一號(四) 八六
- 同上 (訓) 陸軍第十二號(五) 一四
- 同上 (訓) 陸軍第十三號(五) 一四
- 同上 (訓) 陸軍第十四號(五) 一六
- 同上 (訓) 陸軍第十五號(五) 一七
- 同上 (訓) 陸軍第十六號(五) 一八
- 同上 (訓) 陸軍第十七號(六) 一五九

○海外駐劄財務官ノ經費ニ關スル件

(勅)第二百三十八號(五) 二九七

○明治四十三年勅令第二百三十八號ニ依リ海外駐劄財務官經費支給規程

(省)大藏第二十八號(六) 一九三

○財務官吏職務執行ノ際注意ノ件設定度支部訓令第十四號(財務官吏検査規程)廢止

(訓)朝鮮總督第六十二號(三) 六〇六

○明治四十二年統監府訓令第二號(居留民團ノ財務ニ關スル件)中改正

(訓)朝鮮總督第六十七號(三) 六〇〇

○舊韓國政府ニ屬シタル歲入歳出ノ豫算ニ關スル會計ノ經理及舊韓國政府ニ屬シタル財産ノ管理ニ關スル件

(勅)第三百三十號(八) 四四七

○皇室財産令

(皇)第三十三號(三) 九六

○財政上必要處分ノ件

(勅)第三百二十六號(八) 四四三

○同上

(勅)第三百二十七號(八) 四四三

○同上

(勅)第三百二十八號(八) 四四四

○勸業債券購買媒介郵便規則中改正

(省)遞信第五十四號(三) 一一一

○第二回國庫債券償還

(告)大藏第二十二號(三) 二九八

○第二回發行國庫債券全部及明治三十七年發行國庫債券償還

(告)大藏第三十三號(七) 三〇一

○砂糖消費税法施行規則中改正

(勅)第八號(三) 七

○同上

(勅)第二百二十四號(五) 二七六

○明治三十四年律令第八號(砂糖、糖蜜、糖水ヲ本島ヨリ内地ヘ輸送スル場合ニ關スル件)中改正

(律)第十一號(二) 一五

○砂糖消費税法施行規則中改正

(府)臺灣總督第五十四號(七) 一六三

○臨時打狗ニ登南廳出張所設置砂糖、糖蜜、糖水ノ検査及消費稅收入ニ關スル事項ヲ取扱フ

(告)臺灣總督第六十六號(三) 三五六

○砂糖(〇)シノ部ニ載ス

[砂糖]〇シノ部ニ載ス

○清酒ノ製造、貯藏等ニ關シ「サリチール」酸使用ノ場合ニ飲食物防腐劑取締規則ヲ適用セサル件

(省)內務第二號(三) 三七

○造幣局官制改正

(勅)第四十號(三) 四一

○公有林野造林獎勵規則

(省)農商務第四號(三) 七五

○造林章程規程中追加

(訓)農商務第十五號(六) 一六四

○酒製造石稅徵收猶豫及免除ニ關スル件

(法)第六號(三) 三三

○明治四十三年法律第六號(酒製造石稅徵收猶豫及免除ニ關スル件)施行ニ關スル件

(勅)第八十四號(三) 三二九

○五分利付國債償還ノ場合ニ於テ債權者ノ望ニ依リ四分利公債交付ノ件

(省)大藏第二十三號(五) 一六五

○明治四十一年徵集ノ現役歩兵及同上等看護卒ニシテ第二師團ノ歩兵聯隊及臨時朝鮮派遣隊及樺太守備隊ニ屬スル者在營期間延期

(省)陸軍第十三號(二) 五九四

○明治三十六年勅令第二百三號(外國駐劄陸軍武官ノ在勤俸ニ關スル件)中改正

(勅)第四百十九號(三) 一九二

○交通至難ノ場所ニ設置ノ燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及朝鮮總督府航路標識看守月手當金給與細則

(訓)朝鮮總督第二十七號(二) 三八八

○同上中改正

(訓)朝鮮總督第五十號(二) 四三五

○罪囚

(訓)朝鮮總督第六十八號(三) 六一〇

○朝鮮ニ於ケル死刑所犯ノ罪囚中特大赦ヲ行ヒ積年ノ道租及今年ノ租稅減免ノ件

(詔)八月二十九日(八) 一一

○明治三十七八年戰役又ハ韓國暴徒鎮壓事件ノタメ死歿ノ軍人軍屬等靖國神社ヘ臨時合祀ニ付キ祭式執行

(告)朝鮮四月二十日(四) 八二六

○砂防(〇)シノ部ニ載ス

[砂防]〇シノ部ニ載ス

○砂糖消費税法中改正

(法)第三十三號(四) 六五

○兵器造修試驗検査規則中改正

(達)海軍第十六號(三) 四六

○同上

(達)海軍第八十號(六) 一七〇

○艦船造修試驗検査規則中改正

(達)海軍第八十四號(六) 一七五

○造船官廳官制中改正

(勅)第四百二十一號(二) 五五三

○造船規程改正

(省)遞信第六十四號(六) 二二七

○汚物掃除法施行規則中改正

(省)內務第十三號(四) 一一九

○明治四十一年勅令第四百十四號(内閣所屬廳舎及倉庫新築事務掌理ニ關スル件)改正

(勅)第四十六號(三) 四六

○明治三十七年省令第十號(私設保稅倉庫ノ營業等ニ關スル特許手數料)中改正

(省)大藏第五十七號(三) 六八〇

○供託法ニ依リ倉庫營業者指定

(告)司法第十七號(四) 八三六

○指定倉庫營業者業廢業

(告)司法第十六號(四) 八三五

○指定倉庫營業者業廢業株式會社解散

(告)司法第七十五號(三) 四〇七

○指定倉庫營業者東海倉庫株式會社總店支店廢止

(告)司法第七十號(三) 四〇五

○朝鮮總督府鐵道局倉庫事務規程

(訓)朝鮮總督第三十號(二) 三九一

○朝鮮總督府鐵道局倉庫事務規程

- 獎勵増殖獎勵費交付規則中改正 (省)農商務第二號(三) 七二
- 裝飾及刷毛器械制式及定數表中改正 (達)陸軍第三十四號(八) 一九三
- 操典
 - 野戰砲兵操典改定 (軍)陸第六號(三) 三五
 - 輜重兵操典改定 (軍)陸第七號(三) 三五
- 訴訟
 - 民事訴訟調停ニ關スル件 (制)第十一號(三) 一一
 - 民事訴訟調停事務取扱規則 (府)朝鮮總督第六十七號(三) 四三五
 - 民事訴訟調停事務取扱手続 (制)朝鮮總督第七十一號(三) 六一
 - 明治三十七年律令第三號(廳長ヲシテ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル件)中改正 (律)第三號(四) 三
 - 廳長ヲシテ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル律令施行細則中改正 (府)臺灣總督第四十九號(五) 一四五
- 佐官
 - 憲兵科佐官補充ノ件 (勅)第二百六十六號(六) 三七八
- 作業
 - 臺灣總督府阿里山作業所官制 (勅)第二百六十六號(四) 二五五
- 臺灣總督府阿里山作業所職員特別任用ノ件 (勅)第二百十四號(五) 二六五
- 專賣局作業費豫算經理規程中改正 (訓)大藏第三號(三) 八
- 明治四十三年度專賣局作業費入歳出科目 (訓)大藏第七號(三) 三〇
- 同上 (訓)大藏第十三號(五) 一一三
- 明治三十四年濠借省告示第三十七號(鐵道作業局大貨物運賃手數料及等級表)中改正 (告)鐵道院第三號(三) 二八三
- 同上 (告)鐵道院第六十四號(六) 二二九
- 貨手數料及等級表)外四件ヲ橫濱線ニ適用方 (告)鐵道院第二十四號(四) 七七
- 臺灣總督府阿里山作業出張所位置 (告)臺灣總督第六十一號(五) 二二六
- 炸填
 - 三吋砲以上ノ實用彈丸及演習彈丸検査炸填供給方 (達)海軍第九十六號(七) 一八六
- 先取特權
 - 立木ノ先取特權ニ關スル件 (法)第五十六號(四) 二二
 - 同上施行期日 (勅)第二百二十二號(五) 二七
- 審問
 - 查問規則中改正 (達)海軍第八十二號(六) 一七四

- 產馬
 - 產馬獎勵規程中改正 (閣)第八號(三) 二二
- 產蠶
 - 產蠶規則中改正 (勅)第二百十八號(五) 二六八
 - 產蠶名簿登錄規則中改正 (省)內務第十六號(五) 二二九
- 產蠶
 - 明治三十九年勅令第二百六十七號(地方產業ニ關スル技師技手並試驗場講習所及種畜場職員ノ名稱待遇、任免及官等級配當ノ件)中改正 (勅)第二百七十二號(六) 三八五
- 產物
 - 臺灣省有森林原野及產物特別處分令中改正 (勅)第四百三十七號(二) 五九七
 - 明治三十八年省令第三十六號(國有林野、產物賣拂ニ關シ保證金、延納金擔保トシテ提供スル記名有假證券ニ關スル件)中改正 (省)農商務第九號(五) 一八四
 - 國有林野及產物賣拂入札規則中改正 (省)農商務第八號(五) 一八三
 - 國有林野、產物及製品賣拂代金延納規則中改正 (省)農商務第十號(五) 一八四
 - 同上 (省)農商務第十九號(七) 五〇九
 - 國有林野產物製品賣拂規則中改正 (省)農商務第十五號(六) 二二六
 - 國有林野產物賣拂規則中改正 (省)農商務第十六號(六) 二二七
- 產牛
 - 產牛獎勵規程中改正 (省)農商務第十七號(七) 五〇八
 - 明治四十三年度ニ於テ產牛獎勵規程ニ依ル賞金授與ノ申請ヲ爲サントスル者申請書差出方 (告)農商務第六十號(三) 六〇
- 參謀
 - 東宮武官タル海軍佐尉官中一名ヲ參謀官ト定メラレタルモノ廢止 (達)海軍第四十八號(四) 七六
 - 朝鮮人タル朝鮮總督府道長官參謀官及郡守ノ任用及官等ニ關スル件 (勅)第三百八十三號(六) 五三
- 山林
 - 明治三十九年勅令第五十八號(山林事務ニ關スル臨時職員ノ件)中改正 (勅)第七十四號(三) 七四
 - 明治四十年勅令第二百七十五號(山林事務官補特別任用ノ件)中改正 (勅)第六十九號(三) 二二五
- 蠶業
 - 蠶業講習所官制中改正 (勅)第八十三號(三) 八一
 - 蠶業講習所處務規程改正 (訓)農商務第六號(四) 九二
- ザンシバル
 - ザンシバル及和蘭國際無線電信條約ニ加入 (告)逓信第六百四十四號(五) 二二六

キノ部

(生絲)

○生絲検査所官制中改正 (勅)第八十一號(三) 七九

(議員)

○衆議院議員選舉法中改正 (法)第六十五號(一〇) 二九九

○議院建築準備委員會官制 (勅)第二百三十四號(五) 二九〇

○北海道會議員選舉令中改正 (勅)第二百九十五號(六) 四一〇

○貴族院子爵議員補選選舉 (詔)二月十五日(三) 一

○同上 (詔)六月十八日(六) 七

○同上 (詔)八月一日(八) 九

○同上 (詔)八月十九日(八) 九

○貴族院男爵議員補選選舉 (詔)三月十五日(三) 三

○同上 (詔)四月十六日(四) 五

○同上 (詔)六月二十二日(六) 七

○同上 (詔)十月二十九日(一〇) 一三

○居留民團ノ合併ニ因リ失職スヘキ居留民會議員在任ノ件 (府)統監第二百九號(七) 一五八

○居留民會議員ハ其任期満了スルモ引續キ當分ノ内在任スルモノト看做ス (府)統監第五十七號(九) 二二〇

○同上廢止 (府)朝鮮總督第五十五號(二) 三九三

○龍山居留民會議員ヲ京城居留民會議員トシテ在任セシムル件 (告)統監第三百三十一號(七) 三九九

(議長)

○明治二十四年勅令第九十六號(樞密院議長副議長顧問官並書記官長書記官議長秘書官年俸ノ件)廢止 (勅)第三百三十四號(三) 一三二

○明治二十八年勅令第二百二十四號(内閣總理大臣秘書官樞密院議長秘書官各省大臣秘書官及臺灣總督秘書官任用ノ件)同三十年勅令第九十六號(内閣總理大臣秘書官樞密院議長秘書官各省大臣秘書官及臺灣總督秘書官官等)初級及階級ニ關スル件)廢止 (勅)第二百八十八號(六) 四〇三

(議會)

○帝國議會召集 (詔)十一月五日(二) 一五

○帝國議會開會 (詔)十二月二十日(二) 一七

○帝國議會開院式 (告)宮内第十七號(三) 三三九

(議事)

○朝鮮總督府中樞院議事規則 (訓)朝鮮總督第六十五號(二) 六〇八

(希職)

○明治四十一年告示第九百二十四號(希職宛小包郵便物ハ露西亞經由ニテ送立ツルヲ得ス)廢止 (告)遞信第二百八十一號(三) 六六〇

(記號)

○郵便切手類記號規則中改正 (省)遞信第二十一號(三) 一〇一

(記章)

○舊韓國勳章及記章ノ佩用ニ關スル件 (勅)第三百三十四號(八) 四五一

○警察官吏及消防官吏ノ功勞記章ニ關スル件 (勅)第四百三十八號(二) 五九九

○明治二十八年告示第十七號(勅命ニ依リ制定セラレテニ海軍部内ニ於テ佩用スル記章圖式)中追加 (告)海軍第十六號(九) 一五五九

(技監)

○明治四十年勅令第二十八號(鐵道院技監俸給ノ件)廢止 (勅)第三百三十四號(三) 一三二

(技師、技手)

○明治三十九年勅令第二百六十七號(地方產業ニ關スル技師技手並試驗場講習所及種畜場職員ノ名稱待遇任免及官等等級配當ノ件)中改正 (勅)第二百七十二號(六) 三八五

○明治三十一年勅令第三百五十八號(千島諸島ニ在勤スル北海道廳ノ支廳長、厨、技師、警部、巡查、森林監守、事業手及月長、筆生、雇員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅)第十八號(三) 一七

○明治四十一年勅令第二百八十三號(臨時司法省ニ技師技手設置ノ件)中改正 (勅)第二百十二號(四) 二六二

○會計検査院勅任検査官、書記及技手ノ定員ニ關スル件 (勅)第三百十三號(三) 二二二

(記章)

○舊韓國勳章及記章ノ佩用ニ關スル件 (勅)第三百三十四號(八) 四五一

○警察官吏及消防官吏ノ功勞記章ニ關スル件 (勅)第四百三十八號(二) 五九九

○明治二十八年告示第十七號(勅命ニ依リ制定セラレテニ海軍部内ニ於テ佩用スル記章圖式)中追加 (告)海軍第十六號(九) 一五五九

(技監)

○明治四十年勅令第二十八號(鐵道院技監俸給ノ件)廢止 (勅)第三百三十四號(三) 一三二

(技師、技手)

○明治三十九年勅令第二百六十七號(地方產業ニ關スル技師技手並試驗場講習所及種畜場職員ノ名稱待遇任免及官等等級配當ノ件)中改正 (勅)第二百七十二號(六) 三八五

○明治三十一年勅令第三百五十八號(千島諸島ニ在勤スル北海道廳ノ支廳長、厨、技師、警部、巡查、森林監守、事業手及月長、筆生、雇員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅)第十八號(三) 一七

○明治四十一年勅令第二百八十三號(臨時司法省ニ技師技手設置ノ件)中改正 (勅)第二百十二號(四) 二六二

○會計検査院勅任検査官、書記及技手ノ定員ニ關スル件 (勅)第三百十三號(三) 二二二

(記章)

○明治三十三年勅令第二百五十九號(工業試驗所長タル技師ノ俸給ニ關スル件)統監府所屬官署技師官等給與令廢止 (勅)第三百三十四號(三) 一三二

○明治四十年勅令第五十八號(樺太廳ニ於ケル技師雇員技手増置並ニ嚙託員雇員使用ノ件)中改正 (勅)第一百九號(三) 一一〇

○交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技師及航路標識看守月手當金給與細則 (訓)朝鮮總督第二十七號(一〇) 三八八

○同上中改正 (訓)朝鮮總督第五十號(一〇) 四三五

○京畿道事務官、書記、技手並ニ府事務官、通譯官、府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十一號(一〇) 三九七

○忠清北道事務官、書記、技手並ニ郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十二號(一〇) 四〇〇

○忠清南道事務官、技師、書記、技手並ニ郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十三號(一〇) 四〇一

○全羅北道事務官、技師、書記、技手並ニ府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十四號(一〇) 四〇四

○全羅南道同上 (訓)朝鮮總督第三十五號(一〇) 四〇六

○慶尙南道事務官、技師、書記、技手並ニ府事務官、府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十七號(一〇) 四二二

○黃海道事務官、書記、技手並ニ郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十八號(一〇) 四二四

- 江原道同上 (訓)朝鮮總督第三十九號(一〇) 四二六
- 平安南道事務官書記技手並ニ府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第四十號(一〇) 四二八
- 平安北道同上 (訓)朝鮮總督第四十一號(一〇) 四三〇
- 咸鏡南道同上 (訓)朝鮮總督第四十二號(一〇) 四三三
- 咸鏡北道事務官技師書記技手並ニ府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第四十三號(一〇) 四三三
- 技術官俸給令廢止 (勅)第三百三十四號(三) 一三二
- 水産技術員等ニ對スル講習會開催 (告)農商務第三百三號(六) 二二〇
- 水産講習所特殊技術員養成科規程制定製鹽技術員養成科規程廢止 (告)農商務第四百四號(三) 五〇六
- 居留地ノ行政事務ニ關スル件 (法)第三十四號(四) 六八
- 居留地ノ行政事務ニ關スル件 (制)第二號(八) 一
- 居留民團法施行規則中改正 (府)統監第二十八號(七) 一五七
- 同上 (府)朝鮮總督第六十號(三) 四三三
- 居留民團法施行規則實施心得中改正 (訓)統監第九號(七) 二八二
- 同上 (訓)朝鮮總督第六十六號(三) 六〇九
- 居留民團ノ合併ニ因リ失職スヘキ居留民會議員在任ノ件 (府)統監第二十九號(七) 一五八
- 居留民會議員ハ其任期満了スルモ引續キ當分ノ內在任スルモノト看做ス (府)統監第五十七號(九) 三三〇
- 同上廢止 (府)朝鮮總督第五十五號(二) 三九三
- 明治四十二年統監府訓令第二號(居留民團ノ財務ニ關スル件)中改正 (訓)朝鮮總督第六十七號(二) 六一〇
- 龍山居留民團ヲ京城居留民團ニ合併 (告)統監第三百三十號(七) 三三八
- 龍山居留民會議員ヲ京城居留民會議員トシテ在任セシムル件 (告)統監第三百三十一號(七) 三三八
- 條約ニ依リ居住ノ自由ヲ有セサル外國人ニシテ勞働ニ從事スル者ハ從前ノ居留地以外ニ居住シ又ハ其業務ヲ行フヲ得サルノ件 (府)統監第五十二號(九) 二二八
- 仁川釜山及元山清國居留地規程 (告)統監第五十一號(四) 九六一
- 釜山居留民團立牧島尋常小學校在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第三十九號(四) 九五六
- 京城居留民團立第一、第二兩尋常高等小學校名稱變更認可 (告)統監第三十七號(四) 九五七
- 龍山居留民團立龍山尋常高等小學校名稱變更 (告)統監第七十一號(八) 五三三
- 住宅拂
- 特ニ指定スル郵便局ニ於テ郵便爲替金ノ住宅拂取扱ノ件設定明治四十二年府令第六十八號(郵便爲替規則中第六十條第二項ノ規定ヲ韓國ニ適用セサル件)廢止 (府)統監第二十六號(六) 一五三

- 郵便爲替金ノ住宅拂ヲ取扱フ郵便局所名 (告)統監第一百十六號(六) 二八一
- 漁業
- 明治四十二年勅令第七十三號(遼洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁業ノ種類、船舶ノ噸數及漁獲場所ニ關スル制限並ニ漁獲職員ノ資格及定員ニ關スル件)中改正 (勅)第四百十七號(一〇) 五五〇
- 漁業法改正 (法)第五十八號(四) 二二四
- 同上施行期日 (勅)第四百二十八號(二) 五六〇
- 漁業法施行規則改正 (省)農商務第二十五號(二) 六二九
- 遼洋漁業獎勵法中改正 (法)第二十號(三) 四九
- 漁業組合令 (勅)第四百二十九號(二) 五六一
- 漁業登錄令 (勅)第四百三十號(二) 五七八
- 明治三十五年勅令第六十號(漁業ニ關スル手數料ノ件)改正 (勅)第四百三十一號(二) 五九二
- 明治三十九年勅令第五十號(遼洋漁業獎勵ニ關スル職員設置ノ件)中改正 (勅)第八十五號(三) 八三
- 明治三十八年勅令第七十六號(臨時專用漁業免許處分調査ニ關スル職員ノ件)中改正 (勅)第八十六號(三) 八四
- 明治四十二年勅令第七十三號(遼洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁業ノ種類、船舶ノ噸數及漁獲場所ニ關スル制限並ニ漁獲職員ノ資格及定員ニ關スル件)中改正 (勅)第四百十七號(一〇) 五五〇
- 韓國政府公布ノ漁業稅法施行細則中改正ノ件譯文 (告)統監第三號(二) 二四九
- 專用漁業登錄 (告)農商務第三號(一) 六一
- 同上 (告)農商務第四號(一) 六七
- 同上 (告)農商務第六號(一) 七四
- 同上 (告)農商務第十一號(一) 七九
- 同上 (告)農商務第二十三號(一) 一三三
- 同上 (告)農商務第三十二號(一) 一四一
- 同上 (告)農商務第三十八號(一) 一八四
- 同上 (告)農商務第六十五號(一) 三三三
- 同上 (告)農商務第六十七號(一) 三三三
- 同上 (告)農商務第六十八號(一) 三三八
- 同上 (告)農商務第七十號(一) 三四三
- 同上 (告)農商務第七十三號(一) 三四九
- 同上 (告)農商務第八十號(一) 三六七
- 同上 (告)農商務第九十七號(一) 三八六
- 同上 (告)農商務第一百五號(一) 五〇七
- 同上 (告)農商務第一百十一號(一) 五二六
- 同上 (告)農商務第一百十五號(一) 五二五
- 同上 (告)農商務第一百十六號(一) 五二八
- 同上 (告)農商務第一百四十七號(一) 五九五
- 同上 (告)農商務第一百五十五號(一) 六二六
- 同上 (告)農商務第一百六十一號(一) 六二二

○ 同上	(告)農商務第七十五號(四) 八四九	○ 同上	(告)農商務第七十六號(二) 三六一
○ 同上	(告)農商務第二百二十四號(四) 九六	○ 同上	(告)農商務第八十五號(三) 三七八
○ 同上	(告)農商務第二百三十二號(五) 〇三五	○ 同上	(告)農商務第九十三號(三) 三八二
○ 同上	(告)農商務第二百七十一號(五) 〇七二	○ 同上	(告)農商務第九十八號(三) 三九一
○ 同上	(告)農商務第四百三號(八) 四六四	○ 同上	(告)農商務第九十九號(三) 三九七
○ 同上	(告)農商務第四百九十三號(二七) 〇〇〇	○ 同上	(告)農商務第四百四十三號(三) 五八二
○ 同上	(告)農商務第五百七十五號(二) 〇九八	○ 同上	(告)農商務第四百四十五號(三) 五九一
○ 同上	(告)農商務第六百五十九號(三) 三四三	○ 同上	(告)農商務第五百十號(三) 六〇四
○ 同上	(告)農商務第八十九號(三) 三八一	○ 同上	(告)農商務第七十二號(三) 六三六
○ 同上	(告)農商務第七十號(三) 六三五	○ 同上	(告)農商務第八十八號(四) 八六二
○ 同上	(告)農商務第二百五十六號(五) 〇五八	○ 同上	(告)農商務第二百三十六號(五) 〇三四
○ 同上	(告)農商務第四百九十一號(九) 一六九六	○ 同上	(告)農商務第二百四十八號(五) 〇四八
○ 同上	(告)農商務第四百八十三號(四) 八五三	○ 同上	(告)農商務第三百六號(六) 二二三
○ 同上	(告)農商務第四百八十四號(四) 八五四	○ 同上	(告)農商務第三百七十九號(八) 二四四
○ 同上	(告)農商務第二百二十六號(四) 九二〇	○ 同上	(告)農商務第五百六十二號(二) 〇九四二
○ 同上	(告)農商務第二百三十五號(五) 〇三四	○ 同上	(告)農商務第五百六十五號(二) 〇九五三
○ 同上	(告)農商務第五百五十七號(二) 〇九三三	○ 同上	(告)農商務第五百六十九號(二) 〇九六二
○ 同上	(告)農商務第四十二號(二) 一三三	○ 同上	(告)農商務第五百七十一號(二) 〇九七二
○ 同上	(告)農商務第四十四號(二) 一三四	○ 同上	(告)農商務第二百八十一號(五) 〇八九
○ 同上	(告)農商務第四十六號(二) 一三五	○ 同上	(告)農商務第五百九十一號(二) 〇二〇六
○ 同上	(告)農商務第五十號(三) 一三五	○ 同上	(告)農商務第三百七十五號(八) 二四二
○ 漁業事項登錄		○ 入漁權者ノ代表者登錄	
○ 漁業權變更登錄		○ 入漁權者ノ代表者變更登錄	
○ 同上		○ 入漁權者ノ代表者住所變更登錄	
○ 同上		○ 漁船検査規程中改正	

○ 入漁權消滅登錄	(告)農商務第六百六十五號(三) 三四五	○ 同上	(告)農商務第二百九十二號(六) 二二五
○ 定置漁業登錄	(告)農商務第五百五十九號(〇) 九三七	○ 同上	(告)農商務第三百十二號(六) 二三五
○ 專用免許漁業登錄	(告)農商務第五百二十八號(〇) 八七七	○ 同上	(告)農商務第三百十六號(六) 二二六
○ 專用漁業權者ノ代表者登錄	(告)農商務第二號(三) 六〇	○ 同上	(告)農商務第三百十七號(六) 二二六
○ 同上	(告)農商務第三十一號(二) 一四一	○ 同上	(告)農商務第三百三十四號(七) 三三四
○ 同上	(告)農商務第四十七號(二) 一九九	○ 同上	(告)農商務第四百九十號(九) 一六九六
○ 同上	(告)農商務第六十六號(三) 三三三	○ 同上	(告)農商務第四百九十九號(九) 一七五
○ 同上	(告)農商務第九十號(三) 三八一	○ 同上	(告)農商務第五百二十二號(二) 〇八六五
○ 同上	(告)農商務第一百七號(三) 五三五	○ 同上	(告)農商務第五百四十一號(二) 〇一九三
○ 同上	(告)農商務第一百八號(三) 五三五	○ 同上	(告)農商務第五百九十九號(二) 〇三〇六
○ 同上	(告)農商務第三十二號(三) 五五八	○ 同上	(告)農商務第六百八十七號(二) 三四五五
○ 同上	(告)農商務第四十一號(三) 五八二	○ 同上	(告)農商務第一號(一) 六〇
○ 同上	(告)農商務第五十一號(三) 六一二	○ 同上	(告)農商務第四十六號(三) 五九五
○ 同上	(告)農商務第八十七號(四) 八六一	○ 同上	(告)農商務第三百八十號(八) 二四五
○ 同上	(告)農商務第九十四號(四) 八七六	○ 同上	(告)農商務第三百九十二號(八) 二四五
○ 同上	(告)農商務第二百二十七號(四) 九二〇	○ 同上	(告)農商務第四百九十六號(九) 二七〇
○ 同上	(告)農商務第二百三十四號(五) 〇三四	○ 同上	(告)農商務第五百四十四號(二) 〇二九八
○ 同上	(告)農商務第二百三十七號(五) 〇四五	○ 同上	(告)農商務第六百八十四號(二) 〇四四九
○ 同上	(告)農商務第二百四十七號(五) 〇六六	○ 同上	(告)農商務第六百七十四號(二) 〇四四三
○ 同上	(告)農商務第二百六十二號(五) 〇六六	○ 同上	(告)農商務第六百八十六號(二) 〇四四五
○ 同上	(告)農商務第二百六十五號(五) 〇六六	○ 同上	(告)農商務第五百五十五號(二) 〇二二八
○ 同上	(告)農商務第二百七十四號(五) 〇七九		
○ 同上	(告)農商務第二百八十二號(五) 〇八九		

〔魚類〕

○鹽、鹽藏魚類及製成醬油ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方設定明治四十二年訓令第二十五號(鹽及鹽藏魚類ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方)廢止 (訓)大藏第二十號(九) 二九七

〔供託〕

○寄託又ハ供託ニ係ル國債證券ノ國債募集金代用ニ關スル特別取扱方 (省)大藏第五號(二) 一七

○寄託又ハ供託ニ係ル國債證券ノ國債募集金代用ニ關スル特別取扱規程設定明治四十三年第五號(寄託又ハ供託ニ係ル國債證券ノ國債募集金代用ニ關スル特別取扱方)廢止 (省)大藏第八號(三) 四五

○寄託又ハ供託ニ係ル國債ノ償還元金代リ新公債交付ニ關スル特別取扱規程 (省)大藏第二十六號(五) 一六七

○預金保管物及供託物金庫出納事務規程中改正 (訓)大藏第三十號(二) 五七七

○供託法ニ依リ倉庫營業者指定 (省)司法第十七號(四) 八三六

〔狂犬病〕

○狂犬病ニ罹レル飼犬斃死 (告)關東都督第十九號(三) 四四九

〔共濟〕

○明治四十二年勅令第五百一十一號(通信官署現業員共濟組合ニ關スル件)中改正 (勅)第六十號(三) 二〇七

○通信官署職員共濟組合規則中改正 (省)逓信第十五號(三) 九九

〔朝鮮總督府鐵道局現業員ノ共濟組合ニ關スル件〕

○朝鮮總督府鐵道局現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (勅)第四百十四號(九) 五四六

○共濟組合ノ組織スル朝鮮總督府鐵道局所屬職員以下ノ現業員指定 (訓)朝鮮總督第二十六號(〇) 三八七

〔共助〕

○明治四十年法律第五十二號裁判所、審判廳、府法院、統監府法務院又ハ理事廳ト關東都督府法院トノ間ニ於ケル法律上ノ共助ニ關スル件)中改正 (法)第四十一號(四) 七九

○明治四十年勅令第二百九十二號(裁判所、審判廳、府法院、統監府法務院又ハ理事廳及關東都督府法院共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件)中改正 (勅)第九十七號(四) 二四五

〔共進會〕

○道府縣聯合共進會規則設定道府縣聯合共進會褒賞授與規程廢止 (省)農商務第三號(三) 七三

○名古屋市第十回關西府縣聯合共進會會場正門前ニ鐵道營業所設置 (告)鐵道院第十一號(三) 二八八

○愛知縣主催第十回關西府縣聯合共進會紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)逓信第二百九十一號(三) 六六四

〔軌道〕

○明治三十四年訓令第十七號(軌道條例取扱方心得)中削除 (訓)內務第九號(七) 二〇〇

○寄託又ハ供託ニ係ル國債證券ノ國債募集金代用ニ關スル特別取扱方 (省)大藏第五號(二) 一七

○寄託又ハ供託ニ係ル國債證券ノ國債募集金代用ニ關スル特別取扱規程設定明治四十三年第五號(寄託又ハ供託ニ係ル國債證券ノ國債募集金代用ニ關スル特別取扱方)廢止 (省)大藏第八號(三) 四五

○寄託又ハ供託ニ係ル國債ノ償還元金代リ新公債交付ニ關スル特別取扱規程 (省)大藏第二十六號(五) 一六七

○遊就館寄附寄託品取扱規則 (告)陸軍第十一號(四) 八二六

〔寄附〕

○遊就館寄附寄託品取扱規則 (告)陸軍第十一號(四) 八二六

〔牛馬商〕

○牛馬商取締規則 (省)農商務第二十七號(二) 六九九

〔牛乳〕

○牛乳營業取締規則中改正 (省)內務第十七號(五) 一三九

○明治三十三年省令第二十號(牛乳營業取締規則第二條牛乳ノ比重及脂肪量檢定方法)中改正 (省)內務第十八號(五) 一四一

〔牛疫〕

○牛疫發生ニ付キ豫防制遏注意方 (訓)農商務第一號(三) 五四

○牛疫再發ニ付キ豫防制遏方 (訓)農商務第二十七號(八) 二九六

○牛疫ニ罹レル畜牛斃死 (告)關東都督第四號(二) 二八〇

○同上 (告)關東都督第十六號(三) 四四八

○同上 (告)關東都督第二十五號(三) 四五〇

○同上 (告)關東都督第三十七號(三) 四五二

○同上 (告)關東都督第五十八號(三) 七六七

○牛疫ニ罹リ隔離中ノ畜牛斃死 (告)關東都督第四十八號(三) 七六五

○同上 (告)關東都督第四十九號(三) 七六五

○牛疫ニ罹レル畜牛撲殺ニ關スル (告)關東都督第十八號(三) 四四八

○同上 (告)關東都督第五十五號(三) 七六六

○同上 (告)關東都督第三十五號(三) 四五二

○牛疫疑似症ニ罹レル畜牛斃死 (告)關東都督第二十六號(三) 四五〇

○牛疫疑似症ニ罹リ隔離中ノ畜牛全治 (告)關東都督第三十四號(三) 四五一

○牛疫ニ罹レル畜牛撲殺 (告)關東都督第四十號(三) 七六二

○同上 (告)關東都督第五十二號(三) 七六五

○牛疫疑似症ニ罹レル畜牛隔離 (告)關東都督第十七號(三) 四四八

○牛疫ニ罹レル畜牛隔離 (告)關東都督第二十三號(三) 四四九

〔宮中喪〕

○大不列顛國皇帝陛下崩御ニ付キ宮中喪御出 (告)宮內第六號(五) 九九六

○同上ニ付キ參内者喪服用方 (告)宮內第七號(五) 九九七

〔休暇〕

○諸官員喪中休暇 (告)內閣第六號(七) 三九一

- 宮内諸官員等中休暇 (告)宮内第十一號七二九三
- 明治二十一年陸軍第四百二十二號(陸軍出仕、文官等中休暇賜與ノ件)中改正 (達)陸軍陸軍第三十五號九一九九
- 海軍軍人軍醫休暇規則中改正 (達)海軍第六十八號五二六〇
- 海軍軍人軍醫休暇規則中規定追加ニ付キ休暇請願書ニ與書證印出願者ニ證明付與方 (訓)海軍第一號五二二八
- 〔休業〕
- 隆熙三年學務令普通學校令施行規則、師範學校令施行規則、高等學校令施行規則、高等女學校令施行規則、實業學校令施行規則、外國語學校令施行規則中休業日改正 (府)朝鮮總督第二十號二〇二五三
- 〔休職〕
- 道廳府縣警察及警視廳警察員位階授養所職員ノ休職ニ關スル件 (勅)第三百四十八號九四六九
- 〔急行列車券〕
- 急行列車券規程中改正 (告)鐵道院第二十三號四七七二
- 同上 (告)鐵道院第二十八號四七七三
- 〔救護〕
- 古物商取締法遺失物法水難救護法傳染病預防法痘痘法及明治三十三年法律第十五號(飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件)ヲ修正施行 (勅)第二十七號三二九
- 水難救護法取扱手續中改正 (訓)遞信第三號六二二〇
- 日本赤十字社救護員制服 (告)陸軍第十六號六二四五
- 朝鮮總督府鐵道局職員救濟組合規則 (訓)朝鮮總督第二十五號二〇三六八
- 〔救助〕
- 罹災救助基金法中改正 (法)第二十九號三六一
- 明治四十一年度罹災救助金國庫補助額 (告)大藏第七號二二三七
- 〔救恤〕
- 救恤公債規程 (省)大藏第四十八號二〇五八二
- 救恤金下付ニ關スル手續 (省)大藏第四十九號二〇五八二
- 〔貴族貴族院〕
- 貴族院事務局官制中改正 (勅)第三百三十二號三二一三〇
- 貴族院衆議院守衛定員及給與令中改正 (勅)第二百十號四二六〇
- 朝鮮貴族令 (皇)第十四號八二六七
- 朝鮮ニ在任スル貴族ニ關スル件 (皇)第十五號八二七〇
- 朝鮮貴族ノ敘位ニ關スル件 (皇)第十六號八二七一
- 朝鮮貴族タル有爵者大禮服制 (皇)第二十二號二二七九
- 貴族院子爵議員補選選舉 (詔)六月十五日二二七一
- 同上 (詔)八月一日二二七九
- 同上 (詔)八月十九日二二九
- 同上 (詔)八月十九日二二九
- 貴族院男爵議員補選選舉 (詔)三月十五日二二九

- 同上 (詔)四月十六日二二五
- 同上 (詔)六月二十二日二二七
- 同上 (詔)十月二十九日二〇一三
- 〔切手〕
- 郵便切手類賣捌規則中改正 (省)遞信第二十五號三二〇一
- 郵便切手類記號規則中改正 (省)遞信第二十一號三二〇一
- 本邦通貨ノ外北米合衆國通貨ヲ以テ郵便切手類ノ賣捌ヲ爲ス郵便局名 (省)遞信第八十三號九二五四
- 同上中追加 (省)遞信第一百十四號二二七〇六
- 法令ノ規定ニ依リ國庫ニ歸屬シタル收入印紙及郵便切手類引渡方 (訓)遞信第一號二二六
- 明治四十年告示第五百六十九號(本邦ト國際返信切手券ヲ交換スル國名表)中改正 (告)遞信第二十二號二二〇九
- 同上 (告)遞信第二百二十三號二二二八三
- 地洋丸、天洋丸、日本丸、阿波丸、因幡丸、丹波丸各郵便局郵便切手類賣捌開始 (告)遞信第六百六十七號六二二三三
- 朝鮮總督府通信官署徽章、通信日付印及郵便切手類模造取締規則 (府)朝鮮總督第十八號二〇二五二
- 明治四十二年告示第四十二號(郵便切手類及收入印紙賣捌規則第二條ニ依ル收入印紙ノ賣捌ヲ爲ス郵便局名)中追加 (告)統監第六十四號四九七九
- 國際返信切手券賣捌ヲ爲ス郵便局所 (告)臺灣總督第七號二二四二二
- 停車場郵便出張所郵便切手類ノ賣捌ヲ爲サス (告)臺灣總督第八十七號七二四〇一
- 郵便切手類及收入印紙賣捌規則 (府)關東都督第六號四九四
- 關東都督府通信官署徽章、通信日付印及郵便切手類模造取締規則 (府)關東都督第二號三二五一
- 國際返信切手券ノ賣捌ヲ爲ス郵便局所名設定明治四十年告示第七十八號(國際返信切手券ノ賣捌ヲ爲ス郵便電信局支局名)廢止 (告)關東都督第八十一號四九九一
- 關東都督府通信官署徽章、通信日付印及郵便切手類模造ノ許可ヲ得ムトスルモノ願書提出方 (告)關東都督第六十九號四九八九
- 〔紀念〕
- 日英博覽會紀念特殊通信日附印使用ニ關スル件中改正 (告)遞信第六百號(五)二〇九六
- 福岡縣主權第十三回九州沖繩八縣聯合共進會紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)遞信第二百七十八號三二六九九
- 愛知縣主權第十回關西府縣聯合共進會紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)遞信第二百九十一號三二六六四
- 群馬縣主權一府十四縣聯合共進會紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)遞信第九百三十四號九二七五〇
- 軍艦河內進水紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)遞信第六百六十七號二〇三〇六
- 日韓通信事業合同五周年紀念ノタメ郵便給券發行 (府)統監第二十七號六二一五三

- 日韓通信事業合同五周年紀念郵便繪葉書ノ種類、定價及發賣期日 (告)統監第百二十九號(六)二八四
- 日韓通信事業合同五周年紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)統監第百三十七號(七)二三九〇
- 紀念郵便繪葉書ノ種類、定價及發賣期日 (告)統監第百五十九號(八)二五二〇
- 統監署任紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)統監第百六十號(八)二五二〇
- 朝鮮總督府始政紀念ノタメ紀念郵便繪葉書發行 (府)統監第六十號(一〇)二三七
- 紀念郵便繪葉書ノ種類、定價及發賣期日 (告)統監第百二十八號(一〇)三〇九七
- 朝鮮總督府始政紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)統監第百二十九號(一〇)三〇九七
- 〔歸化〕
- 佛國人歸化允許 (告)內務第五十三號(三)四七九
- 清國人林兆璋日本帝國ニ歸化允許 (告)內務第百十九號(九)二五五四
- 清國人張豫齊外十一人日本帝國ニ歸化允許 (告)內務第百三十五號(一)二三三六
- 〔歸化〕
- 明治四十年勅令第三百三十二號(陸軍現役步兵科兵卒ノ歸化ニ關スル件)中改正 (勅)第百九號(四)二五九
- 豫備役後備役陸軍將校向相當官准士官下士兵卒歸化兵及補充兵役ニ在ル者ニシテ朝鮮又ハ樺太ニ居住スル者ニ對シ當分ノ內勤務演習召集及前關點呼ヲ行ハス (省)陸軍第九號(九)五四四
- 海軍豫備役、後備役又ハ歸休下士卒ヨリ鎮守府司令長官又ハ海軍人事部長ニ提出スル願書提出方 (省)海軍第九號(九)五四四
- 〔機關〕
- 機關檢査規程改正 (省)遞信第六十九號(六)四〇七
- 〔行幸啓〕
- 行幸啓ノ節學生生徒敬禮方 (訓)文部第十八號(八)二九二
- 〔行狀〕
- 假出獄者行狀調査簿 (訓)司法第五號(三)五八五
- 〔行政〕
- 行政執行法中改正 (法)第五十二號(四)九九
- 行政訴訟書類印紙貼用廢止ニ關スル件 (法)第十七號(三)四六
- 明治二十四年勅令第九十八號(行政裁判所長官官位評定官年俸ノ件)廢止 (勅)第百三十四號(三)一三一
- 行政裁判所ニ臨時職員増置 (勅)第百十六號(三)一一四
- 明治二十三年勅令第百一十一號(行政裁判所評定官官位ノ員數及職務ノ件)中改正 (勅)第百十五號(三)一一三
- 風俗上取締ヲ要スル稼業ヲ爲ス者及行政執行法第三條ノ患者ノ治療設備ニ關スル件 (勅)第百十號(七)四二五

- 居留地ノ行政事務ニ關スル件 (制)第二號(八)一
- 〔嚮導〕
- 旅順港取締規則第二條ノ水路嚮導料 (告)關東都督第百四十二號(一〇)三三三
- 〔危險物〕
- 危險物沈置ニ付キ一般船舶ノ通航、碇泊及漁業採藻禁止區域 (告)海軍第十三號(六)二七四
- 〔給額〕
- 一等看護長給額ノ件 (達)陸軍第十六號(四)六九
- 〔給與〕
- 商務官ノ給與及經費等ニ關スル件 (勅)第三百七號(七)四三三
- 勅任官又ハ委任官ノ待遇ヲ受クル商務官ノ待遇給與及經費等ニ關スル件 (勅)第三百八號(七)四三四
- 陸軍給與令中改正 (勅)第百四十二號(三)一八三
- 同上 (勅)第百三十六號(二)五九六
- 陸軍給與令細則中改正 (達)陸軍第十號(三)四三
- 同上 (達)陸軍第十八號(四)六九
- 陸軍戰時給與規則中改正 (勅)第百四十六號(三)一九〇
- 外國駐在陸軍武官給與令中改正 (勅)第百四十八號(三)一九一
- 清國駐劄陸軍部隊給與令中改正 (勅)第百四十五號(三)一八九
- 清國駐劄陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸軍第十三號(三)四四
- 臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中改正 (勅)第百四十三號(三)一八七
- 臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中改正 (達)陸軍第十一號(三)四三
- 同上 (達)陸軍第二十號(四)七〇
- 同上 (達)陸軍第三十七號(九)二〇六
- 滿洲國樺太駐劄陸軍部隊給與令中改正 (勅)第百四十四號(三)一八八
- 滿洲國駐劄陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸軍第十二號(三)四四
- 同上 (達)陸軍第二十一號(四)七一
- 同上 (達)陸軍第五十號(二)二四三
- 臺灣樺太駐在外陸軍雇員傭人死傷手當金給與規則中改正 (勅)第百二十六號(二)五五九
- 臺灣樺太駐在外陸軍雇員傭人死傷手當金給與細則中追加 (省)陸軍第十五號(二)六二八
- 臺灣樺太駐在外海軍雇員傭人死傷手當金給與規則中改正 (省)海軍第十二號(二)六一九
- 同上 (勅)第百五十一號(三)一九三
- 同上 (勅)第百四十九號(五)三三四
- 海軍給與令施行細則中改正 (達)海軍第八號(二)一三三
- 同上 (達)海軍第三十二號(三)五三
- 同上 (達)海軍第六十七號(五)一五五
- 同上 (達)海軍第五十四號(二)二六〇

- 文部省直轄醫學專門學校附屬醫院職員ニ手當給與ノ件 (勅) 第二百五十七號六 三七〇
- 在外國郵便及電信局官吏手當給與規則中改正 (勅) 第五百五十五號三 二〇四
- 在外國郵便局職員手當給與規則中改正 (省) 逕信第十七號三 一〇〇
- 明治三十五年勅令第二百二十六號(在清國帝國領事館附海軍局職員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅) 第五百五十六號三 二〇四
- 在清國帝國領事館附海軍局職員手當給與ニ關スル手續中改正 (省) 逕信第十八號三 一〇〇
- 明治四十二年勅令第二百五十五號(船舶内ニ設置シタル通信官署ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅) 第五百五十七號三 二〇五
- 明治四十二年勅令第二百十六號(交通至難ノ場所ニ設置シタル通信官署ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅) 第五百五十八號三 二〇六
- 明治三十一年勅令第三百五十八號(千島諸島ニ在勤スル北海道廳ノ支隊長 團長 技手 警部 巡查 森林監守 事業手及月長 筆生 雇員ノ手當給與ノ件)中改正 (勅) 第十八號三 一七
- 千島國諸島ニ在勤スル北海道廳支隊長以下手當給與規則中改正 (省) 內務第七號三 三九
- 警部補ノ俸給及給與ニ關スル件 (勅) 第十七號三 一六
- 巡查給與品及貸與品規則ヲ警部補ニ準用スルノ件 (勅) 第二十一號三 二〇
- 巡查看守療治料給助料及弔祭料給與令ヲ警部補ニ準用ノ件 (勅) 第二百二十六號三 二二五
- 統監府及所屬官署職員特別給與令制定統監府及理事廳職員給與令廢止 (勅) 第六十二號三 二〇八
- 朝鮮總督府武官及副官ノ給與ニ關スル件 (勅) 第三百八十六號九 五三五
- 統監府判事及統監府檢事官等給與令中改正 (勅) 第三百六十三號三 二二〇
- 同上 (勅) 第三百八十二號九 五三三
- 委任及判任待遇統監府監獄職員給與令中改正 (勅) 第三百九十九號九 五三七
- 明治四十二年勅令第二百五十九號(統監府裁判所及統監府監獄ノ職員タル韓國人ノ任用分限及給與ニ關スル件)中改正 (勅) 第三百六十四號三 二二一
- 同上 (勅) 第三百七十八號三 二二三
- 統監府警察官署ノ職員タル韓國人ノ任用分限及給與ニ關スル件 (勅) 第三百三十三號六 四一八
- 統監府郵便所長ノ給與ニ關スル件 (勅) 第三百六十六號三 二二二
- 同上中改正 (勅) 第三百八十九號九 五三七
- 朝鮮人タル文官ノ分限及給與ニ關スル件 (勅) 第四百三號九 五三六
- 統監府看守及統監府女監取締ノ療治料、給助料及弔祭料給與ニ關スル件 (勅) 第三百九十五號四 二四四
- 關東都督府職員官等給與令、樺太廳職員官等給與令、統監府森林廳職員官等給與令、統監府司法廳職員官等給與令中改正 (法) 第二十九號三 六一

- 等給與令、統監府裁判所書記長、統監府裁判所通譯官、統監府裁判所書記、統監府裁判所通譯生及統監府監獄職員官等給與令及統監府警視部官等給與令廢止 (勅) 第三百三十四號三 一三二
- 貴族院議院守衛定員及給與令中改正 (勅) 第二百十號四 二六〇
- 陸軍武官増俸給與規程中改正 (達) 陸達第十四號ノ二四 六七
- 廢兵院給與規則中改正 (省) 陸軍第七號七 四六七
- 雇員備人給與規則改正 (達) 海軍第三十三號三 六一
- 同上中改正 (達) 海軍第七號八 一九四
- 職工人夫給與規則中改正 (達) 海軍第四十二號四 七四
- 同上 (達) 海軍第百號七 一八九
- 清障樺太派遣職工人夫給與規則中改正 (達) 海軍第百三號七 一九一
- 林區署給與規程設定林區署給與順序外五件廢止 (訓) 農商務第二十一號七 二七〇
- 統監府監獄備人給與品及貸與品規程中改正 (府) 統監第十七號五 一〇九
- 朝鮮總督府巡查及朝鮮總督府巡查補採用及給與令 (府) 朝鮮總督第十四號二〇 二四九
- 交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及航路標識看守月手當金給與規則 (訓) 朝鮮總督第二十七號二〇 三八八
- 同上中改正 (訓) 朝鮮總督第五十號二〇 四三五
- 巡查看守療治料給助料及弔祭料給與令ヲ警部補ニ準用ノ件 (勅) 第二百二十六號三 二二五
- 統監府看守及統監府女監取締ノ療治料、給助料及弔祭料給與ニ關スル件 (勅) 第三百九十五號四 二四四
- 韓國政府公布ノ水道給水規則譯文 (告) 統監第五十二號四 九六六
- 旅順及大連水道給水規則改正明治四十年府令第七十五號(同件)並ニ旅順及大連水道公設共用規程則廢止 (府) 關東都督第三十一號二〇 二八一
- 旅順水道船舶給水料金 (告) 關東都督第七十五號四 九九〇
- 大連灣町、株式會社川崎造船所大連出張所船渠ニ於ケル船舶給水ノ件 (告) 關東都督第百四十六號二〇 二二六
- 樺太救助基金法中改正 (法) 第二十九號三 六一

明治四十三年 索引 卅 (給料) (給助) (給水) (基金)

- 明治二十四年省令第七號(府縣小學校教員恩給基金管理規則)中改正 (省)文部第十七號(二〇八)
- 明治三十九年告示第五十七號(北海道移住民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方)中改正 (省)內務第七十八號(五)一〇〇〇
- 同上 (省)內務第一一號(七)二九四
- 汽船椅子山丸臨時吳海軍港務部附屬ニ改定 (達)海軍第五十三號(三)二六〇
- 由夏敷隊用汽船紀淡丸敷設隊附屬ニ改定 (達)海軍第五十八號(三)二六三
- 鐵道院所管汽船青森函館間大貨物危險品貸金等 (省)鐵道院第四十一號(五)九九三
- 明治四十一年遞信省告示第八十一號(鐵道院所管汽船青森函館間大貨物通常斤扱及生獸類車輛類貸金)及同年同第九百四十號(鐵道院所管汽船青森函館間大貨物通常噸扱貸金)中改正 (省)鐵道院第四十二號(五)九九四
- 鐵道院所管汽船青森函館間長尺濶大品ニ對スル運賃割増方 (省)鐵道院第四十三號(五)九九四
- 汽船光濟號稅關所屬船及航路標識管理所所屬船務方 (訓)朝鮮總督第十號(一〇)三五四
- 汽船浮島丸信號符字點附 (省)臺灣總督第六十九號(三)五五九
- 中央氣象臺官制中改正 (勅)第六十四號(三)六三
- 氣象通知電報規則中改正 (省)遞信第七十九號(七)五二一
- 氣象觀測通報規程中追加 (達)海軍第四十一號(四)七四
- 旗章
- 朝鮮總督府通信官署徽章及航路標識管理所所屬船旗章 (省)朝鮮總督第十二號(一〇)三〇六
- 朝鮮總督府稅關所屬船ノ旗章 (省)朝鮮總督第四十五號(一)三三四
- 徽章
- 朝鮮、樺太、滿洲、清國駐節部隊備附被服中厚毛布ニ徽章及製作年次捺染方 (達)陸軍第四十四號(一〇)三三〇
- 朝鮮總督府通信官署徽章、通信日付印及郵便切手類模造取締規則 (府)朝鮮總督第十八號(一〇)三三三
- 朝鮮總督府通信官署徽章及航路標識管理所所屬船旗章 (府)朝鮮總督第十二號(一〇)三〇六
- 臺灣總督府土木部職員徽章佩用規程 (府)臺灣總督第四十八號(五)一三四
- 關東都督府通信官署徽章、通信日付印及郵便切手類模造取締規則 (府)關東都督第二號(三)五一
- 關東都督府通信官署徽章、通信日付印及郵便切手類模造ノ許可ヲ得ムントスルモノ願書提出方 (省)關東都督第六十九號(四)九九九
- 銀ノ價格改定 (省)關東都督第一號(一)二七九
- 同上 (省)關東都督第三十號(二)四五一

- 同上 (省)關東都督第四十五號(三)七六三
- 同上 (省)關東都督第五十七號(三)七六六
- 同上 (省)關東都督第六十七號(三)七六九
- 同上 (省)關東都督第七十九號(四)九九一
- 銀行
- 日本勸業銀行法中改正 (法)第三十五號(四)六九
- 農工銀行法中改正 (法)第三十六號(四)七一
- 北海道拓殖銀行法中改正 (法)第三十七號(四)七四
- 明治四十三年法律第三十五號(日本勸業銀行法中改正)同年法律第三十六號(農工銀行法中改正)及同年法律第三十七號(北海道拓殖銀行法中改正)施行期日 (勅)第二百三十二號(五)二八八
- 臺灣銀行法中改正 (法)第四十六號(四)八七
- 明治三十九年勅令第二百四十七號(橫濱正金銀行ノ關東州及清國ニ於ケル銀行券ノ發行ニ關スル件)中改正 (勅)第四百十九號(一〇)五五二
- 日本銀行營業年限延長並ニ資本金及株數增加許可 (省)大藏第二十四號(三)二九九
- 兌換銀行券五圓券見本略圖 (省)大藏第七號(八)四三二
- 日本銀行ニ交付ノ大日本帝國政府五分利公債證書額面金額 (省)大藏第二十九號(三)四八一
- 同上 (省)大藏第五十四號(四)八二二
- 日本銀行ニ交付ノ國債證券額面金額 (省)大藏第九十九號(九)二五五六
- 甲種國債登錄簿ニ登錄シ及日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (省)大藏第七十六號(五)一〇〇七
- 同上 (省)大藏第八十六號(六)一四四
- 同上 (省)大藏第九十六號(七)二九八
- 同上 (省)大藏第九十九號(八)一四四
- 日本銀行東北代理店嘉濱派出所、同阿波派出所設置 (省)大藏第九十七號(七)二九八
- 郵便貯金局、同支局吏員ヲ株式會社日本貯金銀行本支店及出張所ニ派出シ郵便貯金ノ特別取扱ヲ爲サシ (省)遞信第五號(一〇)四〇四
- 郵便振替貯金規則ニ依リ貯金ノ當座勘定口振替ヲ請求シ得ル銀行指定 (省)統監第四百三十三號(七)三九九
- 韓國銀行發行銀行券ノ內新造壹圓券發行期日及見本略圖 (省)朝鮮總督第五十一號(一)三五四
- 明治四十一年府令第六十三號(官廳又ハ國庫金、地方稅金取扱銀行業者臺灣島內ニ於テ電信爲替ニ依リ高額ノ金員送付方)中改正 (府)臺灣總督第五十號(五)一四五
- 金庫
- 明治四十一年府令第六十三號(官廳又ハ國庫金、地方稅金取扱銀行業者臺灣島內ニ於テ電信爲替ニ依リ高額ノ金員送付方)中改正 (府)臺灣總督第五十號(五)一四五
- 金庫出納事務規程中改正 (訓)大藏第二十九號(三)五七六
- 預金保管物及供託物金庫出納事務規程中改正 (訓)大藏第三十號(三)五七七

- 明治四十一年訓令第九號(金庫出納事務規程及各特別會計金庫出納事務規程ニ依リ大藏省へ提出スヘキ各金庫毎月の出納計算書格式)中改正 (訓)大藏第四號三 九
- 明治三十五年告示第二十五號(金庫位置及出納區域)中改正 (告)大藏第二十三號(三) 二九九
- 明治四十二年告示第五十號(金庫常設派出所設置)中改正 (告)大藏第五十三號(四) 八二二
- 明治三十五年告示第二十五號(金庫位置及出納區域)及同三十九年同第八百六十五號(金庫常設派出所設置)中改正 (告)大藏第七十五號(五) 一〇〇七
- 高松本金庫所屬高松本金庫多度津鐵道派出所廢止 (告)大藏第九十二號(七) 二九五
- 京都本金庫所屬峰山支金庫移轉 (告)大藏第九十三號(七) 二九五
- 朝鮮總督府通信官署現金受拂規則ニ依ル金庫ノ取扱方 (訓)大藏第二十四號(一〇) 三三七
- 金庫所在地外ノ郵便局及郵便所ニ於テ朝鮮總督府及其所屬官署所管輸入金庫出納現金ノ振替簿受拂ニ關スル事務ヲ取扱フ (告)朝鮮總督第八號(二〇) 三二〇四
- 朝鮮内ニ支金庫増設 (告)大藏第二百一十一號(九) 二五五八
- 京城本金庫所屬鏡城支金庫移轉改稱 (告)大藏第五十六號(四) 八二二
- 西山、大邱、新義州支金庫設置 (告)大藏第七十號(五) 一〇〇五
- 嘉義、阿猴兩支金庫増設(明治三十五年告示第二十五號(金庫位置及出納區域)中改正 (告)大藏第八十號(五) 一〇〇八
- 第六號潜水艇遭難ノ際死シタル者ノ遺族ニ金圓賜與ノ件 (勅)第二百二十號(五) 二七〇
- 明治十六年大政官達第十七號(金銀木杯及金圓賜與手續)中改正 (關)第十五號(一〇) 三九
- 金融機關ノ業務ニ關スル件 (府)朝鮮總督第五十一號(一) 三四五
- 地方金融組合設立ニ關スル件 (府)朝鮮總督第五十二號(二) 三四六
- 金品 (府)韓國ニ於ケル犯罪罪即決令ニ依リ沒收シタル金品ノ處分方或罰金、科料及收賂金ノ徵收手續 (訓)統監第二號(三) 六四
- 金銀 (明治十六年大政官達第十七號(金銀木杯及金圓賜與手續)中改正 (關)第十五號(一〇) 三九
- 勸勉 (衛生試驗所現業從事判任官及雇員ノ勸勉手當ニ關スル件 (勅)第二百一十一號(四) 二六一
- 明治三十六年勅令第四十八號(通信現業員勸勉手當ノ件)中改正 (勅)第五百五十九號(三) 二〇六
- 勸勉手當支給規則中改正 (達)陸軍第四十一號(一〇) 二二九
- 勸勉手當支給細則中改正 (達)海軍第二十八號(三) 五二

- 司法警察官官制廢止ノ際統監府巡查即日統監府警察官署巡查ニ採用セラレタルトキハ勸勉者トス (府)統監第三十五號(七) 一六〇
- 勸務 (軍)陸軍第三號(三) 二
- 衛戍勸務令 (訓)內務第二號(三) 七
- 巡查配置及勸務概則中改正 (豫備役後備役陸軍將校同相當准士官下士兵卒歸休兵及補充兵役ニ在ル者ニシテ朝鮮又ハ樺太ニ居住スル者ニ對シ營分ノ内勸務演習召集及簡閱點呼ヲ行ハス (省)陸軍第九號(九) 五四四
- 軍艦職員勸務令中改正 (達)海軍第七十五號(六) 一六五
- 統監府看守及統監府支配取締非番勤務手當、宿料及特別手當支給規則中改正 (訓)統監第十號(七) 二八二
- 襟章 (省)ノ部服制ノ項ニ載ス
- 名簿 (產婆名簿登錄規則中改正 (省)內務第十六號(五) 一三九
- 陸軍將校同相當官實役停年名簿及服役停年名簿編纂規則中改正 (達)陸軍第二十二號(五) 七七
- 明治三十二年省令第十九號(商法第六十二條中ニ掲クル書類ノ件)中改正同年告示第七十八號(海員名簿其他ノ書類ニ關シ認可申請場所ノ件)廢止 (省)選信第四十六號(三) 一〇八
- 郵便振替貯金加入者名簿追加第一號ノ價格 (告)選信第五百三十號(四) 九三六
- 統監府警務總長及警務部長ノ發スル命令ニ關スル件 (勅)第二百九十七號(六) 四四
- 朝鮮總督府警務總長等ノ發スル命令ノ罰則ニ關スル件制定(明治四十三年勅令第二百九十七號(統監府警務總長及警務部長ノ發スル命令ニ關スル件)廢止 (勅)第三百七十六號(九) 五二五
- 明治四十三年制令第一號(朝鮮ニ於ケル法令ノ效力ニ關スル件)ニ依ル命令ノ區分ニ關スル件 (制)第八號(一〇) 七
- 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書、仕拂命令領收證及諸帳簿格式)中明治三十一年訓令第十一號(徵收簿ノ格式)ニ依ルモノ (省)大藏第十四號(四) 二二〇
- 委任仕拂命令官代理規程中改正 (達)海軍第四十五號(四) 七五
- 海軍兵曹長同相當准士官配屬命課規則中追加 (達)海軍第一百號(八) 一九五
- 命名 (成久王殿下ノ王男子御命名 (告)宮內第三號(三) 二八八
- 那彦王殿下ノ王男子御命名 (告)宮內第九號(五) 九九九

- 横須賀海軍工廠ニ於テ製造ノ伊號艦船命名 (海軍第三百三十八號) (一〇) 二二七
- 日本帝國選信省及墨西哥合衆國選信工部省間ニ締結セル小包郵便物交換條約 (條) 第一號 (六) 一
- 同上施行期日 (告) 選信第七百十三號 (六) 二二六
- 日本帝國選信省及墨西哥合衆國選信工部省間ニ締結セル小包郵便物交換條約ノ施行規則 (告) 選信第七百十二號 (六) 二二八
- 日本帝國選信省及墨西哥合衆國選信工部省間ニ締結セル郵便爲替業務條約 (條) 第二號 (六) 五
- 同上施行期日 (告) 選信第七百十六號 (六) 二二六
- 日本帝國選信省及墨西哥合衆國選信工部省間ニ締結セル郵便爲替業務條約交換局名 (告) 選信第七百十七號 (六) 二二四
- 面ニ關スル規程 (府) 朝鮮總督第八號 (一〇) 二二四
- 免除 (府) 朝鮮總督第八號 (一〇) 二二四
- 酒樽遺石稅徵收猶豫及免除ニ關スル件 (法) 第六號 (三) 三
- 明治四十三年法律第六號(酒樽遺石稅徵收猶豫及免除ニ關スル件)施行ニ關スル件 (勅) 第三百八十四號 (三) 二二九
- 明治四十三年勅令第二百十九號ニ依ル手数料額及手数料免除ニ關スル件 (省) 內務第十九號 (五) 一四三
- 賣藥部外品ノ免許手数料容ニ關スル件 (勅) 第二百十九號 (五) 二六九
- 明治四十三年勅令第二百十九號第二條ノ規定ニ關スル件 (省) 農商務第六號 (五) 一八二
- 免因保護事業獎勵費ヲ受ケントスル者出願方 (告) 司法第二十七號 (五) 一〇二四
- 見本
- 遞入紙取締規則ニ依リ文字畫紋ヲ遞入タル紙届出アリタルトキ見本調査方 (訓) 大藏第十六號 (六) 一五九
- 大日本帝國政府四分利公債假證書見本配置 (告) 大藏第二十八號 (三) 四八一
- 大日本帝國政府四分利公債假證書見本配置 (告) 大藏第五十七號 (四) 八三三
- 大日本帝國政府四分利公債假證書 (見本) 配置 (告) 大藏第八十三號 (六) 一四三
- 兌換銀行券五圓券見本略圖 (告) 大藏第九十七號 (八) 四三二
- 小學校教科用圖書翻刻發行ニ關スル規程ニ依リ圖書ニ貼付スヘキ印紙ノ見本設定明治三十六年告示第七十四號(小學校教科用圖書翻刻發行規則)ニ依リ貼付スヘキ印紙ノ種類及見本)廢止 (告) 文部第四百一十一號 (五) 一〇一八

- 韓國銀行發行銀行券ノ内新造券發行期日及見本略圖 (告) 朝鮮總督第五十一號 (三) 三五四
- 見習 (文官) 試補及見習ニ關スル件制定文官試補及見習規程廢止 (勅) 第二百七十五號 (六) 三九二
- 陸軍兵籍規則改正明治三十五年省令第二十號(陸軍見習醫官藥劑官獸醫官各部依託學生生徒諸候補生及諸生徒ヲ常備兵籍ニ編入)廢止 (省) 陸軍第二號 (五) 一七〇
- 水先 (水先) 人試驗規程中改正 (省) 遞信第四十五號 (三) 一〇八
- 大連港水先規則 (府) 關東都督第三十四號 (二) 三六四
- 民國 (明治) 四十年法律第四十四號(韓國ニ在勤スル居留民團立在外指定學校職員ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル件)中改正 (法) 第三十四號 (四) 六八
- 居留民國法施行規則中改正 (府) 統監第二十八號 (七) 一五七
- 同上 (府) 朝鮮總督第六十號 (二) 四三三
- 居留民國法施行規則實施心得中改正 (訓) 統監第九號 (七) 二八二
- 同上 (訓) 朝鮮總督第六十六號 (二) 六〇九
- 居留民國ノ合併ニ因リ失職スヘキ居留民會議員在任ノ件 (府) 統監第二十九號 (七) 一五八
- 明治四十二年統監府訓令第二號(居留民國ノ財務ニ關スル件)中改正 (訓) 朝鮮總督第六十七號 (三) 六二〇
- 龍山居留民國ヲ京城居留民國ニ合併 (告) 統監第三百三十號 (七) 三八九
- 釜山居留民國立牧島尋常小學校在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告) 統監第三十九號 (四) 九五八
- 京城居留民國立第一、第二兩尋常高等小學校名稱變更認可 (告) 統監第三十七號 (四) 九五七
- 龍山居留民國立龍山尋常高等小學校名稱變更 (告) 統監第七十一號 (八) 二五三
- 民會 (居留) 民會議員ハ其任期満了スルモ引續キ當分ノ内在任スルモノト看做ス (府) 統監第五十七號 (九) 二二〇
- 民事訴訟用印紙法中改正 (法) 第十五號 (三) 四〇
- 民事訴訟用印紙規則中改正 (律) 第五號 (四) 四
- 明治二十四年勅令第三號(民事訴訟法第十四條ニ依リ國ヲ代表スルニ付キテノ規定)中改正 (勅) 第九號 (三) 九
- 明治三十九年勅令第八十四號(統監府及所屬官署ノ民事訴訟ニ關シ國ヲ代表スル件)中改正 (勅) 第四百十三號 (九) 五四五
- 民事訴訟調停ニ關スル件 (制) 第十一號 (二) 一一
- 朝鮮總督府所屬官署ノ司法事務ニ係ル民事訴訟ニ付國ヲ代表スル件 (府) 朝鮮總督第四十二號 (二) 三三六

- 民事訴訟調停事務取扱規則 (府)朝鮮總督第六十七號(二) 四三五
 - 民事訴訟調停事務取扱手續 (訓)朝鮮總督第七十一號(二) 六二一
 - 明治三十七年律令第三號(廳長ヲシテ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル件)中改正 (律)第三號(四) 三
 - 廳長ヲシテ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル律令施行細則中改正 (府)臺灣總督第四十九號(五) 一四五
 - 明治三十五年省令第三號(民事訴訟ニ就キ國ヲ代表スル件)中改正 (省)陸軍第五號(六) 一九九
 - 明治二十六年省令第四號(民事訴訟ニ就キ國ヲ代表スル官廳名)改正 (省)海軍第十一號(一〇) 五九九
 - 明治四十一年省令第十二號(各一等郵便局ハ其司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付キ國ヲ代表スル件)中改正 (省)逓信第五十一號(三) 二一〇
 - 民事月報、刑事月報及檢事捜査事件月報様式、報告例 (訓)統監第四號(四) 九八
 - 關東都督府民政部土木課大連出張所規程廢止 (府)關東都督第八號(四) 一〇五
- シノ部
- 市公金受拂ノ爲ニスル郵便振替貯金特別取扱規則中改正 (省)逓信第九號(三) 八八
- 〔市町村〕
- 同上中改正 (省)逓信第五十五號(三) 一一一
 - 內務省所管旅費規則設定明治三十年訓令第二十號(學校職員及市町村吏員等國庫ノ用務ヲ以テ旅行ノトキ旅費支給ノ件)外五件廢止 (訓)內務第六號(七) 三三三
 - 明治二十七年訓令第十一號(市町村ニ備フヘキ諸帳簿様式)中改正 (訓)大藏第十號(四) 六八
 - 明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長月長及之ニ準スヘキ者指定ノ件)中改正 (省)逓信第五十五號(三) 七〇六
- 〔市場〕
- 家畜市場法 (法)第一號(三) 一
 - 同上施行期日 (勅)第四百四十六號(三) 六二〇
 - 家畜市場法施行規則 (省)農商務第二十六號(三) 六九四
- 〔市區〕
- 東京市區改正條例中改正 (法)第二十八號(三) 六〇
 - 明治三十五年勅令第六十五號(東京市區改正條例第三條ニ依リ特別稅指定ノ件)中改正 (勅)第八十八號(三) 三三七
- 〔市制〕
- 市制町村制未施行地ノ國稅徵收事務取扱方設定明治三十年訓令第三十九號(同件)廢止 (訓)大藏第十一號(四) 七九
 - 大分縣大分郡大分町ヲ市制施行地ニ指定 (告)內務第三百三號(八) 四二四

- 〔仕拂〕
- 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書仕拂命令領收證及諸帳簿ノ様式)中改正 (省)大藏第十號(三) 五〇
 - 同上 (省)大藏第三十八號(八) 五二八
 - 同上 (省)大藏第五十六號(二) 六七〇
 - 明治二十六年省令第三十二號(諸計算書、仕拂命令領收證及諸帳簿様式)中明治三十一年訓令第十一號(徵收簿ノ様式)ニ依ルモ (省)大藏第十四號(四) 一一〇
 - 明治二十三年省令第十七號(文官判任以上ノ者俸給支給ニ係ル仕拂命令、仕拂請求書及金額氏名表仕拂命令官ヨリ交付スル通知書様式)中改正 (省)大藏第三十七號(八) 五二六
 - 明治三十七年陸軍第二十八號(仕拂命令官議入徵收官及其所管區分表)中改正 (達)陸軍第十四號(三) 四四
 - 馬政局ニ係ル經費ノ仕拂命令及議入ノ徵收馬政長官ニ委任ノ件 (達)陸軍第二十六號(六) 一六三
 - 明治三十六年陸軍第三十四號(委任仕拂命令官、議入徵收官收入官吏ノ件)中改正 (達)海軍第三十號(三) 五二
 - 委任仕拂命令官代理規程中追加 (達)海軍第三十一號(三) 五三
 - 支出證明規程及仕拂證明規程中改正 (達)會計檢査院第一號(一) 一四
 - 毎月提出スヘキ仕拂命令濟報報告書ハ明治四十三年度ニ限リ項中目ノ區分ヲ要ス (訓)朝鮮總督第五十六號(二) 五二二
- 〔司法〕
- 司法省官制中改正 (勅)第五十七號(三) 五八
 - 明治四十一年勅令第二百八十三號(臨時司法省ニ技師技手設置ノ件)中改正 (勅)第二百十二號(四) 二六二
 - 司法省所管內國旅費規則設定明治三十一年訓令第九號(臺灣內旅費支給額)廢止 (訓)司法第二號(七) 二六五
 - 同上中改正 (訓)司法第三號(一〇) 三三〇
 - 統監府警察官省官制制定統監府司法警察官官制廢止 (勅)第二百九十六號(六) 四二二
 - 統監府司法廳職員官等給與令廢止 (勅)第三百三十四號(三) 一三一
 - 司法警察官官制廢止ノ際統監府巡查即日統監府警察官署巡查ニ採用セラレタルトキハ勸擧者トス (府)統監第三十五號(七) 一六〇
- 〔司令〕
- 樺太守備隊司令部條例中改正 (軍)陸軍第四號(四) 二二
 - 海軍豫備役、後備役又ハ歸休下士卒ヨリ鎮守府司令長官又ハ海軍人事部長ニ提出スル願屆書提出方 (省)海軍第九號(九) 五四四
- 〔監獄〕
- 臺灣總督府警察官及司獄官練習所官制中改正 (勅)第十號(三) 二
 - 專賣稅特別定價渡渡及交付金下付規則中改正 (勅)第三百四十二號(九) 四八八

- 鹽賣捌規則中改正 (省)大藏第九號(三) 四八
- 鹽賣捌人指定ノ件 (省)大藏第十八號(四) 一三三
- 明治三十八年省令第二十七號(鹽賣法施行細則ニ依リ選定シタル鑑定人ノ手當旅費支給力及再鑑定申立人ノ負擔スヘキ費用ノ件)中改正 (省)大藏第五十二號(二) 五八九
- 鹽、鹽藏魚類及製成醬油ノ輸出ニ關シ 稅關事務取扱方設定明治四十二年訓令第二十五號(鹽及鹽藏魚類ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方)廢止 (訓)大藏第二十號(九) 二九七
- 明治四十四年中收納スル鹽ノ百斤當價價格表 (告)大藏第六十號(三)三三九四
- 明治四十一年告示第百號(政府ノ買渡ス鹽ノ百斤當價格)中改正 (告)大藏第五十八號(四) 八三三
- 明治四十二年告示第四十四號(鹽販賣官署名稱及區域)中改正 (告)大藏第四十七號(三) 四八八
- 同上 (告)大藏第二十號(九)二五五七
- 鹽及鹹水製造禁止區域 (告)大藏第六十八號(五)二〇〇三
- 明治三十三年律令第十二號(樟腦樟腦油及食鹽賣下代金延納ニ關スル件)中改正 (律)第一號(三) 一
- 明治三十四年告示第二十二號(食鹽賠償金額)中改正 (告)海軍總督第百九號(九)二八〇七
- 〔試補〕**
- 文官試補及見習ニ關スル件制定文官試補及見習規程廢止 (勅)第二百七十五號(六) 三九二
- 衛生試驗所官制中改正 (勅)第三十八號(三) 三九
- 釀造試驗所官制中改正 (勅)第四十四號(三) 四四
- 農事試驗場官制中改正 (勅)第七十八號(三) 七七
- 工業試驗所官制中改正 (勅)第七十九號(三) 七七
- 明治三十三年勅令第二百五十九號(工業試驗所長タル技術ノ俸給ニ關スル件)廢止 (勅)第三百三十四號(三) 一三二
- 明治三十九年勅令第二百六十七號(地方產業ニ關スル技術師手技試驗場講習所及種畜場職員ノ名稱、待遇、任免及官等等級配當ノ件)中改正 (勅)第二百七十二號(六) 三八五
- 衛生試驗所現業從事判任官及雇員ノ勸勵手當ニ關スル件 (勅)第二百一十一號(四) 二六一
- 巡查ニ行フ實務成績ノ考查及學術ノ試驗ヲ幹部補ニ執行 (省)內務第九號(三) 四〇
- 海軍軍紀任用試驗規則廢止 (省)海軍第二號(六) 二〇〇
- 兵器造修試驗檢査規則中改正 (達)海軍第十六號(三) 四六
- 同上 (達)海軍第八十號(六) 一七〇
- 艦船造修試驗檢査規則中改正 (達)海軍第八十四號(六) 一七五
- 高等學校大學預科入學者選拔試驗無試驗檢査規程 (省)文部第十一號(五) 一七九
- 鐵道書記補通信手試驗規則中改正 (省)逓信第十四號(三) 九八
- 船舶職員試驗規程中改正 (省)逓信第四十四號(三) 一〇八

- 同上 (省)逓信第八十一號(八) 五二
- 水先人試驗規程中改正 (省)逓信第四十五號(三) 一〇八
- 電氣計器試驗規則 (省)逓信第百十六號(二) 七〇七
- 統監府判事、統監府檢事特別任用試驗規則 (府)統監第十五號(四) 六七
- 韓國人辯護士試驗規則 (府)統監第十六號(四) 六九
- 朝鮮總督府通信書記補試驗規則 (府)朝鮮總督第三十四號(二) 二八九
- 臺灣總督府地方廳稅務吏試驗規則 (府)臺灣總督第四十六號(五) 二二二
- 同上中改正 (府)臺灣總督第九十號(二) 四四三
- 分析試驗鑑定出願規則中改正臺灣總督府製藥所藥品試驗規則廢止 (府)臺灣總督第八十九號(二) 四四二
- 關東都督府中央試驗所規程及關東都督府中央試驗所試驗規程廢止 (府)關東都督第十一號(五) 一三八
- 明治四十一年府令第三十七號(關東都督府中央試驗所ノ保證又ハ試驗費等ノ文字記入ニ關スル件)中改正 (府)關東都督第十三號(五) 一三八
- 明治四十三年告示第二號(海軍兵學校生徒召募)及第九號(同校生徒志願者身體檢査及學術試驗施行地名)中變更 (告)海軍第十四號(六) 二七五
- 水産講習所試驗規程改正 (告)農商務第四十三號(二) 一九四
- 水産講習所試驗又ハ鑑定依頼者心得 (告)農商務第六百六十三號(三)三三三
- 第四十四回獸醫免許試驗並ニ第三十四回蹄鐵工免許試驗舉行地及期日 (告)農商務第二十一號(二) 一一二
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢査施行 (告)文部第二十六號(二) 三〇七
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢査ノ豫備試驗延期 (告)文部第二十一號(八) 一四三八
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢査豫備試驗受驗者中水害又ハ同試驗延期ノタメ公務上等ノ都合ニ依リ開席シタル者次年受驗方 (告)文部第二十六號(九) 一五六五
- 明治四十三年施行ノ臨時醫術開業後期實地試驗ニ落第シ更ニ東京ニ於テ實地試驗ヲ受ケントスル者願書提出方 (告)文部第九號(二) 五九
- 明治四十三年第一回醫術開業後期實地試驗並ニ商科實地試驗施行地中變更 (告)文部百五十四號(五) 一〇二二
- 明治四十三年第二回定期醫術開業試驗施行地及期日等 (告)文部百七十六號(六) 一八四
- 明治四十三年第二回藥劑師試驗施行地及期日等 (告)文部百七十七號(六) 一八四
- 臨時醫術開業後期實地試驗執行 (告)文部第二百三十五號(二)三三二
- 明治四十四年第一回定期醫術開業試驗施行地及期日等 (告)文部第二百四十四號(二)三三二
- 明治四十四年第一回藥劑師試驗施行地及期日等 (告)文部第二百四十五號(二)三三二
- 本年各高等學校ニ入學セシムヘキ生徒ノ數及選拔試驗ニ關スル事項 (告)文部第三十七號(五) 一〇一六

- 明治二十三年法律第二號(軍港要港ニ關スル件)及同年法律第八十三號(軍港要港規則違犯者處分ノ件)ヲ朝鮮ニ施行 (勅)第四百五十五號(三) 六三
- [諸陵寮]
 - 諸陵寮主殿寮出張所制中改正 (省)宮内第三號(三) 三三
 - 同上 (省)宮内第六號(七) 四九
 - 同上 (省)宮内第十四號(三) 六六一
- [書類]
 - 行政訴訟書類印紙貼用廢止ニ關スル件 (法)第十七號(三) 四六
 - 輕便鐵道法第四條但書ニ依リ線路敷設ノ許可ヲ申請スル者ノ書類進達方 (訓)內務第十三號(八) 二八九
 - 海軍預備役、後備役又ハ歸休下士卒ヨリ鎮守府司令長官又ハ海軍人事部長ニ提出スル願書提出方 (省)海軍第九號(九) 五四四
 - 明治三十二年省令第十九號(商法第六十二條中ニ掲ケル書類ノ件)中改正同年告示第七十八號(海員名簿其他ノ書類ニ關シ認可申請場所ノ件)廢止 (省)逓信第四十六號(三) 一〇八
 - 朝鮮總督府ニ提出スル願書等ノ手續 (府)朝鮮總督第五號(一〇) 二四二
- [書記]
 - 明治二十四年勅令第九十六號(樞密院議長副議長顧問官及書記官長書記官議長秘書官年俸ノ件)同二十七年勅令第十八號(裁判所書記長ノ官等ニ關スル件)及統監府裁判所書記長、統監府裁判所通譯官、統監府裁判所書記、統監府裁判所通譯生、及統監府庶務職員官等給與令廢止 (勅)第三百三十四號(三) 一三一
 - 明治三十一年勅令第三百十五號(稅務監督局屬、稅務署屬及專賣局書記ノ俸給ニ關スル件)同三十九年勅令第三百三十號(關東都督府通信書記補ノ俸給ニ關スル件)廢止 (勅)第三百三十五號(三) 一七一
 - 裁判所書記長書記定員ノ件制定裁判所書記長書記定員及俸給令廢止 (勅)第五十八號(三) 五七
 - 明治三十一年勅令第三百十七號(通信手鐵道書記補、航路標識看守俸給並三等郵便局長手當ノ件)中改正 (勅)第六十一號(三) 二〇八
 - 鐵道書記補通信手特別任用令廢止 (勅)第七十號(三) 二二六
 - 朝鮮總督府裁判所書記長及裁判所書記特別任用令 (勅)第三百九十九號(九) 五三三
 - 會計検査院勅任検査官、書記及技手ノ定員ニ關スル件 (勅)第三百十三號(三) 一一二
 - 明治二十三年勅令第一百一十一號(行政裁判所評定官位、書記ノ員數及職務ノ件)中改正 (勅)第一百五號(三) 一一三
 - 明治四十年勅令第七十二號(樺太廳ニ鐵道書記設置ノ件)中改正 (勅)第二百十號(三) 一一〇
 - 鐵道書記補通信手試驗規則中改正 (省)逓信第十四號(三) 九八
 - 朝鮮總督府通信書記補試驗規則 (府)朝鮮總督第三十四號(二) 二八九

- 京畿道事務官、書記、技手並ニ府事務官、通譯官、府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十一號(一〇) 三九七
- 忠清北道事務官、書記、技手並ニ郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十二號(一〇) 四〇〇
- 忠清南道事務官、技師、書記、技手並ニ郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十三號(一〇) 四〇一
- 全羅北道事務官、技師、書記、技手並ニ府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十四號(一〇) 四〇四
- 全羅南道同上 (訓)朝鮮總督第三十五號(一〇) 四〇六
- 慶尙北道事務官、書記、技手並ニ府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十六號(一〇) 四〇九
- 慶尙南道事務官、技師、書記、技手並ニ府事務官、府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十七號(一〇) 四一二
- 黃海道事務官、書記、技手並ニ郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十八號(一〇) 四一四
- 江原道同上 (訓)朝鮮總督第三十九號(一〇) 四一六
- 平安南道事務官、書記、技手並ニ府書記定員 (訓)朝鮮總督第四十號(一〇) 四一八
- 平安北道同上 (訓)朝鮮總督第四十一號(一〇) 四二〇
- 咸鏡南道同上 (訓)朝鮮總督第四十二號(一〇) 四二三
- 咸鏡北道事務官、技師、書記、技手並ニ府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第四十三號(一〇) 四二三
- 明治四十二年勅令第二百十七號(臺灣街庄社ニ區長及區書記ヲ置クノ件)施行期日 (府)臺灣總督第一號(一) 一一

- [書式]
 - 明治二十三年省令第十七號(文官判任以上ノ者俸給支給ニ係ルル仕拂命令、仕拂請求書及金額氏名表仕拂命令官ヨリ交付スル通知書書式)中改正 (省)大藏第三十七號(八) 五二六
 - 海軍學生生徒練習生及特修兵ニ授與スル證書及證書書式 (達)海軍第六十四號(五) 一四三
 - 明治四十年達第五十九號(海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書及證書書式ノ件)廢止 (達)海軍第六十五號(五) 一五三
 - [書籍館]
 - 廣島縣立福山書籍館廢止認可 (告)文部第五十一號(三) 四九四
 - [使用]
 - 明治四十二年省令第八號(橫濱稅關緊閉岸壁ニ船舶ヲ繋留スル者使用料納付方)中追加 (省)大藏第一號(一) 一一
 - 郵便秘密書使用料 (府)關東都督第三十二號(一〇) 二八八
 - [乘馬]
 - 明治三十二年達第七號(第二種備艦ノ同航ヲ命セラレタルトキ其乘員報告ノ件)廢止 (達)海軍第八十八號(六) 一七七
 - 陸軍將校乘馬令施行規則中改正 (達)陸軍第七號(三) 三三

〔乘車券〕

○貨物案内所(横濱市)改稱並ニ乘車券類ノ發賣等ニ關スル各種案内等ノ事務取扱 (告)鐵道院第二十九號(四) 七七三

〔証人〕

○刑事事件ニ付檢察力呼出シタル証人、鑑定人及通事ニ日當旅費及止宿料等支給方 (府)統監第二號(三) 七

〔證券〕

○歳入ヲ徵收スル官吏、歳出金ノ繰替拂證票ヲ發行スル官吏及物品會計官吏ヲ匿カサル郵便局等 (訓)朝鮮總督第二十八號(二〇) 三八九

○臨時發電水方調査局員標票 (告)遞信第七百五十七號(七) 三六〇

〔證券〕

○樺太廳ニ於ケル生産物賣拂代金延納ノ擔保トシテ提供セシムヘキ有價證券ノ種類 (省)內務第十四號(四) 二一九

○新開紙法及豫約出版法ニ依リ管轄地方官廳ニ納ムヘキ保證金ニ充ツルコトヲ得ル有價證券ノ種類設定明治四十二年省令第十五號(新開紙法ニ依リ管轄地方官廳ニ納ムヘキ保證金ニ充ツルコトヲ得ル有價證券ノ種類)廢止 (省)內務第十五號(四) 二二〇

○入札又ハ契約ノ保證金トシテ提供セシムヘキ有價證券ノ種類 (告)內務第七百十七號(九) 五五三

○同上 (告)大藏第二百二十六號(二〇) 一八〇

○同上 (告)海軍第十七號(二) 三三九

○同上 (告)司法第六十三號(二) 三三九

○同上 (省)農商務第二十二號(二〇) 六〇七

○同上 (告)遞信第七十二號(二〇) 三〇六二

○國債假證券規則 (省)大藏第四號(二) 一六

○寄託又ハ供託ニ係ル國債證券ノ國債募集金代用ニ關スル特別取扱方 (省)大藏第五號(二) 一七

○寄託又ハ供託ニ係ル國債證券ノ國債募集金代用ニ關スル特別取扱方 (省)大藏第五號(二) 一七

○明治三十八年省令第九號(專賣局及製鐵所設置運轉資本補足ニ關スル法律ニ依リ發行スル證券ノ名稱及其額面種類)中改正 (省)大藏第五十四號(二) 六二八

○明治三十八年省令第三十六號(國有林野、產物賣拂ニ關シ保證金、延納金擔保トシテ提供スル記名有價證券ニ關スル件)中改正 (省)農商務第九號(五) 一八四

○明治四十二年省令第三十八號(割引ノ方法ヲ以テ發行スヘキ大藏省證券樣式)中改正 (告)大藏第三百三十六號(二) 三三八

○明治三十九年告示第七百二十八號(國債ノ種別及國債證券ノ名稱)中追加 (告)大藏第十八號(二) 二九七

○同上 (告)大藏第四十四號(三) 四八七

○同上 (告)大藏第九十號(六) 二四五

○大藏省證券發行 (告)大藏第二百二十五號(二〇) 一八〇

○同上 (告)大藏第二十五號(二) 二九九

○同上 (告)大藏第四十五號(三) 四八七

○同上 (告)大藏第八十八號(六) 二四四

○同上 (告)大藏第一百十二號(八) 四四五

○同上 (告)大藏第一百十八號(九) 一五五六

○同上 (告)大藏第一百五十七號(二) 三三九二

○割引ノ方法ニ依リ大藏省證券發行 (告)大藏第三百三十七號(二) 三三八

○國債證券買入銷却 (告)大藏第十三號(二) 二九五

○同上 (告)大藏第九十四號(七) 二九六

○代國債證券交付 (告)大藏第十五號(二) 二九六

○代公債證券交付 (告)大藏第七十三號(五) 一〇〇六

○日本銀行ニ交付ノ國債證券額面金高 (告)大藏第一百十九號(九) 一五五六

○甲種國債登錄簿ニ登錄シ及日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大藏第七十六號(五) 一〇〇七

○同上 (告)大藏第九十九號(八) 一四三四

○同上 (告)大藏第二百二十四號(二〇) 一八九

○明治四十三年十一月中甲種國債登錄簿ニ登錄シ及ハ日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大藏第五百四十四號(二) 三三九一

○減失、紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券 (告)大藏第八號(一) 三七

○紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券 (告)大藏第五號(一) 三六

○同上 (告)大藏第三十一號(三) 四八二

○同上 (告)大藏第四十八號(二) 三三七六

○減失ニ因リ失敗ノ記名國債證券 (告)大藏第五十二號(四) 八二〇

○同上 (告)大藏第一百十一號(八) 一四三四

○同上 (告)大藏第一百十七號(二) 三三七六

○紛失ニ對シ元利金ヲ仕拂ヒタル無記名國債證券 (告)大藏第四百十六號(二) 三三七六

○減失、紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利賦札 (告)大藏第六十三號(四) 八二四

○同上 (告)大藏第九十九號(七) 二九九

○同上 (告)大藏第六號(二) 三七

○同上 (告)大藏第三十二號(三) 四八二

○同上 (告)大藏第三十三號(三) 四八二

○同上 (告)大藏第五十五號(八) 四三〇

○同上 (告)大藏第一百十三號(八) 四三五

○利札紛失ニ對シ利金ヲ仕拂ヒタル無記名國債證券 (告)大藏第二百二十八號(二〇) 一八二三

○同上 (告)大藏第三十四號(三) 四八三

○紛失ニ對シ利金ヲ仕拂ヒタル無記名國債證券ノ利札 (告)大藏第六十四號(四) 八二五

- 同上 (告) 大藏第四百四號(八)二四三六
- 同上 (告) 大藏第四百二十九號(一〇)二八三三
- 同上 (告) 大藏第四百九十九號(三)三三七七
- 明治三十八年告示第三百八十八號(郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ購入及保管スヘキ證券ノ種類) 中追加 (告) 逓信第三百七十號(三) 六九二
- 明治四十一年告示第六百六十三號(郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フ證券ノ購入保管又ハ賣却ニ關スル料金) 中改正 (告) 逓信第八百五十五號(七) 三三八
- 同上 (告) 逓信第九百六十五號(一〇) 三〇九二
- 郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フ證券ノ購入、保管又ハ賣却ニ關スル料金 (告) 朝鮮總督第四百四號(一) 三三四〇
- 同上 (證明)
- 海軍軍人軍醫休職規則中規定追加ニ付キ休職請願書ニ與テ證明出願者ニ證明付與方 (訓) 海軍第一號(五) 一一八
- 明治三十三年省令第二十一號(工事又ハ物品供給ノ競争入札ニ加入セントスル者其資格證明方) 廢止 (省) 逓信第六十一號(四) 一一五
- 支出證明規程及仕拂證明規程中改正 (達) 會計検査院第一號(一) 一四
- 海關稅關稅及稅關雜收入徵收證明規程中改正 (達) 會計検査院第二號(三) 二七二
- 非常特別稅法ニ依ル歳入徵收證明規程廢止 (達) 會計検査院第四號(二) 二八六
- 成鏡北道明川郡廳備付ノ土地家屋證明簿全部燒失ニ付キ證明申請方 (告) 朝鮮總督第六十七號(二) 三五四八
- 證書、証狀
- 海軍學生生徒練習生及特修兵ニ授與スル證書及証狀書式 (達) 海軍第六十四號(五) 一四三
- 明治四十年達第五十九號(海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書及証狀書式) 廢止 (達) 海軍第六十五號(五) 一五三
- 朝鮮總督府看守及朝鮮總督府女監取締ノ精勤證書授與ニ關シ看守、女監取締精勤證書授與規則準用並ニ勸懲期間算入方 (訓) 朝鮮總督第二十號(一〇) 三六五
- 日本銀行ニ交付ノ大日本帝國政府五分利公債證書額、檢閱方 (告) 大藏第五十四號(四) 八二
- 秋田縣巡査退隱料及遺族扶助料請求書式及年金證書檢閱方 (告) 臺灣總督第四百十五號(九) 一八〇九
- 稱呼
- 前韓國皇帝ヲ冊シテ王ト爲シ皇太子及將來ノ世嗣、太皇帝及各其麗西ノ稱呼ヲ定メ並ニ禮遇ノ件 (詔) 八月二十九日(八) 一一
- 李壇及李義及其麗西ノ稱呼並ニ禮遇ノ件 (詔) 八月二十九日(八) 一一
- 職員
- 明治四十年法律第四十四號(韓國ニ在勤スル居留民團立在外指定學校職員ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル件) 中改正 (法) 第三十四號(四) 六八

- 内閣所屬職員官制中改正 (勅) 第三十號(三) 三三
- 印刷局官制中改正明治三十七年勅令第二百八號(印刷局臨時職員増置ノ件) 廢止 (勅) 第三十三號(三) 三五
- 明治四十二年勅令第三百三十七號(鐵道院職員定員ノ件) 中改正 (勅) 第三十六號(三) 三八
- 同上 (勅) 第三百五十三號(九) 四七七
- 皇族附職員官制中改正 (皇) 第二十七號(三) 九二
- 帝室林野管理局臨時職員官制中改正 (皇) 第九號(三) 五一
- 前韓國宮内府職員ニ關スル件 (皇) 第二十號(八) 七六
- 朝鮮ニ於ケル李王職ノ事務及朝鮮ニ在勤スル李王職職員ニ關スル件 (皇) 第三十九號(三) 一一四
- 勅任待遇委任待遇宮内職員職制中改正 (省) 宮内第二號(三) 三三
- 判任待遇等外宮内職員職制中改正 (省) 宮内第一號(三) 二一
- 同上 (省) 宮内第四號(三) 三四
- 同上 (省) 宮内第七號(七) 四三〇
- 同上 (省) 宮内第十八號(二) 六六四
- 明治三十二年勅令第九十四號(傳染病研究所職員官等俸給ノ件) 同第二百六十八號(商船學校職員俸給ノ件)、在外公館職員官等令、臺灣總督府職員官等俸給令、關東都府府職員官等俸給令、樺太廳職員官等俸給令、統監府營林廠職員官等俸給令、統監府特許局職員官等俸給令、關東都府府中學校職員官等俸給令、統監府司法廳職員官等俸給令、統監府裁判所書記長、統監府裁判所通譯官、統監府監獄職員官等俸給令 廢止 (勅) 第三百三十四號(三) 一三一
- 在外公館職員定員令中改正 (勅) 第二百五十八號(六) 三七一
- 海外ニ於ケル財務處理ノタメ大藏省ニ臨時職員増置ノ件制定明治三十九年勅令第二百三十五號(公債事務處理ノタメ大藏省高等官中二名ヲ歐米ニ駐在センムル件) 廢止 (勅) 第二百三十六號(五) 二九五
- 神宮皇學館職員官等俸給令 (勅) 第四百一十一號(三) 一八一
- 神宮司職員官等俸給改正 (勅) 第四百十號(三) 一八〇
- 港務部職員服制中改正 (勅) 第三百十號(三) 一一九
- 明治三十年勅令第十三號(橫濱港海維持ニ關スル職員ノ件) 中改正 (勅) 第四十七號(三) 四六
- 明治三十九年勅令第二百六十七號(地方產業ニ關スル技術師手技試驗場講習所及種畜場職員ノ名稱、待遇、任免及官等等級配當ノ件) 中改正 (勅) 第二百七十二號(六) 三八五
- 道廳府廳警察附及警視廳警察醫員並瀨療養所職員ノ休職ニ關スル件 (勅) 第三百四十八號(九) 四六九
- 明治四十年勅令第九十四號(帝國大學醫科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若クハ副院長ト爲リタル陸海軍現役衛生部將校相當官ニ關スル件) 中改正明治三十九年勅令第二百二十六號(陸軍現役將校同相當官ニシテ馬政局職員ニ任セラレタル者ニ關スル件) 廢止 (勅) 第二百九十三號(六) 四〇八
- 瀨療養所職員ノ名稱待遇及任免ニ關スル件 (勅) 第三百四十六號(九) 四六六
- 瀨療養所職員ノ官等等級配當ニ關スル件 (勅) 第三百四十七號(九) 四六七

- 明治三十八年勅令第九十五號(史料編纂ニ關スル職員ノ件)中改正 (勅)第六十九號(三) 六九
- 文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅)第六十七號(三) 六六
- 文部省直轄醫學專門學校附屬醫院職員ニ手當給與ノ件 (勅)第二百五十七號(六) 三七〇
- 明治二十五年勅令第三十九號(委任及判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル公立學校職員等級配當表)中改正 (勅)第二百七十號(六) 三八三
- 明治三十八年勅令第二百三十號(在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件)中改正 (勅)第八十九號(四) 二九九
- 明治三十二年勅令第二百一號(明治二十九年法律第十三號(公立學校職員退隱料等ニ關スル件)ノ施行ニ關スル件)中改正 (勅)第四百五十七號(三) 六三三
- 明治四十一年勅令第二百二十八號(農商務省ニ臨時職員設置ノ件)中改正 (勅)第七十一號(三) 七一
- 明治三十九年勅令第五十八號(山林事務ニ關スル臨時職員ノ件)中改正 (勅)第七十四號(三) 七四
- 明治三十九年勅令第五十九號(足尾國有林復舊事業ニ關スル職員設置ノ件)中改正 (勅)第七十五號(三) 七四
- 明治三十九年勅令第五十號(遠洋漁業獎勵ニ關スル職員設置ノ件)中改正 (勅)第八十五號(三) 八三
- 明治三十八年勅令第七十六號(臨時專用漁業免許處分調査ニ關スル職員ノ件)中改正 (勅)第八十六號(三) 八四
- 臨時礦物調査ニ關スル職員ノ件 (勅)第七十七號(三) 七六
- 明治三十九年勅令第七十一號(屠畜取締ニ關スル職員ノ件)中改正 (勅)第二百六十九號(六) 三八二
- 明治四十二年勅令第七十三號(遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁獲業ノ種類、船舶ノ噸數及漁獲場所ニ關スル制限並ニ漁獲職員ノ資格及定員ニ關スル件)中改正 (勅)第四百十七號(一〇) 五五〇
- 選信管理局官制制定海軍局官制、通信官署官制及明治四十二年勅令第九十七號(郵便貯金局及通信官署職員定員ノ件)廢止 (勅)第九十號(三) 八八
- 海員審判所職員定員及任用令中改正 (勅)第七十一號(三) 二二八
- 郵便貯金局、選信管理局及通信官署職員ノ特別任用ニ關スル件 (勅)第七十號(三) 二二六
- 明治四十二年勅令第二百十五號(船舶内ニ設置シタル通信官署ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅)第五百五十七號(三) 二〇五
- 明治四十二年勅令第二百十六號(交通至難ノ場所ニ設置シタル通信官署ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅)第五百五十八號(三) 二〇六
- 明治三十一年勅令第二百六號(海軍局職員ニ在清國領事館附ヲ命スル件)中改正 (勅)第九十五號(三) 九八
- 明治三十五年勅令第二百六號(在清國帝國領事館附海軍局職員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅)第五百五十六號(三) 二〇四
- 在清國帝國領事館附海軍局職員手當給與ニ關スル手續中改正 (省)選信第十八號(三) 一〇〇

- 明治三十三年勅令第二百六十八號(地方測候所職員ニ關スル件)中改正 (勅)第二百七十一號(六) 三八四
- 海軍現役將校同相當官ニシテ選信省所管商船學校職員ニ任セラレタル者ニ關スル件 (勅)第二百六十二號(六) 三七四
- 明治四十三年勅令第三百十九號(朝鮮總督府設置ニ關スル件)第五項ノ職員ヲ任用スル場合ニ於ケル官等ニ關スル件 (勅)第三百八十九號(九) 五三二
- 朝鮮總督府所屬官署職員ニ任セラレタル陸海軍現役將校同相當官ニ關スル件 (勅)第三百八十一號(九) 五三二
- 朝鮮總督府及所屬官署職員特別任用令 (勅)第三百九十四號(九) 五三〇
- 建築及土木事務ヲ掌理セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅)第三百七十三號(九) 五二二
- 統監府及所屬官署職員特別給與令制定統監府及理事廳職員給與令廢止 (勅)第六十二號(三) 二〇八
- 朝鮮總督府職員ノ交際手當ニ關スル件 (勅)第三百八十五號(九) 五二四
- 朝鮮總督府及其所屬官署ノ職員ニシテ通譯ノ事ヲ兼掌スル者ノ特別手當ニ關スル件 (勅)第三百八十七號(九) 五二五
- 朝鮮總督府及所屬官署職員ノ宿舍料ニ關スル件 (勅)第三百九十二號(九) 五二九
- 明治四十年勅令第五十號(統監府及所屬官署職員ノ俸給、手當及宿舍料前金渡ノ件)中改正 (勅)第四百十三號(九) 五四五
- 朝鮮總督府及所屬官署職員ノ服制ニ關スル件 (勅)第四百五號(九) 五三八
- 朝鮮總督府鐵道局職員特別任用令 (勅)第三百九十五號(九) 五三一
- 朝鮮總督府裁判所職員定員令 (勅)第三百六十五號(九) 五〇三
- 朝鮮人タル朝鮮總督府裁判所職員ノ任用ニ關スル件 (制)第七號(一〇) 六
- 委任及判任待遇統監府監獄職員給與令中改正 (勅)第三百九十號(九) 五二七
- 明治四十二年勅令第二百五十九號(統監府裁判所及統監府監獄ノ職員タル韓國人ノ任用分限及給與ニ關スル件)中改正 (勅)第六十四號(三) 二二二
- 同上 (勅)第七十八號(三) 二二三
- 統監府警察官署職員ノ官等等級ニ關スル件 (勅)第三百號(六) 四一五
- 同上中改正 (勅)第四百二號(九) 五三三
- 統監府警察官署ノ職員タル韓國人ノ任用分限及給與ニ關スル件 (勅)第三百三號(六) 四一八
- 統監府警察官署職員ノ俸給等ノ支給ニ關スル件 (勅)第二百九十九號(六) 四一五
- 朝鮮總督府平壤鐵道所職員ノ特別任用ニ關スル件 (勅)第四百一號(九) 五二五
- 舊韓國在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件 (勅)第三百二十二號(八) 四三三
- 朝鮮總督府通信官署職員特別任用令 (勅)第三百九十七號(九) 五三二

- 交通至難ノ場所ニ在勤スル朝鮮總督府通信官署職員ノ手當ニ關スル件 (勅)第三百八十八號(九) 五二六
- 明治四十一年勅令第二百二十二號(臺灣ノ官租調査ノタメ臨時職員設置ノ件)廢止 (勅)第二百一號(四) 二五〇
- 明治四十二年勅令第九十七號(臺灣ノ移民事務ニ從事スル職員設置)改正 (勅)第二百三十號(五) 二八六
- 臺灣ノ林野整理事務ニ從事スル職員設置 (勅)第二百三十一號(五) 二八七
- 臺灣總督府阿里山作業所職員特別任用ノ件 (勅)第二百十四號(五) 二六五
- 臺灣總督府職員加俸支給規則及明治三十七年勅令第三十五號(東京帝國大學農科大學附屬臺灣演習林在勤職員加俸支給ノ件)廢止 (勅)第三百三十七號(三) 一七七
- 臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令改正 (勅)第六百六十七號(三) 二二三
- 明治三十三年勅令第二百一十一號(臺灣總督府海港檢疫所職員制服ノ件)中改正 (勅)第三百三十一號(三) 二二九
- 行政裁判所ニ臨時職員配置 (勅)第六百十六號(三) 一一四
- 鐵道院職員上衣及外套襟章 (閣)第一號(一) 一
- 神部署職員俸給支給規則中改正 (省)內務第十一號(三) 四〇
- 內務省所管旅費規則設定明治三十年勅令第二十號(學校職員及市町村吏員等國庫ノ用務ヲ以テ旅行ノトキ旅費支給ノ件)外五件廢止 (訓)內務第六號(七) 二二三
- 朝鮮總督府臨時土地調査局等ノ職員ニ任セラレタル陸軍現役將校同相當官中定員外タル件 (達)陸軍第四十號(一〇) 三三九
- 明治三十九年陸軍第四十七號(馬政局職員タル陸軍現役將校同相當官ハ軍馬補充部本部ノ定員外トスル件)廢止 (達)陸軍第二十五號(六) 一六三
- 平艦職員勤務令中改正 (達)海軍第七十五號(六) 一六五
- 公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則中改正 (省)文部第五號(三) 六一
- 在外國郵便局職員手當給與細則中改正 (省)遞信第十七號(三) 一〇〇
- 船舶職員法施行細則中改正 (省)遞信第八十號(八) 五八
- 船舶職員試驗規程中改正 (省)遞信第四十四號(三) 一〇八
- 同上 (省)遞信第八十一號(八) 五三二
- 船舶職員試驗執行官廳及期日設定明治三十五年告示第二百六十四號(同件)廢止 (省)遞信第四百五十六號(三) 七六
- 通信官署職員共濟組合規則中改正 (省)遞信第十五號(三) 九九
- 在外指定學校職員ノ職務及服務ニ關スル件 (府)統監第二十五號(六) 一五二
- 明治四十年府令第十三號(統監府及所屬官署職員ノ加俸額ニ關スル件)廢止 (府)統監第十一號(四) 六五
- 朝鮮總督府及所屬官署職員ノ加俸ニ關スル件 (府)朝鮮總督第十五號(一〇) 二五一
- 明治四十二年府令第四十七號(委任及判任待遇統監府監獄職員及統監府巡查ノ加俸額ニ關スル件)中改正 (府)統監第十二號(四) 六五

- 委任及判任待遇統監府監獄職員旅費規則中改正 (府)統監第四十五號(八) 二〇二
- 朝鮮總督府及所屬官署職員宿舎料支給規則 (府)朝鮮總督第二十五號(一〇) 二六二
- 明治三十九年府令第二十三號(統監府及所屬官署職員ノ禮章)中改正 (府)統監第一號(一) 一
- 同上 (府)統監第十號(四) 六四
- 各道憲惠醫院職員定員 (訓)朝鮮總督第一號(一〇) 三六
- 朝鮮總督府鐵道局職員救濟組合規則 (訓)朝鮮總督第二十五號(一〇) 三六八
- 殘務整理ノ命セラレタル懲戒職員ノ件 (訓)統監第十五號(九) 三二一
- 臺灣總督府土木部職員徽章佩用規程 (府)臺灣總督第四十八號(五) 一三四
- 臺灣總督府巡查、巡查補及判任待遇監獄職員懲戒規程中改正 (府)臺灣總督第六十二號(八) 二二三
- 明治四十一年府令第四十三號(南滿洲鐵道株式會社設立在外指定學校職員ノ職務及服務及俸給ニ關スル件)中改正 (府)關東都督第十七號(六) 一五六
- 釜山居留民團立牧島尋常小學校在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第三十九號(四) 九五六
- 京城居留民團立櫻井尋常小學校在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第五十號(四) 九六一
- 華州學校組合立義州尋常小學校在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)朝鮮總督第五十五號(三) 三五四
- 水原學校組合立尋常高等小學校在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第一百八十八號(六) 二八二
- 清津日本人會立清津尋常高等小學校在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第一百五十二號(七) 三九六
- 定州學校組合立尋常小學校在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第二百六號(九) 一八〇〇
- [職務]
- 明治三十三年勅令第一百一十一號(行政裁判所評定官並書記ノ員數及職務ノ件)中改正 (勅)第一百十五號(三) 一一三
- 警察官吏職務應接ニ關スル件 (勅)第四百二十七號(二) 五五九
- 明治三十一年達第百五號(一等下士ノ准士官職務心得解除ニ關スル件)廢止 (達)海軍第一百十一號(八) 一九五
- 在外指定學校職員ノ職務及服務ニ關スル件 (府)統監第二十五號(六) 一五二
- 警察ニ關スル規定中理事官ニ關シタル職務執行ノ件 (府)統監第三十八號(七) 一六二
- 統監府中學校長職務規程 (訓)統監第三號(四) 九七
- 財務官吏職務執行ノ際注意ノ件設定度支部訓令第十四號(財務官吏検査規程)廢止 (訓)朝鮮總督第六十二號(二) 六〇六

- 明治四十一年府令第四十三號(南滿洲鐵道株式會社設立在外指定學校職員ノ職務並服務及俸給ニ關スル件)中改正 (府)關東都督第十七號(六) 一五八
- 新潟地方裁判所管内長岡區裁判所公證人ノ職務執行 (告)司法第三號(二) 五七
- 〔職權〕
- 出版法及新聞紙法中內務大臣ノ職權ヲ樺太廳長官ヲシテ行ハシムル件 (勅)第三百四十五號(九) 四六六
- 〔職工〕
- 砲兵工廠職工扶助令中改正 (勅)第九十八號(四) 二四六
- 職工人夫給與規則中改正 (達)海軍第四十二號(四) 七四
- 同上 (達)海軍第百號(七) 一八九
- 清韓樺太派遣職工人夫給與規則中改正 (達)海軍第百三號(七) 一九一
- 明治三十三年第四號(職工賃錢等級表)中改正 (達)海軍第四十三號(四) 七五
- 韓國ニ於テ海軍ノ施設事業ニ必要トスル工事、運搬又ハ物件並ニ職工人夫供給請負競争加入者資格 (省)海軍第一號(四) 一三三
- 製材職工定大規則中改正 (訓)農商務第十二號(五) 一四七
- 〔職名〕
- 海軍卒職名等級表中改正 (勅)第二百四十二號(五) 三〇二
- 海軍武官階級及海軍卒職名等級表中改正ニ付海軍諸法令中信號兵曹ハ兵曹、信號兵ハ水兵トス (陸)海軍第七十一號(六) 一六五
- 〔職制〕
- 諸陵寮主殿寮出張所職制中改正 (省)宮内第三號(三) 三三
- 同上 (省)宮内第六號(七) 四二九
- 同上 (省)宮内第十四號(二) 六六一
- 勅任待遇委任待遇宮内職員職制中改正 (省)宮内第二號(三) 三三
- 判任待遇等外宮内職員職制中改正 (省)宮内第四號(三) 三四
- 同上 (省)宮内第七號(七) 四三〇
- 同上 (省)宮内第十八號(二) 六六四
- 〔囑託〕
- 明治四十年勅令第五十八號(樺太廳ニ於ケル技師屬技手増置並ニ囑託員雇員使用ノ件)中改正 (勅)第百十九號(三) 二二〇
- 明治三十五年省令第十號(不動産登記ノ囑託ニ就キ官吏指定)中改正 (省)大藏第二十五號(五) 一六六
- 同上 (省)大藏第四十號(八) 五二〇
- 明治三十五年省令第四號(陸軍省所管ニ係ル不動産ノ登記囑託ニ就キ官吏指定ノ件)中改正 (省)陸軍第四號(六) 一九九
- 明治四十年省令第十四號(不動産ノ登記ノ囑託ニ就キ官吏指定ノ件)中改正 (省)農商務第二十四號(二) 六二九
- 不動産ノ登記ノ囑託ニ就キ官吏指定明治三十五年省令第五號(同件)廢止 (省)逓信第五十號(三) 一〇九
- 明治三十八年告示第八十四號(土地登記ノ囑託ニ就キ官吏指定)中改正 (告)臺灣總督第五十七號(五) 二二五

- 同上 (告)臺灣總督第六十六號(五) 二二九
- 〔食卓料、食費、食料〕
- 朝鮮總督府所屬光濟號乘組員ニ給スル食卓料ニ關スル件 (勅)第三百九十三號(九) 五二九
- 朝鮮總督府所屬光濟號船長以下乘組員食卓料ノ件 (訓)朝鮮總督第四十九號(一〇) 四三四
- 水路測量ノタメ臺灣、樺太、韓國及清國各沿岸へ出張スル者ニ支給スル旅費ノ日當、宿泊料及食卓料ノ件 設定明治三十七年達第六十號(水路測量ノタメ臺灣及其附近ニ出張スル者旅費ノ件)及明治三十九年達第九十號(韓國、清國及樺太島各沿岸測量ノタメ出張スル者ニ明治三十七年達第六十號適用ノ件)廢止 (達)海軍第百一號(七) 一八九
- 水路測量ノタメ内地沿岸へ出張スル者ニ支給スル旅費ノ日當、宿泊料及食卓料 (達)海軍第百二十六號(九) 三三四
- 明治四十年達第十八號(判任官以下宿直及其他ノ場合ニ於ケル食料支給方)中改正 (達)海軍第八十五號(六) 一七五
- 廳又ハ支廳ニ留置スル囚人刑事被告人等ノ食費廳長ニ於テ其額定メ方 (府)臺灣總督第五十六號(七) 一六七
- 〔助教〕
- 旅順工科學堂關東都督府中學校又ハ關東都督府高等女學校ノ教授助教教授論又ハ講師ノ俸給支給等ニ關スル件 (勅)第二百二十七號(五) 二八三
- 臺灣小學校助教、臺灣公學校訓導長給與規則中改正 (府)臺灣總督第三十五號(五) 一一〇
- 〔助産婦〕
- 臺北醫院ニ於テ助産婦ノ講習開始 (告)臺灣總督第十七號(二) 四四四
- 〔史料〕
- 明治三十八年勅令第九十五號(史料編纂ニ關スル職員ノ件)中改正 (勅)第六十九號(三) 六九
- 〔實用新案〕
- 特許法意匠法實用新案法、商標法、著作權法朝鮮ニ施行 (勅)第三百三十五號(八) 四五一
- 特許法、意匠法及實用新案法ヲ朝鮮ニ施行スルコトニ關スル件制定韓國特許令、韓國意匠令及韓國實用新案令廢止 (勅)第三百三十六號(八) 四五一
- 〔實務〕
- 海軍機關少尉候補生實務練習規則中改正 (達)海軍第三十九號(四) 七二
- 〔實業〕
- 小學校程度ノ實業教育ニ關シ成績顯著ナル者ニ小學校教育成績狀規程準用 (省)文部第十號(四) 一三四
- 明治四十三年開設スヘキ實業學科教員夏期講習會ノ學科學科科目等 (告)文部第百七十三號(六) 二八〇
- 〔執務〕
- 朝鮮總督府及其所屬官廳ノ執務時間ニ關スル件 (閣)第十六號(三) 四一

明治四十三年 索引 (食卓料、食費、食料) (助教) (助産婦) (史料) (實用新案) (實務) (實業) (執務) 三六七

- 朝鮮總督府及所屬官署職務時間 (府)朝鮮總督第五十九號(三) 四二
- 明治三十一年府令第六十六號(臺灣總督府及其所屬各官廳職務時間)中改正 (府)臺灣總督第八十四號(三) 四三六
- 臺灣總督府稅關職務時間 (府)臺灣總督第八十五號(三) 四三九
- 檢查員執務規程中改正 (訓)農商務第十號(五) 一四六
- 糖業改良事務局官制中改正 (勅)第八十七號(三) 八五
- 元理事廳所管事務引繼手續 (訓)朝鮮總督第二十二號(一〇) 三六六
- 元觀察道府所管事務引繼手續 (訓)朝鮮總督第二十三號(一〇) 三六七
- 元漢城府所管事務引繼手續 (訓)朝鮮總督第二十四號(一〇) 三六七
- 〔事務官〕**
- 明治四十年勅令第二百七十四號(府縣事務官補ノ特別任用ニ關スル件)中改正 (勅)第百七十六號(三) 三三三
- 港務部長タル府縣事務官ノ特別任用ニ關スル件 (勅)第百七十四號(三) 三三〇
- 明治四十年勅令第二百七十五號(山林事務官補特別任用ノ件)中改正 (勅)第百六十九號(三) 三二五
- 明治四十年勅令第四百四號(日本大博覽會事務總長及事務官等俸給ノ件)廢止 (勅)第百三十四號(三) 三二二
- 電氣事務官特別任用令中改正 (勅)第二百十六號(五) 二六六
- 通信事務官通信事務官及通信事務官特別任用令、海軍事務官特別任用令及鐵道書記補、通信手特別任用令廢止 (勅)第百七十號(三) 二二六
- 京畿道事務官、書記、技手並ニ府事務官、通譯官、府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十一號(一〇) 三九七
- 忠清北道事務官、書記、技手並ニ郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十二號(一〇) 四〇〇
- 忠清南道事務官、技師、書記、技手並ニ郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十三號(一〇) 四〇一
- 全羅南道同上 (訓)朝鮮總督第三十五號(一〇) 四〇六
- 全羅北道事務官、技師、書記、技手並ニ府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十四號(一〇) 四〇四
- 慶尙北道事務官、書記、技手並ニ府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十六號(一〇) 四〇九
- 慶尙南道事務官、技師、書記、技手並ニ府事務官、府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十七號(一〇) 四二二
- 黃海道事務官、書記、技手並ニ郡書記定員 (訓)朝鮮總督第三十八號(一〇) 四二四
- 江原道同上 (訓)朝鮮總督第三十九號(一〇) 四二六
- 平安南道事務官、書記、技手並ニ府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第四十號(一〇) 四二八
- 平安北道同上 (訓)朝鮮總督第四十一號(一〇) 四三〇
- 咸鏡南道同上 (訓)朝鮮總督第四十二號(一〇) 四三三
- 咸鏡北道事務官、技師、書記、技手並ニ府郡書記定員 (訓)朝鮮總督第四十三號(一〇) 四三三

〔事業手〕

- 明治三十一年勅令第三百五十八號(千島諸島ニ在ルスル北海道廳ノ支廳長、技手、警部、巡查、森林監守、事業手及月長兼生、雇員ニ手當給與ノ件)中改正 (勅)第十八號(三) 一七
- 明治三十年勅令第三百三十三號(北海道廳ノ事業ニ要スル經費豫算内ニ於テ事業手設置ノ件)中改正 (勅)第二百二十六號(五) 二八二
- 〔獸醫〕**
- 陸軍兵籍規則改正明治三十五年省令第二十號(陸軍見習醫官、藥劑官、獸醫官、各部依託學生生徒、諸候補生及諸生徒ヲ常備兵籍ニ編入)廢止 (省)陸軍第二號(五) 一七〇
- 兵器取扱規則及獸醫材料取扱規則中改正 (達)陸軍第十五號(四) 六八
- 獸醫材料取扱規則中改正 (達)陸軍第三十三號(八) 一九三
- 第四十四回獸醫免許試驗並ニ第三十四回蹄鐵工免許試驗舉行地及期日 (告)農商務第二十一號(一) 二二
- 〔獸疫〕**
- 明治三十二年告示第五十三號(獸疫豫防規則ニ依リ撲殺セル獸類ニ對シテ下付スヘキ手當金標準)中改正 (告)臺灣總督第一號(一) 二五二
- 〔收入〕**
- 明治三十三年告示第四十一號(領事官ノ徵收スル手数料及出張費用ヲ收入印紙ニテ納付セシムルコトヲ得ル地指定)中追加 (告)外務第六號(八) 一四四
- 明治三十三年訓令第二十七號(諸收入收納取扱規程)中追加 (訓)大藏第十七號(六) 一五九
- 關稅噸稅及稅關雜收入取扱規程中改正 (訓)大藏第二十二號(九) 三〇五
- 明治三十六年達第百三十四號(委任仕拂命令官、徵入徵收官收入官吏ノ件)中改正 (達)海軍第三十號(三) 五二
- 同上 (達)海軍第六十五號(三) 二八七
- 收入印紙賣捌規則中改正 (省)逓信第二十三號(三) 一〇一
- 法令ノ規定ニ依リ國庫ニ歸屬シタル收入印紙及郵便切手類引渡方 (訓)逓信第一號(三) 六
- 朝鮮總督府稅關、稅關支署及稅關出張所ニ於テ收入スル關稅噸稅、船稅及稅關雜收入取扱方 (訓)朝鮮總督第五十二號(一〇) 四三三
- 明治四十二年告示第四十二號(郵便切手類及收入印紙賣捌規則第二條ニ依ル收入印紙ノ賣捌ヲ爲ス郵便局所名)中追加 (告)統監第六十四號(四) 九七九
- 舊韓國政府發行收入印紙使用方 (告)朝鮮總督第九十五號(二) 三五六
- 臨時打狗ニ臺灣廳出張所設置砂糖、糖蜜、糖水ノ檢査及消費稅收入ニ關スル事項ヲ取扱フ (告)臺灣總督第六十六號(二) 三五六
- 郵便切手類及收入印紙賣捌規則 (府)關東都督第六號(四) 九四

- 明治四十一年府令第二十五號(收入印紙ヲ以テ納ムキ手數料ノ種目)中追加 (府)關東都督第四十號(二) 三九一
- 明治三十三年訓令第二十七號(諸收入收納取扱規程)中追加 (訓)大藏第十七號(六) 一五九
- 明治四十二年省令第五號(退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者犯罪若クハ就職ノ場合ニ於ケル通知方)中改正
- 明治二十六年訓令第九號(修身教育ニ係ルノ件)廢止
- 小學校ニ於ケル修身教科書修正編纂ニ付キ教科ノ目的貫徹方 (訓)文部第二號(三) 四三
- 明治四十年勅令第二百九十二號(裁判所、臺灣總督府法院、統監府法院及ハ理事廳及關東都督府法院共助ニ關スル費用及囚人刑事被告人押送ニ關スル件)中改正 (勅)第九十七號(四) 二四五
- 私立東京齒科醫學專門學校齒科醫師法ニ依リ指定 (告)文部第十六號(三) 三〇五
- 私立日本齒科醫學專門學校ヲ齒科醫師法ニ依リ指定 (告)文部第六十四號(六) 二七九
- 本年第一回醫術開業後期實地試驗並ニ齒科實地試驗施行地中變更 (告)文部第五十四號(五) 一〇三
- 海軍志願兵條例中改正 (勅)第二百四十號(五) 三〇〇
- 陸軍士官候補生諸生徒其他陸軍志願者身體檢査規則中改正 (省)陸軍第一號(三) 二〇
- 海軍出身志願者身體檢査格例中改正 (省)海軍第十四號(二) 六八三
- 海軍准士官下士文官志願者取扱内規格式中改正 (達)海軍第九十九號(九) 三二七
- 明治四十四年召募スヘキ士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得 (告)陸軍第二十一號(一〇) 八二四
- 海軍少主計候補生採用ニ付キ志願者出願方 (告)海軍第八號(四) 八五五
- 海軍中少主計採用ニ付キ志願者出願方 (告)海軍第十二號(六) 一七三
- 海軍中少軍醫及海軍少軍醫候補生採用ニ付キ志願者出願方 (告)海軍第十五號(七) 三〇一
- 海軍兵學校生徒志願者ニ對スル身體檢査日割 (告)海軍第九號(五) 一〇〇九
- 明治四十三年告示第二號(海軍兵學校生徒召募)及第九號(同校生徒志願者身體檢査及學術試驗施行地名)中變更 (告)海軍第十四號(六) 二七五

- 海軍經理學校生徒志願者ニ對スル身體檢査日割 (告)海軍第三號(三) 三〇〇
- 海軍機關學校生徒志願者ニ對スル身體檢査日割 (告)海軍第六號(四) 八三三
- 明治三十二年勅令第三百七十四號(砂防法第十一條ノ地租其他ノ公課減免ニ關スル件)中改正
- 砂防工事施行區域 (勅)第七號(三) 六
- 同上 (告)內務第五十八號(四) 七七六
- 同上 (告)內務第七十七號(五) 一〇〇〇
- 同上 (告)內務第三百二十七號(三) 三三六
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告)內務第三十八號(三) 四七四
- 同上 (告)內務第五十七號(四) 七七六
- 同上 (告)內務第六十一號(四) 七七七
- 同上 (告)內務第七十六號(五) 一〇〇〇
- 同上 (告)內務第九十七號(七) 二九四
- 同上 (告)內務第二百二十七號(二) 三三三
- 明治三十四年告示第七十號(砂防設備ヲ要スル土地指定)中解除 (告)內務第五號(二) 三三
- 砂防設備ヲ要スル土地指定區域中解除 (告)內務第二十八號(二) 二九二
- 同上並ニ治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止若クハ制限スヘキ土地指定 (告)內務第二十九號(三) 二九二
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止若クハ制限スヘキ土地指定區域中解除 (告)內務第三十號(三) 二九三
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止制限スヘキ土地指定 (告)內務第六十二號(四) 八〇三
- 砂鑛區稅法 (法)第九號(三) 三三
- 鑛業及砂鑛業附屬ノ事業ニアラスシテ鑛物並ニ砂鑛ヲ製鍊スル者一箇年工程報告方設定明治三十七年訓令第九號(鑛物、砂鑛製鍊者一箇年工程報告雜形)廢止 (訓)農商務第二十八號(一〇) 三三四
- [上衣]〇フノ部服制ノ類ニ載ス
- 待命陸軍將校同相當准士官ノ服役及召集ニ關スル件 (勅)第八十三號(三) 三三八
- 海軍准士官下士任用進級條例中改正 (勅)第二百六十四號(六) 三七六
- 海軍准士官下士任用進級取扱規則中改正 (達)海軍第七十二號(六) 一五五
- 豫備役後備陸軍將校同相當准士官下士兵卒歸休兵及補充兵役ニ在ル者ニシテ朝鮮又ハ樺太ニ居住スル者ニ對シ當分ノ内勤務演習召集及團點呼ヲ行ハス (省)陸軍第九號(九) 五四四
- 陸軍士官候補生諸生徒其他陸軍志願者身體檢査規則中改正 (省)陸軍第一號(三) 二〇

- 海軍上長官士官任用進級取扱規則中改正 (達)海軍第七十三號(六) 一六五
- 海軍上長官士官任用進級取扱規則別表改正 (達)海軍第七十八號(六) 一七〇
- 海軍准士官以上履歷書及身上取扱規則追加 (達)海軍第十九號(三) 四七
- 海軍准士官下士文官志願者取扱内規舊式中改正 (達)海軍第二百二十九號(七) 三三七
- 海軍兵曹長同相當官准士官配屬命規則追加 (達)海軍第一百號(八) 一九五
- 明治三十一年達第五百五號(一)等下士ノ准士官職務心得解除ニ關スル件(廢止) (達)海軍第一百十一號(八) 一九五
- 明治四十四年召募スヘキ士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得 (告)陸軍第二十一號(二)二八四
- 明治三十二年省令第十九號(商法第六十二條中三掲クル書類ノ件)中改正同年告示第七十八號(海員名簿其他ノ書類ニ關シ認可申請場所ノ件)廢止 (省)逕信第四十六號(三) 一〇八
- 特許法、意匠法、實用新案法、商標法、著作權法朝鮮ニ施行 (勅)第三百三十五號(八) 四五一
- 商標法ヲ朝鮮ニ施行スルコトニ關スル件制定韓國國標令廢止 (勅)第三百三十七號(八) 四五四
- 商務官官制 (勅)第三百五號(七) 四二二
- 商務官ノ給與及經費等ニ關スル件 (勅)第三百七號(七) 四二三
- 勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル商務官ノ待遇給與及經費等ニ關スル件 (勅)第三百八號(七) 四二四
- 商務官特別任用令 (勅)第三百九號(七) 四二五
- 明治三十二年省令第十四號(土地登記簿、工場財團登記簿、礦業財團登記簿、建物登記簿及商業登記簿ノ體本又ハ抄本ノ請求ニ關スル手續料ノ件)追加 (省)司法第六號(四) 一三三
- 橫濱地方裁判所管內橫濱區裁判所神奈川出張所所屬商業登記事務取扱方 (省)司法第二號(三) 二
- 高等小學校農業商業兩教科目加設ノ趣旨貫徹方 (訓)文部第二十六號(三) 六〇四
- 商事非訟事件印紙法中改正 (法)第十六號(三) 四四
- 補助航海ニ從事スル商事會社ニ關スル件 (法)第三十二號(三) 六四
- 陸軍將校分限令中改正 (勅)第八十二號(三) 三三六
- 朝鮮總督府所屬官署職員ニ任セラレタル陸海軍現役將校同相當官ニ關スル件 (勅)第三百八十一號(九) 五三三
- 商務官官制 (勅)第三百五號(七) 四二二
- 商務官ノ給與及經費等ニ關スル件 (勅)第三百七號(七) 四二三
- 勅任官又ハ奏任官ノ待遇ヲ受クル商務官ノ待遇給與及經費等ニ關スル件 (勅)第三百八號(七) 四二四
- 商務官特別任用令 (勅)第三百九號(七) 四二五
- 明治三十二年省令第十四號(土地登記簿、工場財團登記簿、礦業財團登記簿、建物登記簿及商業登記簿ノ體本又ハ抄本ノ請求ニ關スル手續料ノ件)追加 (省)司法第六號(四) 一三三
- 橫濱地方裁判所管內橫濱區裁判所神奈川出張所所屬商業登記事務取扱方 (省)司法第二號(三) 二
- 高等小學校農業商業兩教科目加設ノ趣旨貫徹方 (訓)文部第二十六號(三) 六〇四
- 商事非訟事件印紙法中改正 (法)第十六號(三) 四四
- 補助航海ニ從事スル商事會社ニ關スル件 (法)第三十二號(三) 六四
- 陸軍將校分限令中改正 (勅)第八十二號(三) 三三六
- 朝鮮總督府所屬官署職員ニ任セラレタル陸海軍現役將校同相當官ニ關スル件 (勅)第三百八十一號(九) 五三三

- 待命陸軍將校同相當官准士官ノ服役及召集ニ關スル件 (勅)第八十三號(三) 三三八
- 明治四十年勅令第九十四號(帝國大學醫科大學教授又ハ日本赤十字社本社附屬病院ノ院長若クハ副院長ト爲リタル陸海軍現役衛生部將校相當官ニ關スル件)中改正明治三十九年勅令第二百六號(陸軍現役將校同相當官ニシテ馬政局職員ニ任セラレタル者ニ關スル件)廢止 (勅)第二百九十三號(六) 四〇八
- 海軍現役將校同相當官ニシテ逕信省所管商船學校職員ニ任セラレタル者ニ關スル件 (勅)第二百六十二號(六) 三七四
- 鐵道聯隊所屬ノ將校以下ヲシテ公共團體ノ經營スル輕便鐵道業務ニ從事セシムル場合ニ關スル件 (勅)第三百十七號(八) 四三〇
- 豫備役後備役陸軍將校同相當官准士官下士兵卒歸休兵及補充兵役ニ在ル者ニシテ朝鮮又ハ樺太ニ居住スル者ニ對シ當分ノ内勤務演習召集及簡閱點呼ヲ行ハス (省)陸軍第九號(七) 五四四
- 陸軍將校乘馬令施行規則中改正 (達)陸軍第七號(三) 三三
- 陸軍將校同相當官實役停年名簿及服役停年名簿編纂規則中改正 (達)陸軍第二十二號(五) 七七
- 明治三十九年陸軍第四十七號(馬政局職員タル陸軍現役將校同相當官ハ軍馬補充部本部ノ定員外トスル件)廢止 (達)陸軍第二十五號(六) 一六三
- 朝鮮總督府臨時土地調查局等ノ職員ニ任セラレタル陸軍現役將校同相當官中定員外タル件 (達)陸軍第四十號(二) 三九
- 產馬獎勵規程中改正 (勅)第四百十七號(一〇) 五五〇
- 產馬獎勵規程中改正 (勅)第四百十七號(一〇) 五五〇
- 賞與 (勅)第二十號(三) 一九
- 警察賞與規則施行細則中改正 (省)內務第六號(三) 三九
- 警察賞與規則施行細則中改正 (省)內務第三十二號(三) 六六八
- 賞勳局官制中改正 (勅)第三十一號(三) 三三
- 明治四十三年度ニ於テ產牛獎勵規程ニ依ル賞金授與ノ申請ヲ爲サントスル者申請書差出方 (告)農商務第六十號(三) 六二〇
- 明治三十九年統監府令第一號(郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、鐵道船舶郵便法及電信法ノ施行ハ逕信省令及告示ニ依ル件)廢止 (府)朝鮮總督第十九號(一〇) 二五三
- 遠洋漁業獎勵法中改正 (法)第二十號(三) 四九
- 明治三十九年勅令第五十號(遠洋漁業獎勵ニ關スル職員設置ノ件)中改正 (勅)第八十五號(三) 八三
- 明治四十二年勅令第七十三號(遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁獲業ノ種類、船舶ノ噸數及漁獲場所ニ關スル制限並ニ漁獲職員ノ資格及定員ニ關スル件)中改正 (勅)第四百十七號(一〇) 五五〇
- 產馬獎勵規程中改正 (勅)第四百十七號(一〇) 五五〇

- 免因保護事業獎勵費ヲ受ケントスル者出願方 (告) 司法部第二十七號(五) 一〇二四
- 公有林野造林獎勵規則 (省) 農商務第四號(三) 七五
- 耕地整理及土地改良獎勵費規則中改正 (省) 農商務第一號(三) 七〇
- 桑園増殖獎勵費交付規則中改正 (省) 農商務第二號(三) 七三
- 産牛獎勵規程中改正 (省) 農商務第十七號(七) 五〇八
- 明治四十三年度ニ於テ産牛獎勵規程ニ依ル貸金授與ノ申請ヲ爲サントスル者申請書差出方 (告) 農商務第六十號(三) 六三〇
- 煙草耕作獎勵規程改正 (府) 臺灣總督第六十八號(一〇) 二七七
- 明治四十三年度糖業獎勵金ノ歩合 (告) 臺灣總督第六十六號(九) 二八〇
- 樟腦樟腦油ノ賣渡代金延納ニ關スル件 (勅) 第十一號(三) 一一
- 明治三十三年律令第十二號(樟腦樟腦油及食鹽賣渡代金延納ニ關スル件)中改正 (律) 第一號(三) 一
- 粗製樟腦樟腦油賣渡法施行細則中改正 (省) 大藏第六號(三) 四
- 粗製樟腦樟腦油補償金露藏貯下ノ分設定 (告) 臺灣總督第九十八號(八) 一五四五
- 粗製樟腦樟腦油賣渡法第三條ニ依ル補償金中改正 (告) 臺灣總督第九十八號(八) 一五四六
- 同上補償金南投貯下ノ分改正 (告) 臺灣總督第一號(八) 一五四六
- 五分利付國債償還ノ場合ニ於テ債權者ノ望ニ依リ四分利公債交付ノ件 (省) 大藏第二十三號(五) 一六五
- 寄託又ハ供託ニ係ル國債ノ償還元金代リ新公債交付ニ關スル特別取扱規程 (省) 大藏第二十六號(五) 一六七
- 郵便官署保管國債ノ償還元金代リ新公債引換取扱規程 (省) 逓信第六十三號(五) 一八五
- 海軍、整理兩公債償還金額 (告) 大藏第三十號(三) 四八一
- 公債償還 (告) 大藏第七十一號(五) 一〇〇六
- 同上 (告) 大藏第七十二號(五) 一〇〇六
- 第二回國庫債券償還 (告) 大藏第二十二號(三) 二九八
- 第二回發行國庫債券全部及明治三十七年發行煙草專賣法國庫債券全部償還 (告) 大藏第九十三號(七) 三〇一
- 舊總武鐵道株式會社第二回社債償還額 (告) 大藏第五十一號(四) 八二〇
- 舊總武鐵道株式會社第二回社債ノ内償還額 (告) 大藏第九十三號(七) 三〇一
- 釀造試驗所官制中改正 (勅) 第四十四號(三) 四四
- 朝鮮總督府度支部釀造試驗所及煙草試作場名稱位置 (告) 朝鮮總督第二十六號(一〇) 二二九

- 鹽、鹽藏魚類及製成醬油ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方設定明治四十二年訓令第二十五號(鹽及鹽藏魚類ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方)廢止 (訓) 大藏第二十號(九) 二九七
- 陸軍常備隊配備表中改正 (軍) 陸第一號(三) 一
- 陸軍兵籍規則改正明治三十五年省令第二十號(陸軍見習醫官、藥劑官、獸醫官、各部依託學生生徒、諸候補生及諸生徒ヲ常備兵籍ニ編入)廢止 (省) 陸軍第二號(四) 一七〇
- 野戰砲兵射擊教範改正 (軍) 陸第八號(二) 三五
- 野砲小銃及拳銃射擊規則中改正 (達) 海軍第二十五號(三) 五〇
- 舊總武鐵道株式會社第二回社債ノ内償還額 (告) 大藏第九十三號(七) 三〇一
- 明治四十年訓令第二號(國有林野部分林規則、社寺保管林規則、國有林野委託規則及國有林野法施行規則ニ依ル事務取扱手續)中改正 (訓) 農商務第二十九號(一〇) 三二六
- 各道慈惠醫院職員定員 (訓) 朝鮮總督第一號(一〇) 三二六
- 朝鮮總督府慈惠醫院事務分掌規程 (訓) 朝鮮總督第十七號(一〇) 三二二
- 明治三十年勅令第二百四十六號(北海道廳巡查看守及北海道集治監看守ニ手當支給ノ件)中改正 (勅) 第十九號(三) 一八
- 郵便集金規則 (省) 逓信第七號(二) 六五五
- 郵便集金規則ニ依リ集金ヲ爲スル地域及集金ノ種類指定 (告) 逓信第七十七號(二) 三〇〇
- 種畜、種牡、種畜、種牛 (勅) 第八十二號(三) 八〇
- 明治三十九年勅令第二百六十七號(地方產業ニ關スル技師技手並試驗場講習所及種畜場職員ノ名稱待遇、任免及官等等級配當ノ件)中改正 (勅) 第二百七十二號(六) 三八五
- 慈惠醫院 (省) 北仁濟院、臺南慈惠院及澎湖普濟院規則中改正明治三十七年府令第五十八號(彰化慈惠院開設)及同三十九年同第六十二號(嘉義慈惠院開設)廢止 (府) 臺灣總督第二十一號(四) 七一
- 慈惠醫院 (訓) 朝鮮總督第一號(一〇) 三二六
- 朝鮮總督府慈惠醫院事務分掌規程 (訓) 朝鮮總督第十七號(一〇) 三二二
- 集治監 (明) 治三十年勅令第二百四十六號(北海道廳巡查看守及北海道集治監看守ニ手當支給ノ件)中改正 (勅) 第十九號(三) 一八
- 集金 (省) 逓信第七號(二) 六五五
- 郵便集金規則ニ依リ集金ヲ爲スル地域及集金ノ種類指定 (告) 逓信第七十七號(二) 三〇〇
- 種畜收場及種牛所官制制定種畜收場官制廢止 (勅) 第八十二號(三) 八〇
- 明治三十九年勅令第二百六十七號(地方產業ニ關スル技師技手並試驗場講習所及種畜場職員ノ名稱待遇、任免及官等等級配當ノ件)中改正 (勅) 第二百七十二號(六) 三八五

明治四十三年 索引 (醬油) (常備) (射擊) (社債) (社寺) (慈惠醫院) (集治監) (集金) (種馬) (種牡) (種畜) (種牛) 三七五

- 明治三十九年勅令第四百四號(種痘牛馬種付料ニ關スル件)中改正 (勅)第二百五十五號(三) 三六九
- 種畜種付規則中改正 (省)農商務第十一號(五) 一八四
- 種畜收場及種牛所處務規程設定種畜收場處務規程廢止 (訓)農商務第八號(四) 九四
- 臺灣總督府種畜貸下規則中改正 (府)臺灣總督第七號(三) 四
- 愛知種馬所移轉 (告)陸軍第二十五號(二) 三九六
- 大分種牛所設置 (告)農商務第二百九十七號(六) 二二八
- 種畜種付規則ニ依リ種付ヲ行フ種牛所及種畜ノ種類 (告)農商務第五百五號(九) 二七二
- 種痘
- 古物商取締法遺失物法水難救護法傳染病豫防法種痘法及明治三十三年法律第十五號(飲食物其他ノ物品取締ニ關スル件)ヲ樺太ニ施行 (勅)第二十七號(三) 二九
- 明治十九年省令第二號(種痘明細表檢査及徵集檢査表樣式)廢止 (省)內務第十二號(四) 二一九
- 輸入輸出(輸送)
- 明治三十二年勅令第三百四十二號(開港及開港ニ於テ輸出スヘキ貨物ノ指定ニ關スル件)中改正 (勅)第二百五十二號(五) 三六六
- 明治三十九年勅令第二百六十五號(關稅定率法ニ依ル製造品ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件)中改正 (勅)第四百三十九號(三) 六〇一
- 臺灣輸出稅及出港稅規則廢止 (律)第九號(二) 一三
- 明治三十四年律令第八號(砂糖、糖蜜糖水ヲ本島ヨリ内地ヘ輸出スル場合ニ關スル件)中改正 (律)第十一號(三) 一五
- 鹽、鹽藏魚類及製成醬油ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方設定明治四十二年訓令第二十五號(鹽及鹽藏魚類ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方)廢止 (訓)大藏第二十號(九) 二九七
- 新報民報新聞紙法施行ノ地域内ニ輸入又ハ移入禁止 (告)內務第九號(八) 一四六
- 自由新聞紙法施行地域内ニ輸入移入禁止 (告)內務第九號(八) 一四六
- 新世紀同上 (告)內務第九號(八) 一四六
- 明治四十二年告示第千三百四號(小包郵便ニ依リ諸外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品表)中追加 (告)遞信第三十四號(二) 三三
- 明治四十二年告示第千三百四號(小包郵便ニ依リ諸外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品表)中改正 (告)遞信第六百二十八號(五) 二〇五
- 同上 (告)遞信第六百八十號(六) 二二六
- 同上 (告)遞信第九百四十八號(九) 二七五
- 明治四十二年告示第六百六十四號(通常又ハ小包郵便ニ依リ滿國若クハ韓國ニ輸入シ又ハ滿國ヨリ輸入スルコトヲ得サル物品表)中改正 (告)遞信第九號(二) 一三

- 同上 (告)遞信第千三百八十一號(二) 三四七
- 同上 (告)遞信第千五百三十七號(三) 五三七
- 通常又ハ小包郵便ニ依リ内地、臺灣及樺太ニ移入シ若クハ滿國ニ輸入シ又ハ朝鮮ニ輸入若クハ移入スルコトヲ得サル物品 (告)朝鮮總督第八十七號(三) 五五六
- 主任
- 地方費ヲ以テ支辨スル經費ノ一部ヲ以テ主任官ニ交付スル箇所中追加 (告)關東都督第七十六號(四) 九九〇
- 主理
- 明治三十三年勅令第五百五號(常設海軍軍法會議ニ於ケル主理錄事定員ノ件)中改正 (勅)第五十一號(三) 四九
- 主計
- 明治四十四年召募スヘキ士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得 (告)陸軍第二十一號(〇) 二八二四
- 海軍中少主計採用ニ付キ志願者出願方 (告)海軍第十二號(六) 二七三
- 海軍少主計候補生採用ニ付キ志願者出願方 (告)海軍第八號(四) 八三五
- 主產物
- 國有林野主產物年期貨規則中改正 (省)農商務第十四號(六) 二二六
- 主事
- 明治三十六年勅令第二百六十三號(森林主事俸給ノ件)廢止 (勅)第三百三十五號(三) 一七
- 森林主事教範規則設定森林主事教範規則廢止 (訓)農商務第五號(四) 八九
- 授與
- 道府縣聯合共進會規則設定道府縣聯合共進會發給授與規程廢止 (省)農商務第三號(三) 七二
- 艦砲射撃、魚形水雷發射、選信術及機關高力運轉發給授與手續設定艦砲射撃及魚形水雷發射發給授與手續廢止 (達)海軍第二百二十五號(九) 三三〇
- 朝鮮總督府看守及朝鮮總督府女監取締ノ精勵證書授與ニ關シ看守、女監取締精勵證書授與規則準用竝ニ勳績期間算入方 (訓)朝鮮總督第二十號(〇) 三六五
- 狩獵法中改正 (法)第十三號(三) 三八
- 出版
- 預約出版法 (法)第五十五號(四) 二〇八
- 出版法及新聞紙法中內務大臣ノ職權ヲ樺太廳長官ヲシテ行ハシムル件 (勅)第三百四十五號(九) 四六六
- 新聞紙法及預約出版法ニ依リ管轄地方官廳ニ納ムヘキ保證金ニ充ナルコトヲ得ル有價證券ノ種類設定明治四十二年省令第十五號(新聞紙法ニ依リ管轄地方官廳ニ納ムヘキ保證金ニ充ナルコトヲ得ル有價證券ノ種類)廢止 (省)內務省第十五號(四) 一三〇